

令和2年12月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月27日】

1 森 英之（結） 15～18ページ

### 議案第78号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 亀山市職員給与条例の改正手続きについて
  - (1) 改正の目的と先議となった経緯について
  - (2) 人事院勧告と国家公務員の給与改定との関連について
  - (3) 亀山市職員組合との協議について

2 服部孝規（日本共産党） 18～23ページ

### 議案第78号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 改正理由について

### 議案第79号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

- 1 改正理由について

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月7日】

1 草川卓也（結） 39～52ページ

### 議案第85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 事業の背景と目的について
  - (2) 接種券等の個別通知などシステム改修関連経費について
  - (3) 医療従事者等への接種経費について
  - (4) 財源について
  - (5) 庁内体制について

### 議案第83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 改正の概要について

2 福沢美由紀（日本共産党） 52～60ページ

### 議案第85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 財源について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、障がい児支援事業の増額補正について
  - (1) 補正の時期について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、地域生活交通再編事業の増額補正について
  - (1) 補正の内容について

### 議案第92号 財産の取得について

- 1 亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業参加組合員に関する契約について

3 新 秀隆（公明党） 61～68ページ

### 議案第85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障がい者福祉費、自立支援事業及び地域生活支援事業の増額補正について
  - (1) 補正の内容について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第5目 心身障がい児福祉費、自立支援事業及び

地域生活支援事業の増額補正について

(1) 補正の内容について

3 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について

(1) ワクチン接種に向けた体制確保について

4 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、地域生活交通再編事業の増額補正について

(1) 委託料の増額理由について

4 前田耕一（大樹） 68～77ページ

**議案第83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について**

- 1 計画中の事業用地の場所及び面積について
- 2 事業用地における事業内容及び事業主体について
- 3 給水人口及び1日最大給水量の算出根拠について
- 4 和賀山配水池への影響について

**議案第84号 亀山市火災予防条例の一部改正について**

- 1 見直しされる急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について
- 2 新たに必要とされる基準の具体的内容について
- 3 条例改正後に対象となる市内の急速充電設備の設置台数について

5 伊藤彦太郎（勇政） 77～82ページ

**議案第84号 亀山市火災予防条例の一部改正について**

- 1 制度改正が市に与える影響について

**議案第93号 損害賠償の額を定めることについて及び議案第94号 損害賠償の額を定めることについて**

- 1 事故の原因について

**報告第18号 専決処分の報告について**

- 1 発生の原因について

6 服部孝規（日本共産党） 83～91ページ

**議案第85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について**

1 第2表 繰越明許費補正 追加、第2款 総務費、第1項 総務管理費、新庁舎整備事業 816万2千円について

(1) 繰り越す理由について

2 第2表 繰越明許費補正 追加、第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備事業6億578万3千円について

(1) 繰り越す理由について

**議案第83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について**

- 1 条例の改正が必要となった「計画中の事業」とはどんな事業なのかについて
- 2 変更する「給水人口」及び「1日最大給水量」について

7 櫻井清蔵（勇政） 91～100ページ

**議案第85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について**

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
  - (1) 新型コロナウイルスワクチンが実用化された際のワクチン接種に向けた体制確保のための経費について
    - ア 体制確保の経費の内容について
    - イ 予算の内訳について
- 2 第3表 債務負担行為補正 追加、図書館保留床購入費（追加分）について
  - (1) 新図書館建設の工期延長による図書館保留床購入費の追加分とは
- 3 第2表 繰越明許費補正 追加、第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備事業について
  - (1) 繰越額6億578万3千円の内容について

**議案第92号 財産の取得について**

- 1 図書館保留床購入について
  - (1) 亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業参加組合員に関する契約書（案）について
  - (2) 不動産調査価格報告書について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月8日】

1 森 英之（結） 104～115ページ

### 今後の市政運営について

- 1 市長4期目への挑戦について
  - (1) これまでの成果と課題について
  - (2) 4期目の取り組み重点施策について
  - (3) 亀山市の将来像について

### 都市公園の管理について

- 1 都市公園の管理方法について
  - (1) 都市公園を指定管理者による管理としている理由について
  - (2) 業務委託費用の算出について
  - (3) 遊具等の安全管理について
  - (4) 事故発生時の対応について
  - (5) 公衆トイレの洋式化について
  - (6) 施設修繕等の実施について
  - (7) 都市計画税の活用について

2 岡本公秀（新和会） 116～125ページ

### 鈴鹿関跡の国史跡への新指定について

- 1 律令制における鈴鹿関について
  - (1) 日本書紀における記述について
  - (2) 古代三関の一つとしての、古代日本における鈴鹿関の機能と重要性について
  - (3) 他の不破関（岐阜）と愛発関（福井）の発掘状況と比較してどうであるか
- 2 壬申の乱と鈴鹿関との関わりについて
- 3 鈴鹿関の発掘調査について
  - (1) 調査の経緯と経過について
  - (2) 今回、国指定の答申があったことについて、どのように捉えているか
  - (3) 今後の発掘調査について及び日本古代史の解明との関連について

### 亀山駅周辺整備事業について

- 1 1ブロック地区の今後の計画について
- 2 都市計画道路亀山駅前線の整備内容と3ブロック地区の今後の計画について
- 3 事業に関係する1及び3ブロック地区住民の理解は進んでいるのか

### 来年の市長選挙について

- 1 櫻井市長の市長選挙立候補に当たっての決意を伺う

- 2 2017年の市長マニフェストレポートについて、市長自身はどのように総括を行うのか
- 3 7分野88の新定番のうち、市民の新定番は他と比べて達成率が劣るが、どのように捉えているのか

**3 福沢美由紀（日本共産党） 126～140ページ**

**新型コロナウイルス感染症予防対策について**

- 1 市庁舎、総合保健福祉センター、図書館、医療センターなどに、体温を自動で測定するサーモグラフィーを設置することについて
- 2 他の基本的な感染予防対策において、効果や現状を検証し啓発していくことについて
- 3 感染を疑う症状があった場合の、受診の手順や注意点などをわかりやすく伝えることについて

**亀山中学校及び中部中学校の完全給食実施の検討について**

- 1 検討の内容について
- 2 教育委員会の独立性と市長の責任について

**新図書館の整備について**

- 1 整備計画の進め方について
- 2 館長、司書等の職員体制について
- 3 郷土資料コーナーについて

**4 新 秀隆（公明党） 140～149ページ**

**亀山市歴史的風致維持向上計画について**

- 1 東海道沿道の修景整備について
  - (1) 舗装の美装化等について
  - (2) 関宿等の裏道の整備について

**庁舎のIT化について**

- 1 RPA導入の進捗状況について

**地域生活支援について**

- 1 認知症高齢者等個人賠償責任保険について

**新庁舎建設について**

- 1 新庁舎の省エネ化について

**5 前田耕一（大樹） 149～160ページ**

**東海道53次の内亀山宿イラスト案内図について**

- 1 亀山宿のイラスト案内図作成の経緯と目的について
- 2 旧東海道沿道の施設がイラストと共に紹介されているが、十分な内容になっているのか
- 3 伊賀・亀山・津・松阪・鳥羽城郭めぐりスタンプラリーについて

## 第68回東海高等学校総合体育大会登山競技の開催決定について

- 1 亀山市での開催決定の経緯と会場地について
- 2 主催者と大会運営の詳細について
- 3 開催自治体としての対応について

6 伊藤彦太郎（勇政） 161～169ページ

### 空き家・空き地対策について

- 1 市内の所有者不明土地の状況について
- 2 空き家バンクの活用について

### 学校給食に関するアンケート調査について

- 1 結果の分析について

### 人事院勧告と特別職の期末手当について

- 1 特別職の支給割合の改定は、どのような判断で行うのかについて

7 中島雅代（スクラム） 170～183ページ

### 亀山中学校及び中部中学校における昼食の在り方について

- 1 教職員の働き方について
- 2 市民に与える影響について

### コロナ禍における生活支援について

- 1 高齢者支援について
  - (1) 地域活動について
  - (2) 民生委員の活動について
  - (3) かめやまホームケアネットについて
- 2 生活困窮者及び失業者支援について
  - (1) 支援策について
  - (2) 生活保護について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 草川卓也（結） 186～201ページ

### アフターコロナを見据えたDX（デジタルトランスフォーメーション）による亀山版Society 5.0の実現について

- 1 DXによるスマート自治体の実現について
  - (1) 市民と行政のやりとりを便利にするDXについて
    - ア 行政手続のオンライン化について
    - イ ワンストップサービスの推進について
  - (2) 行政運営効率化と危機管理体制強化のためのDXについて
    - ア 行政業務の生産性向上について
    - イ 公共施設の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
  - (3) 新庁舎整備事業とDXについて
- 2 DXによる社会課題解決について
  - (1) 現状と課題について
    - ア 公共交通システムについて
    - イ 鳥獣被害対策について
    - ウ 不登校児童支援について
    - エ 健康管理・介護予防・生活支援について
  - (2) DXで創造する亀山版Society 5.0の方向性について

2 服部孝規（日本共産党） 201～214ページ

### バス運賃体系の見直しによる運賃の値上げについて

- 1 運賃値上げをする理由について
- 2 運賃値上げで収支率は本当に改善するのかについて
- 3 「受益者負担の適正化に関する基準」等に準ずるといふが、この基準ではバスサービスは原則無料ではないのかについて

### 新型コロナウイルス感染症により生じた社会や市民の意識の変化に応じた大規模事業の見直しについて

- 1 新型コロナウイルス感染症により生じた社会や市民の意識の変化を櫻井市長はどう認識しているのかについて
- 2 新庁舎建設計画の見直しについて
- 3 リニア中央新幹線亀山駅誘致事業の見直しについて

3 森 美和子（公明党） 214～224ページ

**共生社会の実現に向けた亀山市の取り組みについて**

- 1 社会福祉法が改正され、令和3年度から始まる新たな福祉の体制（重層的支援体制整備事業）について
  - (1) 4期目出馬を表明された市長の見解について
  - (2) 包括的な相談支援について
  - (3) 地域につなぎ戻していくための「参加支援」について
  - (4) 「地域づくりに向けた支援」について
  - (5) 庁内・庁外との議論を踏まえた連携体制・人材確保について
  - (6) 各分野別計画と重層的支援体制整備事業に係る実施計画について
- 2 障害者差別解消法に規定されている「合理的配慮」について
  - (1) 外郭団体及び指定管理者等への啓発について
  - (2) 飲食店等への財政支援（公的助成制度の導入）について

4 櫻井清蔵（勇政） 224～235ページ

**学校給食について**

- 1 亀山中学校及び中部中学校の完全給食の早期実施を求める請願書が9月議会に提出され、全会一致で採択となった。そして去る11月27日の議会全員協議会において、教育委員会からその請願の処理の経過並びに結果の報告がなされたが、その内容について

**プレミアム商品券について**

- 1 現況と今後について

**亀山駅周辺整備事業について**

- 1 現況と今後について

**関認定こども園アスレの送迎バスについて**

- 1 園児バスについては、老朽化により令和2年7月22日付けで保護者宛てに送迎の中止を通知し、その後、小学校の児童送迎用バスにより代替運行を行っている。先の定例会においてバスの更新をすべきと市長に尋ねた際、今後の対応については検討するとの答弁であったが、その後の結果について知りたい

**市長選挙について**

- 1 櫻井市長は、11月10日の議会全員協議会において、来年1月の市長選挙への出馬の意向を表明されたが、12年前の市長選挙におけるマニフェストの真偽について知りたい
- 2 マニフェストレポートについて

5 前田 稔（スクラム） 235～244ページ

**亀山駅周辺整備事業について**

- 1 進捗状況について

- 2 建設費用について
- 3 完成予定時期について
- 4 関連する事業について
- 5 橋梁、市道、駐車場、駐輪場等について
- 6 マンションについて

#### 鈴鹿関跡について

- 1 国史跡に指定された後の取り組みについて
- 2 課題・問題点について

#### 令和3年度の税込について

- 1 令和3年度の税込見込みについて

6 豊田恵理 244～257ページ

#### 鈴鹿関について

- 1 これまでの市の取り組みについて
- 2 歴史的価値について
- 3 今後の予定及び遺跡の取り扱いについて

#### 「住めば、ゆうゆう。」について

- 1 目的及びこれまでの取り組みについて
- 2 効果・実績について
- 3 今後の取り組みについて

#### 空き家対策について

- 1 亀山市空家等対策の推進に関する条例制定以降の取り組み及び実績について
- 2 空き家の活用について
- 3 課題及び今後の取り組みについて

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月21日】

1 草川卓也（結） 271～277ページ

### 議案第103号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費補助金、及び歳出 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、児童扶養手当給付費の増額補正について
  - (1) 補正予算の概要について
  - (2) 対象者への通知と申請時期について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月21日】

1 小坂直親（結） 282～286ページ

### 年末・年始に向けての新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 年末・年始における市や保健所、診療機関等の対応について
- 2 市民への周知について

令和2年11月27日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和2年11月27日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第 78号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 6 議案第 79号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 80号 亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 82号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 84号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 12 議案第 85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 第 13 議案第 86号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 14 議案第 87号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第 88号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 16 議案第 89号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 17 議案第 90号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 18 議案第 91号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 第 19 議案第 92号 財産の取得について
- 第 20 議案第 93号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 21 議案第 94号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 22 議案第 95号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第 96号 市道路線の認定について
- 第 24 議案第 97号 市道路線の認定について
- 第 25 議案第 98号 市道路線の認定について
- 第 26 議案第 99号 市道路線の認定について
- 第 27 議案第 100号 市道路線の認定について
- 第 28 議案第 101号 市道路線の認定について
- 第 29 議案第 102号 市道路線の認定について
- 第 30 報告第 18号 専決処分報告について

---

●本日の会議に付した事件

## 議事日程のとおり

---

### ●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

### ●欠席議員（なし）

---

### ●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	草川吉次君	教育長	服部裕君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

---

### ●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

---

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

8番 豊田 恵理 議員

15番 前田 稔 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの25日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月21日までの25日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、原消防署長は、公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和2年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、全国では都市部を中心に、1日当たりの新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が過去最多を更新しており、年末年始に向けて適切な感染防止策の徹底が一層求められております。

こうした中、本市におきましては、今月24日、市内で6例目となる新規感染者が発生いたしましたので、速やかに亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部を通じ、情報共有を図るとともに、基本的な予防対策の徹底や心ない偏見や差別等につながることはないよう市民の皆様に周知啓発を行ったところであります。

また、引き続き感染拡大の防止とコロナ禍の影響を受ける市民生活や地域経済へのさらなる支援について、状況変化に的確に対応した取組が必要であります。こうした基本認識の下、今月、新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージ（第5弾）を取りまとめ、第2回臨時会において関係予算を可決いただきました。これにより、現在、小・中学校等における手洗い場等の水栓の改善をはじめ、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」の拡充、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えた市立医療センターへの亀山発熱検査外来の創設など喫緊の諸課題に対応するため、関連事業を鋭意進めているところであります。これら一連の緊急政策パッケージの総合対策により、引き続き感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指してまいります。

一方、国においては、先般、経済財政諮問会議において、地方への人の流れやデジタル化の加速について議論が行われたほか、デジタル庁の創設や自治体の情報システムの標準化など、ウイズコロナ時代を背景としたデジタル変革に向けた動きが活発化しております。こうした国の政策動向は、本市の行財政運営や市民生活にも影響がございますので、今後も関連情報の把握等を行いながら注視をしてまいります。

また、先月14日には、県と市町の地域づくり連携・協働協議会の取組として、総合保健福祉センターにおいて、三重県知事との1対1対談が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策、国道306号川崎庄内バイパスとインターチェンジを含む鈴鹿亀山道路の早期整備など4つのテーマについて知事と率直な意見交換を行い、情報共有と相互理解を深めることができました。今後も様々な分野で県と連携・協働を図りながら、施策推進につなげてまいります。

ところで、今月20日、長年にわたり発掘調査等を続けてまいりました鈴鹿関跡の遺跡の一部について、国の史跡に指定するよう文化審議会から文部科学大臣に答申がなされました。新史跡として指定されますと、市内では、野村一里塚、正法寺山荘跡に次ぐ3件目の国史跡となります。律令三関の一つに数えられる伊勢鈴鹿関は、壬申の乱の一舞台ともなった古代史上最も重要な関所であり、くしくも本年が日本書紀編さん1,300年の節目の年でもありますことから、非常に感慨深いものがございます。今後は鈴鹿関跡の全容の解明を進めるとともに、この貴重な遺跡が未来に向け保存・活用されるよう取り組んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明を申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、都市づくり戦略推進事業につきましては、都市計画道路の見直しに当たり、広く市民の皆様からご意見をいただくため、去る9月から10月にかけて、都市計画道路和田太岡寺線の都市計画変更案に係る住民説明会及びパブリックコメントを実施いたしました。今後は当該変更案の縦覧や亀山市都市計画審議会での審議を経て、都市計画の変更に向け進めてまいります。

また、亀山駅周辺整備事業につきましては、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業について、市街地再開発組合において、去る10月に道路等の公共施設工事に着手され、亀山新橋の取壊しが進められておりますとともに、今月6日には、施設建築物新築工事の起工式が行われ、建築工事にも着手されたところであります。あわせて、関連する市の道路整備につきましても、移転補償物件の取壊しが権利者により行われるなど、第一種市街地再開発事業と併せ、着実に取組を進めているところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、市街地再開発組合における工事発注に遅れが生じたことなどから、本議会に繰越明許費の予算補正を提案いたしております。

次に、住環境の向上のうち、空き家等対策事業につきましては、亀山市空き家等対策の推進に関する条例に基づき、そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態の空き家等を特定空家として平成29年度に8件認定し、これまで助言・指導によりその解消に努めてまいりました。本年度、残り3件となった特定空家が順次所有者により解体され、先月認定した全ての特定空家の解消に至ったところであります。今後は必要に応じて新たな特定空家の認定について検討いたしてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、水道生活基盤整備事業につきましては、住山町西部地区の水量・水圧低下を解消するため、住山加圧ポンプ室の建設に着手し、令和3年度の完成を目指し工事を進めているところであります。

また、水道施設台帳整備事業につきましては、現在、台帳整備に向けた資料収集、ファイリング登録等を行っており、令和3年度の完成を目指し作業を進めているところであります。

このほか、管内町地内に計画中である事業用地の造成に伴い、給水区域を拡張する必要があることから、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

一方、農業集落排水施設機能強化事業につきましては、先般、農業集落排水施設最適整備構想に基づき、機能強化対策事業計画を策定いたしましたので、これにより新年度の事業採択について、県と協議を進めているところであります。

次に、公共交通網の充実のうち、地域生活交通再編事業につきましては、コミュニティ系バスの運賃体系の見直しや、野登白川地区自主運行バスの路線再編、乗合タクシー「のりかめさん」のさらなる利便性の向上について、令和3年4月1日の改正に向け、亀山市地域公共交通会議での協議が進められているところでございます。さらに、来年1月からは、県の次世代モビリティ等を活用した事業費補助金を活用し、乗合タクシーのスマートフォンからの予約や、AIによる配車等について実証実験を行い、さらなる利便性の向上に取り組んでまいります。

次いで、安全・安心なまちづくりの推進のうち、総合防災マップ作成・配布事業につきましては、鈴鹿川等市内の6河川に関する洪水ハザードマップを始め、土砂災害ハザードマップ、防災重点ため池ハザードマップなどの様々な情報を集約した総合防災マップとして活用できるよう、現在、作成作業を進めているところであります。作成後はこのマップを通じて、市民の皆様の日頃からの備えや避難行動など、自助・共助の活動をご家庭や地域でしっかりとお考えいただけるよう、来年の市広報4月1日号配付時に併せて、各戸配付を予定いたしております。

また、団体営ため池等整備事業につきましては、地震等による被害の影響が大きいため池6池を選定し、先月中旬より順次、堤体の状態や土質、浸透水の状況を把握するための現地調査・試験を進めております。調査完了後はこの結果を基に解析作業を行い、耐震性能の確認を行う予定であります。

一方、消防力の充実強化につきましては、先月19日に三重県消防学校で開催された第17回三重県警防技術交換会に参加し、地震による大規模な土砂災害に対応する訓練を行い、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくための技術の向上、近隣消防本部との連携強化を図ったところであります。

次に、低酸素・循環型社会の構築のうち、本市の環境関連計画を一体的に取りまとめる亀山市環境基本計画の策定につきましては、昨年度から亀山市環境審議会等での審議をはじめ、市民等によるワークショップや庁内調整を行いながら策定作業を進めており、このほど中間案を取りまとめたところであります。引き続き具体的な施策や目標設定を含め、計画案を取りまとめ、環境審議会への諮問やパブリックコメント等を経て、本年度内の策定を目指してまいります。

次いで、自然との共生のうち、森林経営管理事業につきましては、現在、坂下地区の境界明確化及び森林調査を実施しており、さらに加太北在家地区につきましても、当該事業の対象森林を抽出する森林情報基礎調査に着手いたしました。今後も計画的に業務を進め、適正な森林管理に努めてまいります。

次に、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進につきましては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、平成21年に国の第1次認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画の計画期間が本年度終了するため、本市独自の歴史的風致の維持とさらなる向上に向け、前期基本計画戦略プロジェクトにおける取組を通じて、第2次計画の策定を進めており、このほど中間案を取りまとめたところであります。引き続き亀山市歴史的風致維持向上計画協議会での協議も踏まえながら最終案を取りまとめ、亀山市文化財保護審議会への意見聴取やパブリックコメント等を経て、本年度内の策定を目指してまいります。

次に、歴史文化の継承・活用のうち、歴史博物館につきましては、日本書紀編さん1,300年の節目の年に当たり、第35回企画展日本書紀編さん1300年「ヤマトタケル—その愛と死—」を去る9月19日から来月13日まで開催するとともに、企画展図録を発刊し、多くの来場者の方々にご覧いただいているところであります。また、こうした機会を生かし、本市がヤマトタケルノミコトとその妃オトタチバナヒメのゆかりの地であることを地域資源として捉えながら、広く情報発信する取組も併せて行っております。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、地域福祉力強化推進事業につきましては、亀山市社会福祉協議会との連携により、多様化・複合化した福祉課題を抱える個別世帯に対し、多機関協働による包括的な支援を行うとともに、市内小・中学校や亀山警察署など関係機関への事業周知を通じ、連携機関の拡大による支援体制の強化に努めているところであります。

一方、今月6日には、中央コミュニティセンターにおいて、第16回亀山市社会福祉大会を開催し、社会福祉関係団体等の功労者表彰を行い、功労者の皆様の功績に敬意と感謝の意を表したところでございます。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、予防接種費用助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に伴う医療の混乱や重複感染による重篤化を防ぐため、本年度は、満1歳から就学前児童並びに高齢者等を対象にインフルエンザ予防接種費用を無償化いたしました。先月1日から各種医療機関において予防接種が実施される中で、順調に制度活用が図られているところであります。

さらに、このたび緊急政策パッケージ（第6弾）として、新型コロナウイルスワクチンが実用化された際に早期に接種ができるよう、市民へ接種券等を個別通知するためのシステム改修など、体制確保を図るため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、医療センターにつきましては、今月16日より、亀山医師会と連携したPCR検査のための亀山地域外来・検査センターに加え、亀山発熱検査外来を設置し、発熱者に対するインフルエンザ検査、新型コロナウイルスの抗原検査など必要な検査及び診察を行っているところであります。

また、感染防止の視点から入院患者の面会を禁止しておりますが、現在、オンライン面会を可能とするべく準備を進めております。今後も状況に応じて新型コロナウイルス感染症に対応していくとともに、市民に信頼される地域医療の実現を目指してまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、令和3年度から3年間を計画期間とする亀山市高齢者福祉計画の策定につきましては、亀山市高齢者福祉推進協議会において協議を行いながら、鈴鹿亀山地区広域連合が本年度策定する第8期介護保険事業計画と一体のものとして計画立案を進めており、このほど中間案を取りまとめたところであります。引き続き具体的な施策を含め計画案を取りまとめ、パブリックコメント等を経て、本年度内の計画策定を目指してまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進のうち、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の確保につきましては、令和3年度を初年度とする第6期亀山市障がい福祉計画及び第2期亀山市障がい児福祉計画の策定に向け、ワーキング会議を経て、先月、亀山市地域自立支援協議会を開催し、協議を重ねているところでございます。

また、来月3日から9日の障害者週間に合わせて、市広報及びケーブルテレビを活用し、障がい者の福祉への関心や理解が深まるよう啓発を行うとともに、来月8日には、障がいがある人を対象に白鳥の湯を無料開放いたします。

次いで、文化芸術の振興と文化交流の促進のうち、かめやま文化年事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、先月25日にかめやま歴史の道ウォーキングを実施いたしました。また、かめやま文化年2020シチズンプログラムとして、先月4日に東海道関宿まちなみ保存会主催の第12回関宿スケッチコンクールが、また今月15日には、公益財団法人亀山市地域社会振興会主催により、亀山市文化大使の小嶋希恵さんや市民脚本による市民参加型亀山ミュージカルがそれぞれ開催されました。今後も新型コロナウイルスの感染状況に注視しつつ、新しい生活様式にも配慮しながら事業を進めてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、三重とこわか国体の開催に向け、競技会場となる西野公園改修事業を進めており、このうち体育館外部階段の改修については、階段タイルの張り替え等を行うための仮囲いを設置し、来年1月末の完成を目指し工事を進めております。また、西野公園運動広場外周の側溝蓋取替えにつきましては、現在、側溝蓋の製造を行っており、製造ができ次第、速やかに設置を行ってまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、平成31年3月に立地協定を締結しました富士発條株式会社が今月から生産・出荷を開始し、民間産業団地亀山・関テクノヒルズの新分譲地における初めての操業となりました。引き続き、残る区画等につきましても、本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスのよさ、自然災害に強いBCP対策に適した産業団地であることなどの強みを生かし、企業誘致活動を進めてまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、創業等支援事業につきましては、先月に創業セミナーを開催し、13名の方に受講していただきました。今後、市内での創業につながるよう、亀山

商工会議所と連携を図りながら支援を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る地域経済への支援につきましては、継続的に様々な取組を実施いたしております。

まず、経営向上サポート補助事業につきましては、販路開拓や生産性の向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し補助金を交付いたしております。

また、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」につきましては、今年20日から交付要件である前年同月の売上減少率を引き下げるなどの制度の拡充を行いましたので、市内事業者に活用いただけるよう一層の制度周知に努めてまいります。

さらには、亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」につきましては、去る9月1日から商品券の販売を開始し、今年10日現在で商品券の購入率は54.4%となっております。これまで商品券の購入は指定する市内金融機関の平日の営業時間内でしたが、さらに今年28日土曜日及び29日日曜日並びに来月26日土曜日には、亀山商工会議所に臨時販売窓口も設け、さらなる購入率の向上につなげてまいります。

次に、農林業の振興につきましては、昨年、県内養豚場で豚熱が発症して以来、猟友会による積極的なイノシシ捕獲と県による定期的なワクチン散布により、市内での豚熱発症予防に努めているところであります。

こうした中、実施が見送られておりました畜産競争力強化対策整備事業による辺法寺町地内での離乳豚舎新築工事につきましては、昨年10月末から飼育豚への豚熱の予防接種が行われ、発症リスクが低くなったことから、今年9月に工事着手され、来年2月末の完了予定で進められております。

ところで、先月15日に発生した台風14号の影響により、幹線林道鈴鹿南線ののり面が崩落する被害が発生し、林道の一部が欠損したことにより、現在も通行止めを行い、市民の皆様にご不便をおかけいたしております。一日も早い復旧に努めるべく、国の災害復旧事業を活用しながら復旧工事を実施するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、まちづくり観光の推進のうち、亀山7座トレイル整備・活用推進事業につきましては、鈴鹿川等源流域における豊かな自然の中で、トレッキングイベントの開催等を通じて亀山7座の魅力を体験していただいております。

こうした中、このたび令和3年6月開催予定の第68回東海高等学校総合体育大会において、亀山7座の高畑山をメイン会場とした登山競技大会が開催される旨、東海高等学校体育連盟より連絡をいただきました。本市として初めてとなるこの大会を契機に、亀山7座トレイルや関宿などの本市の魅力発信を行い、さらなる知名度向上に取り組んでまいります。

次に、広域的な交通拠点性の強化のうち、鈴鹿亀山道路の整備につきましては、高速道路網の利便性向上をはじめ、地域の活性化、災害時における道路機能の強化の観点から重要な路線であり、現在、環境影響評価及び都市計画決定の手続が進められており、今年18日には、亀山市都市計画審議会において環境影響評価書及び都市計画（案）について意見聴取が行われました。今後は本年度内の都市計画決定に向け、三重県都市計画審議会において審議が行われる予定であります。

また、鈴鹿亀山道路の関連事業である国道306号川崎庄内バイパス計画につきましても、県において、計画区間の測量業務及び道路設計業務が進められております。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、子育て世代包括支援事業における乳児全戸訪問事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、訪問時のガウンやフェースシールド、非接触式体温計等の衛生物品を導入し、感染防止対策を一層強化し、訪問活動を実施いたしております。

一方、就学前教育・保育施設の再編につきましては、本年度内での方針の策定に向けた検討を進める中、今後の事業化に当たり、短期的な効果を目指す事業と抜本的な課題解消を図る事業との進め方を整理したところがございます。こうした考え方に沿って、令和3年度からの事業化に向けて諸準備を進め、待機児童の解消に取り組んでまいります。

また、障がい児支援事業につきましては、特別な支援を要する園児数の増加により、年度当初に想定した以上の加配職員の配置が必要となったことから、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

さらに、放課後児童クラブ事業につきましては、井田川小学校区において、民間事業者により、来年度から放課後児童クラブを増設する準備が進められております。利用者ニーズが高い学校区での増設でありますことから、当該事業者に対し支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、先月27日に、亀山市社会福祉センターにおいて、令和元年度地域活性化支援事業の報告会が開催され、10地区の地域まちづくり協議会から補助金を活用した事業の成果報告があり、多くの地域まちづくり協議会の間で情報共有が図られたことで、今後の地域活動の活性化を考える機会にいただいたところであります。

また、関文化交流センターの空調機改修工事につきましては、先月、設計管理業務委託契約を締結し、現在、設計内容について協議等を進めているところがございます。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、移住定住の促進と観光等の交流人口や2拠点居住等の関係人口の増加を目的として、先月から首都圏に在住、または在勤の方を対象に亀山市移住・交流促進アドバイザーの募集を行い、現在その選考を進めているところであります。選考後はアドバイザーと連携しながら、首都圏での本市のPRや情報発信、移住相談等をオンラインも活用しながら進めてまいります。

次いで、共生社会の推進につきましては、本年度も今月7日から23日までの17日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として設定し、市民や事業所の方々にワーク・ライフ・バランスを実践いただく機会づくりに取り組みました。推進期間中の今月10日には、働き方の見直しに向けた企業等の自主的な取組を支援するため、働きやすい職場環境づくりに取り組む市内6企業等の表彰を行い、また15日の日曜日には、個人や家族等で充実した余暇を過ごしていただけるよう、市内運動施設や文化施設の無料開放も実施したところであります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、行政情報の適切な管理につきましては、マイナンバーカードのさらなる取得促進に向けまして、国は、来月から未取得者へのQRコード付の交付申

請書の送付を実施するなど、集中的な周知・広報を行う予定であります。

こうした中、本市におきましては、マイナンバーカードの交付体制の充実を図るため、先月1日から本庁舎1階西口に開設したマイナンバーカード専用窓口をはじめ、既に実施している毎週木曜日の夜間時間外窓口や第2・第4日曜日の時間外窓口での対応を通じて、マイナンバーカードの取得促進に鋭意努めているところであります。

また、新庁舎の整備につきましては、亀山市新庁舎整備基本計画の策定に向け、新庁舎の規模や機能等について検討を進める中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、学識経験者等で構成する亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会の開催が遅れるなど、本年度内で当該計画の策定が見込めないことから、本議会に繰越明許費の予算補正を提案いたしております。

一方、新型コロナウイルス感染症対策のため、本市におきましても、ウェブ会議システムを導入し、既に外部との打合せ等に活用しているところであります。ウェブ会議は、感染症対策のみならず、効率的な業務運営や危機管理体制の強化の視点からも効果が期待できますことから、庁内において、来月の定例経営会議から試行的に導入し、その検証等を通じて有効活用を図ってまいります。

ところで、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定に向けましては、庁内策定組織である亀山市中期戦略会議を通じて、前期基本計画の総点検を取りまとめるとともに、先般実施いたしました市民アンケート調査の分析を行うなど、現状と課題の整理を進めているところでございます。

さて、本年は、10月1日を基準日として、令和2年国勢調査が実施されております。新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでにない統計調査となりましたが、本市では、232名の調査員のご協力により、大きな支障もなく調査を進めることができております。現在、市職員の指導員による点検及び集計作業を進めており、来年1月には全ての調査業務を終了する予定でございます。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましては、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

#### ○教育長（服部 裕君登壇）

令和2年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は、本年9月末に来年度予算の概算要求を発表いたしました。今回の要求では、少人数指導体制の整備やGIGAスクール構想におけるデジタル教科書の部分的導入の検討等が注目されます。

また、文部科学省は、前年度における全国の小・中学校及び高等学校、特別支援学校におけるいじめ件数を発表しました。いじめを一件でも確認した学校は全体の82.6%、いじめ件数は61万件に上り、ともに過去最高の数字となっています。

次に、県の情勢であります。各学校における前年度のいじめの認知件数は3,447件、11%の増加となりました。県は、本年度のいじめ防止の重点として、新型コロナウイルス感染症に係る差別や誹謗中傷等、子供たちを差別や偏見から守る取組を進めるとともに、人権学習指導教材を作成し、全ての学校に配付しています。

また、令和3年度三重県立高等学校入学選抜の実施要項が先月発表されましたが、新型コロナウイルス感染症に係る配慮がなされ、受験生が不安を抱かないよう対策を講じています。

次に、ICTを活用した教育の推進について、小・中学校におけるICT教育推進連絡会議を新たに設置し、環境整備や危機の利活用、教材や指導資料の共有化等を推進することとしています。

なお、本年度は、県が主催する対面研修や人数の多い会議は、新型コロナウイルス対応でほとんどがオンラインとなり、今までにない多様な方法で開催されるようになっていきます。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、2学期の主な学校行事のうち、運動会や文化祭、修学旅行につきましては、規模の縮小や内容の変更等が生じましたが、明日出発する予定の中部中学校の修学旅行で全て完了する見込みでございます。

また、中学校の部活動につきましても、鈴鹿地区新人体育大会において開催方法の見直しが行われたものの、団体競技、個人競技ともに例年並みの種目数で熱戦が繰り広げられました。

次に、本市における上半期のいじめ及び不登校の状況であります。いじめの認知件数は、前年度と比べ、中学校において大きく減少しております。その要因としては、いじめ防止の取組に加え、新型コロナウイルスに係る臨時休業があったこと、部活動や放課後を含め、対人接触が減少したことなどが考えられます。

なお、今月のいじめ防止強化月間の取組としまして、いじめ防止標語やポスターの作成、児童会や生徒会が主体となって行う集会の実施、ピンクシャツやピンクアイテム運動等、学校ごとに工夫した取組を進めているところでございます。

また、不登校につきましては、今年度上半期、小学校で増加傾向にあります。今後ともさらなる新たな不登校を生まないように留意するとともに、ICT機器及び通信教育についても、学習支援等に活用し、学習計画に沿って課題を行った場合には出席として認めるなど、個に応じた柔軟な対応を行ってまいります。

次いで、学力向上の取組でございますが、本年度のみえスタディ・チェックの結果が通知され、本市の小学校につきましては、対象となった4年生及び5年生の国語、算数、理科全ての教科で県平均を上回り、昨年度比においても、両学年とも全教科で向上しておるところでございます。

一方、中学校の結果につきましては、対象となった1年生及び2年生の国語、数学、理科において、全教科で県平均に及ばなかったものの、1年生の国語、数学が昨年度比において向上しておるところでございます。今後におきましても、亀山市学力向上推進計画（第3版）による取組を確実に推進してまいります。

次に、英語教育につきましては、小学校5年生及び6年生、中学校1年生を対象として、外国語

4技能を測定する目的で市が作成した「英語チャレンジ」を、また中学校2年生及び3年生を対象とした民間の英語検定「GTEC」を来る1月末までに実施いたします。そして、それらの結果を基に、授業の改善及び指導力の向上を図っていきたく存じます。

次いで、GIGAスクール構想に係るICT機器の整備状況でございますが、通信ネットワーク及び充電保管庫の設置工事、タブレット端末の調達等、事業は予定どおりに進捗しており、来る3月には、1人1台端末が稼働できる環境が整う予定となっております。

次に、亀山市学校教育ビジョンの計画期間が来年度で終了することから、先月5日に第1回の亀山市学校教育ビジョン改定委員会を開催するとともに、今後の教育的ニーズを把握するため、関係者調査を実施したところでございます。

次いで、教職員の働き方改革につきまして、新型コロナウイルス感染症対応や夏季休業期間の短縮等、学校現場は大変厳しい環境にあります。各学校において勤務時間縮減に向けた様々な取組を進め、時間外労働時間は小・中学校ともに確実に減少しております。今後におきましても、教職員個々の意識改革や組織的取組により、適正な働き方に努めてまいります。

次に、教員の研究活動につきましては、本年度から亀山市教育委員会指定校研究発表会が各中学校区単位で開催されることとなり、亀山西小学校、野登小学校、加太小学校を会場として、授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合いました。また、本市主催の研修や会議におきましてもICTの活用を進めてまいります。

次いで、学校給食につきましては、中学校における昼食の在り方について多面的な検討を行うため、先月、市内小学校6年生及び中学校2年生の児童・生徒及び保護者並びに中学校の教員に対して学校の昼食に関するアンケート調査を実施し、現在、集計結果とその分析をまとめたところでございます。

また、来年度からの学校給食費公会計化に向け、給食費の口座振替に必要なシステムの導入や口座の登録など、準備作業を行っているところでございます。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

井田川小学校校舎増築・給食室改修事業でございますが、校舎増築につきましては、先月中に基礎工事を終え、現在は躯体工事を行っているところであります。また、給食室棟ワゴンプール及び調理員用トイレ改修につきましては、今月中に外装工事を終える予定で、その後は内装工事に着手します。

また、その他の工事としましては、井田川小学校放送設備機器更新工事や、国の補助を受けた市有建築物アスベスト含有調査の一環として、学校施設の調査業務委託を実施しています。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、令和3年成人式でございますが、来年1月10日に亀山市文化会館大ホールにおきまして、十分な新型コロナウイルス感染症防止対策を講じ、実施いたします。

次に、新しい学びの場である「かめやま人キャンパス」につきましては、4つの講座受講者を対象に、先月3日、オンライン体験合同講座を開催し、新しい学びの方法としてZoomを使った講座の体験会を実施いたしました。その後、順次各講座を開講し、今年度予定していましたカリキュラムは年度内に修了できる見込みでございます。

次いで、家庭・地域の教育力向上につきましては、子育て家庭を中心に幅広く「かめやまお茶の

間10選（実践）」の啓発を図ってきたところであります。新型コロナウイルス感染症の影響下、家庭での過ごし方がますます重要となっておりますことから、家庭の時間をより大切にさせていただくため、先月24日から30日までを強化週間と位置づけ、「かめやまお茶の間10選（実践）」の取組を働きかけ、各家庭におきまして、「挨拶」「食事」「読書」「家庭内の対話」等について実践をしていただきました。今後、さらなる浸透・定着に向け、啓発活動を推進してまいります。

図書館整備事業につきましては、本年度は、ハード面では亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、郷土資料コーナーの展示設計、保留床購入などを進めております。来年1月に亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合と参加組合員契約の締結を予定していますことから、本定例会におきまして、財産取得について関連議案を提案させていただいております。ソフト面では、亀山市立図書館整備基本計画に掲げる取組を具現化し、新図書館におけるサービスや管理運営を具体的に展開するため、亀山市市民読書推進サービス計画（仮称）の策定を進めており、年内に計画骨子案をまとめる予定であります。

さらに、今月22日には、亀山市文化会館中央コミュニティセンターにおきまして、図書館フォーラムとして有識者を招いての基調講演とパネルディスカッションを開催するとともに、今月7日と21日に新図書館での運営につなげる取組として、参加者の方がイラストを交えて本の楽しさを紹介するポップ作りと本の修理方法を学ぶ市民ワークショップを開催いたしました。引き続き、令和4年度の新図書館開館に向け、市民の意識醸成を図る取組を進めてまいります。

また、現在の市立図書館では、例年ボランティア団体のご協力をいただきながら図書館まつりを開催しておりましたが、本年は図書館まつり月間として、先月、イベントを分散させた取組を行いました。これからもボランティア団体と連携し、市民の読書活動を支える取組を進めてまいります。

最後に、教育功労者の表彰につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策から規模を縮小し、先月4日、亀山市文化会館中央コミュニティセンターにおきまして、学校保健衛生関係、社会教育団体関係分野等でご尽力をいただきました方々、個人40名と4団体を対象に表彰式を開催いたしました。受賞されました方々のこれまでの活動に対し、感謝と敬意を表するとともに、本市の教育に対しまして、今後も引き続きご支援を賜りたいとお願い申し上げたところであります。

また、同日、亀山市PTA連合会主催による亀山市教育懇談会が開催され、PTA役員の方々をはじめとする各幼稚園、小・中学校及び教育関係者が一堂に会し、「コロナ禍で新しい生活様式が進む中、子供たちの健やかな成長と教育環境の向上のために私たちにできることは」をテーマに意見交換が行われたところであります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時57分 休憩）

---

（午前11時07分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第78号及び日程第6、議案第79号の2件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1条による改正としまして、一般職の職員の令和2年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。

次に、第2条による改正といたしまして、一般職の職員の令和3年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き下げ、12月期の支給月数を0.025月引き上げます。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、第2条による改正は、令和3年4月1日から施行いたします。

次に、議案第79号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1条による改正といたしまして、特定任期付職員の令和2年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。

次に、第2条による改正といたしまして、特定任期付職員の令和3年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き下げ、12月期の支給月数を0.025月引き上げます。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、第2条による改正は令和3年4月1日から施行いたします。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中崎孝彦君）**

市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号及び議案第79号の2件につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご異議なしと認めます。

議案第78号及び議案第79号の2件については、先議することに決定しました。

これより、議案第78号及び議案第79号の2件に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

**○3番（森 英之君登壇）**

会派結の森 英之でございます。

それでは、通告に従い質疑させていただきたいと思っております。

議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございます。

こちらの亀山市職員給与条例の改正手続について、何点か聞かせていただきたいと思います。

まず、改正の目的と先議となった経緯について聞かせていただきます。

改正の目的、背景ですね。それから、開会日である本日に議決が必要となった、この先議となった経緯について聞かせていただきたいと思います。お願いします。

**○議長（中崎孝彦君）**

森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

**○総合政策部長（山本伸治君登壇）**

それでは、まず給与条例改正に至る背景、目的についてご説明を申し上げます。

本条例改正は、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するため所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1条による改正として、一般職の職員の令和2年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.05月引き下げます。

次に、第2条による改正として、一般職の職員の令和3年度以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.025月引き下げ、12月期の支給月数を0.025月引き上げます。これにつきましては、6月期と12月期の支給月数を同割合にする目的でございます。

なお、施行日は公布の日といたし、ただし第2条による改正は令和3年4月1日から施行いたします。

次に、なぜ開会日に先議をお願いする必要があるのかということでございます。

12月に支給する職員の期末手当につきましては、職員給与条例において12月1日が基準日と規定されております。

国家公務員の取扱いに準じ、本年12月の期末手当の支給から支給月数を引き下げるためにはこの基準日以前に支給月数を改正する必要があることから、先議をお願いいたしますものでございます。

なお、過去にも引下げの勧告を行われた場合、同様の扱いをさせていただいたところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

12月1日が基準日になるということで、先議が必要であるということを理解させていただきました。

今の部長答弁でありましたけれども、人事院勧告に鑑みてということ、これなんです、人事院勧告に従ってこの地方公務員の給与改定が必要になるのか、あるいは国家公務員の人事院勧告があって国家公務員の給与改定が行われて、その地方公務員、亀山市の給与改定が必要になったのか。その点、この関連について確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

人事院勧告に準拠をしたのか、国家公務員の給与体系に準拠したのか、その関連性ということでございます。

まず、人事院勧告につきましては、あくまでも国家公務員に対する勧告でありますので、本市の給与体系につきましては、これまでからも人事院勧告を尊重した国家公務員の給与に準拠するという考え方に基づき対応してきたところでございます。

また、給与改定に当たりましては、市職員組合との協議を前提としており、今回も同様の考え方により進めてきたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

人事院勧告に従ってということじゃなくて、人事院勧告というのはあくまでも国家公務員の給与について、経済状況を見た中での人事院勧告に従って国家公務員の給与を下げるので、それに倣ってということで地方公務員の給与改定も、そういうことも行われる。そういう関連性にあるということでした。

その中で、この先議である、今日、上程されているわけですが、亀山市職員組合がございまして。亀山市職員組合との協議は事前にきちっと行われておるのかどうか、事前に組合も了承した上で改正案を上程したのかどうか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の職員給与条例の一部改正に係る職員組合との協議につきましては、副市長交渉を経て組合側から改正内容について受け入れる旨の回答をいただきましたことから条例改正の提案をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

事前に副市長との交渉を経て組合も了承して、その上でということでした。確認させて

いただきました。これからも、給与改定の調整が必要と判断する場合は必ず事前協議を行っていただき、了承を取り付けた上で議会へ上程するという丁寧な対応を、きっちり対応をお願いしたいと思います。

特に今年、本年につきましてはコロナということもあって、その国家公務員の給与改定が少しずれ込んだということも聞いております。その中でなかなか日程上厳しいところもあったと思いますが、きっちり対応していただきたいというふうに思います。

ここで、市長に伺いたいと思います。

特に、今年はコロナという影響もあって定額給付の対応や、あるいは電話相談の対応、窓口設置、それから各種手続対応に奔走されたということ、私も姿を目にさせていただきました。その中で、人事院勧告、国家公務員の給与改定に倣って減額という、これは組合も了承したということですが、その期末手当の減額に市長はどのようにこれから向こうとお考えなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

ご指摘がありましたように、この新型コロナウイルス感染症対策については、本年2月以降、これは関連する施策展開をしまいたところでありすけれども、まさに全職員はその間に直接、間接的なことを問わず、通常業務プラス、この対応に奮闘をしたことを十分認識させていただいておるところであります。

そういう中で、今回の期末手当の減額となりますこの支給月数の引下げにつきましては大変心苦しいところではございますけれども、現下も大変厳しいコロナ禍の中において働く、例えば民間労働者の状況など、社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の原則に基づいて判断をさせていただいたものでございます。

また、市職員組合におかれては、丁寧な労使協働のプロセス、ご指摘がありましたこれも踏まえてこの状況への判断をされたものというふうに拝察をいたしておりまして、敬意を表したいというふうに思います。

それで、これらを踏まえて、この減額となる予算の活用については、現下のコロナ禍で職務に当たる職員に対して、今後、職場環境の充実に一部充当をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

なお、職員に対する新型コロナウイルス感染症関連の対策といたしましては、防疫手当について条例に規定する上限額を超えて支給することを可能とするために、先般の9月定例議会で職員給与条例の一部改正を提案させていただいて、議会でも議決をいただいたところでございますが、例えば今後このような制度の拡充につきましても、しっかり鋭意検討をしまいたいというふうに考えておるところであります。

**○議長（中崎孝彦君）**

森議員。

**○3番（森 英之君登壇）**

今、市長からもこのコロナ禍において職員も賢明に努力をした中で、民間企業等の状況も踏まえて

て苦渋の決断をしたということ、それに対しては敬意を表すということを述べていただきました。やはり、市の職員の方も一生懸命取り組む中で、この減額分をやっぱり環境をよくすると市長はおっしゃっていただきましたけど、そういうところに充当をすることによってこれがさらに市民サービスに必ずやつながるものと考えておりますので、きっちり対応いただきたいというふうに思っております。

それと、特に今回、この本庁とは別で、あいあいのほうでも最前線に立って取り組まれた職員が多数おられます。また、そういう状況もこの本庁とは別のところでありますけれども、公務の合間にこれらの現場を見るという観点からも市長に直接足を運んでいただいて、現場の様子、職員の顔を直接見るというようなことも踏まえて対応していただきたいというふうに思っております。

私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正についてであります。

条例制定・改廃の背景及び趣旨によれば、先ほども答弁がありましたように、この条例の一部改正は人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改正の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を0.05か月引き下げるというものであります。

そこでまず1点目、人事院勧告とはどういう制度で、どうしてできたのか、この辺についてまず確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、人事院勧告というのはどのような制度なのかということでございます。

これにつきましては、国家公務員はその地位の特殊性と職務の公共性に鑑み、労働基本権が制約されていることから、民間企業のようにその時々の経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉によって給与等を決定することはできません。そのため、労働基本権制約の代償措置として、独立機関である人事院が社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため必要な改定について、国会と内閣に対し同時に勧告を行い、それに基づいて国家公務員の給与が改定される仕組みとなっております。この勧告が人事院勧告であり、民間企業従業員と国家公務員の給与水準の均衡を図ることを基本に行われているものでございます。

この勧告制度がどうしてできたということでございますが、これはやはり国家公務員が労働基本権が制約されていると、その代償措置としてこの制度は樹立されたものと認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

言われたとおり、人事院勧告、一番大事なところは労働基本権が制約をされていると。それで、労働基本権というのは団結権、いわゆる労働組合を結成する権利、これは公務員にも保障はされています。それで、2つ目の団体交渉権。いわゆる、これは経営者なりと交渉をするわけですけども、これは認められていません。先ほど、副市長と交渉をされたとありましたけれども、これは法的に認められた団体交渉ではないんですね。言わば話し合いというようなもので、そういうものが認められていない。それから、争議権、いわゆるストライキ権ですね。これも認められていないというような状況の中で、それじゃあどうしたら公務員の権利を保障できるのかというところで考えられたのが、そういう権利は制約しているけれども、国が、内閣がそういうものをちゃんとやりますよというような制度になっているということでもあります。

それで、もう一つのポイントとしては、これはあくまでも国家公務員が対象であって、地方公務員はこの勧告の対象にない。だから、地方公務員は勧告されたからといってそのまま従うという必要はないということですね。

じゃあ、地方公務員はどうやって決めればいいのかということについてなんですけれども、これについては地方公務員法でどのように規定されているのか、その点について確認したいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

#### ○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、服部議員がおっしゃられたように、この人事院勧告はあくまでも国家公務員に対する勧告でございますので、地方公務員が全てこれに準ずる必要はないということは私も認識をしております。

そのような中で、都道府県や政令市のように大きな市につきましては人事委員会を設置して、そういうところで独自の実態調査を行った上で独自の勧告を行うということでございますが、我々亀山市のような5万市でありますと、まず人事委員会が設置をされておられませんし、独自の給与調査というのもできない状況でございます。その上で、どのようにしたら人事院勧告のような制度、給与体系ができるのかということでございますが、これは地方公務員法の中で大きく2つあるというふうに思っております。

1つが、これは14条でございますが、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない。これは、いわゆる地方公務員法の中では情勢適用の原則という、一つその考え方がございます。

あと、もう一方でこれは24条でございますが、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないという、これは均衡の原則ということでございますが、この2つが公務員の給与決定に大きく影響を及ぼしておると、そのように認識をしております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

そのとおり、地方公務員法の第14条と、それから24条の第2項の規定がこれを決めるようになっていると。

それで、その中でこれは法律の解釈の問題なんですけれども、私はこの14条の情勢適用の原則、

つまり給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないというこれは、先ほど市長の中にも、民間が下がったらそれに合わせて公務員も下げなきゃならない、これを社会一般の情勢に適応するというようなことを言われましたけれども、これは違うと思うんですよ。

これ、何でこういう条項ができたかという、もともと、先ほども言いましたように、労働者というのは自分のいわゆる勤務条件とか給与を交渉して決める権利があるわけですね。それが制約をされていると。つまり、公務員の場合はそういうことができないという中で放置しておくとか給与や勤務条件が引き下げられてしまう、低下してしまうというおそれがあるので、そういうことにならないようにちゃんと社会一般の情勢に適応するように適当な措置を講じなさいよというのがこの趣旨なんですよ。だから下げることが前提にこの条項があるのではなくして、上げることを前提にした条項なんですよ。ちゃんと上げなさいよ、改善していきなさいよと。そうしないと、権利を制限しておる代わりにはなりませんよというのがこの法律の趣旨だということで、私はこれは下げるときに根拠に14条は使えないというふうに思います。それから、これはもう法の解釈の問題なんでこれ以上言いませんけれども、もう一つ、大事なのはやっぱり24条なんですね。

24条は、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準を定めたというふうに言われています。これは答弁されましたので次に移りますけれども、24条の第2項で4つ考慮すべきものを上げているわけですね。1つは生計費であると。いわゆる生活できる給料であるかどうかということですね。それから、2つ目は国及び他の地方公共団体の職員の給与。それから、3つ目に民間事業の従事者の給与、民間の給与ですね。それから、4つ目はその他の事情という、この4つを並列に並べて考慮して決めなさいよと言っているわけですね。この中で、人事院勧告であるとか国家公務員というのは、その中の一つでしかないという。4つのうちの一つでしかない。だから、この4つのうちの一つだけを取り上げてこれに準ずればよいということにはならないのではないかとこのように思います。

そういう意味では、やっぱりその生活費はどうなのか、本当に今の賃金水準で十分な生活ができるような水準にあるのかということも含めて、きちっと市が独自に検討をする必要があると思うんですけども、その考えはありませんか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、地方公務員法第24条で4つの分類、これはまさにそのとおりでというふうに思っております。

その中で、やはり生計費の問題が、今、議員は生活費というふうにおっしゃられましたが、まさに生計費というのが暮らしを立てていくための必要なお金ということで、これについては人事院勧告の中で含まれていないのではないかと、そのようなご指摘だったというふうに思われますが、国家公務員の給与に関する事項を定めた一般職の給与に関する法律という中に、人事院の権限というのが第2条にございまして、少し読ませていただきますと、その中に、給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置を、国会及び内閣に同時に勧告するため、ここからですが、全国各地における生計費等の調査研究を行うことということが人事院の役割として入っ

ておりますので、こういった生計費の考え方も含めて勧告が出されておると、そのような考え方でおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その考え方は、今出されているのは、国家公務員が下がるから市も下げましょうという話ですよ。だから、生計費を考慮してどうこうという話じゃないんですね。要するに、民間の企業のボーナスの月数を調べて、国家公務員の月数を調べたら0.05分が余っているから下げようという話であって、生活費は言わば考慮されていないんです、今回の勧告ではね。

それで、これは下げるとい問題については私は、公務員を下げる、そうすると次に起こってくるのは公務員の水準が下がった、そうしたらそれをベースに民間の今度はボーナスも考えられる。だから、公務員が下がったんだから民間も下げましょうとなる。ところが、また民間が下がるとまた今度はそれに合わせてさらに公務員を下げるという、この下げる、下げるの悪循環に回っていく。こういう問題があるんで、必ずしも僕は民間が下げたから公務員を下げなきゃならんというこの論法で行くと、本当に下げる悪循環になっていくという問題があると思うんですね。

やっぱり、これはひとつ、先ほど答弁になかったんですけど、市独自で判断していくということが私は大事だと思うんですよ。だからそれは、人事委員会もありませんし難しいことではあるんですけど、やっぱり市独自で判断をするということが必要だと思うんですけど、その点についてはどうですかね。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに、市独自でそういう判断ができれば、それは一番ベストだというふうに考えております。これは議員ご指摘ありましたが、人事委員会を持たず、給与実態調査、例えば人事院では50人以上、1万2,000社の調査を行っておりまして、かなり大きな調査ということでかなりの時間と労力をかけて行っておるということで、残念ながら市ではそこまでの余力というものがございませんので、やはり今の段階においてはなかなか独自で判断するというのは難しいものと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それで、今回独自に判断をしてはどうかという要素の一つとして、これは市長にお聞きしたいんですけど、この年というのはもう本当に、年始めからコロナ感染症が広がってきた。それで、全国で本当に公務員の方が奮闘された。これは市立医療センターをはじめとする公立病院、それから保健所の職員、それから、亀山市でもいわゆる定額給付金の支給などで本当に大変な働きをしていただきましたので、やっぱりこの辺は本当にこの1年頑張っていたいただいたということだと思うんですよ。

それで、マスコミなんかを見ていまして、民間の病院なんか経営が苦しいということで冬の

ボーナスを下げるという話が出ていますね。これなんかは本当にあってはならんことだと思うんです。これはもちろん国の支援とかいうのも必要なんですけども、そういう形で民間が下がるから同じように下げたらいいという話では、私はないと思うんですよ。先ほど言ったように、生計費を考えなきゃならんし、この1年間の頑張りに応えるという意味でも、やっぱりこの0.05の引下げは問題があるんじゃないかというふうに思います。

そこで市長にお聞きしたいのは、この1年のコロナ禍という中で頑張った職員のために引下げをやめるという選択はなかったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど来より、地公法に基づく情勢適応の原則とか均衡の原則とか、それから亀山市におけます国家公務員に準拠するという基本方針とか、こういう中で今回も判断させていただいたものであります。

先ほども森議員にご答弁をさせていただきましたが、本当に本年2月以降でこの新型コロナの対応につきまして、これは第一線の職員、それから医療救急、それから窓口もそうですし、全職員が直接、間接を問わずに通常業務にプラスしてこれに奮闘いただいたと十分認識をさせていただいております。そういう中で今回の決定、さっきは人事院勧告の下げの話でしたが、民間の状況、社会の状況の中で上げるときにはしっかり上げるということをこれは7年続けてきたわけでありまして、

こういう中で、今回の特別な年という認識をいたしておりますが、大変心苦しいところではございますけれども、先ほどの社会一般の情勢に適応させる、あるいは国公準拠をさせる、そういう方針の中で判断をさせていただいたものでございます。

あわせて、先ほどの職員組合とは丁寧な労使協働、法的には位置づけられていないということですが、その協議を重ねた上でこの状況への判断をいただいたものというふうに拝察をしております。敬意を表したいというふうに思います。

これも森議員からご質問ありましたが、今回のいわゆる減額される分については今後の職場環境等の充実等に生かしていきたいというふうに考えておりますし、そのような基本的な考え方で認識をさせていただいて今後に生かして、職員が本当にこれからも意欲を持って頑張っていけるような対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

心苦しいと言われるより、やっぱり引下げはしませんよというようなことを聞きたかったと思います。

次に移りたいと思います。

議案第79号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。これも同じように、準じて0.05か月引き下げという内容であります。

まず、その任期付職員というのはどういう職員なのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、市の条例で定めることにより高度の専門的な知識・経験、または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合や、公務の能率的運営を確保するために必要である場合に任期を定めて任用する職員のことです。

この任期付職員には2つの種類がございまして、一つは高度の専門的な知識、経験、または優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識・経験、または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用する特定任期付職員と、あともう一つ、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に採用する特定業務等従事任期付職員、この2つがございまして、この特定業務等従事任期付職員には短時間勤務の職で採用することもございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、説明をいただきましたこれを条例改正するわけですが、現在、亀山市でこういう任期付職員、このいわゆる条例改正の対象になるような職員が採用されているのかどうかお聞きしたいと思います。

また、採用されているとすればどんな仕事なのかもお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の条例改正で該当する職員は、2つの種類のうち特定任期付職員というのがこの条例に該当するものでございますが、亀山市は今採用状況の中で特定任期付職員という職員はおりません。

ただし、この条例改正とは別ですが、2つ目に申し上げました特定業務等従事任期付職員というのは1名採用しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この条例改正に該当する職員はいないということですね。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第78号及び議案第79号の2件に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第78号及び議案第79号の2件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり総務委員会にその審査を付託いたします。

## 付 託 議 案 一 覧 表

### 総務委員会

議案第78号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第79号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

#### ○議長（中崎孝彦君）

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

---

（午後 2時34分 再開）

#### ○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務委員会にその審査を付託しました議案第78号及び議案第79号の2件を議題とします。

総務委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

### 総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

議案第78号 亀山市職員給与条例の一部改正について

原案可決

議案第79号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

原案可決

令和2年11月27日

総務委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

前田 稔総務委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正について及び議案第79号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員、及び一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員、及び一般職の任期付職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正により減額される期末手当の合計額と、具体的にどのような福利厚生に充てるのかとの質疑があり、これについては約920万円が減額となり、職員が職務に当たるときのマスクやアルコール消毒薬、サーモグラフィー等の購入を検討しているとの答弁でありました。

次に、他市の状況について質疑があり、これについては、三重県及び桑名市を除く県内12市も本市と同様であるとの答弁でありました。

次に、職員のモチベーションの低下について質疑があり、これについては、職員組合からはモチベーションが保てないので考慮してほしいとの話もあったが、引下げについては組合も一定の理解をしていることを組合員にも伝えていただいております、削減分は職場環境の充実に使わせていただくとの答弁でありました。

次に、人事院勧告に従って給与を下げる理由が民間との比較がかなり大きく考慮され、他の様々なことが均等に考慮されていない中での判断であり、コロナ禍の中で拙速に引き下げる必要性が感じられないなどの理由から反対の討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数でいずれも原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告とします。

○議長（中崎孝彦君）

総務委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第78号及び議案第79号の2件について討論を行います。

通告に従い発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正及び議案第79号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の2議案に反対の立場で討論します。

この条例の一部改正は、人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改正の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の期末手当の支給割合を0.05か月引き下げるというものです。

市は、人事院勧告に準じたと言いますが、人事院勧告制度は国家公務員を対象としたものであり、地方公務員は対象外です。地方公務員については、憲法で全ての労働者に保障された労働基本権が制約されており、給与・勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされています。その場合、大事なのが地方公務員法第24条第2項の給与・勤務時間その他の勤務条件の根本基準であり、そこには国や民間との比較だけでなく、生活費も含めた4つの考慮が規定されています。

反対する第1の理由は、地方公務員の給与や勤務条件は、単純に人事院勧告に準じればいいのではなく、市として地方公務員法に規定されている4つの考慮すべき事情を十分に検討すべきものだからです。

反対する第2の理由は、コロナ禍の中で市民の命と暮らしを守るために日夜奮闘していただいている市立医療センターをはじめとした市職員の期末手当を引き下げるべきではないということであり、今やるべきことは、こうした職場の労働条件を改善するために人員を増やし、給与や労働条件の改善を図ることではないでしょうか。

以上の理由により、この2議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め討論とします。

**○議長（中崎孝彦君）**

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第78号及び議案第79号の2件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第78号亀山市職員給与条例の一部改正については、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第79号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第79号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第80号から日程第30、報告第18号までの24件を一括議題とします。市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第80号亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について、議案第81号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について及び議案第82号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、この3つの条例の改正は同じ内容であり、租税特別措置法の一部が改正され、令和3年1月1日から延滞税における特例基準割合が延滞税特例基準割合に改められることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例における税外収入金に係る延滞金の割合の特例による特例基準割合について、亀山市後期高齢者医療に関する条例における後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例による特例基準割合について、及び亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例における公共下水道事業受益者負担金等に係る延滞金の割合の特例による特例基準割合について、それぞれ改正前の租税特別措置法における特例基準割合と同様に定義していることから、租税特別措置法の一部改正に合わせて、これを延滞金特例基準割合に改め、改正後の租税特別措置法における延滞税特例基準割合と同様に定義することといたします。

なお、施行日は令和3年1月1日といたします。

また、この条例の施行の日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による経過措置を設けることといたします。

次に、議案第83号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、市の水道事業における現在の給水人口及び1日最大給水量については、平成28年3月に水道法第10条第1項に基づき、知事の認可を受けた事業計画において定めたものを条例に規定しております。

現在、管内町地内に計画中である事業用地の造成に伴い、給水区域を拡張する必要があることから、同法に基づく変更の届出をいたしました。その届出に当たり、事業計画における給水人口及び

1日最大給水量の見直しを行ったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、給水人口を「4万9,700人」から200人減らし、「4万9,500人」とし、1日最大給水量を「3万900立方メートル」から600立方メートル増やし、「3万1,500立方メートル」といたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第84号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、令和3年4月1日から急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が見直されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、改正された省令で定める基準に従い、1つ目といたしまして、本条例の対象となる急速充電設備の全出力の上限を「50キロワット」から「200キロワット」に改めることといたします。

2つ目といたしまして、火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備を設置しようとする者が、あらかじめ消防長に届け出なければならない設備に急速充電設備を加えることといたします。

なお、施行日は令和3年4月1日といたします。

また、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとする経過措置を設けることといたします。

続きまして、議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2億5,603万8,000円を追加し、補正後の予算総額を283億1,195万3,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、主に前年度の扶助費等に係る国県支出金の精算によるもののほか人事異動や職員給与と条例の改正による給与費の補正を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策の緊急対策パッケージ（第6弾）でございますが、感染拡大の防止とウイズコロナ対策として、衛生費に新型コロナウイルスのワクチンが実用化された際のワクチン接種に向けた体制確保のための経費を計上いたしております。

最初に、繰越明許費補正につきましては、新庁舎整備事業など5事業について、事業の進捗状況等により年度内の完成が見込めないことから繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、令和3年度からの契約事業者の選定等を行うため、複写機賃借料など計6事業を追加するほか、新図書館建設の工期の延長により図書館保留床購入費の追加分を計上いたしております。

次に、地方債補正につきましては、農林水産業施設災害復旧事業を追加し、臨時財政対策など2事業の限度額の変更をいたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

民生費につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者及び心身障がい児の自立支援事業を増額するとともに、令和元年度の生活保護国庫負担金等の精算に伴う返還金を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業集落排水事業特別会計の補正予算に伴い繰出金を減額し、商工費につきましては、乗合タクシーやコミュニティバスの運行経費を増額いたしております。

土木費につきましては、公共下水道事業会計の補正予算に伴い繰出金を減額し、消防費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった研修会等に係る経費を減額いたしております。

教育費につきましては、小・中学校の光熱水費などの施設管理費を増額し、災害復旧費につきましては、去る10月に発生しました台風14号による林道鈴鹿南線に係る災害復旧事業費を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定額により増額いたしております。

国庫支出金につきましては、介護給付費等の増加に伴い障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、令和元年度の子どものための教育・保育給付交付金等の精算に伴う精算金を計上いたしております。

県支出金につきましては、国庫支出金に準じて障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、林道鈴鹿南線の災害復旧に係る現年発生補助災害復旧事業費補助金を計上いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整により財政調整基金からの繰入れを減額いたし、市債につきましては、普通交付税の算定に伴う発行可能額の決定により臨時財政対策債を増額いたしております。

次に、議案第86号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2,729万5,000円を追加し、補正後の予算総額を46億5,899万5,000円といたしております。

主な補正内容は執行見込みにより出産育児一時金及び葬祭費を増額するとともに、令和元年度決算における剰余金の一部について基金への積立金を計上いたしております。

また、債務負担行為補正として、健康づくりのてびき発行事業を追加いたしております。

次に、議案第87号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ249万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,469万2,000円といたしております。

主な補正内容は、令和元年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第88号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ72万2,000円を追加し、補正後の予算総額を4億9,502万2,000円といたしております。

主な補正内容は、前年度繰越金を計上するほか、処理施設維持管理費を減額いたしております。

次に、議案第89号令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、債務負担行為の補正につきましては、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、清掃業務委託料など2事業を追加いたしております。

次に、議案第90号令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入及び支出からそれぞれ280万円を減額し、補正後の予定額を収益的収入が10億4,290万円、収益的支出が10億3,980万円といたしております。また、資本的収入及

び支出からそれぞれ1,183万5,000円を減額し、補正後の予定額を資本的収入が11億4,976万5,000円、資本的支出が13億8,266万5,000円といたしております。

主な補正内容は、収益的支出における企業債利息及び資本的支出における流域下水道建設負担金を減額するほか、資本的収入における企業債を減額いたしております。

また、債務負担行為の補正につきましては、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、自家用電気工作物保安管理業務委託料など2事業を追加し、企業債の補正につきましては、公共下水道など2事業について限度額を変更いたしております。

次に、議案第91号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、債務負担行為の補正につきましては、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、複写機賃借料など2事業を追加いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第92号財産の取得についてでございますが、亀山市立図書館の施設の用に供するため、図書館保留床の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、施設建設敷地としまして、所在地、亀山市御幸町字貝戸部318番の1、敷地面積 5,005.83平米、共有持分 1兆分の4,431億4,700万、施設建築物といたしまして、位置 地下1階から地上4階の一部、用途 公益施設、専有面積 5,114.01平米、共用部分 専有部分に対応する共用部分の共有持分でございます。

また、取得価格は21億8,820万円、契約の相手方は、亀山市東御幸町39番地8、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合、理事長 小林昭一でございます。

続きまして、議案第93号及び議案第94号損害賠償の額を定めることについてでございますが、亀山市田村町地内の農業集落排水処理施設田村地区浄化センターにおける汚水流出事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第95号から議案第102号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である川合44号線、和田31号線、和田32号線、能褒野51号線、西町3号線、西町4号線、西町5号線及び西町6号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第18号専決処分の報告についてでございますが、亀山市総合環境センター内において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和2年11月13日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和2年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について、補足説明をさせていただきます。

最初に、今回の補正予算に計上いたしております新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ（第6弾）について補正予算書の予算に関する説明書からご説明申し上げます。

25ページをお開きください。

歳出でございますが、下段の第4款衛生費、予防衛生事業1,990万3,000円のうち、報償費116万5,000円から作成委託料750万円までの合計1,920万円につきましては、感染拡大の防止とウイズコロナ対策として、新型コロナウイルスワクチンが実用化された際に、早期に接種ができるよう体制の確保を図るもので、市民へ接種券等を個別通知するためのシステム改修や接種順位の上位となる医療従事者等への接種経費などを計上いたしました。

次に、その他の補正予算でございますが、お戻りいただきまして、4ページをお願いいたします。

上段の第2表 繰越明許費補正でございますが、新庁舎整備事業など事業進捗等により年度内完了が見込めないことから5事業を追加いたしました。

次の第3表 債務負担行為補正でございますが、令和3年度からの契約事業者の選定等を行うため複写機賃借料など6事業を追加し、新図書館建設の工期が令和3年度から令和4年度に延長されたことから令和4年度に支払う図書館保留床購入分、追加分を計上いたしました。

次の第4表 地方債補正でございますが、10月の台風14号により被災いたしました林道鈴鹿南線に係る農林水産業施設災害復旧事業を追加し、普通交付税の算定に伴い発行可能額が決定いたしました臨時財政対策債など、2事業について限度額を変更いたしました。

次に、予算に関する説明書をご覧くださいながら順次説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算におきましては、令和元年度の扶助費等に係る国県支出金の精算に伴い、歳入での精算金の受入れ及び歳出での返還金を各費目に計上をいたしております。

また、人事異動や職員給与条例の改正による人件費の補正についても歳出の各費目で行っておりますが、個々の説明は省略させていただき、まず給与費明細書において説明をさせていただきます。

38ページをご覧ください。

中段のア、会計年度任用職員以外の職員、正規職員分でございますが、まず給料につきましては、人事院勧告では据置きとなったことから、給料全体といたしましては今回の補正はございません。職員手当800万円の減につきましては、期末手当の支給率引下げによる減、またそれに伴い共済費120万円を減額いたしました。

次の39ページをお願いいたします。

上段のイ、会計年度任用職員でございますが、報酬1,533万1,000円及び職員手当、期末手当25万2,000円につきましては、障がい児保育に係る加配職員の補充等に伴い増額をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、お戻りいただきまして、19ページをご覧ください。

上段の第3款民生費、社会福祉費の一般事業1,665万1,000円につきましては、令和元年度の障がい者自立支援給付費等国庫負担金などの精算に伴う国県への返還金を計上いたしました。

中段の障がい者支援事業の自立支援事業5,300万円、次の地域生活支援事業408万円のうち、地域活動支援事業委託料280万円につきましては利用者の増加等により増額し、次のシステム修正委託料128万円につきましては、令和3年度の報酬改定等に伴うシステム修正に係る経費を計上いたしました。

次に、21ページをご覧ください。

中段の児童扶養手当給付費1,488万円につきましては、対象者の増加等により増額いたし、次の放課後児童クラブ運営費1,000万円のうち、指定管理料210万円、次の民間施設活動事業費補助金230万円につきましては、国の補助基準額の変更による増額、次の放課後児童健全育成事業補助金560万円につきましては、令和3年4月から井田川小学校区に増設される民設民営の放課後児童クラブへの施設改修及び備品整備に係る補助金を計上いたしました。

下段の保育所費の障がい児支援事業1,512万4,000円につきましては、障がい児保育のために配置する加配職員の補充に伴い増額をいたしました。

次に、23ページをご覧ください。

上段の心身障がい児支援事業の自立支援事業4,200万円、次の地域生活支援事業210万円につきましては、利用者の増加等により増額いたしました。

下段の生活保護事業の一般管理費5,567万1,000円につきましては、令和元年度生活保護国庫負担金等の精算に伴う返還金を計上いたしました。

次に、27ページをご覧ください。

上段の第6款農林水産業費、農業集落排水事業1,528万2,000円の減につきましては、農業集落排水事業特別会計補正予算に伴い、繰出金を減額いたしました。

下段の第7款商工費、地域生活交通再編事業566万円のうち、乗合タクシー運行委託料179万5,000円につきましては利用者の増により増額し、次の西部ルート運行委託料54万8,000円、東部ルート運行委託料19万2,000円、南部ルート運行委託料154万円につきましては、国の補助上限額の引下げにより市の負担額を増額いたしました。

次に、31ページをお願いいたします。

下段の第9款消防費、一般管理費263万2,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった研修会等の経費を減額いたしました。

次に、33ページをご覧ください。

第10款教育費、中段の小学校費の施設管理費830万円につきましては、電気料金及び緊急修繕の増加により増額をいたしました。

次に、少し飛びますが37ページをお願いいたします。

中段の第14款災害復旧費、林業施設災害復旧事業1,100万円につきましては、台風14号における林道鈴鹿南線ののり面崩壊の復旧事業費であり、白木町及び安坂山町地内の2か所を補助事業として復旧する経費を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

お戻りをいただきまして、9ページをお開きください。

上段の第11款地方交付税2億358万1,000円につきましては、普通交付税の交付決定額により増額いたしました。

中段の第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金4,750万円につきましては、支援事業費の増加により増額いたしました。

次の児童福祉費の過年度国庫負担金精算金1,465万7,000円につきましては、令和元年度子どものための教育・保育給付交付金に係る精算金を計上いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

中段の第16款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金2,375万円につきましては、支援事業費の増加により国庫支出金に準じて増額し、次の児童福祉費の過年度県負担金精算金906万8,000円につきましては、令和元年度施設型給付費、地域型保険給付費、県負担金等の精算金を計上いたしました。

下段の現年発生補助災害復旧事業費補助金715万円につきましては、林道鈴鹿南線の災害復旧事業に対し補助率65%の補助金を計上いたしたところでございます。

次に、13ページをお開きください。

上段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整により2億634万4,000円を減額いたしました。

下段の第22款市債、臨時財政対策債1億2,910万円につきましては、普通交付税の算定に伴い発行可能額が決定したことから増額いたしました。

続きまして、議案第86号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

44ページをご覧ください。

下段の第2表 債務負担行為補正でございますが、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、健康づくりのてびき発行事業を追加いたしました。

次に、51ページをお開きください。

歳出でございますが、上段の第1款総務費、一般職員人件費167万6,000円につきましては、人事異動により増額いたしました。

下段の第2款保険給付費、出産育児一時金294万円、それから53ページ、上段の葬祭費100万円につきましては、執行見込みにより増額をいたしたところでございます。

さらに、中段の第6款諸支出金、その他償還金1,867万9,000円につきましては、令和元年度国民健康保険保険給付等交付金の精算に係る県への返還金を計上いたしました。

下段の国民健康保険事業運営基金300万円につきましては、令和元年度決算における剰余金の一部を基金へ積み立てるため計上いたしました。

次に、歳入でございますが、49ページにお戻りをいただきたいと思っております。

上段の第6款繰入金、職員給与費等繰入金167万6,000円につきましては、人件費の増額分の全額を、また次の出産育児一時金繰入金196万円につきましては、歳出で増額した出産育児一時金の3分の2の額について一般会計繰入金を計上いたしました。

中段の第8款繰越金、前年度繰越金2,365万9,000円につきましては、前年度繰越金の全

額を計上いたしたところでございます。

続きまして、議案第87号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

63ページをご覧ください。

歳入でございますが、第5款繰越金につきまして、前年度繰越金の全額である249万2,000円を計上し、次の65ページの歳出では第3款諸支出金、一般会計繰出金249万2,000円につきまして、前年度繰越金を財源として、前年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしました。

続きまして、議案第88号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

68ページをご覧ください。

下段の第2表 債務負担行為補正でございますが、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、複写機賃借料など2事業について追加をいたしました。

少し飛びますが、75ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第1款事業費、一般職員人件費87万8,000円につきましては、人事異動により、次の一般管理費204万4,000円につきましては、消費税の納付額が確定したことから、それぞれ増額し、下段の処理施設維持管理費220万円の減額につきましては、執行見込みにより光熱水費を減額いたしました。

次に、歳入でございますが、73ページにお戻りをいただきまして、下段の第6款繰越金、前年度繰越金1,600万4,000円につきましては、前年度繰越金の全額を計上し、今回の補正予算の財源調整により上段の第4款繰入金、一般会計繰入金を減額いたしたところでございます。

続きまして、議案第89号令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

79ページをお願いいたします。

中段の債務負担行為補正でございますが、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、清掃業務委託料など2事業について追加をいたしました。

続きまして、議案第90号令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

83ページをご覧ください。

下段の債務負担行為の補正でございますが、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、自家用電気工作物保安管理業務委託料など2事業について追加をいたしました。

次に、84ページをお願いいたします。

上段の企業債の補正でございますが、受益者負担金の増額及び流域下水道建設負担金の減額により公共下水道事業など2事業について限度額を変更いたしました。

次に、85ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございますが、上段の下水道事業収益、一般会計補助金につきましては、今回の補正予算による財源調整として301万6,000円を減額いたしました。

下段の下水道事業費用、ポンプ場費の動力費70万円、次の修繕費500万円につきましては、

執行見込みにより増額し、企業債利息800万円につきましては、償還額の確定により減額いたしました。

次に、86ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、上段の資本的収入、企業債1,720万円の減額につきましては、収入における受益者負担金の増及び支出における流域下水道建設負担金の減により減額し、受益者負担金570万円につきましては、収入見込みにより増額をいたしました。

下段の資本的支出、流域下水道建設負担金1,152万5,000円の減額につきましては、県流域下水道事業の執行見込みにより減額をいたしました。

続きまして、議案第91号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

97ページをお願いいたします。

中段の債務負担行為の補正でございますが、令和3年度からの契約事業者の選定を行うため、複写機賃借料など2事業について追加をいたしました。

以上で、一般会計及び特別会計並びに企業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日28日から12月6日までの9日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日28日から12月6日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12月7日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時21分 散会）



令和 2 年 1 2 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和2年12月7日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

- 議案第 80号 亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について
- 議案第 81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 82号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 84号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第 86号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 87号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 88号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 89号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 90号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 91号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第 92号 財産の取得について
- 議案第 93号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 94号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 95号 市道路線の認定について
- 議案第 96号 市道路線の認定について
- 議案第 97号 市道路線の認定について
- 議案第 98号 市道路線の認定について
- 議案第 99号 市道路線の認定について
- 議案第 100号 市道路線の認定について
- 議案第 101号 市道路線の認定について
- 議案第 102号 市道路線の認定について
- 報告第 18号 専決処分の報告について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番

草川卓也君

2番

中島雅代君

3番	森 英之君	4番	今岡翔平君
5番	新 秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森 美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所 学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原 博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部 裕君	教育部長	亀山 隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部 満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村 大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎	書記	西口幸伸
書記	大川真梨子		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願い申し上げます。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

会派結の草川でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）のうち、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防衛生事業について伺います。

（1）としまして、事業の背景と目的についてでございます。

まず、この中身を詳細に伺っていく前に、この補正が必要になった背景と目的から伺っていきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

おはようございます。

今回の補正に上げさせていただきましたものにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、現時点では接種開始の時期も確定していない状況ではございますが、ワクチンの供給が可能となった場合に速やかに接種を行うことが想定されるため、迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に関する通知が国からあったところでございます。

このことから、本市といたしましては、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に、早期に接種を開始できるよう、接種のために必要な体制を確保するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

新型コロナウイルスのワクチン接種に向けた体制確保のための補正予算ということを確認いたしました。

先日、国会で12月2日に、ワクチンを円滑に接種する体制を整備するための改正予防接種法が成立しまして、ワクチンの接種は国民の努力義務というふうに位置づけて、接種は市町村が行い、費用は全額国が負担するというようなことが決まったというふうに聞き及んでおります。

このワクチン接種が実用化された際に、早期に円滑に市民の皆様が接種できるための体制、この補正予算、市民にとって非常に関心が高いところだと思いますので、諸所細部にわたって伺っていききたいと思います。

(2) 接種券等の個別通知などシステム改修関係の経費についてに移りたいと思います。

まず、この経費の内訳について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回のシステムの改修の経費といたしましては、3点ございます。

まず、システム修正委託料、接種券作成委託料、通知書等封入封緘業務委託料、この3つの委託料がございます。

まず、システム修正委託料でございますが、現在、総合保健福祉システムというのを稼働させておりますが、そこで予防接種や健診の情報を管理しております。今度は、この新型コロナウイルスワクチンにおいても、台帳管理や接種券を発行できるよう、まずシステムの修正を行います。

次に、接種券作成委託料につきましては、国が定める接種券の様式に合わせて接種券を作成し発行するための委託料でございます。

最後に、通知書等封入封緘業務委託料につきましては、接種券と個別の通知を対象者ごとに封入、封緘する作業を委託するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

接種券ということなんですけど、接種券って一言で言ってもちょっとイメージがつきにくいかなあと思うんです。言わば、これは整理券のようなものになってくるのか、接種の順番、市民の方々が接種していくための順番を事前に振り分けるためのものということなのか、運用に関して決まっている範囲で結構ですので、少し詳細を教えてくださいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

接種券につきましては、接種対象者に対し、接種を実施できる医療機関等が接種対象者であることの確認や、接種費用の請求時に添付するために発行するもので、接種の案内とともに対象者に送付することが想定されているところでございます。

なお、送付のタイミングにつきましては、国が示す接種順位ごとに、混乱がないように送付させていただくことになると想定しております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

接種券の中身に関して、ちょっと確認させていただきました。

冒頭、少し私のほうで申し上げましたけど、改正法によると努力義務という言葉が使われておりました。これは、接種券が届いた場合、それを接種するという点に関しては、それぞれ市民の方に様々な背景、お考えがあると思いますので、これは接種しないという選択肢もあるという、言わば任意ということになるのかどうか、この辺に関してちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

12月2日に成立いたしました改正予防接種法につきましては、努力義務ということが明示されております。

しかしながら、その努力義務という言葉自体を取るかどうかというのも、また政令で定めるということも一部お聞きしておりますので、任意という言葉になるかどうかはちょっと別にいたしまして、今のところはまだ接種義務という形で、市といたしましては全市民の方に接種の勧奨を行っていくこととしております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

基本的には、全市民に接種の勧奨を行っていくということで確認いたしました。

開発が先行している新型コロナワクチンは、実用化した例のない新たな技術が使われているような、そういった報道もございます。有効性、安全性に関して不安視する声も一部あると思いますけど、ワクチンそのものの是非に関しては、ここではあえて問わないこととしたいと思います。

努力義務ということですけれども、現状、努力義務として定期接種されているワクチンで、結核、ポリオ、MR、はしか、風疹、ジフテリア、日本脳炎、この7種も努力義務と一応制定されていますね。これらと同等に、大勢の方々が接種することになると想定した上で、質問を続けていきたいと思えます。

次に、このシステム改修までのスケジュールについてでございます。

仮に来年初頭、ワクチン接種、ワクチンの供給が開始された、想定よりも仮に早まったりとかした場合でも、即座に接種券が発行できるように、システム改修、これはぜひ確実にかつ早急にしていただきたいところだなと思えます。

この改修完了時期の、システム改修が完了する時期、この見込みについて伺いたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

システムの完了時期でございますが、接種券の様式など、まだ国から全く示されておりません。ですので、国からの詳細な仕様が示されてからの改修開始ということになります。

システムの改修を含めた体制確保のため、国から示されております事業は、令和2年度中の事業

実施を前提としております。

なお、繰越しできないと示されておりますので、遅くとも今年度中には完了しなければならないと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

まだ国次第というところもあり、とはいえ今年度中には完了を遅くともさせるということだったと思います。ぜひ、こちらのほう、国のほうと連携といいますか、しっかりと連携しながら確実に実施していただきたいなと思います。

それでは、（3）医療従事者等への接種経費についてというところに移りたいと思います。

この接種経費に関わる予算、これの内訳についてまず確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

現在、接種経費につきましては、今回の補正予算では医療従事者を対象として人数を市としては補正予算で上げさせていただいたところ です。

経費の内訳といたしましては、医療従事者は、まず人数が多い病院等ではご自分の病院、自院での接種、それ以外は集団での接種を想定しております。

ワクチン接種が今年度実施された場合として、300人分を医療機関で接種することにした委託料と、700人分の集団接種を行うことと想定いたしまして、医師や看護師の報酬費や、その際に必要なアルコール綿、プラスチック手袋、ガウン、マスクなど、消耗品一式を計上いたしております。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種用の針、シリンジ、注射針ですね、注射器ですけれども、これは国から提供されることとなっております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

内訳について確認をさせていただきました。

予防接種委託料のところ、個人で300名ということだったんですけども、これは集団接種に関わるものというものの、そういったものに関してはこの予算に含まれているのか、何人分含まれているのか、そういったことをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、先ほどちょっとご答弁させていただきましたが、集団接種につきましては、一応700人分を想定しております。ですので、集団接種につきましては、医師や看護師が、集団接種ですのでどこかの場所を決めて、そこにお越しいただいてその場所でまとめて予防接種をさせていただく費用となります。

すみません、700人も全て医療関係者の方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっとその集団接種のところなんですけれども、もう少し伺ってきたいんですけど、集団接種を実施する会場というのは、かなりの規模になると思うんですけども、医療機関以外になるということも考えられるのか、どういったところを想定しているのかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

集団接種の場合は、やはり広い会場が必要となります。ですので、10年ほど前の新型インフルエンザのときも集団接種を実は子供さんを対象に実施しておりました。そのときには、あいあい、総合保健福祉センターで実施をさせていただいたところですよ。

実は、その集団用の予防接種をするためには、その場所を医療機関として登録をする必要もございますので、今回も総合保健福祉センターを中心として、その場所の選定は決めていきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その辺りはぜひ、会場の確保や集団接種ということで、医師会の方々も協力というものが不可欠になってくると思いますので、この後、緊密な連携の下で市民のためにしっかりと進めていっていただきたいなと思います。

集団接種が700名で、個別で300名ということで、対象人数、今回の予算だと1,000名分ということだと思うんですけども、この1,000名という人数を設定した理由、またこれは医療関係者だけなのかということも含めて、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回、1,000名という形で特定させていただいたのは、基本的には医療従事者等というふうな国から示された方でございます。

今回の医療従事者等の用語については、国は、新型コロナウイルス感染患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等となってございます。感染者の搬送に携わる救急隊員や、積極的な疫学調査等の業務に携わる保健師等を含むとも書かれておるところでございます。

接種順位の上位となる医療従事者等への接種を行うに当たり、接種対象人数の把握や接種の実施体制の確保等に関する調整は、県が行うこととなっております。

今回のこの人数の把握につきましては、鈴鹿保健所に届出が出ております市内の医療関係者数486人でございます。それを参考値として、消防職員など、その他の関係者を見込んで1,000人

分を計上いたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほどの答弁で少し気になったのは、その「その他」の部分の約500名ほど、その他が想定されているということだと思います。

その辺りは、県が調整を行っていくということだったんですけども、今回、この言わばその医療従事者以外のその他の部分というのは、市の方針として順位を決められる、順位といいますか優先度をある程度指定するということは、県のほうがやるべきことで、市のほうではその余地を入れることができないという、そういうことなんでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回のその486人の届出があるというのは、本当の医療従事者、医療機関にお勤めの医師であったり看護師であったりの数です。それに加えて、例えば医療機関の窓口を担当するような医療事務の方、あるいは医療機関内をお掃除される方等も医療従事者に含まれますので1,000人分と見込んだところです。

もう一点、市の意見が反映できるのかということでございますけれども、まず、先ほども申し上げましたように、今回の接種につきましては県が調整を行います。ですので、例えば接種順位について等は、市の意見が反映できるところはないというふうに見込んでおります。

ただし、先ほども申し上げましたように、接種の勧奨でありましたり、接種体制の、先ほど申し上げたどこで集団接種を行うか等につきましては、市の工夫の余地があるところであるというふうと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今、接種勧奨をしていくだとか、その場所の設定とか、そういったところで市も一定程度、そういった方針というものは示せる範囲、かなり限られているかなという印象は受けましたけれども、あるということ。ただ、基本的には県の判断がということだと確認をさせていただきました。

インフルエンザワクチンに関わる市の助成に関しては、65歳以上の高齢者、基礎疾患を持つ方や、1歳未満を除く未就学児に関して助成していくと。これは非常によい判断だったなと改めて思うんですけども、こういったところに関しても、そういった勧奨していく中で一定程度、市としてもこれまでの方針、こういったものを受け継ぎながら、ぜひ実施していただきたいと思います。

それでは、補正予算の内訳についていろいろ伺ってまいりましたので、ちょっと関連して伺っていきたくんですけども、新型コロナウイルスのワクチンに関しては、接種券を市民の方に市から配付するということなんでしょうけれども、つまりこれは市外で接種するということはできないということなのか、基本的には市内で完結させていくのが原則ということなのか、そこを確認したいと

思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

インフルエンザのワクチン接種につきましては、市外の医療機関でお打ちになった方にも助成金をお渡ししております。

ただしですけれども、今回のコロナワクチンにつきましては、基本的には、まずはかかりつけ医の方に個別接種ということで病院で打っていただければと思いますけれども、市外の医療機関がかかりつけ医の方につきましては集団接種をご利用いただいて、集団での接種の勧奨というふうになるかと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

つまり、亀山市内で働く医療従事者の方などは集団接種などで亀山市で、市外にお住まいの方でも受けてもらうという、そういう確認ということで、はい、分かりました。

では、次なんですけれども、今回ワクチンを保管するための設備に関しては、予算計上されていないんですね。以前、一度保管に関して、冷蔵庫でしたっけ、たしか補正予算で組まれていたことがありますけど、保管するための設備というものは、現状でこれは十分なのか、体制としては十分なのかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員がおっしゃいました第2弾の緊急政策パッケージに盛り込みましたワクチン保管用の冷蔵庫につきましては、もう既にあいあいのほうに納品されております。

ですが、今回のこのワクチン、国とあるいは海外からの情報によりますと、マイナス70度C以下での保存というふうなことも言われております。そうすると、とても普通の冷蔵庫では保存が不可能になります。

ただ、ワクチンの保管管理体制を整えるに当たっては、超低温冷凍庫、またはドライアイスが当然必要となってきますが、現時点では市の判断で超低温冷凍庫を確保する必要はないと国のほうから示されておりますので、今回の補正予算には上げさせていただいていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

現時点ではという国の言い方がちょっと気になるころではありますけれども、その辺りはしっかりと市のほうでも、国に任せ切りにならずしっかりと気にしていただければと思います。

この項目最後のところなんですけれども、市民にとって関心の高い、この5万人都市という亀山市において、またこの亀山市の現在の医療体制というものも勘案した上で、全市民接種を成し遂げるまでにはどれくらい時間がかかる見込みかということに関しても、ちょっと最後に確認したい

と思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今、国のほうが認可を進めているワクチンが3種類か4種類あると思いますが、全て1人につき2回の接種という形で考えられております。ですので、およそ5万人の市民の皆さん全員に2回を接種とすることになるとしますと、やはり少なくとも1年間ぐらいは必要になるのではないかと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ワクチンが供給されれば、すぐそれで全市民に広まるというわけではなく、しっかりとその間、市としても体制を整えながら着実に実行していく必要があるのだということを確認させていただきました。

ぜひ確実に、大きな混乱なく、市民の皆様にごできるだけ早くこの接種できるように体制を整えていっていただきたいなと思います。

（4）の財源について、少し伺っていききたいと思います。

今回のこのシステム改修、接種経費、ちょっと伺っていききましたけれども、共に財源は全て一般財源で計上されております。ただ、先ほどから申し上げて、また話にありましたように、基本的に全額国が負担というふうな改正予防接種法の報道も聞き及んでおるところであります。

最終的に、これは全て国庫負担になるのか、それともやはり一部は市の負担になってくるのか、この辺りを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

12月2日に改正されました予防接種法でも、この接種の費用については全額国庫で負担という形で示されておりますけれども、今回のこの補正予算で上げさせていただいた体制確保事業に係る経費、これにつきましても、一応は全額国庫補助という方針は示されております。しかしながら、現段階では対象経費の範囲等が、詳細はまだ示されておられません。

ですので、今回は一旦全て一般財源として要求を上げさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

国の方針がまだ全て示されているわけではないということでございます。

今回はこの1,000人分の接種経費に関わる予算なんですけれども、仮に今後5万人に当然接種を勧奨して実行していくことになるんですけれども、全市民5万人分となると、予算規模としては大体どれくらいになるのか、こちらも見込みになりますけれども、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

先ほどもちょっと申し上げましたように、700人分がまず今回集団接種ということで予算要求を上げさせていただいてございます。

そういうのは医師の報酬費、看護師の報酬費等が含まれますが、700人分で約報酬費だけで約100万円程度、それと300人分を個別接種ということで、医療機関への委託料として上げさせていただいています、これが大体180万円程度。合計で1,000人分で、医師等や医療機関に払うものだけで約280万円ぐらいあります。

それが今度、1,000人分でございますので、あとこれの50倍の5万人分掛ける2、これで2回分でございますので、50倍ということですので、考えると1億円を優に超えてくるのではないかとというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

財源と予算規模について、ちょっと確認させていただきました。

それでは、（5）の庁内体制について伺っていきたいと思います。

このワクチン接種に関わる業務に関しては、先ほど全市民にはやっぱり1年ほどはかかるんじゃないかという答弁もありましたけれども、かなり長期戦になるなという印象を受けました。

この業務に関して、まず庁内のどこが担当することになるのか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

感染症に関することにつきましては、健康福祉部長寿健康課の分掌事務となっております。現在も予防接種に関する業務を行っておりますので、このまま長寿健康課が所管することになると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ということですが、この新型コロナウイルスのワクチン接種に関しては、やはり今までにもないことだと思います。現在の人数や体制で、しっかりと対応可能なかどうか、これに関して伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回、補正で計上いたしましたシステムの改修やワクチン接種が今年度実施されることになった場合、接種順位が上位となります先ほど申し上げました医療従事者等の皆さんに対する接種に関しましては、現在の体制で実施していかなければならないと考えております。

来年度以降、予測されます市民全員を対象としたワクチン接種に関しましては、平時の体制で想

定している業務量を大幅に上回ることが見込まれますので、現体制での実施は困難というふうに予想しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

2021年の未来というのは、このワクチン接種にかかっていると言っても過言じゃないんじゃないかと、そのように考えております。かつ、これは基礎自治体として大変重大な任務であると考えております。

市民への円滑なワクチン接種の体制を整えていくためにも、人的体制に関しては、ぜひ充実させる必要があると思います。市内の人的体制、これについてどのような方針か確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和3年度におきまして、全市民を対象にワクチン接種を実施していくこととなると考えております。

現時点では、医療機関との連携方法など、詳細なワクチン接種の実施方法は定まっていないところでございますので、現時点で具体的な体制を決定するには至っておりませんが、体制の不備によりワクチン接種が遅れるようなことは決してあってはならないものと認識をしております。

そのようなことから、場合によりましては、先般の特別定額給付金給付事業のようなプロジェクトチームによる対応も考えられるところではございますが、今後も国の情報を十分に注視し、ワクチン接種を迅速かつ的確に実施するためにはどのような体制で臨むことが最善なのか、十分に検討して鋭意対応してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

市役所内も通常の業務がある中で、こういったこともしっかりとやっていくというなかなか大変なところだとは思いますが、市民の命、健康を守るため、また安心・安全な市民生活のために、確実に実行をお願いしたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、感染予防効果、副作用、副反応、リスクも含めて、市民の皆様にも正しく知識を持っていただくということも重要だと思います。市としましては、全市民に対して広報、周知をしっかりと行って接種喚起をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、こちらの項目に関しては締めさせていただきます。次、議案第83号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてに移りたいと思います。

まず、改正の概要というところを伺っていききたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

改正の概要でございますが、市の水道事業における現在の給水人口及び1日最大給水量については、平成28年3月に水道法第10条第1項に基づき、知事の認可を受けた事業計画において定めたものを条例に規定しています。

現在、管内町地内に計画中である事業用地の造成に伴い、給水区域を拡張する必要があることから、同法に基づく変更の届出を行いました。

その届出に当たり、市全体の事業計画における給水人口及び1日最大給水量の見直しが行われたことから、所要の改正を行うものであります。

**○議長（中崎孝彦君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

今、概要についてご説明いただきました。

ちょっと説明もありましたけれども、念のためちょっと分かりにくいところを確認させていただきますけど、給水人口に関して今回200名減少していると確認しておりますけれども、1日最大給水量に関しては増加しておるんですね。ここの理由に関して、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

宮崎部長。

**○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）**

給水人口につきましては、過去10年間の実績人口の傾向を基に、コーホート要因法及び時系列傾向分析を用いて、計画目標年次である令和12年度の給水人口を推計しております。その結果、上位計画である亀山市人口ビジョンについても勘案して、時系列傾向分析を採用し4万9,500人としております。また、1日最大給水量の増加につきましては、給水区域拡張となる事業用地への増加給水量と、過去10年間の実績給水量を基に将来予測を行い、計画目標年次である令和12年度の1日最大給水量を推計して、3万1,500立方メートルと算出しております。

この分析と予測により、将来の給水人口については減少する傾向である一方、1日最大給水量については、工場などの給水量が増加する傾向であることから、人口が減少するにもかかわらず1日最大給水量が増加するような結果となりました。

**○議長（中崎孝彦君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

事業用地として拡大するので給水量も増加見込みということでしたけれども、今後、この区域に関しては、今回の給水区域の拡張と最大給水量の増加に見合うだけの開発計画があるということなのかどうか。先ほど、工場ということが一言ありましたけれども、ここの詳細に関して確認したいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

宮崎部長。

**○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）**

今回の給水区域拡張の中で、オークワスーパーセンターサウス亀山店の南側に、敷地有効面積約

6.7ヘクタールの事業用地の造成が計画されております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、今回のこの給水区域の拡張、また給水量の増加に対して、現時点で十分な給水能力が整っているということでもよろしかったでしょうか。ここも一応確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今回の給水拡張区域へは、山下町にある第3水源地から給水を行っており、近年の1日最大給水量は3,800立方メートルとなっております。

この3,800立方メートルに、給水拡張区域の増加給水量約300立方メートルを加えますと、4,100立方メートルになります。

第3水源地の送水能力は4,600立方メートルであることから、給水能力は問題ないものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今回の補正での拡張に関しては、先ほど説明していただいた事業用地の範囲ということなんですけれども、今後もこのような給水区域の拡張や給水量の増加、こういったものを必要とされる事業っていうのは亀山市、これは今までも議会の答弁などでもいろいろと伺っている中でも、やはりこれは今後も続くのではないかとそのように考えておりますけれども、こちら今後の見込みに関してどのような見込みなのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

現時点ではございますけれども、給水区域拡張を伴う他の開発については、確認いたしておりません。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

現時点では当然確認していないということで、この給水能力に関しては問題ないということなんですけれども、今までも、私も言ってしまうと企業誘致であったりだとか、そういったところに関して質問をしている中で、新たな企業誘致に関する調査を行っているというような、そういった答弁も前回の議会でもいただいたところであります。

企業誘致、これは今後積極的に進めていくものと考えておりますけれども、そういったものが進んでいくと、当然、やはり拡張、また給水量の増加、こういったものは想定されていくんじゃないかなと思います。

そこで肝腎なのは、やっぱり水なんですよね。やっぱり企業誘致に関しても。水の給水能力というものに、今後、問題が出てこないのかというところは非常に懸念するところであります。その際、この給水能力の増強であつたりだとか、水源の手当てというもの、これに関してはどのように行われていくのか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今後の企業誘致におきまして、水の供給は最も重要なインフラの一つでございます。したがって、また今後の企業誘致の動向を勘案の上、本市としての給水可能量の調査や県営の北中勢水道の活用など、どの程度水が確保できるかなどを検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今回のこういった事業用地で工場ということでもありますけれども、やっぱりその企業誘致に関しては、水がとても重要であると確認、再度申し上げますが、水が重要だと思っております。

今後、ちょっとこれは議案と関係ないんですけど、企業誘致を進めていくということであれば、ぜひ、この水道のほうも連携をして、しっかりと円滑に進めていけるようにやっていただきたいのと、各部連携してやっていただきたいなと思います。

新たな事業用地や、企業誘致を見据えた水道事業の拡大というものに関して、ちょっと伺ってまいりましたけれども、既存の水道施設の更新や修繕も、また今後もそうですけれども、今あるものに関してとても重要だと思いますので、老朽化した配管の修繕や石綿管の撤去など、この辺りの改修状況について一応確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

老朽化している施設や、管路の更新等につきましては、亀山市新水道ビジョンに基づき、計画期間内の平成30年度から令和9年度までの10年間で、年間約4億円の建設改良費を投資し、施設の耐震整備や老朽管の更新などを進めております。

施設につきましては、川崎加圧ポンプ室の建設、緊急遮断弁の設置、応急給水施設の設置などを行っております。また、配水管につきましては、総延長368キロメートルのうち、令和元年度につきましては3.6キロメートルの更新を行っており、継続して進めてまいります。

一方、石綿セメント管につきましては、昨年度も改良を行い、未改良延長は1,062メートルとなっております。今後も、公共下水道に合わせた整備など、石綿セメント管の改良を進めてまいります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

新たな整備も含めて、また同時に既存の整備も確実に行っていただきたいと思います。

以上で、議案質疑を終了といたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時47分 休憩）

---

（午前10時56分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

議案質疑よろしくお願ひします。

まず1点目、議案第85号の先ほどから議論がありました予防衛生事業の増額補正について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスに対するワクチンに係る費用ということで補正が上がっているんですけども、私からは1点、財源についてちょっと伺っていきたいと思います。

先ほどの議論を聞いておりますと、まだ国から何も示されていないという中で、一旦一般会計より全額を上げているということだったんですけども、一体どの年齢層の方が接種するのかとか、そういうことも分からないし、先ほど聞いておりますと、保存する、保管する温度のことですとか、冷蔵庫のことですとか、いろんなことが何かもう一つ釈然としない中、やっぱりはっきりしてほしいのは、きちっと国が100%これについては費用を見ていただくということだと思ふんです。そこだけは確認がなされた上で、一旦一般会計でされているのかどうかということの確認をしたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

先ほど草川議員のときもご答弁させていただきましたが、今回のこの新型コロナウイルスのワクチン接種の体制確保事業に係る経費につきましては、全額国庫補助、12月2日にされました改正予防接種法でも全額国庫負担ということでされておりますので、全額が国庫で見ていただけるものとは思っておりますが、何せやはりまだ詳細な部分が全く国から示されておられませんので、今回は一旦全て一般財源ということでさせていただいたものです。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

全額国庫補助ということは確認しているということだったんですけども、例えば先ほど議論のあったワクチンを保管する冷蔵庫について、市町が心配することはないということでしたけれども、

国の感染研でもこういう冷蔵庫を持っておられて、私、国会で聞いたんですけども、本当にこれ、持っているだけでもお金がかかって、国の機関でも何か3つあるところを2つにして1つはもう使わないでおこうとか、そういう費用の削減をされているというようなことも議論されていたんで、本当にこれが日本中でこういうきちんとした保管をされた下に全ての方にワクチンということが、市民に安全になされるのかどうかということは、国が払ってくれるから安心して粛々と準備だけして待っていますということではなく、本当に丁寧に情報を収集していただいて、どんなシステムできちんと市民のところに行くんかということは、待っているだけじゃなく丁寧に情報収集していただきたいなということを一言申し上げて、次の質疑に移りたいと思います。

第3款の民生費の保育所費の障がい児支援事業の増額補正についてでございます。

この補正ですけれども、内容というか、いつからどういう職種の方を何人配置した補正なのかということ伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

障がい児支援事業につきましては、保育所及び認定こども園における特別な支援を要する子供に対して保育士や介助員などの会計年度任用職員の配置に要する費用となっております。

現在、任用している職員につきましては、延べ人数で加配保育士が15名、介助員が35名、看護師が2名となっております。このうち介助員3名につきましては、年度途中から配置が必要となりましたことから、8月、9月、10月に各1名の追加配置を行ったほかは、年度当初から必要人数を満たすよう努めてきているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

もう一度確認したいんですけども、この補正の内容の範囲において、十何人とおっしゃったんですけども、この補正の内容の配置についてだけちょっと限って伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

詳細、8時間の人を4時間で2人カウントしたりとか、いろいろあるんですけども、約9人分程度の増について補正をさせていただいているというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

保育所で働くいろんな職種の方がいらっしゃると思うので、その9人の内訳について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

3歳未満児につきましては、加配保育士ということになりますので、4時間さんを2人で1人と数えて4人です。

介助員さんのほうにつきましては、これも4時間さん2人で1人分と数えまして5人で、合わせて9人ということになります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

時間で人数と聞いてみると難しいのは分かるんですけども、この9人とみなした方々が、全部年度途中で必要となった方なのか、そうでなかったら、なぜ今議会の補正となったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

加配職員につきましては、入所児童の状況による影響から、年度ごとに変動を正確に把握し積算することが難しく、次年度の当初予算編成時期には必要人数等が精査できないため、同時期での必要数を基に当初予算の編成を行っております。また、年度の途中での入所児に対して加配職員が必要となるケースもあり、年度途中での変動要因も多くなっております。そうしたことから、任用に対する実質的な影響が生じることなく年間での所要額の見通しがより確実な時期として、例年12月の補正の時期を目安として必要な補正を行うこととしているところです。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

9人の方々は、いつから配置されたんですか。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

配置につきましては、必要なときに4月1日、年度当初から配置ができるようにと努めてきました。ちょっとの期間、見つかるまでに数日かかるとか等々あったにしても、4月1日からきちんと任用をさせていただける状況にしてきました。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

保育所の募集をするのが秋ですし、予算要求も秋にするということで、いろんな時差が出てくるのはよく分かるんですけども、4月から任用している方に対して12月に補正をするという今までのこのやり方、途中で要るようになったから補正するというのは分かるんですけども、4月からもう既に働いている方に対して12月に補正をするということについては、ちょっと長過ぎないかなあ、様子を見るのがという思いがするんですけども、そこどうですか。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おっしゃるとおり4月から任用しているんだったら、6月、9月あるんじゃないのかということだろうと思うんですけども、その4月からの分、6月、あるいは9月に補正してもまた流動的ですので、その辺りをまあまあ一応年度内の確実なことがつかめるようなときにということで、実際の任用に当たっては支障を来すことはないものと考えておりますので、この時期にさせていただいている状況です。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

予算がきちんと通っていない中で多分動いているという状況があると思うんですけども、そういうことに対する何か配置を控えたりですとか、何か影響はないのか。本当にきちんと必要であれば配置ができるという確約をいただいている、安心して必要ならどんどんと募集して配置をしているという状況であるのかということだけ、最後に確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

当初予算に対してお金の都合で何か不自由がないかという、不足が生じる場合なんかにおいても大丈夫かということかと思うんですけども、保育士や介助員などの加配職員が必要になった際には速やかに任用できるよう、そういう仕組みの中で動いてきております。実際の任用に当たり支障を来すことはないということと考えております。途中でもきちんと判定会議にかけて、必要な人を確保するように努めております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

承知いたしました。理解しました。

次の質疑に移りたいと思います。

商工費のうち地域生活交通再編事業の増額補正についてお伺いします。

この補正の内容、いろんなことが入っていますが、特に私、今日お伺いしたいのは、乗合タクシーに関する補正の内容について伺いたいと思いますので、内容を聞かせてください。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーでありますけれども、本年7月1日から当日の予約を可能としたことや運行時間を午後5時30分まで2時間延長したということなどから、利便性の拡充とともに制度も徐々に浸透もしつつあるということで、さらに利用者数も堅調に今後推移していくと考えておるところでございます。このことから、本年度のこれまでの実績から、今後のさらなる利用者増を見込みまして、今回、運行委託料179万5,000円を増額するものでございます。

また、地域間移動ができるように、令和3年4月1日から地域停留所となっております72か所の公民館、集会場を特定目的地停留所へ変更いたしましたして、さらに利便性の向上を予定しておりますことから、停留所の番号部分を修正するためのシートの作成、この委託料も13万円でありますけれども増額させていただいております。

さらに、これらの制度の拡充に伴いまして、利用ガイドに新たに反映させる必要がありますことから、その作成に係る委託料の不足分9万5,000円、また登録者への送付用の封筒、この印刷製本費13万円、送付に係る郵送料123万円を合わせて今回増額補正をするものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

乗合タクシーの利便性がどんどん図られていく中で、やっぱり新たな利用ガイドも必要だということ今回出ているというお話も伺いましたが、そもそもこの利用ガイドは1年に1回出すものですか、もともとどのようなスパンで出す予定であったのかをちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

全面的な改正としましては、今回大きな見直しをさせていただきますので新たに作り直すということございまして、決して毎年作っていくというふうなものではございません。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

乗合タクシーの停留所については、地域停留所ですか、本当に必要だということまち協などから要望が上がったら加えていくことができるという仕組みもつくってもらっていますし、反対に使えなくなったということで廃止するようなことも時々行われていますので、ずうっと何かどんどん動いていくガイドが必要なのかなという思いはするんですけども、これ、新しく作っていただくことは本当にいいことだと思いますけれども、そういう改廃がしやすい形というのをまた工夫を、また新しい停留所がどんどん足していけるような、ただのプリントを渡すだけじゃなくて、1年に1回するのであれば、それでいいんだと思いますけど、特に大きな改廃がない場合、毎年はないというのであれば、そういう使いやすいものというのをぜひ工夫していただきたいなと思います。

また、一番最初、標識作成委託料の話がございました。今、停留所のお話がありましたけど、なかなか地域停留所と特定目的地停留所でしたか、この2つの停留所の機能とか、そういう状況がちょっと分からない方もたくさん見えると思いますので、もう一度その停留所についてご説明願えますか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの移動でありますけれども、地域停留所と特定目的地停留所の間、この特定目的地停留所といいますのは、公共施設や医療機関、金融機関とか商業施設でございまして、地域の停留

所からその特定目的地停留所の間、または特定目的地停留所と特定目的地停留所の間の移動ということにこれまで限られておりました、地域の停留所から地域の停留所への移動はできないというようになっておったものでございますけれども、そこを今回72か所の公民館等を地域停留所から特定目的地停留所へ変更するというので、その公民館へは地域停留所から移動ができるようになります、そのように見直すものであります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

地域停留所は、基本的には乗るとその登録した人が降りるぐらいしかできないんですね。特定目的地の公共的なお買物するところとか銀行や郵便局などについては、乗ることもできるし降りることもできる停留所ということですよ。今回、集会場などは本当に各町の中にたくさん細かく七十何か所あるということで、今まではそこが地域停留所だったから、例えば昼生の集会場から向この町の集会場までというのは行けなかったのが、これからは特定目的地ということになるから、だからどこの町にでも行けるようになるという利便性を向上していただくという意味でよろしかったですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

これまでは公共施設とか医療機関とか金融機関とか商業施設、そういう特定目的地がない地域におきましては、そこへの移動はできないということもありましたので、その部分について今回、利便性を向上させていただくものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

特定目的地がない地域にお知り合いがいたり、そこに行きたい方というのはたくさんいらっしゃるんで、いい改革かなと思います。

ただちょっと一つ、今も話ししておって舌かみそうになるんですけども、停留所の名前がもう一つ、ずっと入りにくい。何かないですかね。もうちょっと高齢者も分かりやすい停留所の何か、みんなの停留所とか、公共停留所とか、何か乗り降りができるのが特定目的地で、そうじゃないのがというのが、もうちょっと分かりやすい工夫をぜひした上で、利便性を高めていただくことも希望いたしまして、次の質疑に移りたいと思います。

財産の取得についてということで、議案第92号亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業参加組合員に関する契約についてという議案が出ております。この契約の名前を見たときに、まず私思ったんですけども、既に組合員として契約をされているものと思っていましたんで、今回はお金のことが新たに出てきますけれども、それなのになぜ新たに組合員としての在り方などを含めた契約内容なのかなということを感じましたので、今回の契約の内容について、一体どういうものであるのかということをもっと伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

議案第92号財産の取得についてでございますが、図書館の施設の用に供するため、公益保留床取得につきまして負担金、取得の価格の額の協議が調い、来年1月に亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合と参加組合契約の締結を予定していますことから、地方自治法96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

既に議員おっしゃいますように、再開発組合とは都市再開発法に基づきまして再開発組合が施行します亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業に参加することについては、令和元年8月21日付で参加組合員協定書を締結するとともに、令和元年9月27日に開催されました再開発組合の臨時総会において参加組合員として組合員になることについて承認をされております。来年1月に締結を予定しております参加組合員契約は、参加組合員協定書に基づきまして、市が取得します公益保留床の概要、市が再開発組合に納付すべき負担金の額、納付期限など、より詳細な内容について契約締結するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

既に組合員じゃないかと思ったんですけども、それは協定書であって正式なこういう契約ではなかったということがまず今回の契約の内容であるということをお聞きました。

改めて、この契約の内容が目的とか、その施行の地区とか、保留床の概要とかも改めてうたわれているんですけども、これはだから協定書の内容と一緒にということでもいいんですか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

協定書におきましては、概略について示されておりましたので、今回、参加組合員契約を締結することにより詳細な内容について契約締結するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今までは組合員の組合員としての目的とかも交わし合っていなかった、施行地区ということも全部うたわれているのが同じですかということを確認したかただけなんですけれども、そこがきちんと確認されていなかったということですか。これと全く内容一緒ということで思っておっていいんですよね。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

目的とか、そういったものについてはきちんと協定書でも協定されていたものですので、その内容については変わりはないものでございます。

今回、保留床の譲渡について、より詳しく契約締結するというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回の新たなものは保留床の譲渡について金額が確定したということです。

この締結までの流れというのを見ましても、いろんな金額がいろいろ検討されながらここに至ったということが書かれてあるのが、この金額についての流れというのか、ちょっと説明いただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

金額についての流れでございますけれども、市のほうにおきまして、令和2年6月26日から令和2年9月25日の間に今回取得いたします保留床の不動産調査価格を実施いたしました。その不動産調査価格の結果でございますが、区分所有建物価格、これは税込みでございますけれども、21億949万9000円、敷地権価格が1億6,493万8,000円、合計22億7,442万8,900円でございます。令和2年11月12日におきまして、組合理事会におきまして公益保留床負担の提示額が承認され、組合から市に対して保留床負担金の額が提示されたものでございます。不動産価格調査結果を勘案し、保留床負担額を検討して、令和2年11月17日に組合に対して公益保留床負担金の額を承諾いたしました。

資料につきましては、提出資料として出ささせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

11月12日に、この22億7,442万8,900円というものを承認されて、それを市に出して、不動産の調査結果というのを勘案してさらに検討した結果、今回出していただいた21億8,820万という額になったという流れだと思うんですけども、もし分かるようでしたら、この22億7,400というところが21億というようになった流れの中で、特にこういう検討項目があつてこうなったというものがありませんでしたら聞かせていただきたいと思いますけれども。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

負担金の額が確定するに至った経緯につきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

再開発のほうを担当しておりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

先ほど教育委員会参事のほうから答弁ございました6月26日の不動産価格調査の実施というと

ころがございます。この金額で先ほど議員からご指摘ございました22億7,442万8,900円、これにつきましては教育委員会のほうが鑑定の特許業務を行いまして、要は教育委員会側の金額でございます。その後の11月12日、組合理事会において公益保留床負担金の提示額の承認というのがございます。これのその承認額といたしましては、21億8,820万円ということで、組合のほうが21億8,820万ということで、そういう金額の提示が市のほうに対してあったと。これを受けて、11月17日に組合に対してその金額、要は21億8,820万円を理解した、承諾したという旨の回答を行ったという流れでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

流れについては理解いたしました。

あと、すみません。負担金の納付の仕方について、ちょっと伺いたいと思います。

大変多額ですので、これをどんなふうに納付されるのかということについてご説明ください。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

負担金の納付につきましては、参加組員契約第5条に規定しておりますが、取得価格、負担金の総額21億8,820万円のうち本年度、令和2年度におきましては、予算措置をしております8億円を納付する予定であります。来年度、令和3年度は、国の補助金の内示額を参考として支払い額を決定することとなっておりますが、4億円の支出を見込んでおり、令和4年度につきましては、この本議会に12月補正予算において債務負担行為補正を提案しておりますが、納付すべき負担金の残額9億8,820万円を支出する見込みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

4回に分けて支払っていくということなんですけれども、いずれも国の補助金の内示がしっかり出た後に、割と安心してというか、支払いを決定していくという流れでよかったですか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

保留床の取得につきましては、国庫補助金2分の1を財源として取得するものでございますので、国の補助金の内示に従って納付するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

終わります。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

公明党、新 秀隆でございます。

通告書に沿って議案質疑を進めさせていただきますが、議長そして担当部局に了解を得て、この大きな1番と2番を同時に質問させていただきたいと思っております。

まずは、この民生費の部分ではございますが、障がい者福祉費、自立支援事業及び地域生活支援事業、そして心身障がい児福祉費、自立支援事業及び地域生活支援事業の増額補正について、今回お尋ねさせていただきます。

まず、この補正の内容でございますが、自立のこの支援事業、そして地域生活事業とは、どのような事業を申されているのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

障がい者福祉費及び心身障がい児福祉費の自立支援事業は、障がい者及び障がい児に対し提供される生活介護や放課後デイサービスなどの通所事業や就労支援事業、また短期入所居宅介護補装具給付や更生医療など障がい者の自立を支援する福祉サービス事業でございます。

次に、障がい者福祉費及び心身障がい児福祉費の地域支援事業は、ストマ装具や紙おむつなどの日常生活用具の給付をはじめ、移動支援や訪問入浴、日中の居場所を提供する地域活動支援事業など障がい者の地域生活を支える事業でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいま説明いただきました件、やはり弱者に対する支援というのは、欠かせないというのは存じ上げております。

今回の補正予算につきまして、過去3年ですが見てみますと、この12月時期の比較で見ますと、やはりこの3年間も傾向としては年々この扶助費が大きく増加しているのは皆さんも存じ上げておること言うまでもございませんが、共に事業を増加していく、これはどのように市として捉えておられるんでしょう、お伺いいたしたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

この過去3年の扶助費の現状でございますが、障がい者福祉費の扶助費のうち介護給付費につきましては、対前年度比104%から109%の増加、心身障がい児福祉費の介護給付費にあっては、対前年度比123%から141%の大幅な増加状況でございます。また、その要因といたしましては、様々な障がい福祉サービスの整備充実が進み、それを提供するサービス事業者が身近な地域にも増えたことで、利用者の増加につながっているものと分析しているところでございます。

今後も自立支援事業費及び地域生活支援事業費は毎年増加傾向にあるものと想定しているところ

ではございますが、障がい者の自立支援や社会参加、また家族の介護負担の軽減には必要不可欠な事業であると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

確かに古田部長から今説明いただきましたが、120%とか、かなりの率で上がってきております。これは当初の予算に対して足らなくなって、毎年毎年増えてきていると。かなり今年度も前年比と見てみますとやっぱり自立支援事業に関してもやっぱりだんだん増えてきております。

そして毎年の傾向を見ますと、この12月期にこのように補正が上がってくるということではございますが、予算が足らなくなってくるというのも実際現状で分かるんですけど、これは12月と言わずに、先ほど部長もおっしゃられたように予測はしているということではございますが、年度初めに予算を組むということはやはりできないものか、ちょっとその辺の予算の組み方についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

自立支援事業や地域生活支援事業に関する扶助費等は、年々顕著な増加傾向にありますことから、当初予算編成時期においてその予算額の算定が非常に難しい状況でございます。このような状況から、当該年度の実績見込額を次年度の当初予算額とし、年度中の実績状況から純増分を見込みながら当初予算額の不足分を12月度において補正対応しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

予測は大体あるということではございますが、今の古田部長の話では、やはり年度の流れを見て、そして不足分が集計された後のこの12月に上げる形しか、やはり数値的な正確なところが難しいということは理解できます。やはりその中でも、財源的にその部分につきましては、市としてどのような形でやりくりと申しますか、これを今回の補正を提案してこられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

例年12月のこの時期の補正予算に、この障がい者の扶助費、介護給付費等でございますけれども、上げさせていただいているところでございます。例年ですと、前年度からの繰越金によってこの財源を賄っているところでございますが、今年度はもう繰越金がほぼない現状でございますので、財政調整基金等の取崩し等で賄わざるを得ない状況になってきております。ただ国庫補助、県補助も多額の補正がございまして、その国県の補助等も財源として活用させていただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

#### ○5番（新 秀隆君登壇）

今年はコロナの関係で、第1弾から現在第6弾まで来ておりますが、繰越分が確かに使い果たしてはいないんですけども、かなりの額まで食い込んでおる、そういう中から別財源を見つけ、また県、国からの補助というのがこの時期にならないと査定できないというか、予算が立たないということも部長の答弁で理解できます。そういう中におきましても、やはりいろんな项目的な要望、たくさん出ると思うんですけども、この点についても漏れのないような形で対応を取っていただきたいと。それ以上言いますと一般になりますので控えさせていただきます、次の3つ目の項目になります。

第4款の衛生費の先ほど来からお二人の同僚議員のほうからも質問ありましたが、予防費、予防衛生事業の増額についてでございますが、これは本議会当初で櫻井市長のほうからも報告もありましたが、緊急パッケージ第6弾としての新型コロナウイルスワクチンが実用化された際に早期に接種ができるよう、市民への接種券等を個別通知するためのシステム改修などの体制の確保を図るためのということで議会に提案いただいておりますというふうに、これは議会当初の初日でも市長からもございました。

さて、大概のところは同僚議員の方が既にお伺いされたことで、余計なところはなるべく省いていきたいと思っております。そういう中におきましても、今回の櫻井市長からの第6弾緊急政策パッケージとして打ち出されております、この中に衛生事業とはということで、先ほど来から古田部長のほうから説明いただいておりますので、要約したところはお伺いいたしません、今回、現在、先週の12月2日に新型コロナウイルスのワクチンの円滑な接種体制を整えるということで国のほうで改正予防接種法が成立された。これによって様々な国から地域への要望事項も出てきて、それに対する準備ということでもございます。政府は確かに一刻も早くワクチンを国民に提供できるよう努力してもらおうというのが一番ではございますが、そのためにも亀山市としてどのようなことができるかということで、今回の予算も上げていただけてきたと思っております。

そういう中で、私は国民の原則として接種を努力義務ということでワクチンの有効性や安全性が十分に確保できるのか、その辺も非常に心配なところであります。これも含めて国のほうで面倒見るということではございますが、こういう事態について亀山市の方向性として、どのような形で安全性を、また連絡先といいますか、そういう状況が起きた場合、そういうことまで想定した今回の予算の見立てになっているのか、ちょっとその点が理解が難しいところでお伺いしたいと思っております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

#### ○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

12月2日に成立をいたしました改正予防接種法では、万が一予防接種により体の具合に異変が生じた場合の連絡先等もあったように思っております。

市としてですけども、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、やはり迅速に住民の皆様へのワクチン接種が可能となるような、とにかく体制の整備を今回はさせていただきたいと思っております。その対象といたしましては、今回は先ほどご答弁させていただきましたが1,000人の医療従事者等の皆さんへ先行してその接種費用を計上させていただきました。まだこの接種上位あ

るいは接種順位というのもまだ国のほうは示しておりませんので、一般的には医療従事者が一番最初にということは言われておりますので、その医療従事者分を予算要求させていただいているところでございます。

また、あと今年度中に何とかして完了しなくてはならないのが、接種に関するシステムの改修等でございますので、その辺につきましては遅滞のないように3月末までには何としてでも完了できるように準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そのような形で部長の答弁では、確かにそのような不具合が起こった場合でも対応できるというふうなことも理解させていただきました。

さて、まだはっきりと今回議会でございますが、どこの国のどこの会社のどんな製品名ということとはあえて控えさせていただきますが、当初言っておるようにワクチン自体の冷凍保存のマイナス70度とか、それがたとえ解凍してもやはり3日から5日ぐらいしかもたないとか、そういうふうなことも聞き及んでおります。そういう中におきましても、たくさんの国でたくさんの企業がワクチンの製造に日夜努力していただいております中では、やはり接種が2回と古田部長おっしゃられましたけど、これもある会社によりまして、この接種回数が2回が1回で済むというような、そういう製品も今開発中ということもあります。であるからして、今後、日本に渡ってくるときに、やはり世間一般のことをあまり質疑で言うべきではございませんが、思いとしてはこの6月までに、オリンピックに間に合わすというふうなうわさも出てきております。その辺の時間帯のことも理解はできるんですけど、そういうことによって保管方法が変わることによって、先ほど部長もおっしゃっておったように国からもそんな精度の高い冷蔵庫の準備は要らないよというのは、今後新たに出てくるワクチンの機能によって変わってくると理解しております。

そういう中において、まず、今回1,000名ですね、300名、700名の方に届くためのそのワクチン、そして来年、年明けのその後の大きな市民全部のことについての流れてくる、その辺のワクチンの入手ルートとか、受入れ体制とか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

正直申し上げます、入手ルートにつきましては、まだ全く国のほうからも示されておられません。きっと国から県を通じて各市町村に配付されるものであらうと思っております。ワクチンだけではなく、先ほど少し申し上げましたが、注射器でありましたりとか、全て国が用意をすと言っておりますので、その辺につきましても、正直大量な物品が納品されるものやとは思いますが、その辺は、何らかの方法でうまくその流通ルートを使った形での納品になってこようかと思っております。

先ほど申し上げましたある1社の作っているワクチンにつきましてはマイナス70度での保管、ある1社につきましてはマイナス20度での保管ということでございますので、今現在、市のほうで用意できるようなそんな冷蔵庫はございませんので、その辺はやはり国に責任を持ってご用意いただかないかのかなとは思っております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そうですね。まだ本当に海のものとも山のものとも言えないようなワクチンでございます。これを糧に日本国民、亀山市民も健康でおられるように、やはり受入れ体制というのは、いつ何どき情報が来るかも分かりませんし、対応もそれに見合うような形で、またひょっとしたら補正もまた出るかも分かりませんが、そういう中で新たな形を確立していただきたいと思います。

あと一つ、草川議員のほうからもありましたが、病院従事者とか人員確保の面でキャパ的には今回のところは何とか対応できるが、その後についてはちょっと難しい、厳しいもんがあるというふうに山本部長のほうからもご説明ありましたが、今回またコロナの関係で仕事を失われた方も亀山市内にも私らの耳にも入ってくるんですけど、そういう方の従事者とかということも今回考えておられるのかだけお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

先ほど草川議員のときにご答弁させていただきましたが、例えば今年度にワクチンの接種ができるようになりまして、何とか今の健康福祉部の体制で今年度分については乗り切りたいというふうに考えております。

しかしながら、来年度につきましては、市民全員分、先ほど言っていた1回で済むようなワクチンもあるようですけれども、2回接種とすると5万人に対して2回、しかも1回当たり大体28日ぐらいの間隔を空けるみたいなことがワクチンによっては書かれておりますので、そうするとそのスケジュールだけでも大変なことになってまいります。しかも、それを例えば集団接種で、例えばあいあい集まっていたり、しかも密にならないような集まり方をさせていただいて予防接種をしていくということになりますと、相当人的な面でも、あるいはそれをつくる計画自体も大変な作業になってまいると思っております。

今後の展開ですけれども、来年度以降の人的な面は、先ほどちょっと山本部長にもご答弁いただきました。プロジェクトチームをつくったりということも考えられますけれども、また来年度のことですけれども、今年度もありましたような人的な面での雇用というものもやはり検討の一つには加えていかざるを得やんのかなあと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

あまり来年のことを言うちょっと質疑から外れていきますので、どちらにしろワクチンがどれだけ入ってくるかということでございますが、国の国際的なCOVAXファシリティーの枠組みの中でやっぱり日本も今現在、1億4,500万人分を購入する契約の合意を取ったということですので、ほぼほぼ国民全員には行き渡ってくるので、この亀山にもしっかりと来るのではないかと、そのように理解しております。ワクチンの件につきましては、以上で終わります。

最後の3つ目ではございますが、今回の補正予算の中におきまして、第7款で商工費のところ、商工費の地域生活交通再編事業という中で566万円の補正のほうが上がってきております。

これにつきまして、地域生活交通再編事業というのは大きく出ておりますが、どのようなことをお指しいただいているのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地域生活交通再編事業でありますけれども、自立した移動手段を持たない人などの移動手段の確保や社会参加の促進をはじめといたしまして、市内公共施設等への公共交通アクセスの確保を目的とした事業でございます。

この目的を達成するために亀山市地域公共交通計画を策定いたしまして、亀山市が目指すべき交通体系の目標像の共有化などを基本方針に、コミュニティバスや乗合タクシーの効率的、効果的な運行などに取り組んでいるところであります。このことによりまして、計画の目標像である市民生活に必要な公共交通が効率的、効果的に確保され、安心、安全で健やかに生活できるまちの実現を目指しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そのような形で、やはり亀山市民の皆様の交通手段としての形で進めていただいております事業というのを理解できました。

まず、それでは初めに、項目の中でいきますと、乗合タクシーの運行委託料というのが170万ほど補正で上がっておるんですけど、今回のタクシーの要因としては、確かに今回資料もいただきましたんですけども、実際に31年とか、そして令和2年3月とか、この辺から考えると登録者数も延べ利用者数、そして平均的な利用回数、これらも増えてきてはおると理解できるんですけど、これが増えることによってやっぱり補正が発生するというシステムはちょっと難しく理解し難いところではあります、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど福沢議員の質疑にも少しご答弁させていただきましたけれども、乗合タクシーにつきましては、本年7月1日から当日予約を可能にしたことや運行時間を午後5時30分まで2時間延長したことなど制度を拡充したことによりまして、10月には1月で372人、1日当たりにして13.8人と運行開始後に最も多くのご利用をいただいたところでございます。特に7月以降、全体利用者の半数近くが当日予約ということでございまして、当日予約を可能にしたことによりまして往復での利用も増えております。これらのことから、利用者が増加した大きな要因になったと考えているところであります。制度も徐々に浸透しつつあり、さらに利用者数も堅調に今後推移すると考えられますことから、本年度のこれまでの実績から今後の利用を見込みまして運行委託料179万5,000円を今回増額補正するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいま大澤部長のほうからご答弁いただきましたが、開始以来、非常に使い勝手がなかなか難しいものがあるということで、議会としても決議を出させていただいて、そしてまた制度設計も向上するような形で進めていただいた結果、今回利用者の方が増えたというふうな、そのために補填といえますか、今回の補正が発生したと。これは逆に言うと、喜ばしいことなのかなとも理解する次第でございます。

それでは、次の西部ルートから南部ルートまでのこのルートの3点の補正につきましては、これはバスというふうに理解しておるんですけど、このバスにおきましてもちょっと格差が出てきておりますし、なぜバスに関しては乗合タクシーのような形で何かすごく効果が出るような活用があったかなかったかとか、その点も含めて今回の補正のこの3ルートについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本市が運行いたしておりますコミュニティバスのうち、今回補正をさせていただきました西部ルート、東部ルート、南部ルートにつきましては、営業路線であります亀山国府線などの複数の市をまたぐ地域間幹線バス系統への接続機能を有しておる支線ということでございまして、国の地域内フィーダー系統確保維持費補助金の交付対象路線になっておるところでございまして、その補助金につきましては、バス事業者に直接交付をされておるところでございまして、このことから、バス事業者との運行委託契約は、国庫補助金を控除した額で契約を交わしております。このたび国補助金の上限額が減額されたために、対象となっております3路線の運行委託料、計228万円を増額する必要が生じたものでございます。

なお、国庫補助金の額につきまして、それぞれ便数と路線の延長から年間の実車走行キロで算出いたしまして、そのキロ数で案分しておりますことから、路線ごとで異なる金額になっておるところでございまして。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

どうしても走る距離、時間によって変わるというのは分かります。

今回、国庫補助金のほうも、支線であるけれどもやっぱり減額になったためということで、市単位で補正をかけなくてはいけなくなったというふうなことは理解できました。

そういう中におきまして、今後バスに関しまして100円が200円とかいう事態もちょっと話には出てきておりますが、こういう面についてやっぱりそれによってこのルートは赤字から黒字に転換されるものか、最後にその点だけお伺いして終わりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

コミュニティバスにつきましては、料金の見直しということになっておりますけれども、その分その中でサービスの部分の向上ということも設けておまして、そのことによりまして利用者増につなげていくと、そのような考え方をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

最後に答弁いただきましたが、そのサービスによってというのは、そのことにつきましては、今回の議案質疑の中ではお伺いいたしません、今後そういうことについてももしっかり議論していきたいと私は思っております。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

通告に従い、早速質問させていただきます。

今回、私2件の質疑をさせていただきますので、ご答弁のほうよろしく願いいたします。

まず、1点目としまして、議案第83号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてでございますけれども、これは管内町地内へ計画中の事業用地の件を中心に、今回議案が提出されておるわけでございますけれども、まずこの計画について、1点目としまして、計画中の事業用地及び面積についてどのくらいあるのか、午前中の草川議員の質問にも答弁いただいておりますけれども、改めてご答弁のほどよろしく願います。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

亀山市における水道事業は、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域を給水区域として定めております。しかし、管内町地内に計画中である事業用地においては、現在、給水区域外となっているため、給水を行おうとするときは、あらかじめ当該区域を給水区域に含む必要があることから給水区域の拡張を行うものであります。

計画中の事業用地造成の場所は、管内町にあるオークワスーパーセンターサウス亀山店の南側で、

事業規模は工場用地として3区画を予定しており、事業用地の有効面積は6.7ヘクタールと伺っております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今のご答弁でいきますと、6.7ヘクタール、約20万坪かな。相当広大な土地だと思うんですけども、この事業用地の現状はどうなっているのか、山林なのか、原野なのか、田畑なのか、その辺のところについて詳細を答弁よろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

この事業予定地でございますけれども、現在一部ですけれども、土取りがされているような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

それと、この議会に際しての資料として頂いている資料があるんですけども、この裏の図面を見ますと、306を挟んで西側にも用地、給水区域として拡大と、拡張区域となっておりますけれども、これは今の説明とは別個のものなのか、その辺のところ詳細な説明、よろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

先ほどご答弁させていただきました6.7ヘクタールにつきましては、306号線の東側ということでございます。それと西側なんですけれども、今回の給水区域の東側同様に幹線道路に面していることから、今後発展性のある区域と考えられることから給水区域に含めたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そうすると、現在のところ、この造成区域としては該当しないと。今後のことを考えて、この地域も含めて区域内にしたという理解でよろしいでしょうかね。

それともう一点、この区域に現在、住宅とか水利用が必要な施設とか、そういうものは存在するんかどうか。全くないんかどうか、なければならぬ構わないんですけども、その辺、ご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今回、拡張する区域につきましては物流倉庫等と伺っておりますので、住宅団地というふうには

伺っていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今のところはこの区域、水需要は全然ないと理解させてもらおうといたしまして、次の質問に入りたいと思います。

この計画の事業主体、先ほど3区画で物流倉庫というようなご答弁いただきました。具体的に企業名までは無理としても、どういう関係の物流倉庫ができるのか、あるいは規模がどんなのか、あるいは雇用に結びつく部分があるのかどうかとか、この辺について把握している部分がありましたらご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

現在のところ、物流倉庫等と伺っておりまして、具体的な内容や事業者など詳細については現段階では明らかにされておりません。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

この造成がいつ完了して、いつ頃から事業が入って、その物流倉庫が稼働するかということはまだ無理な部分があるかとは思いますが、今後いつ頃にここが完成して稼働していくかというような方向性とか、あるいはこの後でまた確認させていただきますけれども、相当大量の水需要が発生するというように想定されると思うんですけども、いつ頃になったら具体的なことが分かってくるのでしょうか。その辺確認されている部分があればご答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

例えば開発の着手とか完成というのは、ちょっと私この場では把握しておりませんが、給水につきましては令和3年度中ということをお伺いしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

具体的な進出企業の内容とかその辺については、当然今の時期では把握されていない部分もあるかとは思いますが、このように広大な土地が物流倉庫としてあそこへ進出するわけですから、行政としても大きなメリットは当然あるかとは思いますが、税金の関係とかも含めてですけども、私が思っておるのは、先ほどのところでご答弁いただいているんですけども、企業規模とか雇用者数、果たしてあそこへ進出されたら何人ぐらいの従業員を必要とする企業になるのかどうかとか、それについては非常に興味深いところです。ですから、そのところ、もし分かれば分かった時点で早急にご答弁いただきたいと思います。答弁というより、議会のほうへも報告いただきました。

いと。

これは水道のほうでは直接関係ないかと思えますけれども、全市、本当に市全体がそれに関わって、うまくその辺の事業が円滑に進んでいくような形でのご支援とかご協力をしてやっていただきたいなと思えます。果たしてどうなるかというのは、まだ分からない部分があるかと思えますけれども、その辺のところにつきましてはどうかよろしくお願ひいたします。

次、3点目に入ります。

給水人口及び1日最大給水量の算出根拠について確認したいと思えます。

まず最初に、給水人口について確認したいと思えます。令和12年度の給水人口を推計した結果、約200人が減少するという想定で報告いただいております。この200人の減少というのは、市内全域の令和2年度までの統計の中での減少なのか、新たに今回6.7ヘクタールの規模で入ってきて、そこへ多少なりとも人口増があって、その中での相殺して200人が減少という計算なのか、その土地である程度想定した分があるかと思えますけれども、ご答弁できるものがありましたら答弁よろしくお願ひします。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

改正後の給水人口については、今回拡張する区域の事業用地の用途としては、物流倉庫等と伺っておりますことから、拡張区域内での給水人口の増加は見込んでおりません。給水人口の算出につきましては、市全体の過去10年間の実績動向の傾向を分析し、計画目標年次、令和12年度の給水人口を推計し、4万9,500人としたものであります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

この地域での人口は想定されていないということですが、3社の物流倉庫ができれば、何らかの従業員の稼働は見込めるわけですし、その人らがこの市域内へひよっとしたら社宅とか、寮とか、アパートなんかを建てて、そこでの生活ということも可能性はなきにしもあらずと思うんですね。3社の進出は決まっておるわけですから、その辺の企業に対してどんな状況ですかということである程度把握して、想定していてもいいんじゃないかと思うんですが、そういうような調査とかいうことは行ってはいいですか。もう全く関係なしに3社が来るというだけの方向性になっているのか、その辺はどうですか。把握している部分ございますか、ないですか。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今回の給水人口につきましては、その開発事業者との話合いの中で、例えば将来どれだけ増えるかというのは伺っていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

しゃあないですね。

それでは、次の最大給水量について確認したいと思います。

この地域というよりも、今回の資料では600立方メートルの増加がこの亀山市で見込まれているということでございますけれども、多分この600のうち、人口減少後については当然給水量も減少しますよね。そして、ここの進出企業分については大幅な増が見込めるというように私は理解しているんですけれども、この600立方メートルの中へ企業の進出分と減少分を相殺した数字として600という数字が出ているのかどうか。この辺はどのような計算式になっているんですか。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今回改正の1日最大給水量につきましては、給水区域が拡張となる事業用地への増加給水量約300立方メートル及び過去10年間の実績給水量を基に将来予測を行い、計画目標年次、令和12年度の1日最大給水量を3万1,500立方メートルとしたものであります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

いずれにしても、600立方メートルの給水量の増加が見ておるということでございますけれども、ちょっと今、計算根拠が自分は理解できないことがあるので、また改めて確認したいと思うんですけれども、そうすると相当多くの水量が今後需要が見込めるということです。この600のうち300立方メートルはその造成地、管内のほうへの給水を行うという管内で、予想として、よろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

給水区域拡張分で300立方メートルとして計算しております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そうしますと、この300立方メートルの水は、多分、私の予想では野村、和賀と言ったらいいかな、あそこの貯水槽から、タンクから送り込まれると思うんですけれども、この辺については、容量については十分な対応ができるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

給水拡張区域での給水につきましては、山下町にある第3水源池から亀山衛生公苑の南側にある和賀山配水池を経由して給水を行うこととなります。それで大丈夫かということでございますけれども、近年の第3水源池の1日最大給水量は3,800立方メートルとなっており、給水拡張区域の増加給水量約300立方メートルを加えますと、4,100立方メートルとなります。第3水源

池の送水能力は4,600立方メートルであることから、給水能力に問題はなく、和賀山配水池への影響はないものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。

今回の質疑では、管内のほうへ6.7ヘクタールのところへ造成されて、3社の企業が進出された。そこでは物流倉庫ができて稼働していくということが確認させていただきました。

この中身について、私最近まで全然知らなかった。もっと早くに情報をいただければ、もっとよかったですと思いますので、情報を出す時期が早いか遅いかというのは、行政側の考えもあろうかと思えますけれども、できるだけ早くにそういう情報というのは出していただきたいのを要望しておきたいと思えます。

次に、2件目の質問入ります。

議案第84号亀山市火災予防条例の一部改正について確認したいと思います。

これは、急速充電設備の件が中心の今回、改正ではなかろうかなというような感じもしておるんですけども、この中で見直しされる急速充電設備の位置、この管理に関する基準について、従来の基準がどんなんであって、どう変わっていくかということも含めて確認したいと思うんですが、まず最初に従来の基準、急速充電設備についてを中心にご答弁いただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

まず初めに、充電設備についてご説明させていただきます。

電気自動車等の充電設備は、普通充電設備と急速充電設備に分けることができます。

普通充電設備は、家庭用コンセントなどにも使用される100ボルトや200ボルトの電源を利用し、長時間をかけてゆっくり充電するものです。急速充電設備と比べて導入費用の負担が少なく、住宅や事業所、宿泊施設など長時間駐車する場所での利用に適しています。

これに対しまして、急速充電設備は、より高い電圧と電流を流すことによって、バッテリーの容量や残量にもよりますが、一般的に30分程度で約80%まで充電可能となっております。ドライブインやコンビニエンスストアなど出先での継ぎ足し充電や急速緊急充電に適しています。

次に、今回の改正の概要についてですけど、急速充電設備設置の位置、構造及び管理に関する基準が見直されたことにより、最大出力の上限が50キロワットから200キロワットに引き上げられたほか、火災等に対する安全対策として、屋外に急速充電設備を設ける場合の基準や充電操作器のコネクター落下防止装置などが追加されました。さらに全出力が50キロワットを超える急速充電設備については、消防庁に届け出ることとなりました。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

急速充電設備につきましては、私らは当然ガソリン車に乗っていますから、普段はあんまり気にも留めてなかったし、今後も使うことはないだろうなあと考えておりましたら、つい先日新聞報道がございまして、国内で販売する新車について、2030年代半ばにガソリン車をなくして、全てを電気自動車（EV）やハイブリッド車（HV）などの電気自動車にする目標を設ける方向で、経産省で調整しているというような報道がございました。そうすると、これからはガソリン車を全然つくらないということもメーカーでは言っておるみたいですので、ガソリン車はなくなってくるんやなど。十二、三年後、新車の販売がないというのは。心配もしたんですけど、私の年やったら85ぐらいですから関係ないやろうと今のところ思っている、免許証も返納してね。しかし、ほとんどの方が非常に興味深いところやということもありまして、特に今回確認しておきたいということで、質問を入れさせていただいたわけでございます。

今、1点目で条例の対象となる急速充電設備の上限を50から200にアップするというような答弁ございましたけれども、この新たに基準とされる基準の具体的な内容を、ただ50から200にアップするだけじゃなしに、ほかにも基準はあろうかと思えますけれども、それで一般的にこの地域の市民も含めて私らに必要なと思われるような基準というのはどんなもんがあるか、答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

急速充電設備の最大出力を200キロワットまで拡大するに当たって、従来のものと比較すると火災発生リスクが上がることから、主に5つの基準が追加されました。

1つ目として、急速充電設備を屋外に設ける場合は、建物から3メートル以上距離を保つこと。

2つ目として、従来の充電ケーブルより重量が増すため、コネクタの落下防止を講じることとともに、十分な強度を持たせること。

3つ目として、充電ケーブルの発熱防止対策として冷却液を用いる場合は、漏えいなどの異常を感知した場合には自動停止させること。

4つ目として、複数の充電ケーブルを有する急速充電設備については、出力切替え時に異常を検知した場合は自動停止させること。

5つ目として、急速充電設備に蓄電池を内蔵するものについては、蓄電池に異常を感知した際は自動停止させることが追加されました。

これらの措置につきましては、国において急速充電設備の最大出力を拡大する上で火災発生のリスクを勘案し、火災予防上必要とされるものでございます。また、急速充電設備については火災予防条例に定める基準のほか、日本産業規格（JIS）などでも規定されており、基本的にはこれらの基準、安全対策を満たした製品が設置されることが想定されています。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

細かく丁寧に説明いただきまして、大体理解はできたんですけども、その中で火災の発生の

云々という項目もありましたけれども、この火災の発生が危惧されるような設備を設置する者は、あらかじめ消防庁に届け出なければならないということで、今回急速充電設備もそこへ含まれるようになったということに私は解釈しているんですけども、この消防庁への届出が必要な急速充電設備というのは、全ての急速充電設備、例えば50以上とか50以下とかあるんですけども、どの範囲までが消防庁への届出が必要なのか。そして、この届出、設置した場合、その設備の十分な機能を果たしているかどうかも含めて確認はどうやってされるのか、ただ単に届出だけなのか、それについて。それからもう一点、もし設置して未届けの場合の処罰・罰則等も生じるんかどうかとか、そんなことについてのご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

まず届出ですけども、50キロワット以上が届出の対象となります。50キロワット以上200キロワット未満になります。設備は届出がなければうちのほうで把握することができませんので、うちのほうで把握した場合は適正であるかの調査をします。

あと罰則につきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そうすると、10キロワット以上の充電設備については、ほとんどが届出の必要があると理解させてもらったらいいですね。そして、10キロワットという言葉、今、使っていただけましたけれども、たまたま私の家の近くで家庭用の急速充電設備を設置している人がおりますけれども、聞きましたら電圧は30アンペアとっておりました。キロワットにどうやったら換算するのか私ちょっと分からないんですけども、それでどんなもんやと聞いたら、大体1回充電したら、家庭用では、10から12ぐらいのキロワットの容量が要るんじゃないかとおっしゃいました。ただし、時間的には4時間から5時間かかると。急速じゃないですから当然ね、そのくらい分かりませんが、それと比べて今回、急速になりますけれども、例えば500キロワットの施設を設置したら、一度に何台ぐらいの車に充電できるか、その辺の数字については把握していますか、分かれますか。ちょっと私も全然数字が、資料がないんですけども、分かっておればご答弁いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

先ほど議員申されました届出ですけども、50キロワット以上であれば届出が必要になります。500キロワット以上の設置は把握しておりませんし、うちの当消防本部管内では設置されておりません。500キロワットになりますと変電設備ということになりますので、急速充電設備には該当いたしません。

前田議員、500と言われましたので。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

先ほど500と言っていたみたいですけど、200の間違いですね、失礼しました。訂正させていただきます。

この急速充電設備というのは、今亀山市にはそんなぎょうさん設置してないと思います。私が把握しているような部分では、あるコンビニに1基と、それから関のドライブインにも1基あったかな、あります。ほかでは、企業内は別として、一般的に見受けられないと思っておりますし、見たこともないんですけれども、この辺把握しておる必要が消防署にあるんかどうかちょっと分かりませんけれども、把握した部分というのは、何かそれ以外に把握した部分というのはございますか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

まず初めに、先ほどの罰則はあるかということですが、罰則の規定はございません。

次に、先ほどに対しまして現在ですけれど、市内に設置されています急速充電設備は2台となっております。20キロワット1台、25キロワット1台となっております。また、普通充電設備につきましては8台で、それぞれホテルやコンビニエンスストア、ドライブイン、自動車販売店など、市内8か所に設置されています。ですけれども、現在のところ50キロワットを超える急速充電設備は市内にはございません。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

市内には2台かな、それから家庭用みたいなのが8台ということではございますけれども、行政の敷地内には現在一台もないと思うんですね。これからの時代、やっぱりある程度は行政の敷地内にも必要でないかなという感じはしないこともないんですけれども、場所をどうするのかとか、あちこちに何台も置くというにはいかないと思うんですけれども、例えば広い駐車場がある敷地とか、あるいは出入りが激しいところなんかで設置のことも検討していてもいいんじゃないかという感じを私は持っているんですけれども、その辺について具体的なもしお考えがあれば、急にこんなこと言っても、答弁困られるか分かりませんけれども、もし何かお考えがあればぜひご答弁いただきたいと思います。

一番ええのはやっぱり総合政策部長が一番いいと思いますので、市長でも構わないんですけれども、部長のほうでよろしくお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほど議員からも、2030年後半にはガソリン車がなくなるという方向でいきますと、ハイブリッド車や電気自動車が急速に増加するということが考えられるところでございますので、こうした状況を勘案いたしますと、市におきましても公共施設等に急速充電設備等を配置することについて

ては、今後、鋭意検討していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございました。

ぜひ急速充電設備の公共施設への設置とかいうことも検討していただいて、聞きましたら大体1基が300万から400万と言ったかな、らしいんですけども、十分設置の余力は亀山市はあると思いますので、ぜひ1基でも2基でも設置していただいて、市民の皆さんも活用できるように、前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質疑は終わりました。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、議案第84号の亀山市火災予防条例の一部改正について、議案第93号損害賠償の額を定めることについて及び議案第94号損害賠償の額を定めることについて、そして報告第18号専決処分の報告についてという3件をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まずは議案第84号の亀山市火災予防条例の一部改正について質問させていただきます。

これに関しましては、先ほども前田議員のほうから質疑があったところではありますけれども、今回、通告で制度改正が市に与える影響についてということでは言わせていただいております。これに関しましては、先ほどの話もありまして、やはり電気自動車の普及に伴いまして、ちょっと長ったらしいんですけど、対象火気施設の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令という省令が国のほうから出た。これに対する、要は電気自動車の急速充電設備が今後普及が拡大していきだろろうという話の中で、急速充電設備の上限を50キロワットから200キロワットに上げる。そして、また新たに消防庁のほうに届出が必要になる。これは50キロワット以上のものでありますけれども、あとこの上限を上げたりする代わりに、従来のものも含めましてこの急速充電設備に対して新たな安全対策が必要になってくる、こういったことだと思います。

これに関しまして、そもそもこの市内に電気自動車用の急速充電設備がどれぐらいあるのか、まずお聞きしようと思っておりましたら、先ほどの前田議員への答弁の中で、20キロワットが1台、25キロワットが1台、これで合計2台、市内に存在しているということでありました。

これに関しましては当然そういうことなんだということではあるんですけども、先ほどの話からも出ていました2030年にガソリン車が撤廃の方向で国もいろいろ動いているんだというようなことでありましたが、やはりこういった話の中で、今後はそういう急速充電設備というのがどんどん増えていく可能性も当然考えられるという話の中で、今回、市としての届出業務を当然請け負うという、あとそれにプラスしまして、やはりこういったことに対する指導という部分も随分発生してくるかなというふうに思うんですけども、その点につきまして、現状は2台ではあり

ますけれども、こういった指導体制は一体どういう感じになっているのか、あるいはなっていくのか、この点につきまして考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

条例改正は、令和3年4月1日施行となっており、これまでに設置された充電設備については指導の対象になるものではありません。

また、現時点におきましては50キロワットを超えるような急速充電設備の設置について、事業者からの相談は受けておりません。なお、施行日までに50キロワットを超えるような急速充電設備について申請を受けた場合は、現在の火災予防条例に従って、変電設備として審査を行うこととなりますが、事務の増加等、業務に係る影響はそれほどないと考えています。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

現時点では、それほどの業務の支障になるぐらいのことはなさそうだということではありました。

ただ、これに関しましては、今でも十分こういった別の部分に対しましてもかなりの安全対策、指導とか行っていていただいているとは思いますが、やはり人間の命とか危険性とか、こういったことに関する部分ですもので、非常に今後どうなっていくか非常に気になるころではあります。

ちょっと資料を配らせていただいておりますけれども、ちょっと出していただけますでしょうか。

これに関しましては、一応こういう感じが出されているんだというのがありましたもので、ちょっと出させていただいております。

先ほど前田議員への答弁でもありましたけれども、幾つか項目がありまして、こういった国からの省令に基づきまして今回の条例改正も行われているわけでありまして、中を見ますと、結構対策をなささいというふうにはあるんですけども、結構それがやはりなかなか私が見てもどういふもんなんかというのが非常に分かりづらい部分もありまして、結構曖昧なところとかもあるんですね。異常検知機能がある、じゃあ異常検知ってどういふふうな状況をいうんだとか、そういった部分でなかなか判断の難しい部分とかが出てくると思いますんで、どちらにしても今後こういったことというのが結構負担になってこないのかなという部分も気になりましたもので、その点しっかりと国の状況とかを見定めて対応していただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

次に議案第93号と94号の損害賠償の額を定めることについてです。

これにつきましては、事故の原因についてということでは言わせていただいております。これは田村地区の浄化センターで高圧受変電盤の漏電遮断器が作動したことにより各機器が停止し、流入汚水が停滞し、汚水があふれ出て田んぼに流れ出たということでありまして、これ、資料ではそういうふうな説明がなされておるんですけど、そもそもなぜこの遮断器が作動したのか、その辺の原因につきまして、確認できていることを説明いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

まず事故が発生した原因からご答弁させていただきます。

今回、事故が発生しました農業集落排水処理施設である田村地区浄化センターにつきましては、汚水を一定基準まで浄化するための処理棟と汚水を浄化する前に流入してくる汚水に含まれる砂や異物を取り除く前処理棟の2つの建物がある処理場となっております。

事故の原因につきましては、前処理棟にある高圧受変電盤の漏電遮断器が作動したことにより、前処理棟のみが停電となりました。停電により、前処理棟の自動粗目スクリーン原水ポンプなどの機器が停止し、流入汚水が前処理棟から処理棟に送水されず、管路内に停滞したため汚水がマンホールから溢水し、隣接する田へ流出したことによるものでございます。

通常、このような施設トラブルが発生すれば、維持管理業者に通報され、緊急出動により現場対応に当たっております。しかしながら、田村地区浄化センターにおきましては、施設全体が停電した場合には通報される仕様となっておりますが、前処理棟のみが停電した場合は通報されない仕様となっております。そのため、維持管理業者に通報されず、緊急出動による現場対応で事故を未然に防止することができなかつたものでございます。

次に、漏電遮断器が作動した原因でございますけれども、前処理棟には多数の機器が装備されていること、また事故直後に各機器の状態を確認しましたが、漏電遮断器を作動させる原因となった痕跡もなかったため、原因の特定には至っておりません。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

遮断器が作動した原因についてはちょっと分かっていないということでありました。事故の原因につきまして、異常があった場合に、通報が全部停電の場合は行くけれども、片方停電ぐらいでは行かない、こういった話ではありました。

これはちょっと分かりましたけれども、もう一つ気になるのは、今回、当然損害賠償ではあるんですけども、そもそもこの田んぼが汚染されてしまったということで、単に汚水が行ったというだけではなくて、やはり有害な物質とか、有害というてもやはり生活雑排水で、本来田んぼには流すべきではないようなものというような意味ではあるんですけども、こういったものが流れ出たことによって、やはり土壤汚染というのが心配な部分があると思いますけれども、こういった部分については大丈夫だったのか、あるいはちゃんとご理解をいただけたというふうな形なのか、その辺の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

汚水が田へ流出した後、土質調査を行っております。その結果でございますけれども、例えばヒ素とか水銀、ニッケル等は検出していないような状況でございます。ただし、大腸菌等が多く検出されております。また、私は目で確認なんですけれども、し尿以外に洗剤等が汚染されているのは

確認されております。

それと相手方でございますけれども、今回の賠償金につきましては保険会社が決定した金額を被害者に提示し、示談を締結しているような状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

状況のほうを説明いただきました。

もちろん悪気があって当然やったことではありませんし、やむを得ないことであって、職員の方もそれなりに誠意を見せられたと思いますので、それで納得されたんやとは思いますが、やはりこういったこと、例えば有機栽培とかやっていたら、やはりそういった薬品とかが入ってしまったら、それだけでその田んぼの命を失ってしまうような部分もありますので、やはり再発を絶対防止はせなあかんということでもあります。

先ほど通報が行かなかった理由とか、そういったものはありましたけれども、そもそもの漏電遮断器が作動したのはちょっと分かりにくいとかありましたけれども、この辺を思うとやはりどちらにしてもお金が出たからええ、保険が利くからええというものではなくて、やはり二度と起こしてはならないなということやと思えますけれども、この再発防止策、こういったことはどういうふうにお考え、どうされるのか、その点について確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

今回の事故を受け、前処理棟のみが停電となった場合でも通報するように回路の改善を行い、緊急対応が可能となるよう、再発防止に努めたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今回につきましては、そういう形を再発防止策として取られるということでありました。

ただ、今回のケースに関してはそうかもしれませんけど、こういったことは言い出したら切りはないかもしれませんけれども、ありとあらゆるそういうふうな危険性というか、事故の可能性というのはあると思いますので、引き続きありとあらゆる可能性を気にしながら進めていっていただきたいと思えますので、その点よろしくお願ひします。

それでは、続きまして報告第18号の専決処分の報告についてなんですけれども、これに関しては環境センターで職員がごみを捨てに見えた。市民の方の車の荷台のハッチバックを開けた、これが壊れてしまったということであるんですけれども、もちろん仕事上のことで当然悪意なんてあったわけでもないですし、仕事の仕方にまずさがあったというわけでもないと思えますので、これはやむを得ない事故だったんだらうなと思うんですけれども、これをちょっとお聞きして1つ思ったのは、そもそもこういった市民の方が乗ってきた車からごみに関する扱いをするときに、私大体こういうのは市民の方に戸を開けてもらうというようなイメージがあったんですけれども、この辺は一体どうなっているのか、職員が開けるようになってきているのか、あるいは本来は市民の方にお願ひし

ているのか、その点についてまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

谷口生活文化部次長。

○生活文化部次長（谷口広幸君登壇）

まず、この総合環境センターへのごみの搬入時につきましては、まず搬入者に施設使用願というものを記入いただいたり、運転免許証等の提示によりまして住所確認をご協力いただいております。この間を利用しまして、職員が搬入者の了承をいただいた上でドアを開閉しまして、ごみを確認させていただいております。

とりわけコロナ禍の影響もございまして、近年、土曜日とか休館日の翌日はすごくごみの搬入者が多くなっておりまして、また総合環境センターの進入路がご承知のとおり1車線になってございます。こういったこともございまして、度々渋滞といったものが生じておりますことから、職員がドアの開閉を行うことで、迅速かつ的確な受付事務、こういったものに努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

話を聞いた中では、基本的にはどちらがというわけではないけれども、やはり渋滞というか混雑の緩和のために職員が開けるような傾向があったということだと思います。

今回、この話、実は事前に正・副議長、議会運営委員会の正・副委員長で事前説明を受けたときに、実際これ本当はどっちなんやという話が事前に聞かせていただいたら、山本部長に説明いただいたんですけど、本来は職員よりも市民に開けていただくべきかもしれませんと言われた中で、ただ一緒に見えた議運の岡本委員長からは、でもそれを市民の方に代わって職員が開けるという行為は、それはあかんことではないんじゃないかと、市民サービスという意味からすれば、市民に代わって忙しいさなか開けてあげるというのは、これは非常に大事なことなんじゃないかというふうなことを言われて、実はその場にいた一同がそのとおりのやろう、そういうふうな感じではあったんですね。

ただ、そんな中で、もしそうやったとしても、じゃあなぜこれが起こったかという話を考えると、先ほど谷口さんのほうから説明いただいて、やはりこの環境センターのかなりの混雑がやはり背景にあったんじゃないのかなと思うんですね。

その中で進入路の話がありました。私も一度行ったときに、私はごみを捨てるのとは全く別の要件で行ったんですけども、単に事務所にいきたいだけ、環境課に行きたいだけなのにそこに並ばざるを得なかったというのがありまして、やはりそういった状況で、本当にちょっとでも渋滞緩和というか混雑緩和するために原課の職員の方はほんま走り回って、その場で手続を書いてもらったりとかしていただいて、ちょっとでも市民の方を待たせやんような努力をされてはいるんですけど、そもそもそういう話の中で、あるいは本当にごみを実際捨てに来た方でも、そこであまりにも待つようやったら一旦戻るわというふうに言うかも分からない。でも、それすら後どんだけかかりそうかというのを問合せに行くことも並んでいる状態ではできにくいというので、やはり先ほど言われたような2車線化はやはり必要ではないかとは思っています。

実際これに対して、こういったことをしていかなあかんと思うんですけども、こういった環境整備、やはりこの根底の原因として、こういったことを起こさないために、こういったことも環境センターの市民を待たせない、市民に対する受入れ体制をもうちょっと改善していくんやという必要はあると思いますけど、その点につきましてどう取り組まれる、必要があると思いますけれども、この点につきまして市長の考え方を最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し今回の件で問題の構造の一つとして、渋滞の解消ということのご指摘でございますが、特に本年はコロナによりまして、土日の搬入が非常に多いということもあったかと思っております。今までも渋滞緩和については、対策を講じてはきておるところなんですけど、しかし物理的なこととか、様々な仕組上のことでご指摘のような状況にあることは承知をいたしております。

それから、搬入いただく皆さんがスムーズに受付できますように、10月からは施設使用願を市のホームページに掲載をさせていただいておまして、あらかじめ搬入前にそれにご記入をいただいた上でお越しをいただくというような取組も進めさせていただいておるところであります。

しかしながら一方で、ご指摘の事務手続等の要件で来館される方には、ご不便もおかけをいたしておるところでございますので、一層の渋滞緩和に向けまして、進入路の2車線化等の対策等につきましても検討をしていく必要があるというふうに認識をさせていただいておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

検討に入れていかれるということで、この辺期待したいと思っておりますけれども、ネットとかでも事前に受付というか申請書とかを入力できるようになる、どんな形になるか分かりませんが、そういったことも検討されるということでもありますけれども、実際そこで申請したとしても、肝心の入り口のところで待たされる可能性だってあるわけで、事前に言うていたかそこで止まっていて、事前に申請された方はこちらへどうぞじゃなくて、結局一緒に並んでしまうんで、これはやはり2車線化というのは非常に重大なこと、大事なことやと思っておりますので、そういったことも含めて検討いただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時01分 休憩）

---

（午後 2時11分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

まず、第2表、繰越明許費補正、追加、総務費、総務管理費、新庁舎整備事業816万2,000円についてであります。

新庁舎整備事業は、2019年度と2020年度の2か年で亀山市新庁舎整備基本計画を策定し、2021年度（来年度）に新庁舎の建設予定地を決定するというスケジュールで進められています。ところが市長の現況報告で、新型コロナウイルス感染症の影響により、学識経験者等で構成する亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会の開催が遅れるなど、本年度内で当該計画の策定が見込めないことから、新庁舎整備事業816万2,000円を来年度に繰り越すということであります。

そこでまず、繰越しの理由というのは、私はコロナの影響だけではないと思いますが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎整備基本計画につきましては、今年度中の策定に向けて作業を進めてきたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、学識経験者等で構成します亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会が開催できなかったことから遅れが生じたところでございます。

また、このような状況に加え、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを踏まえたアフターコロナやデジタル変革（DX）による新しい社会を見据えた庁舎機能を改めて検討する必要があると認識したところでございます。

こうしたことから、計画策定に当たりましては一旦仕切り直しをする必要があると考え、本年度内の計画策定を繰り延べるため、繰越明許費の追加をいたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やはりその、コロナの影響というのが大きな問題ではなかったんですね。後半で言われましたように、検討委員会の中でアフターコロナということを見据えて、庁舎機能の在り方であるとか、それからそういういろんなことを検討し直すと、つまり仕切り直すと、もう一遍一から考え直すと、極端に言うと、ということになったということがやっぱりこの繰越しの最大の理由だろうというふうに思います。

確かに言われるように、この基本構想が定められたのが2019年の3月です。この基本構想に基づいて19年、20年度とかけて計画の策定が行われてきておったわけですがけれども、この2020年に入って、いわゆるコロナ感染症が広がってきた。そのことによって、例えば、私が思うのは換気の問題ですね、換気をどうするのかとかいうこととか、それからソーシャルディスタンスをどういうふうに確保する庁舎にするのかとか、それから働き方やとか生活の意識も変わってきてい

ますので、この点に市民が利用の仕方が変わってくるのではないかというふうなこととか、それからICTの活用というような問題、こういうようないろんな問題がやはり起こってきているというふうに思いますので、もう一つ付け加えると、来年度以降、財政的に厳しくなってくるという問題があります。特にその庁舎建設は国の補助というものがありませんので、本当に市独自で財源を確保しなきゃならんというような問題もありますので、やっぱりこういうことも含めて新庁舎の費用をどう圧縮するのかということも検討すべき問題だろうなあというふうに思っています。

先ほどの答弁でありました、アフターコロナ、コロナ後ということですね、についていろいろ幾つか言われましたけれども、じゃあ基本計画の中のどんな部分を具体的に見直すのか、仕切り直しの対象とするのかということについてお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

青木次長。

**○総合政策部次長（青木正彦君登壇）**

基本計画の中でどのようなところを仕切り直すのかというご質問でございますが、まず新型コロナウイルス感染症対策に備えた新しい基準に沿った庁舎整備はもとより、テレワークの導入や業務のオンライン化、情報技術の浸透によりまして、職員の働き方や行政サービスに大きな変化が想定されるところでございます。このようなことから、DXなど、アフターコロナ時代にふさわしい新庁舎の在り方を多面的に検討する必要があると考えているところでございまして、どの部分と言いますよりは、アフターコロナ時代にふさわしい庁舎の在り方を検討していきたいと考えております。

**○議長（中崎孝彦君）**

服部議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

鈴鹿市の庁舎へ行くと私思うんですけども、窓がいわゆる開からない、はめ込みの窓になっています。そうすると、例えばちょっと春とか秋の季節で、窓を開ければ涼しい風が入るんですけども、それができないんですよ。

だから、こういう感染症が起こったときに、換気ということになった場合、ああいう窓ガラスのタイプやと換気が取れないというような問題もありますので、やっぱりそういうことというのは、従来はあまり考えておかなくてよかった問題が、この感染症の問題で、換気ということになると、そういう問題も起こってくるんだろーと思います。だから、そういうことも含めて検討し直すということが大事だと思います。

それで、問題はこれが1年遅れるわけですね。この令和2年、2020年度のうちに計画が策定されて、翌年の令和3年、2021年には庁舎の建設予定地が決定されるというスケジュールになっているわけです。そうすると、この計画が1年遅れるということによって、この庁舎建設予定地決定のスケジュール、それからそれ以降のスケジュール、これにどういう影響が出るのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

青木次長。

**○総合政策部次長（青木正彦君登壇）**

新庁舎整備基本計画の策定につきましては、令和3年度中を予定いたしております。従前は令和

2年度に建設候補地を絞り込んだ基本計画を策定し、令和3年度中に建設予定地を決定する計画でございました。今回、繰越しをさせていただきますと、基本計画の策定時期は当初予定から遅延することになりますが、建設予定地は従来どおり令和3年度中に決定することとし、策定する基本計画の中で建設予定地をお示しさせていただくことができると考えておりますことから、令和4年度以降のスケジュールには影響がないものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、そのいわゆる仕切り直しをする、それこそ一から見直しをするということをやったとしても、その建設予定地の決定には影響しないという判断なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、令和2年度中に計画を策定し、令和3年度中に建設予定地を決定するという計画でございましたが、今回繰越しさせていただいて、その計画の策定時期も1年間ずらさせていただいて、令和3年度中に策定をさせていただきます。その間に、建設予定地につきましても令和3年度中に決定していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

多分、見直しをされた基本計画にマッチするような建設予定地と、決定になるんだろうというふうに思いますけれども、やっぱり今回、こういう形で庁舎建設について、いわゆるコロナ前に立てられた計画を、やっぱりコロナ後ということを踏まえて見直しをするという、これは私、ずうっと言ってきましたけど、総合計画しかり、他の計画しかり、事業しかり、やっぱりこういうことは思い切って見直しをしていくということが大事だろうというふうに思います。

次に移ります。

もう一つ繰越明許費があります。土木費、都市計画費、亀山駅周辺整備事業6億578万3,000円という問題であると。この亀山駅周辺整備事業は、当初予算で9億5,530万円計上されております。これについても、現況報告では、新型コロナウイルス感染症の影響により、市街地再開発組合における工事発注に遅れが生じたことなどから当初予算の63.4%に当たる6億578万3,000円を繰越すと。またここでもコロナのせいにしておるわけですがけれども、私はそれだけではない、むしろそれ以外のところに主な理由があるだろうと思っております。

それです、その繰越しの理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

令和2年度予算におけます明許繰越につきましては、市街地再開発事業に伴う補助金及び公共施

設管理者負担金の一部として、工事費等に関する予算を繰り越すものでございます。これら市街地再開発事業に伴う予算の執行に当たりましては、昨年度より組合において権利変換計画に向けた権利者との協議を進め、本年3月19日に権利変換計画について三重県知事より認可を受けたところであります。しかし、当初想定していた認可時期より遅れが生じ、権利者による土地の明渡しが遅れたところでございます。

また、本年度の事業執行に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、土地の明渡しのための引っ越し等に時間を要したこと、また解体除却工事等の工事発注に向けた準備段階において、理事会等における発注協議等についても遅れが生じたところであります。

このように、繰越しに至った理由につきましては、主には新型コロナウイルス感染症の影響ではございますが、その影響のみならず、事業を推進するために非常に重要である権利者合意に多くの時間を確保することで協議等に時間を要したことなど、事業推進に向けた様々な要因により遅れが生じたことによるものであると考えております。

なお、昨年度における施工予定者の選定の経緯の中で当初の想定より選定が遅れましたが、組合においては、これらの遅れが事業推進に大きな影響を与えないよう取組を進められてきたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

こういう問題、特別委員会でもやりましたし、私度々、これやっているんですけど、こういう工事の遅れというのを言うと、必ず出てくるのがその権利者が関わった問題が時間が要したと、こう言うんですわ、違うんですよ、これ。基本計画の策定、あれにどれだけかかりましたか。2回、3回、期限を延長して、何か月も延びたやないですか。今回の契約、もうこれは8月の末ですよ、ようやく3つとも成立したのが。これ当初の予定からいくと10か月も遅れているんですよ、これ。だからそういう業者の遅れというのを棚に上げて、何か言うと遅れは権利変換で権利者との時間がかかったと、これはないですよ、あなた。ここの部分、権利者に関わる部分は本当にせかして、せかして、短い時間でやっているやないですか、最後、法律を使ってでも。

問題は、遅れてきた最大、これコロナと言いますけれども、当初の予定は2019年にはもう着工やったんですよ、これ。それが基本設計が遅れる、それからこの契約が遅れるという業者の都合でこの事業はどんどん遅れたんですよ。そこを棚に上げるという、これはやっぱり私は認めるわけにはいきません。

言われたように、10か月遅れています、契約が。この点について、今回の繰越しの原因ではないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたように、いろいろな要素、様々な要素がこの要因に遅れを生じたものによるというふうに考えておまして、あくまでも権利者の関係、またコロナウイルスの関係でいろいろな事業が、会議等についてもなかなか開催できないと、決定機関として時間を要したと、

そういうふうな状況もございますし、今ご指摘の設計の段階とか、施工の発注関係のところを時間を要したことも要因の一つであるというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ようやくその要因の一つであると言われました。最大の要因ですよ、それ。

今回、繰り越す予算の中身というのは、いわゆる負担金と、それから国の補助金、これは駅前広場とか、それから図書館、マンション、それから道路、こういったところのいわゆる工事に関わるお金ですけれども、これ多分、組合から請求があった時点でこの予算を執行すると、いわゆる組合に支払うという形で執行するということになると思うんですけれども、それではこの繰越しが私は早い、判断がね。12月の段階で、もう来年度に繰り越さなあかんという判断をしたんですけど、これはやっぱり早過ぎると思うんです。

では、当初の予定で、この予算がどの段階で執行できると、つまり着工から完成までの間のどの時点でこの予算が執行できるというふうにご考えて予算を組まれたのか、お聞きしたいと思います。

現実、それがこの年度内にできないということも言われるんやと思うんですけれども、その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

まず本年度予算について、どの時点で組合に対して執行予定であったのかということでございますけれども、これにつきましては、市街地再開発事業に係ります本年度の予算について、施設建築物新築工事や公共施設工事に係る工事費等として市街地再開発事業補助金及び公共施設管理者負担金を執行することとしておりますことから、当該工事について、本年度内の予算に見合った工事出来高が達成された時点で、組合からの請求に基づき支払うものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、この時点で年度内にはもう使えないので繰越しするという事は、工事出来高すら、この年度内には一定の、例えばここまで工事が進みました、これだけの金額が要りますよということすら出てこない、請求が来ないということですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

本年度におけます出来高でございますけれども、施設建築物新築工事につきましては45%、公共施設工事ににつきましては35%でございます。

今年度、先ほどからご指摘がございます工事発注の遅れという部分から、工期等について、今年度については非常に短くなってしまっております。実質の工期、工程の出来高でございますけれども、公共施設については約8%程度かなあと、年度末で。公共施設については35%の出来高予定

が、37%ぐらいまでは行くのではないかというところでございまして、実質、この年度の契約における出来高が達成できないと支払いのほうは行われぬというふうを考えておりますので、その間、繰越しとなりまして、4月以降にその支払いが発生するのではないかというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私はやっぱりこの遅れが業者の都合であるということだけを申し上げて、終わりたいと思います。次の議案に移ります。

議案第83号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について、これは前に2人ばかりされましたので、私なりの切り口で行きたいと思います。

まず、給水人口と1日最大給水量を変更するんですけども、給水人口は200人の減、一方、最大給水量は600立方メートルの増というふうで、人口が減るのに最大給水量が増えると、この辺の理由をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

給水人口につきましては、過去10年間の実績人口の傾向を基に、時系列傾向分析及びコーホート要因法を用いて、計画目標年次である令和12年度の給水人口をそれぞれ試算しました。それらの試算では、時系列傾向分析では緩やかな減少傾向であるのに対し、コーホート要因法は急激な減少傾向を予測する結果となり、その試算と亀山市人口ビジョンを勘案した結果、時系列傾向分析を採用し、4万9,500人と算出しております。

一方、1日最大給水量につきましては、給水区域が拡張となる事業用地への増加給水量、約300立方メートルと、過去10年間の生活用、それと業務営業用、工場用などの各用途別の実績有収水量を基に県営北中勢水道の給水量も含め、将来予測を行い、計画目標年次である令和12年度の1日最大給水量を3万1,500立方メートルと算出したものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

前の答弁と同じなんですけどね、私、これを質疑するに当たって、亀山市が県に出した亀山市上下水道事業変更届出書というのを手に入れて、これを読んでみました。これを読むと、幾つか問題が上がってきています。例えば、人口推計の問題も、コーホート要因法によって、最大と平均と縮小ですか、この3つのいわゆる一番人口が減るのが少ないのと、それから平均的なのと、最も減ると3つあるわけですね、コーホートで3つ。それから市の人口ビジョンがあります。それに今回採用した時系列傾向分析と5つ、その人口推計のが出ている。その中のいわゆる人口ビジョンに一番近い、最も減らないものを予測に使ったんですよ。

私は、それでいいのかなあというふうに思うんですよ。この人口予測を、どれを採用するかによって給水人口は変わってくるわけなんですよ。だから、最も減らないというものを採用したの

で、大きく変わらないような形になっている。だけど、もしこれが例えば、最も人口が減るのがコーホート要因法の最小なんです。これ4万5,000人まで人口が減るという予測なんです。これでいくと、いわゆる4,500人ほど人口が減るということになるんですよ。そういう予測に立てば、もっと給水人口が変わってきたんだろうということで、どれを採用するかというのは、私は随分大きな問題だったのではないかなと。ちょっと人口ビジョンそのものが、前も私、本会議で議論しましたけれども、亀山市がやる少子化対策が全てクリアできたらこの人口になりますという非常に楽観的な数字なんです。そういうふうにはなかなかならないので、もっとやっぱりシビアに見る必要があったのではないかなというふうに思うんで、これがその非常に緩やかなものを採用したというのは、私はあまり妥当ではないのではないかと思います。

もう一つ、まあこれ時間がないので次に行きますけど、1日最大給水量、このほうは予算にも関わってくるんで重要なんですけども、水道事業って、電気事業も一緒ですけども、1年間で最大に使う1日の量に合わせて施設能力をつくるということがあります。だから、場合によっては、水をほとんど使わないような季節になると、施設能力の半分ぐらいの稼働でやっていると。経費は施設100のものを動かすような経費をかけながら、稼働としては少ないようなことが起こるわけですね。それでもやっぱり最大の量を確保しなきゃならないということなんです。だから、この最大給水量をどれぐらいに置くかによって予算も大きく変わってきますし、だからこれが大き過ぎる予測をすると経済的に効率が悪いということになるんですよ。だからこの最大給水量をいかにきちっと見るかというのが私は大きいと思うんですよ。

そういう意味で言うと、今回、この資料で注目したのは、現在を真ん中にして、過去とそれからこれから10年、約20年間分の人口であるとか、それからこの給水量、この表が出ています。これを見ると、例えば1つ指摘しますと、この2016年3月に現在の3万9,000立方というのが最大給水量として決まっています。ところが、実際にはこの今年の時点で2万9,166しかないんですよ。つまり計画を立てたものよりも1,700立方も少ないんです、現在。だから、これでいくと、今後の予測でも現在の3万9,000、これに到達するのは7年後の2027年によく到達すると。そこから先は新たな最大給水量を設定しないとできないということなんです。逆に言うと、2027年までは今のままでいいということなんです。最大給水量。そういうふうにと考えると、今、この最大給水量を見直す必要はないんじゃないかなと思うわけです。3万900で十分やれるわけですから。それをなぜ今、これを変えるのかというのが1点、聞きたいんですね。

もう一つ聞きたいのは、これを変えることによって、施設能力を増やすとかいうような新たな予算が生じないのかどうか。この2つの点、聞きたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

まず、7年先でいいんじゃないかということでございますけれども、給水区域の拡張に係る事業変更につきましては、原則として水需要予測を行う必要がございます。その期間としましては、給水人口及び給水量の計画目標年次は、見通しがある程度確実に設定し得る程度の期間として定めるとされております。今までの事業計画においても、10年後を目標年次としてまいりました。よって、今回も目標年次を10年後の令和12年度としております。

次に、3万1,500にした場合、費用が要るんじゃないかというご質問でございますけれども、その3万1,500立方メートルとした算出の詳細についてでございますけれども、まず一般の生活用は総体的に減少傾向となっており、業務営業用は僅かではあるが減少傾向となっております。また、工場用は需要が安定しており、ほぼ横ばい傾向となっておりますが、県営の北中勢水道との協定の中で1日最大給水量が7,400立方メートルとなっており、これを基に増加水量を見込んだため、増加となりました。北中勢水道を除いた場合は横ばいとしております。

今回の改正により、排水管の整備は必要となりますが、施設整備は必要ないものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、現在の計画は2016年の3月ですよ。つまり、たった4年で新たな見直しをしておるんですよ。だからあなたは10年と言ったけど、10年はたっていない、4年で見直しをしておるんですよ。だから、そういう意味で言うと、何も今、最大給水量を変える必要はないやないですか。その範囲に収まるんだから、あなた方の予測でいったら、2027年まではその範囲で収まるんだから、この必要はないと思いますよ。

それから、北中勢水道と言われましたね。先ほどから聞いておると、いわゆる第三水源から水を送ると、今度の管内の分は。それについては能力が十分あるんだから、全然そこはいらう必要はないんだと言われた。じゃあ何で増えたんやということになったら、たしか300と言われましたけれども、現状は計画よりも低い数字しか使っていないんだから、もっと300以上の差があるわけですよ、現実には。それは結局、あなたが言われた北中勢水道、いわゆる昔の長良川の水、それを今だったらシャープ1社に送っているという、この水の分が増えたということですよ。全体の分が増えた要因というのは。そのことに触れていないんですよ。この表を見るとよく分かりますよ。工場用とか分けてありますから。工場用のところは増えているんですよ。

だから、この事業用地が新たにできて、そのことについては第三水源からの送る力というのはもう全然変更しなくていいんですよ、変える必要はないんですよ。なぜ変更しなきゃならないかと思ったら、北中勢水道の分が増えるから、全体として増えるんですよ、これ。そうでしょう。そこをちゃんと説明する必要があるんじゃないですか。どうもこの提案理由が、私は的確やないと思いますよ。単に管内にできるから、その分が増えるからと言うんやけれども、実際に聞いてみたら、その分は第三水源からの水で十分賄えますと言う。そこはいらう必要はないんですよ。じゃあなんでいらう必要があるかと思ったら、北中勢水道で増えるからと言うんですよ。そうしたらそれが理由ですよ、これ。北中勢水道の需要が増えるから、最大給水量は増えるんですよ、これ。管内にすぐできるからやないんですよ、これ、主な理由が。だから、そういうところもやっぱりきちっと説明してもらいたいと思う。

私、もう持ち時間がないので、最後の問題に入ります。

こういうことを、これは都市計画審議会の委員でおったときに言われたんですけども、亀山市は上下水道ともどんどん拡張しているようなことがあると。ところが、一方で立地適正化計画を持っておると。立地適正化計画って何だと言うと、コンパクトに中心市街地に集中しようという

施策なんですよ。一方で、立地適正化で集中しましょうと言いながら、上下水道は要請があったら  
どンドン郊外へ拡張していくんですよ。極端な話、郊外で十分家が建てられたら、町なかに住ま  
せんよ。だから、あなた方が推進している立地適正化計画と、こういう上下水道の拡張という問題  
が矛盾してくるんですよ。この整合をどう取っているんですか、これ。最後にそれだけ聞きたい。  
どういう整合を取っているんですか。

○議長（中崎孝彦君）

田所産業建設部参事。  
簡潔にお願いします。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

立地適正化計画は、居住を誘導すべき居住誘導、それから都市機能誘導区域を定め、コンパクト  
シティに向けた取組を推進するものであって、あくまでも誘導する施策という形になっておる形で  
ございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ということは、もうあくまでも誘導するだけで、それが実行されなくてもいいと、絵に描いた餅  
やと、立地適正化計画は、ということをおっしゃったんだというふうに理解して、質疑を終わります。  
ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。  
次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

議案第85号の一般会計補正予算、朝からこの案件について3名の方が質問されています。ちょ  
っと細部について聞きますけれども、基本的に草川議員の質問のときに、一応1,000名を対象  
にした今回の補正であると、このことについてお尋ねします。

この報償費116万5,000円、これはどのような使い道ですか、お答えください。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。  
古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

報償費116万5,000円につきましては、さっきもちょっとご答弁させていただきましたが、  
集団接種700人を対象とした集団接種の場合の医師の報償費と看護師の報償費、医師の報償費が  
86万8,000円、看護師の報償費が29万7,000円、合わせて116万5,000円ござ  
います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何遍も立ってもらうのも申し訳ないんですけども、次に予防接種委託料及び廃棄物処理委託料、予防接種委託料が180万、廃棄物処理委託料24万5,000円、これについてちょっと、どういようなものか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

予防接種の委託料につきましては、個別接種、各医療機関で打っていただく予防接種を想定しておりまして、それが300人分でございます。それにつきましては、300人掛ける2回分として180万円を見込んでおります。

医療用廃棄物の収集運搬処理業務委託料、あるいは最終処分料としましては、大量の医療廃棄物が出ますので、その処分料として10万5,000円、最終処分料として14万円、合わせて24万5,000円でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

報償費は700人分で、予防接種料は300人掛ける2回で180万と。廃棄物の処理費用は製品を作った企業の問題であると。午前中の草川議員のときに、ワクチンの接種器具、注射器、国から配付されるということですのでけれども、注射器のみですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

ワクチンと注射器、あとは注射針が国から支給されます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、注射器の中に入っておる、コロナのワクチンも一緒であると。そのワクチンが、今全世界でいろんなワクチン製作中で、イギリスはその接種が始まったということですのでけれども、基本的に国から、いろいろ答弁を聞いていますと、市民5万人のシステム改修料とか通知費用で額で500万、作成委託料が750万という形でありますけれども、1,000人の方、3月までにそれは接種されるのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回の上げさせていただいた補正予算につきましては、3月までにはシステムの改修ですので、例えば受診券の作成のためのシステム修正ですとかは3月までに行わなければなりません。ただし、先ほど申し上げました集団接種でありましたり、個別接種でありましたりの1,000人分の接種費用につきましては、国の状況で、国のほうから打てる状況になったときには接種をさせていただ

きますけれども、まだちょっと不確実な状況ではございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、基本的にこの予防接種衛生事業の中で、本来やるのはシステム修正委託ですか、それから通所の委託料、作成委託料、これのみでいいんじゃないかと私は思う。

また、その1,000人分の予防接種委託料とか、それから報償費ですね、700人分の。これを今回の補正予算で計上するのは時期尚早ではないかと。まだ日本で、アメリカのコロナワクチンを採用するのか、WHOが認定したところのをやるのか、まだ決定していません。イギリスは既にもう接種を開始しておるということですが、そうすると、どのように通知をするだけのものをつくっておれば、それでええと思う。にもかかわらず、1,000人分の予算を組まんらんと。それは、予算措置として時期尚早ではないかと私は思うけれども、そんなことはお考えはないですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員ご指摘のとおり、まだ接種につきましては、ワクチンが完全に認可されたわけでもございませんので、いつから予防接種ができるかというのは全く不確実な、不明な状況でございます。

ただしですけれども、国といたしましても、何とか今年度中に接種を開始したいという強い意向がございます。ですので、令和2年度中に接種が可能になったら、きちんと市町村においても対応できる体制を取れという形の指示が来ておりますので、今回は一番接種順位の最上位であります医療従事者1,000人分の接種費用を計上させていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。やっぱりその予算編成上、5万人市民の送付先の整理をする、例えば特別給付金とか前回のプレミアム商品券ですか、そんなようなことでその名簿もできておると。やっぱり市内への流入にもいろいろあると思いますので、それは修正せなあかんと思いますけれども、本来ならこの医療従事者の方、それから個別接種の方、1,000名の方、別にちゃんとしたワクチンが認定された段階で、当然医療従事者を優先して接種するのが普通ですけれども、それが本来の姿ですけれども、そこまで私はやる必要はないと、予算計上する必要はないと私は思っています。

やっぱり、私はこの1,000名の方に注射針、それからこのワクチン液、そのみんな費用が含まれておると。これは国費ですな、国から支給されると。そうすると、ちなみにちょっとお聞きしたいんですけれども、一般市民は当然このコロナワクチンは国の施策としてやるということですから、ましてや市民の一部負担ということはないでしょうな、そこら辺は。それをちょっと確認だけ。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

12月2日に成立いたしました改正予防接種法におきましても、個人負担はないというふうに規定されております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

分かりました。

それでは、今回のコロナワクチンも、日本の人口が1億2,500万ぐらいだと思うんですけども、全ての方で打たんならんと、そうすると、インフルエンザの接種量でも60%弱やということです。全市民にも、それは加藤官房長官は、わしはコロナワクチンを打たんというようなことを言うておる国会議員もおります。だから、やはり亀山市民の人たちは幸いコロナ感染者が8名ということで、日に日にコロナ感染者が日を追うごとにだんだん増えておると、この1週間で1万5,000人に達したと、死亡者もう400人を越えたという段階で、まだ亀山市にはおかげさんで感染者ないですけども、できたらやはり名簿作成を徹底的にやって対処していただきたいと思えますけれども、その辺は十分、全職員を動員してでも速やかに医療従事者1,000名以外も同じく、やっぱり市民5万人、早急に名簿作成をしてもらわなあかんと思えますけれども、いかななものかと思えます。そいつをぜひともしてください、これは早急に。金は何ぼかかってもええと思えます。だから、ワクチンと注射針は国から支給されるということで、市民の負担はないということを確認させてもらいましたので次に移りたいと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、債務負担行為の補正の中で、図書館の追加分について、これいろいろあるんですけども、工期延長によるということで書いてありますもんで、確かに工期が延長したのは先ほども服部議員からもいろいろあったんですけども、外の段階からこの事業は遅延し過ぎると、基本計画の問題とか地元地権者の同意が得られないということで、当然あるんですけども、コロナを理由にしてこんなことをやっていたらあかんと思えます。

それで、いろいろこういうことやで、大体聞き取りのときに聞きましたので、次に移りたいと思うんですけども、先ほどの6億578万3,000円について、いろいろ答弁もありました。服部議員は、基本計画の策定が遅れたもんで、この事業が遅れておると、その次に亀渕次長がお答えになりました。いろいろ様々な要因ということで言われましたけど、いろいろ様々な要因というのはどういうようなことですか。いろいろ様々な要因とは。私も特別委員会に出席させてもらっていますけれども、市民の皆様方にいろいろ様々な要因ということではご理解いただけないと思えます。いろいろ様々な要因とはどういうようなものか、それだけお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業の事業施行期間につきましては、事業計画の変更に伴いまして、当初令和4年3月31日であった完了期間を、新型コロナウイルス感染症の影響や国の働き方改革による適正な工事期間の確保等に配慮いたしまして、令和5年3月31日に1年間延長しております。

この様々な理由とはどうだということでございますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたように、当初の設計段階での問題、あと施工者の選定の部分、またコロナウイルス感染症等の影響による理事会等、決定機関等の遅れも生じたというところで、主には新型コロナウイルス感染症の影響が今年度については大きいかなあというふうに考えておりました、全体として、そのほか権利者とのいろいろな協議の中で時間を要したという部分も当然ございます。そのようなかくかく、いろいろな状況の変化といいますか、状況を加味しまして、その全体として遅れてきたというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、いろいろ様々なというその要因というのは、基本的に駅前へ図書館を移す、規模は4階建て、平米数は3,000平米、その後ろに駐車場を5階建て、上に6階のマンションを建てる。まず11階建てと。それを何か知らん変更になって、商業施設のバランスも変わって、レイアウトも変えて、それが後ろのマンションはまして6階が14階になって、14階が15階になって、そしていつの間にか訳の分からんうちに亀山新橋の架け替えをすると。そんないろいろなことを、当初の基本計画の段階でいろいろ議会に提示されたことが、全てころころ変わってますやんか、内容が。それがこの遅延の繰越しをせんならん、事業が遅延する要因ですやんか。そういうような認識はありませんかな。それが要因であると。いろいろ様々なというのは、今そんなようなことを言いましたけれども、それが要因ではないんですか。事業計画がころころころころ変わっていくと、それが要因やったと私は思うけど、そうでしょう。図書館も当初は駐車場が、地下の駐車場を造るということは想定外ですよ、私らには。そんなことの提案はなかったんですよ。それがいつの間にか、駐車場を地下に造ると、そんなことがにわかに出てきたんじゃないですか。そうでしょう、違いますか。それが要因じゃないですか。そういうふうに思いますけれども、どうですかな。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今、議員ご指摘の図書館があって、地下駐車場もなく、当初4階まで立体駐車場がございまして、その上にマンションが4階分ぐらいございました。これについては、当初のこの事業の計画案の段階でございまして、その後、この事業、基本計画から進展いたしまして、基本設計を組合準備会のほうで行いまして、準備組合、組合の中で行いまして、実施設計まで移ってきております。その段階で、当然この事業、民間の再開発組合が行っておる事業でございますから、当然、事業の収支について、それを図りながらこの事業は進めておるといふ事業でございます。ですから、当然、今、地下に駐車場を持っていったというところについては、当然、私も亀山市の教育委員会の中の希望等もございまして、当然、協議の中でそういうふうなもの駐車場の確保の台数の関係とか、そういうものも出ております。ですから、図書館の3,000平米の確保という部分についても協議もされております。

そういう一つ一つのステップの協議を進めながら、この事業としては進めておりました、最終的には、今現在の図書館については、地下1階の駐車場を備えて、地上4階の部分と、その施設棟の

中に2か所、1階、2階に商業施設を入れて、その北側には15階建ての共同住宅を建設すると、総戸数56戸で行うと。また、その1階の部分に商業施設を配置すると。それに伴いまして、駅前広場、亀山市都市計画道路亀山駅前線についても改良を行うと。亀山新橋の架け替えにつきましても、事業のスタート時点では当初、公共事業でというお話も進めておりましたけれども、国との協議の中で、再開発事業の中で行ったほうがいいであろうというふうな指導も受けまして、これにつきましては、架け替えまでの整合を取りながら亀山駅前線を完了していくというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それを、私もこの亀山駅周辺整備事業特別委員会が設置されてから、最初からしていますけれども、全て委員会の意見もなしに、報告もなしに、事後報告の事業がずうっと並んだんですよ、今の話。そうでしょう。それでこういうものの遅延で、9億の予算を組んでおいて、延びましたと。そういうようなことになっておるんですやんか。議会の委員会すらもそういうようなことは説明もなしに、突如委員会を開くたびにこんな事業が増えました、こんな事業が増えました、11階が14階になりました、14階が15階になりましたと、電柱の無電柱化を協議しますと。それで1号線、6号線はあれですけども、7号線は確かに委員会から提案がありました、8号線ができた段階で。だから、そういうのが全部事後報告ですやんか、議会も。そうでしょう。亀山新橋も3億5,000万ていうのを1億6,000万追加すると、それも事後報告ですやんか。だからこういうようなことで遅れていくんですよ。

そこで、これはまあここまでやっておっても愚痴になりますからやめますけれども、今回、もう一つ、次に行きますけれども、やはり議会というものをもう少しきちっと、議会に対する説明責任、イコール、市民への説明責任をやっぱりきちっと果たしていただきたい。それが議会と行政との一つのあれやと思います。

次に、議案第92号の財産取得について、図書館保留床購入についての契約書（案）、この案で、その前に鑑定をやっています不動産鑑定、いろんな鑑定評価も出ていますけれども、この中で、鑑定評価までやっておると時間がありませんか、この契約書の内容について、まず一番最後に、この契約書の中で9ページに添付図面等と書いてあります。これが議会に示されていない。施工区域図、それから添付図面に設計図面、設計概要、特記仕様書、配置図、平面図、立面図、断面図、添付資料1.権利変換計画の概要、権利変換計画書第4表、配置設計図面、これがここについてないですやんか。そうでしょう。それは必要ないと、議会には。契約書の内容を精査するのに、当然この資料がなければなりませんやんか。これありますか、これ。配付しましたか、してないか、確認したい。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

契約書案に添付の図面関係でございますけれども、現在議会のほうへ提出しております資料については添付させていただいていないものでございます。これにつきましては、財産取得の議案とい

うことで、金額等が重要な部分になるということもございまして、図面については割愛させていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

金額等が書いてあるので添付できないと。そうすると私らは、これは教育委員会の管轄かな、市長の管轄かな。そうすると、この議案提出者は市長ですよ。何で市長から、やっぱり議会と真摯に議論するために、こういうような資料を出すべきやという指示は出せなかったんですか、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさに財産取得につきまして、重要な金額等々を踏まえ、そしてその内容につきまして、まさにこの公の議会での議論をお願いし、議決をお願いしようということでございますので、当然、それに合わせて決定をしまりましたので、今回お示しをさせていただいておるということで。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、櫻井君の答えに、金額等があったもんで添付してないと言いましたやんか。そのことを知っておるの。出すべきやという判断は市長はされなかったんかな。これは契約書の案ですよ。22億もする物件の契約書ですよ。この契約書がこの議会で成立したら、この22億が執行されるんですよ。それに対し審議するのに、金額の総額でよろしいやんか。個別で出せんもんは出さんでもええけど、図面とかそういうようなものがなぜ出せなかったんかと。これ分かっておるんかな、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今回の財産取得、おっしゃるように金額が極めて重要でございます。従来から、この限度額22億を超えないようにということを議会でも随分申し上げてまいりました。今回、そういうような中で、最終的に21億8,800万でこれを取得させていただくということで、今回議案として議会にお諮りをし、ご審議をいただいておりますということでもあります。当然、重要なその金額につきましては、そのように認識をさせていただいておりますので、そういう上でのご審議をいただいておりますということでもあります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

添付する必要がないということかな。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その添付図面を添付する必要があったのではないかとということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回極めて重要な取得金額も含めて決定をいたしましたので、その上でお諮りをさせていただいております。添付図面等につきましては検討させていただいてございません。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

図面、配った、私だけないのかな。ないですよ、これ。これ一応、とじてもうたんですよ。持っているの、持っている。ないでしょう。議員は何も持っていないでしょう。というのは、審議の中で、こういう契約書の中に入っていますよ。これ、契約書の中に、公益保留床の概要、第3条、本事業において乙の取得する建築施工の部分（以下「公益保留床」という。）の概要は次のとおりとする。施設建築敷地、面積5,005.83平米、共有持分1兆分の4,431億4,700万、1兆分ですよ。1兆分というのは、そんなもの、私もそんでこの鑑定書にも、添付してあるんですけども、みんな、価格調査等の基本的事項の確定とか、その不動産調査価格報告書って、これコクド鑑定・調査株式会社、鈴木茂基さんという人がこれやられておるんだけど、これ、ずうっとこの面積案分も書いてあるんですよ。そこに1兆分の4,431億4,700万分とか、こういうふうに書いてある。私も1兆円のお金を持っていないもので、100円しか持ってないもので、こういうような案件で、どういうふうに図面なしに、それからこの鑑定書の上と下違うんですよ、これ、この鑑定書の中身の上と下が。

図書館のほうは、敷地権が外構含んで鑑定価格が6,979万8,000円。駐車場が、建物が全体で2,164.13平米、6億3,349万1,000円という鑑定。それから、建物のほうは4階建てで14億4,916万6,000円、区分所有建物13億5,402万6,000円、敷地権（外構含む）9,514万、こう書いてあるんですわ。その持分比率が、上のものより下のものが1多いんですよ、51と50と。それが、こういうようなことを審査せんならんのです、私ら。それで審査する過程の中で、いろんなやつを、まず第3条の持分の1兆分の4,400億という部分と、その根拠が知りたいんですよ。

それからもう一つ、登記部分で、7条の5項に、施設建築物の区分所有権は、第1項の引渡しをもって乙が取得すると。登記、甲は第100条のうんちくあって、登記費用は甲の負担とすると、それから契約不履行の責任で、覚書を締結すると。この覚書もないんですよ。それから工事の不履行の責任の覚書、それから契約解除の部分は取りあえずそれで、おまけに、19条に守秘義務とあると。主なところは、相手方の承諾を得ずまたは正当な理由なくして第三者に漏らしてはならない。なお、本契約が解除、失効した場合には、これにおいても本条項は効力を有すると。この契約書の守秘義務、前回は協定書の部分で、この守秘義務で第三者に公表できないということで、議会の求める資料をああじゃこうじゃ言って、それが出てきたのが3月か4月後ですよ。この契約書にも守秘義務というのは必要なんですか、この契約書に。取得するのに。いつか、これは公開せんならんと思うんですよ。今言いましたことについて、ちょっとどのようなものがあるのか、ないのか、ちょっとお聞かせ願いたい。市長、どこまでその認識でこの提案をされたのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今お手元に配付をいたしております、まさにオープンな議会での議論でございますが、参加組合に関する契約書、それから中身はこういうことで、全く市民の皆さんに公開の場での議論をさせていただいております。これも含めて、それから金額等々、今後の負担金の納付等々についてもここで明確にさせていただく内容をもって、これもオープンでございますので、その上でご議論いただき、議決をいただこうということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

19条はあれはそれでいいの。

○議長（中崎孝彦君）

19条の説明を。

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

参加組合員契約の19条の守秘義務でございますけれども、これについては一般的な契約の守秘義務条項ということで入れさせていただいております。以上でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

一般的な条項として付け加えることと、そうすると、先ほどから、もう前回からいろいろ議会の資料請求に対するあれで、組合の了解を得んことには資料が出ないということで、かなりやっておって、いつの間にか以前の2億2,000万ですか、1億6,000万が6,000万足して2億2,000万のときの、6,000万のあかしをせえと言ったときにも、ああだこうだ言うて、いつの間にかその資料が出てきたと。

ではこれは、第三者というのは、亀山市民の皆さん方の、亀山市の財産を使って駅前の再開発事業をやっておると、亀山市民の人は、そんなら第三者なるのかと。税金を支払っていただいております皆さん方は、議会も第三者だと。市民の方も第三者なのかと。駅前の利権者、今9名らしいですけども、9名と亀山市長櫻井義之さんだけのものなんですか、この事業は。私らが知り得る事業というのは、また内容については、この19条で全部縛るんですか。そうでしょう。駅前の事業で、この事業で、組合施行でみんなやっています。亀山新橋の架け替え、14メートルの道路、それから駅前広場の事業、それから図書館の建設、マンションの建設、全部これ組合施行ですよ。もっと細かい数字、そういうようなものを、一体亀山新橋には大体どのぐらいかかる、前回もあったように、3億5,000万から1億6,000万と、14メートル道路を造るのに幾らかかる、立ち退き料は幾らやった。あなたは言いました。アスベストの問題でも、亀井参事が答えましたよ。立ち退きの取壊しのときにアスベストの費用が発生するので、6,000万の中に含まれていきますと。駅前広場でも、亀山駅のJR東海の敷地を取得するのにどうのこうのとありましたよ。そういうようなものを詳細に出してこそ議論というのはできるんですよ。

今のお話だと、この契約書の中身は、この契約書の条項は、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合理事長の小林さんと、亀山市長櫻井義之さんだけの契約書で、議会に詳細な資料を出さんとこの契約書を認めよと言うんですか。それでは審議はできやんですやんか議会として。市民の皆さんの負託を受けて、いろんなことを聞いて、これ委員会でやりますけれども、それであってこそ、こういうようなものが、一つの事業というのができてくるんですよ。あなたはさきの議会で、あなたはこの駅前再開発に反対してみえるという不穏当な発言をされた。もってのほかですよ、君は。だからやっぱり、議会に対しては真摯な姿勢で、議会のこの審議する契約書内容に沿った資料提供をきちっとやって審議に臨むのがあなたの責務じゃないかと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この駅前の再開発の事業は、本市の根幹にあります総合計画に位置づけ、これは議会としても議決をいただいて進めてきておるものでございまして、駅前の一部の組合員と市長との契約ということではなくて、当然、この公の議論の場で積み上げてきたものでございます。ただ、今多分、議員のご指摘の中で、例えば今回の21億8,800万のこの財源の内訳とか、いろんなものについては、ここはお問いかげがあろうかというふうに思っておりましたけれども、例えば、国の補助金並びに有利な起債等々、これが約20億、一般会計で6,500万であります。後年度の償還も含めると、この21億の中で、4億5,000万でこれを取得しようというお話も、以前の特別委員会等々で申し上げてきておるものでございますので、そこは当然、こういう議論の積み重ねの中で今日を迎えておりますので、今回、その取得に関する議案としてお示しをさせていただきました。必要な情報につきましてはお示しをさせていただいておるというふうに認識をいたしております。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これで十分ということやな。ありがとう。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第80号から議案第102号までの23件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第18号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承をお願い申し上げます。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 80号 亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について  
議案第 81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
議案第 82号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について  
議案第 84号 亀山市火災予防条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第 92号 財産の取得について

産業建設委員会

- 議案第 83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について  
議案第 93号 損害賠償の額を定めることについて  
議案第 94号 損害賠償の額を定めることについて  
議案第 95号 市道路線の認定について  
議案第 96号 市道路線の認定について  
議案第 97号 市道路線の認定について  
議案第 98号 市道路線の認定について  
議案第 99号 市道路線の認定について  
議案第 100号 市道路線の認定について  
議案第 101号 市道路線の認定について  
議案第 102号 市道路線の認定について

予算決算委員会

- 議案第 85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について  
議案第 86号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
議案第 87号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第 88号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第 89号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第 90号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第 91号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について

○議長（中崎孝彦君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時28分 散会）

令和 2 年 1 2 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和2年12月8日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

---

●事務局職員

事務局	長	井分信次	書	記	水越いづみ
書	記	村主健太郎	書	記	西口幸伸
書	記	大川真梨子			

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

おはようございます。

会派結の森 英之でございます。

12月定例会、一般質問トップバッターとして、通告に従い質問させていただきますので、真摯なる答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、今回は2つの大きなテーマを取り上げさせていただいております。今後の市政運営についてということ、それから都市公園の管理についてということでございます。

まず、今後の市政運営についてということで質問させていただきたいと思います。

11月10日、全員協議会、この議会の場で櫻井市長が4期目の挑戦といたしますか、その態度表明をされたというふうに認識しております。これを受けて、市長4期目の挑戦についてということで聞かせていただきたいというふうに思います。

まず、これまでの成果と課題についてということで、まず櫻井市長にこの4年間の総括をお願いしたいと思います。まず、何をもって総括というのは大事かと思っています。総括をしていただいた上で、成果と課題は何なのか、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

この4年間の総括のお尋ねでございますが、平成29年の春、私の3期目の任期の始まりと同時に始動いたしました第2次亀山市総合計画グリーンプラン2025の具現化に向けまして、その前期基本計画に掲げた施策を展開いたしてまいりました。この4年間、本市の社会経済情勢においては、未曾有のコロナ禍や度重なる台風襲来など、厳しい変化や困難の中にございましたが、総じて

着実な施策の推進と持続的なまちづくりにつながったものと考えております。

政策的には、在宅医療、CSW設置などによる地域包括ケアの充実、川崎小学校改築と普通教室等への空調設備の整備、亀山関テクノヒルズへの企業立地の促進、関の山車会館の整備と鈴鹿関国史跡登録への取組、新図書館を核とする亀山駅周辺再開発事業の展開、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定、地域コミュニティの新しい仕組みの構築など、一定の成果につながったものというふうに考えております。

その一方で、デマンド型タクシーのりかめさんの制度の定着、新たな認定こども園、療育のセンター機能の整備、地域福祉の包括的支援体制の確立、公務員倫理、職員コンプライアンスの再確立など、いまだ道半ばなものもございまして、しっかり検証したいというふうに考えております。

これらの成果と課題を踏まえまして、また直面をいたしております新型コロナウイルス感染症への的確な対応を基本に、令和3年度を最終年度といたします前期基本計画に掲げた施策の必達、そして令和4年度より始まる後期基本計画の策定作業におきまして、緑の健都実現への着実な前進、そのための具現化の施策を推進いたしてまいらなければならないと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

成果と課題ということで上げていただきました。幾つかその成果を上げていただきました。持続的可能なその運営が一定程度できたということでもございました。

その中で1つ、私議会こちらへ携わってから、特にそのりかめさんですね、乗合タクシー、その中の議会で改善要望をしてきた中で、ここ短期の中で具体的な改善が見られたというところもあったのではないかと考えております。

また、一方で課題もあったということでもございました。その課題を受けて、この4期目に臨むに当たって取り組むその重点施策というのは、現時点櫻井市長がお考えのものはどういったものがあるのか、現時点で考えているものがあれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の重点施策、現時点での考え方ということでございますけれども、先月の10日にも少しその一端を申し上げさせていただきましたが、本市は新市施行から15年の歩みを経て、今後も持続的に成長し続ける緑の健都の実現を愚直に目指してまいりたいと考えておるところであります。また、直面いたしております新型コロナウイルス感染症への的確な対応はもとよりであります。さらに安心の人生100年時代への備えと若者の定住促進、活力への地域経済次なる一手と中心市街地の再生、未来へのリニア構想と災害に強い庁舎整備への着実なる展開、そしてスマート自治体を目指す行財政改革等に軸足を置いたまちづくりと行政経営を目指してまいりたいと考えておるところであります。

なお、その具体的施策につきましては、年内をめどに新たな政策集を立案いたしまして、議員並びに市民の皆様にお示しをさせていただきたいと現時点で考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

先ほどのご答弁の中で、課題というものを一定の課題があったということも述べていただいたと思います。その課題をやはり克服していく必要があるという中で、先ほどその重点施策、幾つか上げていただきましたが、その課題克服をするに当たってその重点施策をどう絡めていくのか、その点もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申しあげました課題、数点申しあげましたけれども、これの具現化のためには、現状をしっかりと検証させていただいて、先ほども申しあげました今後令和4年度より始まります後期基本計画の策定作業におきましても、より具体的な施策へ落とし込みをしていく必要があるかというふうに考えておるものでございます。デマンド型タクシーののりかめさんのさらなる定着にいたしましても、人生100年時代を支える大きな本市のセーフティネットの一つと考えておるところでありますし、新たな認定こども園とか療育センターの機能の整備というの、これからの若者定住、子育て支援の大きな施策の柱になるものというふうに考えておるところであります。

行財政改革におきましては、当然、コンプライアンスの問題等、この4年間の中にも課題がございましたけれども、現在、その解消に向けて取組を進めておりますけれども、さらにこれがしっかりと市民の皆さんから信頼いただける公務員倫理、いわゆる行政コンプライアンスの確立としてしっかりと定着させる具体的な取組を、次期の計画の中で落とし込みをしていく必要があるかというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご答弁いただいた中で、そのコンプライアンスの醸成等を触れていただきました。言わば、これはコロナ禍でありながら懸命に取り組んでいただいた職員がおられますけれども、その職員の方がいかに働きやすいことにしていくかということも一つ重要な視点じゃないかなあというふうに思います。

そのような視点の中で、市長、行政運営をどのように今後していくつもりなのか、その課題克服のためにどのような運営をしていくのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市民の皆様から希望と信頼の開かれた市政を進めるという大きな理念に基づいて、全庁挙げて様々な取組を進めております。あわせまして、行財政改革がこれにリンクをしておるという中で進めております。今ご指摘の公務員倫理、コンプライアンスの確立と、職員の働く環境、風土、この改善というか、こういうご指摘でございますけれども、しっかりと行財政運営の中で、そして組織の様々な機能の構造改革や人材育成の中でしっかりとそれを果たしてまいりたいというふうに考えてお

るところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

やはり、職員の方があってこの行政は成り立っておりますので、その点聞かせていただきました。重点施策についても答弁いただいた中で、緑の健都、そこを集約していくよという話であります。それから、新型コロナウイルスへの対応ということもありました。

新型コロナウイルスに関しましては、特にこの未曾有のこういう大きな影響の中で、昨日議案質疑のあった緊急パッケージ第6弾を含めて、このタイミングを計りながら施策を出されてきたと思います。その中身、内容についても、それからタイミングについても非常に評価をさせていただける内容ではなかったかなというふうに思います。引き続き、今後、来年度は特にそういう予防接種ということが始まってきますし、昨日議案質疑がありましたけどきっちり対応いただきたいというふうに思います。また、その重点施策について、これから具現化していくということでございますので、なかなかちょっとまだまだ分かりづらいところがあると思いますので、しっかり今後、折を見て確実に皆さんに分かりやすく伝えていただきたいというふうに思っています。

それから、亀山市の将来像についてを聞かせていただきたいと思います。

当然、この4年間でやり遂げるということも、行政の首長としましては非常に大事な責務でございますが、その後、将来亀山市はこうあるべきという視点で種まきをするということも非常に大切であると思っています。それがまた一つ、最大の責任の一つであると考えております。成長し育ちつつある事業を、さらに現在進行形、あるいは将来において大きくすることが大切ということの考えの中で、櫻井市長に亀山市の将来像についてはどうお考えなのか、今後この4年間についてどう生かしていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、様々な具現化のために必ずしも任期中で完結する施策事業ばかりではなくて、当然20年、30年後、次世代をしっかり見据えた中でバランスのある施策を取っていくというのは基本であろうと認識をいたしておるところでございます。あわせて、長期的な視点での本市の将来像を展望いたしますと、これは以前にも申し上げたと思いますが、好むと好まざるとにかかわらず、今後も超スマート社会、それから少子高齢社会が進展をしていく中にあります。そして、様々な環境変化に適応しながらも、本市の今日まで積み上げてきております資質とか特徴や、その誇りであります歴史、人、自然が心地いい、それが調和したような5万都市、緑の健都として、持続的に、一旦馬力ではなくて持続的に発展し続けられるまちづくりが重要だというふうに認識をいたしておりまして、その視点からも亀山版のSDGsの具現化を志向するものでございます。

一方で、将来都市像の実現に向けましては、都市の成長や定住促進につなげていくために、環境、産業、健康、文化、教育など様々な分野におけますQOLの向上をはじめ、ご案内の内陸部として津波や災害に強く、交通の要衝としてのポテンシャルの高さを発揮させながら、多様な交流を可能とする拠点形成や、都市の魅力化が大変重要になってくようと考えております。

とりわけ、リニア中央新幹線の市内停車駅誘致につきましては、都市の盛衰や魅力化、持続性に大きく関わり、まさにこれから重要な局面に差しかかってまいりますので、将来を見据えた着実な取組が求められておるといふふうに認識をいたしております。

これらの取組の礎となりますのが、これは本市のまちづくりの大きな特長の一つでもあります、いわゆる市民力による高い地域力であろうというふう考えているところであります。市民の皆さん一人一人が、自分のまちに愛着と誇りを抱くことができれば、他人事でも評論家でもなく、自らの問題、我が事として地域社会をよりよくするための、あるいは未来をよりよくするための自発的な取組につながるものと考えております。

一方で、無縁社会とか格差社会と評されて、ここに来まして人と人の関わりが非常に希薄になってまいりました昨今、この多彩な市民活動や地域活動による社会参加を通じて、その支え合いと絆を深めて次世代へ継承をしっかりしなければならぬと考えるものであります。したがって、地域愛という土壌を耕していくことが、今後のまちづくりにおきましても非常に大切な視点と考えるところでございまして、これを実践してまいること、将来の本市の都市の輝きや、市民の暮らしの質につながるものと考えておるところであります。

#### ○議長（中崎孝彦君）

森議員。

#### ○3番（森 英之君登壇）

将来像について、SDGsの視点を取り入れながら、持続可能な自治体を目指していくという、そのような答弁だったというふうに思います。

SDGsという考え方からいきますと、例えばこのコロナ禍における緊急パッケージで言いますと、例えば平等な教育をという施策の中では、家庭でのオンラインができるような環境をつくるという形で就学援助の家庭に一定の援助をするとかいうこともございましたし、そういった視点が取り入れられているということで、そういった観点からいきますと、そういったSDGsの観点はもう既に底辺から広がりつつあるというふうに認識をしておりますが、さらにこれを大きく広げていただきたいというふうに思っています。

ただ、亀山市といいますと非常に人口の低減が抑えられているということで、ミニ開発も進んでいるということがございます。すなわち防災という観点からも災害が少ない、内陸であったという観点からも災害が少ないというところからも住みやすいということで移り住んでこられる、特に小さなお子さんをお持ちの家庭の方等が移り住んでこられるということが多いというふうに認識をしております。ただ、そこを預かる箱物といいますか、公共物であったりということが老朽化が進んでおまして、これがなかなか進んでいない、改善、改築等が進んでいないというのは認識しております。そういった観点から、今後は、ソフトの充実は進んでいると思います。ハード面もしっかり建て直していただく必要があるかなというふうに認識しています。

ただし、このコロナ禍の中であるとおり、財源は十分ではございません。その中で、やっぱり必要なのは優先順位、プライオリティーと言われておりますけれども、優先順位づけじゃないかなあというふうに思っています。その観点から、今後市政を進めていただく必要があるという認識をしておりますけれども、市長はどのような考えでおられるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘の視点というのは、極めて本市に限りませんけれども、高度成長期に様々な都市基盤として整備されました公共施設、これは建物だけではなくて、昨日も水道管のお話がありました。市内に360キロ総延長、これをどうしていくのか、いわゆる老朽管を替えていく、こういうことにつきましても、地味ではありますがしっかり適応、対応していかななくてはならないことであろうと思います。いわゆる公共施設の総合管理計画の中で、しっかりとこの保全と長寿命化、それから再編とか、様々な取組をしていく必要があろうと思いますし、ご指摘のように、地味だけど手つかずになっております老朽化した学校施設でありますとか、幼児保育施設、こういうものにつきましても適切な対応をしていかななくてはならないというふうに思います。

財源との関係、ご指摘のとおりでございます。これを優先度をどのように考えていくのか、プライオリティーをどのように考えていくのかというのが、まさに極めて重要な選択、より行政運営上の極めて重要な視点というふうに認識をいたしておりますので、今後、当然先ほど申し上げましたこの令和3年度を最終年度としての前期基本計画の推進、それから令和4年度以降の後期基本計画の策定の過程で、しっかりこれを検証し検討し、そこを判断していくことになろうかというふうに考えるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

第2次亀山市総合計画の基本計画の前期が間もなく令和3年度で終わり、4年度から後期基本計画になります。その策定の中で具現化していくということの答弁だったと思います。その具現化を着実に進めていただいて、やはりその優先順位というものをきっちりお示しいたいただいて、その中身をしっかりと議論させていただきたいというのが私の強い思いでございます。しっかりその点お願いしたいというふうに思います。

また今後、市長も答弁されましたが、Society5.0というような社会がおのずとやってくるというところでございます。また、DXと呼ばれていますデジタルトランスフォーメーションということが、これはいや応なくもうこれは起こってくることだと思います。それを踏まえて、しっかりこれからの行政運営に取り組んでいただきたいというふうに思います。DXのところは、この後草川議員も質問されると思いますので、そちらも含めてしっかり対応いただきたいというふうに思います。

こちらの項目は以上の質問とさせていただきます。

続いての項目、都市公園の管理についてということに移らせていただきます。

こちら都市公園の管理方法についてということで答弁をお願いしたいということを考えたのは、このコロナ禍において、非常に外で活動するということをされる市民の方が多く見られるというような状況がありました。目にしました。そういうことを踏まえて質問させていただきたいというふうに思います。

まず、都市公園の管理を指定管理者制度としている理由について確認させていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

指定管理者制度は、公の施設の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応していくため、民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的といたしまして、平成15年に地方自治法第244条の2の改正により導入された制度であり、亀山市におきましても平成17年12月に亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定いたしました。これによりまして、これまで公共の団体などに限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになったものでございます。

このようなことから、亀山市の都市公園についても、より一層市民に親しまれる公園として、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。現在は、令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人亀山市地域社会振興会を管理者に指定して、同財団との基本協定に基づきまして管理を行わせており、業務仕様書にて指定管理者が行う業務の範囲を、1. 施設利用に関する業務、2. 維持管理に関する業務、3. 維持管理への地域住民等の参画、促進に関する業務、4. イベントの運営に関する業務、5. その他1から4の業務に附帯する業務としております。具体的には、施設の利用案内、樹木などの管理、定期的な施設の点検、補修、修繕並びに清掃など施設の保守管理、環境美化ボランティアの推進などの公園の維持管理を行っておりますが、それらに加えて、自治会などの要望に合わせて地域の実情に応じた除草、清掃も実施しております。また、自治会などが公園の清掃などのボランティア活動を行う際のごみ袋や軍手などの消耗品の支給など、地域に密着した公園管理がなされております。さらには、指定管理者の自主事業といたしまして、ノルディックウォーキングの指導と、公園内の散策による健康増進の場の提供など、各種事業も実施しており、公園の利用促進につながっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

維持修繕をするに当たって、主にそういう業務をやっているということ。それから、それをやっていた中で地方自治法のところで地方公共団体が指定するものに関しては施設の管理等を行わせることができるということの中で、民間活力を民間のノウハウを生かしたということで指定管理者にしているということかと思えます。そういう答弁の内容だったと思えます。

その中で、この指定管理を行うという中で、この費用の算出についてはどのようにして行っているのか確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

指定管理料の算出につきましては、先ほど申しました業務の内容に対しまして積算を行い、指定管理者制度を導入後、初めて公募を行いました平成21年度の積算、並びに平成26年度の積算も参考とし、除草、剪定、トイレ、清掃、浄化槽点検清掃、電気代、上下水道使用料、遊具点検・修

繕、それからイベント運営費などの時点修正を行いながら積算し、指定管理料の上限を設定いたしましたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

こちらの費用算出というのは、過去の平成21年、26年のその段階の積算値を利用といたしますか、しながら随時更新してやっているということでございました。この指定管理者を選定する方法というのは、具体的にどのようにされているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

現在の指定管理者の選定につきましては、亀山市都市公園施設に係る指定管理者選定委員会を組織いたしました。その後、亀山市都市公園等指定管理者公募要領をこの組織で定め、募集いたしまして、応募者からのプレゼンテーションと選定委員からの応募者に対してのヒアリングなどにより、指定管理者候補者を選定し、亀山市で候補者を決定の上、平成30年12月21日に議会の議決をいただき、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間で公益財団法人亀山市地域社会振興会に指定管理を行っていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

その選定委員会を設けて、プレゼンテーション、ヒアリングをして、その公募する中に当たっては仕様書等であらかじめ出しておいて、上限の金額を決めた上で選定委員会でその公募者を決めているということ、そういう答弁だったというふうに思います。

その中で、この亀山市地域社会振興会に決まった中で現在やっていたいただいているわけですが、その維持修繕、施設管理の中で私最も重要な一つに、もう一つの質問を進めさせていただきますが、遊具等の安全管理というものがあるというふうに思います。こちらについては、日常点検はどのように行っているのか、異常があった場合はどのような対応をしているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

公園の遊具につきましては、指定管理者が亀山市公園遊具等点検実施要領に基づき、日常点検と定期点検を実施しております。日常点検は、指定管理者が週1回の割合で実施し、定期点検については、専門業者が遊具の安全に関する基準に基づき、年2回点検を行い、遊具の劣化度合いなどを基に、安全性や危険度を総合的に判断しております。このほかに、台風などの災害発生後や、利用者からの情報提供で、緊急に点検を要する場合など、状況に応じて点検を実施しております。日常点検については、毎月の業務報告にて報告を受け市が確認しておりますが、緊急を要する場合は、すぐに連絡が取れる体制を整えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

遊具等の安全管理については日常点検、週1回ですね、それと定期的に年2回、専門業者において行われているということでありました。こちら専門業者という、非常に気になるのは、遊具等の金属疲労等で破損等が近い状況は目視等で当然確認できないと思うんですね。その中で、専門業者が年2回点検されているというふうに認識しておるんですが、どのように専門的に点検をしているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

年2回の点検でございますが、これは国家資格といいますか、そのような資格を持った業者に指定管理者が委託をされておりまして、その報告を受け、その報告の結果をまた我々市のほうに受けさせていただいて、その例えば段階、まず今のところはよい、それともうこれは修繕が必要、あるいはもう撤去して新設すべきとか、新設については市が判断させてもらうわけでございますが、そのように段階的な点検結果をいただいて、そして市のほうが維持管理の判断をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

専門の資格を持っておられる方がその点検をした上で適切に報告をしてということでありました。そういう中でありながら、過去あったかどうかというのを含めてなんですけれども、不幸にも事故が発生した場合、こういった場合の対応はどうかというのを確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

万が一、利用者の方が事故に遭われた場合の責任分担でございますが、基本協定書及び指定管理者業務仕様書に規定しております。これの内容といたしましては、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、指定管理者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由、または指定管理者と市の双方の責めに帰すべき事由による場合はその限りでないと規定しております。そのようなことから、保険の加入に対しましても規定しておりまして、指定管理者が加入しなければならない保険として、財物損壊賠償保険1事故につき1,000万円以上、身体賠償保険1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上に加入しなければならないと規定しております。一方、市のほうは建物総合損害保険、市民総合補償保険に加入しなければならないと規定しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

仕様書等に規定がきちっと明記をされていて、不幸にも事故があった場合に備えて保険にも加入しているということでありました。万が一、そういうことが起きた場合ということ、備えがあるというのは確認させていただきました。ただし、指定管理しているから任せておけばいいということの、いわゆる放り投げというのは語弊があるかもしれませんが、そういったことではやっぱりいけないと思うんですよね。ここはしっかり日常から指定管理者とも連携を取って、事故がないようにきちっと対応いただきたいというふうに思っています。

次の質問に移りますけれども、都市公園等では公衆トイレが幾つか設置されているというふうに思います。この公衆トイレなんですけど、やはり洋式化というのが私必要じゃないかなあというふうに思っているんですけども、この洋式化がどの程度進んでいるのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

都市公園のトイレの洋式化でございます。現在、都市公園は95公園ございまして、そのうち11公園において、18か所にトイレがございます。トイレの洋式化でございますが、現在工事中の西野公園南側トイレ及び発注準備中でございますが、ますみ児童園を含めて13か所において洋式化に取り組んでおり、トイレの洋式化率といたしましては約72%でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

西野公園の例を挙げていただきましたけれども、今年においては国体のプレ大会も予定されていた中で、西野公園の改修等含めて対応いただいたということで、南側の工事も進んでいるということでもあります。やはり、非常に私もよく利用させていただくんですけども、きれいになって洋式になって、非常に気持ちよく利用させていただくことができるのかなあというふうに思っています。やはり新たに設置というのは、当然財源もあるので難しいと思います。今あるトイレについては、できる限り予算等もありますので計画を組んでいただいて、順次洋式化可能なものは図っていただきたいなあというふうに思います。

それから、次の質問に移らせていただきますが、施設修繕等の実施についてであります。こちらなんですけれども、日常点検等含めて修繕等が必要になったという場合、その場合はどのように対応されているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

施設管理の業務につきましても、基本協定書及び業務仕様書に規定してあり、修繕につきましては、1件の修繕費用が30万円未満のものについては指定管理者で行い、1件の修繕費用が30万円以上の場合は市が修繕を行うとしておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

これは指定管理者である、今で言いますと亀山市地域社会振興会が30万円未満であれば順次修繕対応しているということでありました。ただ、その30万円を超える修繕が必要になるというものも出てくると思います。その対応については、私認識しているのが予算があらかじめ確保されているのが当然工事対応、修繕可能なんです、突如出てきたものに関しては当然その翌年度に持ち越しになるというのを認識しております。現状、遅れているという認識を持っているんですが、その点、執行部側としてどのように認識しているのか確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

日常的にも指定管理者と私ども市といたしましては、修繕管理についてはやはり利用者には何かあってはあかんということで、逐一逐一連携を取らせていただいて、修繕をしておるところでございます。今年度、令和2年度にありまして400万円の予算を計上させていただいて、お認めいただき、今年度も4か所修繕をさせていただき、今後も優先順位を決めながら維持修繕を行っていく所存でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

400万円という予算があるということでございます。私思うに400万というのは、やはり修繕が必要なもの30万を超えてしまうと、今も4か所とおっしゃいましたね、そういうことでしか取まらないといいますが、そこまでしか対応できないということかと思っておりますので、やはりもう少し金額を予算として確保する必要があるのではないかなあというふうに思います。

それを踏まえて、都市計画税というものがあると思います。私はその都市公園等の修繕には、こういったものも活用できるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、都市計画税はどのような事業に対して充当されているのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

都市計画税につきましては、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるものとなっております。令和2年度当初予算の歳入におきます都市計画税7億5,440万円につきましては、公園、街路、公共下水道事業や、それら事業に係る地方債償還額などに充てているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご答弁いただきましたけれども、その公園費、あるいは街路事業費等に充当しているということでありましたが、都市計画税については、その都市公園の維持管理、トイレの洋式化に充当はで

きるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

都市計画税につきましては、都市計画法に基づいて行う都市計画事業として実施いたします公園の整備などに関する経費に充てるものでございますので、維持管理的な事業として行います施設修繕や公衆トイレの洋式化につきましては対象外となるところでございます。

なお、公園費のうち、今回西野公園改修事業として行いますトイレ建て替え工事、公衆トイレの洋式化につきましては、公園整備として行いますことから、都市計画税を充てているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

すなわち、西野の維持管理、あるいはトイレの洋式化については充当できないということですね。ただ公園費として今回の西野公園の改修事業なんかには都市計画税が充当できるということで理解させていただいてよろしいですね。

その中で、やはり都市計画税というものも含めて活用していく必要があると思うんですが、なかなかそれはできないということもございましたので、さっきもちょっと触れさせていただきましたけれども、少しその辺、予算の確保ということで必要ないかなというふうに思います。

市長、ちょっと最後に答弁いただきたいんですが、この優先順位というのを私市長の問いで言わせていただきましたけれども、この都市公園の維持管理含めて、この辺の予算確保についての考え方、市長どうお考えなのか、最後ちょっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然必要な事業について、財源を確保するというのは当然であります。例えば今都市計画税について、令和2年度の7億5,000万の内訳でいきますと、公園費に約1億、それから街路事業で約1,500万、それから公共下水道費に、これが大きくて約5億3,000万円、それからその他都市計画事業に約1億、そして地方債の償還額に約1,400万ということになります。公園費のうちで、今法制度上は維持管理には先ほどのトイレとか修繕には使えないということですが、こういう制度をしっかりと工夫しながら活用させていただきながら適切に公園の維持管理、あるいはバージョンアップにつなげていかななくてはならんというふうに認識をいたしております。

○3番（森 英之君登壇）

終わります。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

---

(午前11時02分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本公秀です。

それでは、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、鈴鹿関跡の国指定史跡への新しく指定することに関する答申が出たということに関してでございます。

まず、亀山市には国指定史跡というのが今現在2つありまして、1つは野村一里塚、1つは関の正法寺山荘跡で、3番目の国指定史跡に鈴鹿関跡が指定をいただく、そういう答申が出たということですね。

それで、まずお伺いしたいのは、古代律令制における鈴鹿関について、720年に完成した日本書紀における記述というのはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

日本書紀における記述でございますが、鈴鹿関につきましては、その存在を示す記述が初めて現れる歴史資料が養老4年、720年に編さんされました日本書紀でございますが、本年はその編さん1300年の節目の年でもございます。

鈴鹿関の日本書紀における記述につきましては、西暦672年に起きました壬申の乱の記述の中に見ることができます。

その記述の中に、鈴鹿の山道を塞ぐという記述や鈴鹿関司という当時の官職らしき人物が登場いたします。塞いだ山道や官職名から鈴鹿関と理解され、鈴鹿関は飛鳥時代には既に存在していたものと推定されているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

日本書紀において、既にそういう記述があるということでございますが、かなり古いもんですね。

それで、古代三関の一つとして、当時の日本における鈴鹿関の重要性に関してお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

鈴鹿関の機能、また重要性でございます。

関につきましては、当時の法律、法令に当たります律令におきまして、交通や情報の管理を行う役割等が定められ、日常的には通行を管理する役所や警察として、交通の要衝に設置されております。

した。

中でも、鈴鹿関、不破関、愛発関の三関につきましては、律令においても最も重要な関とされ、天皇の崩御や反乱など都で異変が起こった際には、関を封鎖して謀反人、反乱を起こした者が東国へ出て兵力を蓄えることがないようにする役割を担っていたものでございます。

しかしながら、続日本紀によりますと、朝廷の支配が行き届き、防御の必要はなくなったことや関が交通を阻害していることを理由といたしまして、延暦8年、789年に三関は廃止され、関に備えておりました兵器と食料は鈴鹿でございますと伊勢の国府へ、また建物は郡の役所へ移築するようになり、その役割を終えたと記述されているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほど出ました古代三関の、あと残りの2つですね。岐阜の不破関と福井県の愛発関でございますが、鈴鹿関は大分と発掘によって全体像が分かりつつあるという段階でございますが、ほかの2つの関に関して、現在の発掘状況というか、そういうふうな状況はいかがかと伺います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

他の関の発掘状況でございますが、三関のうち不破関につきましては、岐阜県関ヶ原町にあるわけですが、昭和49年度から5次にわたって発掘調査等が実施されました。その結果、関の範囲等が判明いたしましたことから、岐阜県の史跡に指定されているところでございます。

一方、愛発関につきましては、福井県の敦賀市に所在すると考えられておりますが、現在も具体的な場所について不明となっている状況でございます。

このようなことから、今回、三関の中で唯一、鈴鹿関が国史跡の指定を受けることとなったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろいろな記録には載っておるのですが、なかなか現実どこにあったということを調べるというのは、いろいろたくさん掘られたと思うんですね。もちろん、やみくもに掘るわけではなくて、それなりの推測して掘るんでしょうが、なかなかうまいこと当たらないということも多々あることで、やはり古代のこういうふうな発掘とか調査というのは、偶然というかラッキーな面もやはり必要なことではないかと思えますね。そういうことで、古代三関のうち、鈴鹿関がまず最初に指定されるというのは非常にありがたいことだと思っております。

次に、先ほど出ました672年に起きた壬申の乱と鈴鹿関との関わりというのについて、ちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

壬申の乱と鈴鹿関の関わりでございますけれども、壬申の乱につきましては、天智天皇が亡くなった後、天皇の弟の大海人皇子と、同じく天皇の子の大友皇子とが皇位継承で争い、大海人皇子が勝利したという戦いでございます。

壬申の乱と鈴鹿関の関わりにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、日本書紀巻28、いわゆる日本書紀の第28巻に当たるんですが、そこに壬申の乱が記載されておまして、壬申記とも申されますが、その戦いの中で、奈良の吉野から東国に向かった大海人皇子が500人の兵で鈴鹿山道を塞いだとあり、その後、その場を通過して休んでいた大海人皇子に鈴鹿関司が使いを出し、山部王、石川王ら援軍が関に来ているという報告をしたという鈴鹿関におけるエピソードのようなものが記述されているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、文献によってそういうふうなことが起きたということが載っておるんですけども、その時代の年号をいろいろ調べると、ちょっと分かりかねることもあるんですけども、その壬申の乱の時代に、鈴鹿関という言葉は今の記録に載っておるんですけども、当時、建物、建造物としてきちんとしたもの、今現在発掘されている瓦の乗った築地塀ですが、そういうものが壬申の乱のときに既に建物として物理的に存在したのか、それともそこまで立派なものではなかったけれども、それなりの機能として、もっと簡略なものがあったのか、そこら辺がちょっと私も時代を年号を比べてみて、何かつじつまが合わん面があったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

確かにいろんな説もございまして。ただその中で、あくまでも現在残っているのが日本書紀の記述のみということで、様々な推察がされているところでもございまして。

愛発関、また不破関と比較いたしまして、鈴鹿関は若干大きいのではないかという説があって、その中で防御する役割の築地塀と、また実際の役所という部分は別々にあったのではないかとか、いろんな説がございまして、逆に防御する説は役所的な役割を果たしていたものよりもっと早く建てられていたのではないかとといったこともございましてけれども、今回、このように新たな史跡が指定される運びとなりまして、今後そういったものを解明してくれば貴重な史跡になるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この鈴鹿関の発掘調査についてお伺いをいたしますが、この調査はいつ頃から調査を始めた、調査に取りかかったのかということと、そもそものきっかけはどういうことであったとか、それ以後の現在に至る経過についてお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

鈴鹿関跡の調査の経緯経過でございます。

鈴鹿関跡の調査につきましては、合併後の平成17年度に旧関町地内の遺跡地図を作成するための詳細分布調査を実施した際に、関町新所地内の観音山南西部で土塁状の高まりと、古代瓦の散布が見つかったことがきっかけでございます。

このことにつきまして、学識経験者を交えた検証を行いましたところ、鈴鹿関跡の痕跡である可能性が示唆されましたことから、平成18年度に発掘調査を行い、これらが瓦ぶきの屋根を持つ土塀である築地塀の痕跡であることが確認されたものでございます。

さらに、築地塀の痕跡の周辺からは、多数の丸瓦や平瓦とともに、奈良時代の文様の特徴を持つ重圏文軒丸瓦1点が出土したところでございます。

なお、この痕跡から築地塀の大きさというのは、基底部で約幅1.8メートル、高さ3メートルと考えられています。

その後、令和元年度までに9次にわたり発掘調査を継続してまいりましたところ、新たに観音山南西部から南方へ続く築地塀の痕跡を確認いたしましたので、これらの調査結果に基づき、文化庁に国史跡の指定に向けた申請を行い、このたび国史跡の新指定の答申がなされたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

平成17年、18年から発掘に取りかかって何回もやっておられるということですがけれども、その結果、瓦が出てきて、それが大きな証拠になるわけですがけれども、今現在、歴史博物館において発掘された瓦がいろいろ展示されておりますが、あの手の瓦は今の瓦みたいに、釉薬、上薬はなく、素焼きのような感じですねけれども、当時の築地塀は先ほど話にありましたが、基底部が1.8メートルで高さが3メートルで、非常に立派なもので、その上に瓦が乗っておるんですけれども、そもそも建物の屋根に瓦を乗せるというのは、大昔からあった話じゃなくて、一般庶民が自分の家の屋根に瓦を乗せるというのは江戸時代中期以降ぐらいの話で、案外瓦って新しいんですね。

それで、当時の1300年も前の話、そういった土で造った築地塀の上に瓦が乗っかっておると、それがだあっと続いておるという光景は、当時の一般の人々から見ると、非常に驚くような風景ではなかったかと僕は想像するんですね。当時でも瓦が乗っておる建物というのは、役所の建物か、神社、仏閣ぐらいのもので、個人住宅に瓦なんて乗せることはなかったと思うんですけど、そういった僕はイメージでおるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

瓦が多く発見されておりますけれども、先ほどもご紹介いただきましたとおり、素焼きということで、強度も何もない。ただその中で、当時の瓦というのは、分厚く、また重たく作られているというのが特徴的であろうかなというふうに思っております。

実際のところ、当時の姿が、そういう重たい瓦が全てかかっていたのかどうかというのは、今後

のさらなる調査の結果で出てくるものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

その時代に生きておった人は誰もおらんわけですから、難しいわけですが、それで今回の国指定をしていただくという答申が出たわけですが、こういうことに関して、市長はどのように捉えておられるかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

日本史の勉強のようになってまいりましたけれども、大変意義深いと思っております。

今回の新指定の答申によりまして、鈴鹿関跡が国史跡となりますと、ご紹介ありましたが、本市では野村一里塚、正法寺山荘跡に続きます3つ目の国史跡となりまして、本文化財遺跡が高く評価されたこと、大変光栄と受け止めております。

また、くしくも日本書紀編さん1300年の年に、この国史跡の指定をいただけるということについては、誠に意義深く感じておるところであります。

また、合併以降の平成17年から15年間の長きにわたって重ねてきた努力が実を結んだものでございまして、この間、国・県の本当に支援とか協力、さらには本市の文化財保護委員はじめ、行政職員もそうですが、全ての関係者のご尽力に心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

そして、それが実を結んできたわけでありまして、今回の指定範囲には、お話しありましたように、遺跡の一部分でございまして、今回の答申は通過点であろうというふうに感じておるところであります。

この鈴鹿関の全容解明に当たりましては、この先まだまだ道のりは長いものというふうに思われますけれども、今後の調査結果を含めまして、この貴重な文化財、遺跡が未来に向かって保存・継承・活用されるよう、地道な取組を進めていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それで、今回はさっき市長がおっしゃったような一つの一里塚のような通過点のようなものでということで、まだこれから先があるわけですが、今後の発掘調査についてお伺いしたいのと、日本の古代史の解明に関して、いろいろ発見があるんじゃないかなろうか、そういうことに関してお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

今回の国史跡の指定をいただく地点は、先ほども市長がご答弁申し上げましたが、鈴鹿関の僅か

一部分でございますので、今後は鈴鹿関を象徴する築地塀がどのように南方へ延伸するのかを確認するための発掘調査を継続して行い、国史跡の追加指定を目指してまいります。

また、これまでに判明しているのは鈴鹿関の西端、一番西側に当たる部分の築地塀の痕跡だけであり、その築地塀の東側、いわゆる関の内部については全く分かっていないことから、先ほども質問いただいた内容も含めまして、鈴鹿関の全体像の解明に努めていく必要があるものと考えております。

また、現在、三関のうち築地塀の痕跡が見つかっているのが鈴鹿関だけであり、愛発関に至っては場所さえも明確ではございません。

今後は国・県と連携しながら、さらに調査を進めていくことにより、律令国家の政策の実態を解明することで、多様な日本古代史の実像が明らかになっていくものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁にもありましたように、まだまだ先は長いし、何せ歴史マニアという方は世間にかくさんおられるんですけども、いろんな発掘があると、そこを公開したらそういった方が見学に行ったりすることもあるわけですが、何分地面を掘って初めて分かるというようなことも多々あるわけで、これには本当に偶然というものが結構あるんですよ。地面の下からいろんな偶然に発見されたのが大発見であったというのは、昔で言えば、例えば九州の福岡の志賀島の金印ですね。漢委奴国王という魏志倭人伝に載っておることですね、それとか、この前は京都でお茶畑から何かの拍子で、太安万侶のお墓が分かったとか、そんな話もあるし、出雲大社の柱、昔は出雲大社はすごい高い建造物やったという記録があるんですけども、ほんまかいとようけ疑っておったんですが、その柱が出てきたんですね、出雲大社から。柱の痕跡ですわね、こんな太い直径1メートルぐらいの丸太を3本束ねて、そんなやつが出てきて、あの出雲大社に関する記述は本当やったなというふうなことが分かってくるのが、掘ってみやな分からんこともありますんで、まだまだ先は長いかなと思いますが、継続的に追加指定も含めてやっていただきたいと思います。

この質問はこれで終わります。

次に、亀山駅周辺整備事業についてお伺いたします。

現在、第2ブロックはかなり工事が進捗して形になってきました。続きまして、その西側の第1ブロックですね、駅前郵便局のある地域ですが、その地域に関する今後の計画についてお伺いたします。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

1ブロックにつきましては、平成26年度に策定いたしました亀山駅周辺市街地総合再生基本計画におきまして、来訪者のための交通機能等を確保するための来訪者ゾーンとして位置づけております。

そのような中、1ブロックでは旧国道1号線と駅前広場をつなぐ市道御幸1・6号線の道路拡幅

による交通機能の向上を図るとともに、駅利用者のための駐輪場の整備や駅前広場と連携したバスバースの整備を行う予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

第1ブロック、すなわち今現在のやっている工区の西側の郵便局のある地域は主に駐輪場とかバスバースであって、例えば郵便局が移転とか、そんな話はないですね。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

今現在、先ほども申し上げましたとおり、道路整備と駐輪場、バスバース等の整備を進める状況でございます。

その中で、民有地といいますか、今現在の土地利用の件だと思うんですけども、それにつきましては、郵便局等の移転とか、そういうふうなことは今現在そういうことはありませんが、現在亀山駅周辺まちづくり協議会におけます1ブロック会議におきまして、今、様々な検討がされておるところでございます。今後、駅利用者を対象とした民間事業者等におけます駐車場の整備による利便性の確保やその他の利便施設の検討をおのおの進めておるという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

第1ブロックは、そういうふうな計画で今後進めを行うと、そういうことですね。

続きまして、今現在行っている第2ブロックの東側の第3ブロック、商店があるところですね。あの第3ブロック及び現在の所はずうっと一方通行であった道ですね、都市計画道路亀山駅前線という一方通行の道、現在あそこは橋を撤去して一時的に通行不能で迂回路を設定してあるわけですが、この第3ブロック及び、先ほどの都市計画道路の今後の計画予定についてお伺いたします。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

都市計画道路亀山駅前線につきましては、市街地再開発事業に伴いまして、現状の一方通行の市道を12メートルから14メートルの道路幅員で全線に両側歩道つき2車線の道路へと拡幅整備を行う予定としております。

そのような中、現在、旧国道1号線に架かります亀山新橋の架け替え工事を進めているところでございますが、今後、亀山駅前線の道路計画内に位置する建物について解体を進めまして、整備が行われていくこととなります。

また、3ブロックにおきまして、建物の解体を行う店舗や住宅につきましては、今後、亀山駅前線に隣接いたします残地の部分におきまして、建て替えが行われるとともに、店舗につきましても、新たな店舗の整備等によりまして、新たに営業される計画も今現在されておるとい状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

第3ブロックには、現在営業中のお店というのがございますので、やはりそういったところが仕事をきちっと継続できるようにやっていただきたいと思います。

それで、今回、これから関係する第1ブロック、第3ブロックのそこに関係する住民、市民の理解ということに関しては進んでおりますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

1ブロック、3ブロックにおけます整備に当たりましては、亀山駅周辺まちづくり協議会におきまして、役員会やブロック会議を開催いたしまして、事業内容の検討等を行っているところでございます。

事業の実施に当たっては、各ブロックにおける住民のご理解をいただき、事業を進めているところでございます。

その中で、1ブロックにつきましては、市道拡幅やバスバースの整備についてブロック会議において、先ほども申し上げましたけれども、ブロック会議において事業の説明を十分に行うとともに、関係地権者等との交渉等を進めているところでございます。

また、3ブロックにつきましても、都市計画道路亀山駅前線の整備に当たって、組合におきまして関係権利者との補償契約を昨年度締結いたしまして、事業を進めております。

また、市道御幸7号線につきましても、権利者との交渉を行い、権利者とは補償契約を進めるなど、住民の皆様のご理解を得た上で事業を進めている状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

11月6日、第2ブロックにおきまして、建築物の起工式が執り行われたんですね。それで、これから今現在第2ブロックはそういう具合で進捗しておりますが、これから第1と第3ブロックと道路ですね、そういうところがきちっと完成して、それで全体として新しい亀山駅周辺の機能というのが私は発揮されると思うんですね。

そういうことですので、第2ブロックだけではあかんわけで、1、3というのが非常に大事ですから、これからも市民の理解を得て、各工事に当たっては事故のないように執り行っていただきたいと、そう私は考えております。そう希望しております。

この質問は以上で終わります。

次に、市長にお伺いいたしますが、来年は市長選挙が予定をされております。櫻井市長の来年の市長選挙の立候補に当たっての決意といたしますか、その覚悟といたしますか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども森議員にもお答えをさせていただきましたが、私の市長としての任期も残すところ2か月弱となりました。

こうした中で、先月の10日にもこの議会の全員協議会の場で、議員各位に私自身の心境の一端を申し述べさせていただきました。

私自身、今日、亀山市が新市施行から15年の歩みを経て、今後も持続的に成長し続ける緑の健都に向け、次なる歩みが求められていると強く認識をいたしておるところであります。

その具現化には、安心の人生100年時代への備えと若者の定住促進、活力への地域経済次なる一手と中心市街地の再生、未来へのリニア構想と災害に強い庁舎整備などへの着実なる展開、スマート自治体を目指す行財政改革、そして本年まさに未曾有の事態となっておりますが、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、ポストコロナ時代へとつなげる確かな政策推進が必要であると考えておるところであります。

そうした思いを踏まえまして、このたび令和新時代のさらなる市政への進展に向けまして、その決意の一端を表明させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

ここに、2017年の選挙のときに市長が出された自分のマニフェストの総括、そういうマニフェストレポートというのがこの前私どもに頂いたわけでございますが、このレポートをいろいろと見させていただきますと、達成できたとかいまいちゃったとか、いろいろ書いてあるわけですが、このレポート全体として市長はどのように総括をしておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストレポートの総括はいかがかというお尋ねであります。その中に2つの重点政策と7分野88の施策から成ります3期目の私の政策公約、新生亀山クオリティ88の新定番につきましては、第2次亀山市総合計画グリーンプラン2025の前期基本計画の戦略プロジェクトと一体的に進めるとともに、財源確保と徹底した行財政改革によりまして、その具現化を目指してまいったものでございます。

まず、2つの重点政策であります。そして親となる定住促進プロジェクトは、福祉医療助成事業や子育て世代包括支援事業などによりまして、若い世代が子育てをしながら安心して住み続けられる環境づくりに努め、子育て世代の定住促進につなげていくことができたと考えております。

また、亀山駅周辺再開発プロジェクトにつきましては、亀山駅周辺整備事業等を進めまして、都市の求心力を高めるべく、市の玄関口であり中心的都市拠点であります亀山駅周辺街区の再生を現在まさに進めているところでございます。

このほかに、在宅医療を核といたします地域包括ケアの充実、あるいは小・中学校の普通教室等への空調設備の整備、また亀山・関テクノヒルズへの企業立地の促進、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定など、課題はございますが、施策的に一定の成果につながった

ものというふうに考えております。

しかしながら、その課題等々で一部実現できなかった項目、施策もございまして、総括といたしまして、マニフェスト全体で実現できたものが79項目、全体の約9割を占めてございますので、一定の財政健全化と政策実現の両立が図られてきたものというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

このマニフェストには7つの分野で88の新しい定番と上げておられます。そのいろいろな定番という、公とか子供の定番とか安心とか活力とか、いろんな分野に分けてあるわけですが、そのうちで達成率がちょっと比較的低いのが市民の新定番という項目が達成率がほかに比べて低いのですけれども、これの原因とか、これをいかにして改善しようとか、そういうことをどのように捉えておられるか伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今ご指摘の政策公約の中での市民の新定番の分野につきましては、地域まちづくり協議会の支援や各種審議会への女性参画、市民活動の応援など、絆で地域力を高める取組を中心に11項目を位置づけさせていただいたものでございます。

これらの施策項目の中で、22地区のまちづくり協議会の共助活動への地域予算制度による、この制度新設による応援などは実現することができましたけれども、市民生活、まちづくりなど記録する仕組みづくりや自主防災組織の100%設立などは、実現には至らなかったものでございまして、これらによりまして、他の6分野と比べまして、ご指摘の平均点が下がったものと考えております。

この市民の新定番は、主に市民活動や共同参画を中心とする施策でございまして、第2次総合計画のまちづくりの基本方針でもございます市民力・地域力で輝くまちづくりにもつながる大変根本となるところでございますので、しっかりこの取組を検証した上で課題を整理して、修正行動へとつなげてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな、一部十分いかなかった分野もあろうかと思いますが、それはそれとして、今後の改善点としてやっていただけたらいいのではなからうかと思っております。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時45分 休憩）

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問お願いいたします。

まず1点目の質問です。新型コロナウイルス感染症予防対策について、このうち市の庁舎、あるいは総合保健福祉センター、図書館、医療センターなど、市の施設はたくさんあるわけですが、今、新型コロナウイルス感染症の予防対策の中で大事と言われている体温を測定するサーモグラフィーがどんどんと地方自治体でも設置するところが増えてきたんじゃないかなと思います。

これについて、必要性について認識しておられるのか。早期に設置するべきだと私は思っていますけれども、進める議論がなされているのかについて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

サーモグラフィーカメラにつきましては、非接触での検温が可能のため、感染リスクの低減が図られ、最小限の時間で発熱の有無を一次判断できますことから、不特定の方が出入りします公共施設の感染防止対策として有効であると認識いたしております。

そうしたことから、医療センター及び総合保健福祉センター内の温泉出入口、また各中学校につきまして、現在購入を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

既にもう議論をしていただいて、購入手続も進めていただいている部分もあることをお聞きしました。

特にあいあいの温泉については、たくさんの方がおいでになって、何百人とおいでになる。それで中に密にならないようにということで、お外で結構待ってみえる方がいっぱい座ってみえるような状況で、私もこの前ちょっと入りに行きましたけれども、本当にたくさんの方がいらっしゃるので、市外の方も多ということで、ぜひともという声はたくさん聞いているところです。

優先順位的に、そこも大事だと思いますけれども、ほかの施設についてもおいおい議論していただきたいと思うんですけど、ほかの施設で考えておられるところはありますか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市庁舎をはじめいたします他の公共施設につきましても、設置の必要については検討している

ところございまして、他市の状況や対応なども参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この間、教育委員会のサーモグラフィーの設置で、1台30万程度のものであったと思うんですけども、ぜひとも進めていただきたいし、手でおでこに当てて測るのだと必ず人が要りますし、必ず人が近づくということが要件になってまいりますので、自動でもらうということについては有効ではないかなと思います。

先ほど他市の状況も勘案してということでしたので、県内他市の状況を、このサーモグラフィー設置状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

県内他市の設置状況でございますが、5市が試行実施を含めまして既に本庁舎等に設置をされておるという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

14市中5市が既にもうやっているということですので、緑の健都かめやまですので、健康のことについてはどこよりも一歩進んで先にやっていただきたいと思いますのでお願いします。

次の質問ですけれども、この新型コロナウイルスの感染予防対策をずうっと始まってから、どんどん研究が進んで、いろんなことが出てきておりますけれども、基本的な換気であるとか、手洗いであるとか、消毒であるとか、こういうことについてはやっぱり最初に言われたとおり、変わらず大事だなということが分かってまいりました。

これについて、市からも皆さんに啓発もしていただき、やっていただいていると思いますけれども、実際、今庁内でどのような状況であるのか、どんな啓発をいただいているのか、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

新型コロナウイルス感染防止対策の基本的な対策といたしましては、もちろんですけども、ウイルスを持ち込まない、広げないということが大切でありまして、議員もおっしゃっていただきましたが、感染予防の基本としては手洗い、手指のアルコールによる消毒、マスクの着用、3つの密を避ける、人と人との距離を保つなどが上げられます。

現在、市内の公共施設では、入り口や会議室前の手指消毒液の設置、窓口カウンター飛沫防止パネルの設置、3密を回避するために職員体制の削減、ウェブ会議の開催、研修や会議など人が集まる際には席と席の間隔を空けるといった基本的な感染防止対策を行っております。

換気につきましては常時行っておりますが、本庁舎では10時と3時の1日2回、館内放送を入れて呼びかけているところでもございます。

また、総合保健福祉センターあいあいでは、一般的な感染予防策に加え、トレーニング室では受付時に初回時の利用者の登録、利用時の健康チェックを行っております。利用についても1時間程度までとお願いしておるところでございます。

また、先ほど議員もおっしゃっていただきました、白鳥の湯に関しましては、一度に利用できるのを男湯、女湯それぞれで15名以下とするとともに、脱衣室のロッカーが密にならないよう使用できる場所を調整しております。

また、2階のあいあいっこでは、混雑を防ぐために利用の人数が増えてきましたら、亀山子育てLINEで利用を控えていくようにお知らせし、昼には遊具やおもちゃを消毒する消毒タイムを設けているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

新型コロナウイルスがはやってきた当初は、手から媒介するものがかなり重要視されて、3密も重要視されていましたが、最近特に言われているのが、換気が非常に大事なんじゃないかと、優先順位的には上がってきたんじゃないかなと私は認識しております。

この換気について、厚労省はどのように推奨しているかということなんですけれども、先ほど1日2回換気の時間ですよということで促しているということだったんですけれども、機械換気による方法と窓の開放による方法を示していて、特に窓の開放による方法については、換気回数を毎時2回以上。毎時2回以上ということは30分に1回以上、数分間程度窓を全開にする。2方向の窓を開放して空気の流れをつくって、部屋の中の空気を全部入れ替えるということが推奨されています。そういう推奨のされ方と、先ほど言われた一日に何時と何時という方法では、随分と差があるし、今この全国的にコロナウイルスの感染が広がっている以上、ここは以前よりもフェーズを上げていくべきではないかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、換気につきましては、議員おっしゃるとおり、厚生労働省は1時間に2回程度の換気が必要というふうにとっております。

三重県の指針におきましても、この冬季においても温度や湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気をするようにという指針が示されておるところでございます。

市の公共施設でございますけれども、できるだけ、窓をずっと開けっ放しにしておくべきところは開けっ放しにしておいていただいています。あいあいなどは、非常に高い位置に換気用の窓がついておりますので、そこは朝来て帰るまでずっと開けっ放しにしておるような現状でもございます。

ところが、やはり寒い時期になってまいりましたので、なかなか開けっ放しというのもできづらい環境にはございますけれども、ここはやはりもう一度職員の皆さんに周知をさせていただいた上で、厚着をしていただいて換気をするような、そういうことも大事なのかなというふうに考えてお

ります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうですね。室内だからと薄着をしていないで、いつどこで換気をされるか分からないので、温かい準備をするということも、新しい生活の様式なんだろうなと思います。

ぜひとも進めていただきたい。いろいろな会議で、やっぱり換気の回数が足りないなということ、私はいろんな会議を傍聴したりする中で感じておりますので、進めていただきたい。

そして、手洗いについてもお伺いしたいんですけど、トイレに手洗いの仕方を貼ってもらってあります。ただ、あのやり方で毎回毎回石けんで一日中洗っているわけにはまいりませんので、これも厚労省の推奨の文書を見ておられますと、最近では、当初はなかったと思うんですけど、最近では流水による15秒の手洗いでウイルスは100分の1に減りますよということがまずうたってあります。これに加えて石けんやハンドソープで10秒洗った後、流水で15秒すすぐとウイルスが全体では1万分の1に減りますよと。要するにゼロにするんじゃなくて、常にできるだけ減らしておくということがとっても大事で、要所要所で、調理をする前とか、外から帰ったときとか、大事なときには石けんでしっかり手洗いをするということが推奨されておるわけですけども、以前私も質問しましたが、ケーブルテレビでも手洗いの仕方、その丁寧なやり方については説明してもらってありました。

以前、松阪のケーブルテレビをちょっと見せてもらったら、手洗いをした後、ブラックライトでそれを検証してうまく洗えているかどうかというのを見て、それでもう一回ここは駄目だったねということでやっているというようなやり方もされていました。

要は、人が本当にやっていただく仕組みをつくるというか、動機づけをするということがとっても大事だと思うんですけども、そこについていかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

手洗い方法につきましては、確かにケーブルテレビのほうでは流させていただいた過去もございます。ただ、今現在はちょっと流れていないのもありますので、今後とも、継続した周知はさせていただきますと思います。

ブラックライトの件ですけども、実は保健師が地域に出向いて、そういう手洗い指導とかというのもしております。その中では、今のところは保健所からブラックライトをお借りして、手洗いがちゃんとできているかどうかの確認をさせていただいておりますので、今後につきましては、市の持ち物としてそういうふうなものを購入した上で、地域に出向いていきたいというふうなことも考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ブラックライトもそう高いものじゃないらしいですので、市で買うこともぜひ考えていただき

いと思います。

手指やテーブルとかドアとかの物の消毒についてもお伺いしたいんですけども、今庁内どういう状況でしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

庁内の消毒なんですけれども、基本的には朝にテーブルでありましたり、カウンターでありましたりというのはアルコールを湿らせた布で拭かせていただいております。

ただ、例えば日中に、今アクリル板が設置してあります。そのアクリル板をきれいに拭き取るかという、そこまでは今のところ至っていない現状だとは思います。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

このアルコールでやっているといたしましたが、多分庁内のいろんなアルコールのポンプを見ておりますと、次亜塩素酸水が入っているボトルもあり、アルコールが入っているボトルもあり、いろいろなんだと思います。

当初、本当にアルコールが手に入らなかったということで、大変だったことも思い出しますが、今どんなものが消毒に適しているかということで、これも厚労省の資料を見ますと、物に対しては熱湯、熱水、80度以上10分が1つ、2つ目として、ハイターと言われる塩素系の漂白剤を薄めたもの、また3つ目として洗剤、石けんなど界面活性剤、そして先ほど言われました次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウムというのがハイターみたいなので、次亜塩素酸水というのはまた別なんですけど、今多分消毒が、アルコールがないときに、これをテーブルとかの消毒に使っておられたと思います。これも使うときには20秒ぐらい、しっかりと浸さないといけないということで書いてありました。そしてやはりアルコールが70%から95%のものを使うということで、手指の消毒も含めて、両方ともいいですよというのがやっぱりアルコールが推奨されているんです。

ですから、今は手指の消毒には次亜塩素酸水を推奨されておられませんので、庁内の消毒は全部アルコールに替えていただくということが1つと、庁内に入っていただくところのアルコールも必ずしていただくようにお声をかけるか、そういうしていただく場所に置くとか、ちょっと今までよりもしっかりとやっていただく対策が必要だと思えます。

こうやって職員が一生懸命やっている姿を見ることで、市民が気をつけてできるようになると思うので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、一言お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず消毒用のアルコールでございますが、議員もおっしゃっていただいたように、アルコールが本当に手に入らない時期というのがございまして、そのときに次亜塩素酸水等、たくさんご寄附をいただいた分もございますので、まだやはり両方、アルコールも次亜塩素酸水も使っているような現状です。

おっしゃいますように、やはりアルコールが一番有効ということは最近分かってまいりましたので、そちらに変更をさせていただきたいと思います。

それと、職員への周知ですけれども、きちんと人事の担当を通じて、全職員のほうに周知をさせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

あと、感染を疑う症状があったときの対処ということで、3つ目に上げさせてもらっていますが、私自分のニュースを出したときに、必ず今、亀山市には検査の体制も整っておりますので、かかりつけ医に電話してくださいねということを上げる文章を載せましたら、結構反響がありましたね。どうしたらいいんやとか、医療センターにそんなのあったんかとか、いろんな電話がたくさんありましたので、ここでやっぱりさらに周知はしていただいていますけれども、どういう状況があったときにどうするかということを知りやすく伝えていただきたいと思います。

要するに、県内でもちゅうちょしていたりしている間に、どうしようかなと思っている間に感染が広がっていているという状況がありますので、迷わずお電話をして検査につながるようなことのために周知をしていただきたいと思います。これについても一言お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員おっしゃっていただきましたように、発熱やせきなどの症状がある場合の受診方法は、かかりつけの医院等にまずは電話でご相談をいただくというのが大前提でございます。かかりつけ医がない場合等は、受診相談センターというのが各保健所に置かれておりますので、そこにご相談をいただくこととなります。

先ほども言いましたけれども、感染を疑う症状がある場合には、まず電話で医療機関に相談をしていただきます。発熱外来というのをやっていたりしている医院も市内にあるとお聞きしておりますので、そういうところは熱がある患者さんも診察をしていただくことになっております。

また、ちょっとご紹介をいただきましたけれども、医療センターには医師会と連携したPCR検査を行う亀山地域外来検査センターのほか、先日から亀山発熱検査外来も設置しておりますので、発熱者に対するインフルエンザ検査、コロナウイルスの抗原検査など必要な検査、診察の体制を整えておりますので、また皆さんのほうからもご周知をしていただければと思います。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。

亀山中学校及び中部中学校の完全給食実施の検討についてということで、前回の質問でこの質問をして、ここで全会一致で請願が採択され、先日の全員協議会の中で報告を受けました。

市民はどんな報告を受けたかということを知りませんので、簡単にどういう検討をされた

のか、そして今後どのようなスケジュールでどのような検討がされるのかについてご説明いただきたい  
と思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

給食の実施に向けた検討項目、検討の内容でございますけれども、去る11月27日開催の議会の  
全員協議会においてお示しをさせていただいたものでございます。

大きく3つの項目により検討をし、それぞれの中でさらに細分して検討を加えているものでござ  
います。

まず1点目につきましては、学校給食の現状把握でございます。

この中で、児童・生徒、保護者、教職員へのアンケートを実施し、給食の様子や意識などの傾向  
を調査しております。アンケートにつきましては、結果集約・分析等を終えたところでございます。

次に2点目は、今後の学校給食提供に係る課題整理であります。

中学校給食の提供方法別の課題抽出や、小学校、関給食センターの給食提供数の変動予測、給食  
と食育との関係性などについて整理を行っております。現在、課題抽出や給食提供数の予測を終え、  
給食実施に係る附帯設備でありますとか、食育との関係性を整理しているところでございます。

3点目は、今後の学校給食提供に係る財政負担を検証するための試算であります。

中学校における給食提供方式別に、施設そして設備等の整備コストや人件費等のランニングコス  
トを試算し、比較検討しようとするものでございます。現在、これらの財政的な負担を試算してい  
るところでございます。

以上の項目により抽出した課題について、試算などを踏まえた検討を行い、今年度末を目途に教  
育委員会として中学校給食実施に係る一定の方向性を整理いたしたいと考えているところでござ  
います。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今年度末に方向性を整理するということでした。この方向性を整理するという言い方、全員協議  
会の中でもありましたけど、全員が食べる給食が望ましいという前提の下で検討を行っているとい  
う言い方をされたんですけど、するのかせんのかということ、議員からかなり質問があったとこ  
ろです。

やはり市民もそうやって思っているんです。することになったん、せんことになったんというこ  
とを聞かれるわけです。だから、まずはそこを公言していただきたい。必ずみんなが食べる完全給  
食を実施するんだということを、まず公言していただきたいことが一つあるんですけど、いかがで  
すか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

亀山中学校、中部中学校の完全給食の実施につきましては、平成28年度に教育委員会の方針と

して、そういう方向が望ましいということは、これまでも申し上げております。

これについての方向性を変えておるものではございませんので、私どもは実施に向けた検討を行っているというふうにご理解いただきたく存じます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

望ましいと言うだけなら、私もずっと給食のことを質問していますけれども、デリバリーが始まる前から、そのときの教育長が、私も校長ですから自校方式の給食が望ましいのはよう分かっていますという言い方で言うていましたんです。

だから、望ましいことと本当にやるんだということとは、ちょっとやっぱり意味合いが違うんだと思うんです。だから、今も望ましいということを基に検討していますという言い方をされましたけど、ちゃんと中部中学校と亀山中学校の子に全員の完全給食をしますということなんですねということをもっと言っていたきたいのと、まずそれをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども申し上げておりますけど、完全給食の実施に向けた検討を行っております。

今、そういった形で、一定の方向、結論的なものを出そうということの検討を行っているということでご理解いただきたく存じます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

なかなかはっきりしませんけど、検討によってはやらないということはゼロ%なんですね。必ずやるということだと私は理解しました。

この検討の内容を聞いておりますと、今回の3月に方向性を出す。方向性を出して、今のところあと1年検討の年があるわけですね。予定ではね。ですから、この3月議会でどういう検討を出して、それでいつぐらいに給食ができるんかということのめどはどのように考えておられますか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現時点で検討の途上にありますので、どのような方向かはまだ決まっていないというのが実情でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

次の総合計画の中に上げて、例えば何年以内にはできるとか、10年やそんなん言うてもらったら困りますんやわ。やっぱり早くしてという請願でしたんでね、市民の願いは。

全然分からないということではなく、この図書館のこと、駅前のことのこのスピードを考えたら、

やっぱりもうちょっと早くすることは不可能ではないのではないか。1年間検討というのも、ちょっと切り上げることも、早く頑張ることも可能ではないか。今まで長いことあったんですからという思いがするんですけども、全く何年か分からんということですか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

先ほど部長が答弁申しましたように、試算等をただいま進行形で取り組んでおる最中ですので、そういったものを、全体を進めた結果、教育委員会でしっかり議論をさせていただきます。

したがって、今無責任に何年後とかいうようなことは申し上げられないということです。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

次の総合計画には上げられるんですね。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

総合計画に上げることも教育委員会単独でできることではございませんので、どういった総合計画への上げ方になるかも未定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

教育委員会だけでは決められないんだというお答えがありましたので、次の質問に移りたいんですけど、その前に、教育委員会の傍聴をしております、すごく一生懸命検討していただいている姿はよく分かりました。

ただ、議論の中で、やっぱり自校方式とかセンター方式とかの内容を各委員さんがしっかりと理解しておられるのかなということをちょっと疑問に思いました。というのは、今までの検討委員会でも、このところをはっきりと委員さんの中で検討してほしいと私申し上げたことがあるんですけど、されなかった。

教育委員さんの中でされているのかどうか分かりませんが、議論の中では中身に踏み込んだ議論がちょっとまだ分からない状況ですので、ぜひともそこについては学んだ上でやっていただきたい。時間がないのでここははしよりますけど、本当は言っていたらこうと思いましたが、次の質問に移ります。

教育委員会の独立性と市長の責任についてということで伺いたいと思います。

いつもやはり教育長は、設置者が市長だから、こっちだけでは決められないということをよくおっしゃいますね。

確かに法律も少し変わって、市長の責任のありようも、教育に対する、変わってきたことは理解しておりますけれども、私はやはり教育委員会の権限、執行権限というのはしっかり担保されているということ、やっぱり文科省の資料を見ても思います。総合教育会議とあって、市長と教育委

員さんが集まって協議・調整する会はありますけど、そこで何かを決めるということではなくて、やっぱり調整であったり、協議するということですし、結局それを持ち帰って、それぞれ尊重して決めていくのはやはり教育委員会だと思うんですね。

ここに大きな権限があると思うので、しっかりと検討していただいて、こうするんだということをしつかりと上げていただくということが何よりも大事だと思うんですけども、そのところの独立性について、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

まず、教育長と教育委員会と、よくはっきり区別しないで言われることも多いんですが、教育長は教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表するとともに、具体の事務を執行する教育行政の第一義的な責任者であります。

また、教育委員会の職務権限として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に、学校給食に関することと規定されています。このことから、給食に係る調理等の施設・設備の整備を図ることなどは教育委員会の所掌であり、平成28年3月に決定した完全給食の実施が望ましいとした方針を現実化する事務を処理することが教育長の責務と考えております。

したがいまして、今回も完全給食の実施に向けた方向性を出すことを責務とっております。その年度末を目途に検討した中で、教育施策全体の中での位置づけについても、教育委員会で協議の上、判断してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

文科省の文書にも最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということがきちんとうたわれていますんで、今、教育長もおっしゃったように、しっかり責任を持って決めていただきたいと思います。だから、軽々にこっちで決めたとしても、結局は市長が決めるところなんやみたいな言い方を私はされないほうがいいと思います。

市長にもお伺いしたいんですけども、以前ここの本会議の答弁で、教育委員会、27年のこの法律のときだと思うんですけども、教育委員会の独立性をきちっと尊重するのかどうかという意味の質問をしたときに、ちゃんとしたいと思うということを答弁されたと私は記憶しているんですけども、今回の例えば給食のことについても、しっかりと教育委員会が検討したこのことについて、しっかりと尊重していく。そして市長の責任としては、予算ということだと思うんですけどね。そこについていかがですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在の中学校の学校給食については、教育長が先ほど答弁をいたしましたけれども、その実現に向けた教育委員会としての事務をしつかり置いた中で、しっかりと今その検討をいただいております。うふうにまず認識をいたしておりますし、教育委員会と市長部局との関係において、教育委員会の

独立性は、この問題のみならず尊重をさせていただく立場で今日まで来ておりますし、今後もそのように考えてございます。

そして、市長の責任はということでございましたが、私は市長といたしましては、現在、教育委員会で検討いただいております。その内容、その協議等々を踏まえまして、その妥当性や政策の位置づけ等、財源もご指摘ありましたが、これらにつきまして適切な判断をしまいたいというふうに考えておまして、それは市長の責務であるというふうに認識をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ぜひとも早く進めていただきたいと思います。

時間がありませんので次の質問に移りたいと思います。

新図書館の整備について伺います。

これについても整備推進していただいておりますけれども、この進め方について伺いたい。その前に、私もニュースでこんな図書館ができますよというニュースを出したときに、何か具体的にやっぱり出てきたんで、皆さんから関心があって、たくさんのお問合せがあったんです。

まず、教育委員会として、この図書館サービスを5万人の市民にくまなく届けるためにどういうものを使って図書館サービスを届けるのか。

1つはこの中央図書館、駅前にできる新しい図書館だと思うんですけれども、ほかには多分移動図書館であるとか、地域の分館であるとか、いろんなものがあると思うんですけれども、亀山市としては図書館について、どういうものを使っていこうと思っているのかということをおまじ、大枠を聞きたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

駅前に整備いたします新図書館につきましては、市の読書活動の核として、幅広い世代の市民の方が来館される魅力ある図書館を目指したいと考えております。そのために、整備基本計画におきまして、図書館本来の機能拡充と、あと一体的に附帯機能を充実させることといたしております。

本年度策定を予定しております市民読書推進サービス計画、これは仮称でございますが、この策定を進める中で、市内のコミュニティセンターなどを活用して、各地域における読書活動拠点をネットワーク的に展開する取組を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市としては、1つの本館と、あとは各地域に読書活動拠点というものをつくって、隔々の市民全ての方に読書サービスをしていくというお答えでした。

その地域の読書活動拠点、一言言わせていただくと、本が置いてあるだけでは本棚と一緒にですんで、図書館というのは本と資料と人をつなぐ、図書館の人が要ると思ひますんで、ただ本を置いておくというようなことにならないようにだけお願いしたいと思ひます。

あと、地域読書活動拠点に亀山の図書館と関図書館というのが含まれるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず、亀山の現図書館についてでございますけれども、平成29年7月に教育委員会が策定いたしました亀山市立図書館整備基本構想において、現図書館の活用につきましては、適応指導教室、青少年総合支援センター、中央公民館を統合した総合教育センターのような現在の図書館所在地の文教エリア的な雰囲気を損なわないように配慮した再利用を同時に検討する必要がありますとしておりますが、現時点では未定でございます。

あと関図書館につきましては、地域の読書活動拠点としての整備を考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

あともう一つの大枠として、この図書館をどういう運営形態にするのかということ。直営なのかどうかということ。をまずお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

新図書館の管理運営の方法でございますけれども、今年の3月に教育委員会におきまして、管理運営の基本的な方針というのを策定いたしております。

この基本的な方針では、基本整備計画に示しております新図書館において提供すべきサービスの具現化に最も適していると考えられる管理運営の手法の方向は、直営と一部の業務の外部委託導入を組み合わせたものとしたしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

直営と一部の委託ということですが、どの部分を委託するかというのは決まっていますか。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現在どこまでの業務範囲を委託するかということについては検討中でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今後、これを検討していかれるんだと思うんですけど、そのときに昨年11月18日に開催された図書館の整備推進委員会の資料、議会でも頂きましたけれども、これで管理運営方法の方向性

ということで、直営でやるのと、直営と民間でやるのと、民間による包括的な運営でやるので、3パターンでどこが望ましいかと丸・バツ・三角で、星取り表みたいな資料を頂きました。

これを見て私びっくりしたんですけど、直営が民間より劣ると採点しているものが半分以上なんですね。すごいたくさん民間がやったほうが、あるいは直営と民間でやったほうが望ましいという、直営でやっただけの、要するに今までやってきた方法は劣るといふ点数がつけられているんです。本当に子供・親子に向けた読書活動のノウハウですとか、ボランティア、支援のノウハウですとか、本当に当たり前の司書の仕事についても、直営よりも民間のほうが望ましいという点取り表がついています。一体これは誰がこのような点数をつけたのか、どういう調査をしたのか、お聞きしたいところですけれども、時間もございませんので、これは絶対に私は認めるわけにはいかない資料だと思っています。もう一度丁寧に、現場の声も聞いて、図書館長の声も聞いて、本当に直営の方がやっているのが劣るのかどうかというのを洗い直していただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

この整備計画が進められていく中で、どこで決められているのかということをよく聞かれるので、簡単でいいです。こことここで検討してここで決める、こういう流れで決めるんだということをも一つ伺いたいのと、これから市民はかえって今具体的に出てきたんで、意見を出したくなっているんですね。意見が出せるのかどうか、聞いていただけるのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

桜井参事。

**○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）**

今後の進め方でございますけれども、整備基本計画に掲げる取組を具現化し、新図書館におけるサービスや管理運営を具体的に展開するため、亀山市市民読書推進サービス計画及び配架計画を策定することといたします。

今後におきましても、これまで同様に整備推進委員会において協議を行い、計画案をまとめた後、教育委員会の承認を得て計画の策定を行い、今後整備基本計画の具現化を図ってまいりたいと考えております。

市民の意見を反映させる場はあるのかということでございますけれども、先月11月22日ですが、図書館フォーラムを開催いたしました。また、新図書館における読書活動の取組につながる内容をテーマに、7日と21日に市民ワークショップを開催いたしました。

今後とも、新図書館開館に向けた市民の意識醸成を図るために、フォーラムやワークショップを開催することを予定しております。こうしたイベントの機会を捉え、市民の方の意見を伺いたいと考えております。

また、新しい図書館をつくろうというテーマに、亀山出前トーク、行政出前講座でございますけれども、を受け付けておりますので、市民の方にはぜひ出前トークを活用していただければと考えているところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

フォーラムやトークを活用してということですが、直接のメールや意見についても耳を傾

けていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなってきたんですけども、一番大きな問題であります館長とか図書館の専門職員である司書、司書補について伺いたいと思います。

まず、それぞれの職について伺おうと思いましたが、これらについて、今、例えば館長を外から経験のある人を呼んでくるとか、何か決まっているのか、あるいは今の図書館の司書さんが新しい図書館に必ず働いてもらえることが分かっているのかとか、何人ぐらいどうするのかとか、職員体制について分からないので、決まっていることを教えてください。

**○議長（中崎孝彦君）**

桜井参事。

**○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）**

新図書館開館に向けた職員体制につきましては、整備基本計画に係る取組を具現化し、新図書館におけるサービスや管理運営を具体的に展開するため、現在、市民読書推進サービス計画の策定を進めておるところでございます。

本計画に定める図書館サービスの内容に基づいて、また本年3月教育委員会において策定しました管理運営の基本的な方針と整合を図りながら、年次的に職員体制の確立を図っていきたくと考えております。

サービス計画策定後、職員体制を決定されることとなりますが、令和3年度中には新図書館における職員体制を固めていく必要があると考えているところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

福沢議員。

**○9番（福沢美由紀君登壇）**

図書館長の仕事として、図書館経營業務の計画を立てたり、実行に必要な条件を獲得したり、職員を指導したり、資質・能力を向上させたり、いろんなことがあるのが、その計画を全部行政職員でやってもらってからぼんと乗るのではなくて、やはり今から、本当に早いうちからしていく必要がないのか。図書の司書さんにしてもそうですけれども、どんなふうに読書サービスをするのかということモチベーション高くやっていただくには、早く決めていただくことが必要だと思いますので、ぜひとも早く決めていただきたいと思います。

郷土資料コーナーについて伺います。

この図書館の中で、ここだけ別扱いをされています。なぜこれだけ別扱いをして、わざわざまた設計のお金も使ってやっているのかということが疑問です。

資料を頂きましたら、5パターンのいろんな案がありましたけれども、全て中村晋也さんの彫刻がモチーフというか、必ず使われるような案がございました。

そのときの説明では、決してこれが決まったわけではないと、そういう言い方でした。決まったわけではないと、まだまだこれから検討していくんだという言い方でした。

ただ、私この前から情報公開請求をさせていただいて、中村晋也さんのところに行政として、教育委員会として、教育委員さんの視察として、中村先生のところに伺っている件数がこの1年間の中に3回ありました。

ただ単に計画が、たまたまの案でこういうことがされたというのではなくて、かなり、本決まり

とはいいませんが、その方向で進められているのかなということも感じました。

この郷土資料コーナーというのが、1つ、あのスペースに彫刻があれば、その空間がつくられてしまいますんでね。郷土にまつわる人はいろんなタイプの方がおられて、いろんな自由な使い方をするには、私はそこに彫刻を置くことは望ましくないのではないかなと。

あるいは、ほかの図書館でも視察された中でもあるように、図書館の入り口に1体とか、そういうことはあるかもしれませんが、そこについてはぜひとも再考していただきたいという思いでこの質問を上げました。

まとめて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

郷土資料コーナーにつきましては、整備基本計画において亀山市にゆかりのある人物、歴史、自然など、亀山市に関するPR、展示する情報、文化発信機能を具現化するスペースとして位置づけられております。基本整備計画における位置づけに沿って鋭意設計の検討を進めてまいりたいと考えております。

なぜ、郷土資料コーナーだけ別設計なのかということですが、市の情報文化発信機能を担う郷土資料コーナーの展示設計業務につきましては、展示空間構成、あと展示手法といった基本設計や、それに伴いますパネル、映像や展示具などの制作に係る設計図書の作成などには、高い専門性が必要となりますことから、建築設計とは別に展示設計として業務委託したものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

時間も少なくなりましたが、ぜひとも市民が参画して、市民が自分の図書館やと思うことこそ、これからどんどん図書館がよくなっていく大事な点だと思いますので、市民の声を聞きながら、いい図書館をつくっていただきたい。私たちは、あそこに移動するということについては反対なんですけど、日本共産党市議団としては、でも、つくるならいいものをしてほしいと思いますので、これからも声を上げていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時53分 休憩）

---

（午後 2時03分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

それでは、一般質問に入らせていただきます。公明党、新でございます。

今回は、亀山市の歴史的風致維持向上計画というところから、現状の東海道沿いの修景整備についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、今回これに限らず、大体、全部以前に一度質問させていただいた件でもう一度確認させていただきます。

亀山市の東海道沿いの修景整備ということでございますが、現状においての道路に関して、今回は進めていきたいと思えます。

この1.8キロございます関宿でございますが、この中の修景整備の必要性について、今回は様々な事業概要、そして写真もつけていただいて、歴史的風致の維持向上にということで出されております。この件につきまして、市としての必要性についてお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

5番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

田所産業建設部参事。

**○産業建設部参事（田所 学君登壇）**

歴史的風致維持向上計画というところからちょっと説明したいと思います。

亀山市の歴史的風致維持向上計画につきましては、平成21年1月19日に国の第1次認定を受けて、旧亀山城多門櫓の保存整備、それから関の山車会館などの整備を進めてまいりました。計画期間が本年度までとなっております、引き続き本市の資産である歴史的風致の維持向上を図るため、第2期目となる計画の策定を本年度末を目標に進めており、中間案を取りまとめたものでございます。

なお、当計画につきましては、国の作成マニュアルに基づき、令和3年から令和12年までの10年間を計画期間として、歴史的風致の維持向上に資する整備事業を記載することとしております。

内容につきましては、現計画において、本市の歴史的風致の根幹である東海道周辺の歴史的施設の整備を進めてまいりましたが、第2期計画においても引き続き東海道の沿道整備を推進していきたいと考えております。

**○議長（中崎孝彦君）**

新議員。

**○5番（新 秀隆君登壇）**

今回、中間案ということでございましたが、引き続き進めるという形なんですけど、私、以前、質問させていただいたときは、確かに舗装の色が黒ではなく、道路というか、土に似せた舗装になっておりまして、これが非常に高額な舗装、3倍ぐらいではできないか分かりませんが、そういうこともあって、なかなか補修というのが難しく、現状におきまして、前回の話では、ちょうど砂利のようになってきて、それで車が通って、はねてガラスが割れたというところから前回お話をさせていただいたわけなんですけど、こういうのはやはりガラスに当たるというのものもあるし、幼い子供に当たったりとかそういうこともありますので、危機管理の面から非常に心配であります。

そしてまた、今年はちょっとコロナ禍の下、オリンピックの聖火リレーというのが流れてしまいましたが、今度またそのときに、やはり黄土色の道路にところどころ黒いアスファルトで補修をしてあって、まるで何か模様のようにもなっております。やはりこの関宿の町並みをきれいに映し出すためにも、そしてまた危機管理の面においても、道路の沿道の整備というのは大切なことだと思

っております。その点につきまして、実際のこの舗装の劣化、飛び石の発生状況、これに対する亀山市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

東海道の美装化ということで、事業につきましては、中間案ということもありまして、今後の市の想定する事業を記載しております。東海道における舗装の美装化の修景整備といたしまして、市内の3宿及び宿場間について、東海道としての意識向上を図るため、統一感のある整備を実施することを検討しており、道路部局、文化財部局、環境部局と連携して整備方針を策定し、事業展開していく予定としております。

なお、具体的な整備方法につきましては、現在の関宿で施工されている脱色アスファルト舗装、それとか亀山城周辺でやられている薄層舗装を検討しており、施工範囲とか施工時期等の詳細につきましては、今後、庁内協議により決定することとなっております。

これにより、市内の各歴史的施設を東海道によりつなげ、一体感を高めることにより、連携強化・活用促進等の相乗効果を発揮し、本市のさらなる魅力の向上や、市民の方々、来訪者の方々への歴史文化についての意識向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはりそれはきっちりと進めていただきたい。これは本当に危機管理も考えていただきたい。そしてまた、今日の中日新聞にも出ておりましたんですけど、非常にきれいな足湯のところの画像が出ておりましたが、そういうところにもふさわしい東海道の関宿の道であっていただきたい。景観、そして安全、これをしっかりとするためにも早期の検討をいただきたいというのを願って、次に移ります。

関宿の裏道の整備でございますが、こちらについても、以前、関町議会当時から櫻井議員がしっかりとっていただいております。私も平成26年12月議会、ちょうどもう5年ほどたちますが、その折にちょうどお尋ねしたことがあるんですけど、やはりこの亀山の道というのは非常に狭い狭隘道路が多いんですね。そういう中におきまして、やはり救急車両、そういうものがなかなか入っていけないような、そういう道もたくさんあります。その当時は、ちょうど整備用地を確認して、そして現在見直したところで、関係部局と十分に協議を行ってまいりたいというふうに考えておりますと、当時のここは建設部ではなく、当時の文化振興局長の答弁です。それからもう既に6年たってきました。また、山車会館の建設時には、建設場所についても裏道に影響の出ないようにということでセットバックをして建設が進められたことは、裏道拡張の一步が進んだかと評価してはいたしましたが、期待むなしく現状に至っております。現地の地域の方は、もう何年も待ち続けて、もう何十年にもなりますが、早期計画の実施を切望するものではございますが、その点につきまして、現状の今回の中でも、事業の中で重点地区の道路整備事業ということで、中間案ではございますが、関宿の裏道の整備をするというふうなことも上げていただいております。実際にこの道というのが、なかなか工事を買収等も進んではいないというのがありまして、もう既に何十年もたつて

おります。この点につきまして、現状の進捗状況なり、分かるようでございましたらお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

田所参事。

○産業建設部参事（田所 学君登壇）

関宿の裏道整備ということで、本市を横断する東海道につきましては、現在においても市民の生活に深く関わっており、生活道路として重要な役割を担っているというふうに考えております。そのため、関宿においても、街道の裏道を整備し生活道路としての利便性を高めることで、街道沿道で生活される方々の住環境を守り、また来訪者が東海道を安全に散策できる環境の向上を図りたいと考えております。

なお、今後の整備につきましては、今年度策定予定の歴史的風致維持向上計画の事業として位置づけて、地域の皆様の合意形成を図りながら事業を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今、田所参事のほうからも、地域の方との合意形成をまとめて、そして進めていきたいというお言葉をいただきました。

以前、山車会館を造るときにも私は強く申し上げたんですけど、トラックが町なかを走ったり、道が汚れたりとかそういうのもありましたが、やはりそのときも総合的に考えてという言葉で何か終わってしまいましたが、今回このように事業を位置づけして、しっかりといくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

庁舎のIT化についてということで、RPA導入の進捗状況を今回はお伺いしたいなと思います。

以前にお話をいろいろしておる中で、総務委員会として働き方改革というテーマを上げて、その中で1つ提言の事項の中で、システムの導入経費や維持経費にとらわれることなく、各課の業務内容の分析と把握に努め、AI・RPA導入に向けた準備を整えることということで提言させていただきました。

当初は、代表的なところでよく記事になっていたのが、茨城県つくば市のほうで導入して、その中で非常に効率がよく、RPAを導入して実験をした結果、1人当たり424時間だったものがシステム導入後は88時間と、約8割時間を削減することができたというふうな事例をもって、私たちもその折に、総務委員会の行政視察として、昨年7月に大阪の四条畷市、そして和歌山県の橋本市と行ってまいりました。そして、その後も既に導入が決定ということで市のほうも動き出していただきました。その後、現状の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市におきましてのRPAの導入状況でございますが、本年度RPAを導入することを決定いたし、現在導入作業を進めているところでございます。

現在の状況でございますが、市税、住民記録等を取り扱います総合住民情報システムの定型的な

入力作業の中から、一部の課税業務など導入効果の高い業務を選定いたしましたところでございます。具体的には、個人住民税関係の4業務と固定資産税関係の1業務、軽自動車税関係の1業務で、合計6業務について本年度RPAを導入する見込みでございます。

また、本市を含む県内4市町、亀山市、松阪市、明和町、玉城町における固定資產業務へのRPA導入が総務省実施のAI、RPA等を活用した業務プロセスの構築に取り組む自治体を支援する令和2年度自治体行政スマートプロジェクトにも選定をされたところでございます。

その内容は、人口規模や導入システムが異なる4団体において、現行の業務プロセスの団体間比較を行い、RPAの活用に向け、業務プロセス標準化のモデル構築を目指すもので、これにつきましても現在取組を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

着々と進んできております。やはり、つくば市とか、他市でやるのには、やっぱり税務関係のところにもまず特化されると思います。

そして、総務省のほうのスマートプロジェクトも受け入れて、その中でやっていきますが、私たちが総務委員会で行ったときの和歌山県の橋本市は、大阪府の熊取町ですか、ここで広域連携モデルという形で、他市と共同してやっていたことがあると思うんですけど、これにより本来のかかる金額の分を経費の削減にも拡大できたということでありますが、そういう広域連携的なものは、現在の亀山市としては、お考えはどんな状況でしょう。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

RPA導入による広域的導入の現状でございますが、今議員おっしゃられたように、RPAにつきましては、同一のシステムを稼働しておる自治体が両方連携してやるということは、非常に経費のほうも安価で導入しやすいということで、ただいま議員がご紹介された橋本市と熊取町につきましても、これもRPAの広域展開をやっておるところですが、ここも同一システムを既に導入しておるということで非常に導入がスムーズに図られたというふうなことを確認しております。

また、国におきましては、自治体の業務システムを令和7年度までに既に統一標準化するという方針も出されておりました、これにつきましては、やはりRPAをはじめとする先端技術を活用することにより業務効率が一層推進されるという目的で進めているものと認識をしております。

本市におきましては、ただいまご説明をさせていただきました4市町との共同による固定資産税のRPAへの導入は図っておりますが、まだそれ以外の自治体につきましては導入は行われていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そのような形で、やはり何といたっても経費削減というのは大事だと思いますので、その辺も続けていただきたいと。

そして、今後のことですが、その導入の結果がまだ出ていないのは当然のことなんですけど、やはり今回、税務関係でございまして、また他市におきましては、特別児童扶養手当の所得の調査とかそういうものにも広げられておるわけなんですけど、今後のRPA、財務だけで終わるということではないと思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほどご説明させていただきました6業務以外に、特別定額給付金、春に配らせていただきました。この作業におきましても先行的にRPAを導入させていただいたところではございまして、非常に迅速な給付に効果があったというふうに認識をしております。

今後におきましては、他の部門への展開についても検討しておるところではございまして、保健福祉関係の事務でありますとか、内部情報事務等への展開をさらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

早速そのような形で活用していくことによって、また働き方改革が進められていくんじゃないかと思えます。

ほかにも保育園、幼稚園の入園の選定とか、そういうのも大きな市はやはり効果が大きいらしいんですけど、亀山市にはどのぐらいがそぐうか分かりませんが、まだまだそういうRPAの機能を使ってやっていくということは、他市とも競合、そして他県の情報もしっかりと得て、亀山市がよりよい仕事が進められるようなことを願って、この質問を終わります。

次に、地域生活の支援についてでございますが、今回の認知症高齢者等の個人賠償責任保険についてでございますが、これは平成29年12月の定例会で、私、出させていただいたんですけど、当時は、ちょうど神奈川県の大和市というところで高齢者の方が電車の事故に遭って、その補償が家族に請求が来たというような案件がございました。それにつきまして、神奈川県大和市というのは、高齢者の徘徊、認知症の方ですが、そういう方について、NPO法人としても徘徊高齢者のSOSネットワークという団体がありまして、そういうところに当時で240人ぐらい登録がありまして、そういう中で大和市は保険をかけるということで進めてきました。そして、既にこの折、平成29年、2017年ですが、11月にはもう出来上がって、こういうチラシも、なかなか見えないと思えますが、こういうものも出して、簡単にちょっと紹介すると、例えばこのようにときに保険が適用されますということで、線路内に立ち入り電車に接触、鉄道会社に車両損害や遅れて損害を与えてしまいました、自転車に乗っていて歩行者にぶつかり相手にけがを負わせてしまった、日常生活における事故で他人のものを壊してしまった、こういう場合に保険が適用される。どんな保険かという、最大で3億円出ます。そして、市の資料によりますと、お亡くなりになることがあった場合に300万とか、入院1日1,800円、通院が1日1,200円とかそういう形です。この折に大和市は賠償保険の補正予算を出されたんですけど、これが323万2,000円という金額でございまして、これをざくっとこのときの数で、二百何十人という1人当た

り1万円少しの分だったんですけど、今言ったような保険の内容によってはもっと安くなってくるわけなんですけど、こういう保険がありましたけど、当時の健康福祉部長にお伺いしたときには、やはりそういうような保険は全く考えていないということでした。

その中におきまして、現在は認知症の賠償のいろんな市が出てきております。ざくっといくと、神奈川県平塚市のほうでもこのような形も出ていますし、近場でいいますと、三重県松阪市が既に認知症の事故に備えて、市が代わって保険をやる「おかえりSOSネットワークまつさか」という形の登録にして、対象は医師から認知症と診断されている40歳以上の市民で、保険料は市が負担するというような記事も出てきております。いよいよこの近場の同じ三重県でもそのような話が来ております。今現在、亀山市として、このような認知症に対する保険制度につきまして、どのようにお考えなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今現在、亀山市に認知症と思われる方が約1,500名ほどお見えになります。これはどういう数字かといいますと、介護保険の認定の際に、主治医意見書に認知症高齢者の日常生活自立度の判定があるんですけど、それで2以上と判断された方ですけれども、大体1,500名程度お見えになります。

今現在、認知症の1人で歩いてしまう、一人歩き高齢者とよく私どもは言うてますけど、その高齢者の方には、現在、高齢者見守りシールというのを配付させていただいております。これは、見守りシールに印刷されたQRコードを読み取ると、本人の確認や家族等への連絡ができる仕組みになっておりまして、早期にご本人の保護や家族への引渡しにつなげることができるようなシールでございます。

ご質問の認知症高齢者等個人賠償責任保険につきましては、地方自治体が認知症本人やご家族に代わって個人賠償責任保険の契約を行いまして、先ほどご紹介いただきました電車を止めてしまった場合などに高額な賠償金のリスクからご本人やご家族を守るという保険でございます。

現在、ご紹介いただきましたけれども、県内では、いなべ市、松阪市、四日市市の3市がもう既に実施しております。認知症高齢者のご家族が安心して暮らし続けられるまちづくりの一環といたしまして、先ほど申し上げました高齢者見守りシール交付者に対しまして、この個人賠償責任保険の加入に向け検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

検討を進めていただくという形で、ぜひ形になっていただきたいと。

今回、いろんな計画が中間案として出てきております。亀山市の高齢者福祉計画も今回出てきておる中に、1つ高齢者の尊重と権利を守る支援というふうなところがございます。やっぱり亀山市の認知症集中の支援推進事業のこととか、やはり認知症の初期段階を手助けするような集中チームの医師や専門職等、そしてまた認知症に関する窓口についてもしっかりと周知を図って、高齢者虐待とか、そういうふうな窓口とかもつくるということでございます。やはりこれから、そんな電車

を止めるというのは大きなことではございますが、些細なことでこんなことを起こしてしまって、これどうだろうとかいう相談もあると思いますが、今回、ちょうどアンケートという中で、亀山市高齢者福祉計画の中間案で載っておりましたんですけど、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」というような質問につきまして、「知っている」が29.3%、「知らない」が70.7%。やはり、なかなか亀山市民の方もこのようなものがあるということが、ちょっとまだ認識が薄いのかなと思いますが、こういうことについても、今後、亀山市として、認知症高齢者賠償保険制度のことで絡めるのはどうかとは思いますが、やはり周知というのは大事だと思うんですけど、その周知の方法だけ最後にお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員先ほどご紹介いただきました、私どもが中間報告として出させていただいた亀山市高齢者福祉計画のアンケート結果、これは介護保険事業者であります広域連合が実施したアンケートでございます。その部分について、亀山市だけの部分を取り出した結果、認知症の相談窓口を知らないというふうにお答えいただいた方が7割もお見えになって、これは非常に私ども、事務を取り扱っているところも非常にショックな結果でございました。これはやはり周知不足というのが一番やと思います。

今までも認知症初期集中支援チーム、亀山は「カナリア」という名前がついていて、社会福祉協議会の地域包括支援センターの中に今1つ設置をしております。認知症のサポート医をしていただいている先生であったり、保健師であったり、看護師であったりが少しでも、一歩でも早く認知症の方のご支援をしようという形で設置させていただいておるチームであります。やはりそのチームを中心に、もっと私ども、いろんな媒体を通じて周知をして、宣伝をしていって、市民の皆様が安心な生活を送っていただけるようにしたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいま部長のほうから、やはり亀山市、安心して、私たちもだんだん年を重ねてまいります。そうするとひょっとして認知症になってしまうかも分からんという不安の中ではありますが、先ほどのような古田部長のように、安心して暮らしていけるような、そういう亀山市であっていただきたい。そうすれば、またやっぱり亀山市の人口増加とかそういうことにもつながってくるんじゃないかと、そのように思うところであります、ぜひこの認知症高齢者等の個人賠償責任保険、何とかできるように頑張ってくださいと思います。

以上でこの部分は終わります、最後に新庁舎建設について、新庁舎の省エネ化ということで、今回の質問は、予算書の中にもありましたように、今回コロナ禍の下、ちょっと打合せとか計画どおりには進まなかったということではございますが、その進捗がどうのこうのと言ったり、どこに建つとか、そういう質問ではなく、亀山市としての地球温暖化の脱炭素社会、この構築に挑む考えをお伺いしたいと思います。

平成9年の折に、気候変動枠組みの条約の第3回締約国会議、COP3でございますが、これが

ちょうど12月で、この12月というのは地球温暖化防止推進月間でもございます。そういう中におきまして、先日の政府の新体制で、菅総理も先般の臨時国会におきまして、所信表明の演説の中で、2050年までに日本の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという脱炭素社会、これを目標として達成期限を明確にしてまいりました。

昨今につきましては、近年、国内外で異常気象も起こっております。そういう中で、自然災害が激甚化しておる中におきまして、環境省も20年版の環境白書の中で、政府文書として初めて気候危機という言葉を用いて、人類を含めて全ての生き物の生存基盤が揺るがされていると警鐘を鳴らしてきております。

そして、その中におきまして、亀山市も今現在、また今回は亀山市環境基本計画の中間案がこの議会に出てまいりました。そういう中で、低炭素につきまして、環境家計簿、エコライフチェックと申しますか、横文字は苦手ではございますが、環境活動ポイント制度、オール亀山ポイント（AKP）を展開され、そして市民の省エネルギー、省資源行動の促進を進めてまいりました云々という形でずうっとあるわけでございます。確かに亀山市としても、このように環境基本計画というのをされております。このところにつきまして、亀山市としての考えをお伺いしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

青木総合政策部次長。

**○総合政策部次長（青木正彦君登壇）**

現在策定しております亀山市新庁舎整備基本計画の中間案におきましては、新庁舎が備える性能といたしまして、環境性を掲げており、亀山環境プランや亀山市地球温暖化防止対策実行計画に基づきました取組が確実に実施できますよう、またSDGsの考えも取り入れながら、環境負荷の低減に配慮した庁舎とすることとしております。

具体的には、太陽光などの自然エネルギーの有効活用や様々な省エネルギー技術を導入したZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングでございます。また、自然換気、建物の高断熱化、高効率空調システムの導入や、自然採光やLED照明などによりますエネルギー利用の低減などによりまして、環境負荷の低減に努めることによりまして、国が掲げます2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにします「2050年脱炭素社会」の社会の実現に寄与してまいりたいと考えておるところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

新議員。

**○5番（新 秀隆君登壇）**

ただいま次長のほうから亀山市としての考え、そして庁舎の建てる方向性というのを伺いました。

やはり、先般からの庁舎に関することでは、やはり今このコロナ禍の下、電気で全て換気をするというのではなく、やはり自然の流れでいけるような、窓の工夫一つにしてもそうですが、そういうところについての配慮が必要だと思います。

確かに、私も以前、平成23年の6月議会のときに、エコ空調ということで地熱を利用したジオパワーシステムとか、そしてエコ照明ということで太陽光照明のシステムでソーラーチューブシステムとかいろいろ提言も出させていただきましたが、なかなか現状にはそぐうところは難しいとは

思います。そういう中におきまして、いざ庁舎が建ったときに、コロナ禍だけではないんですけど、災害とか非常時のときに、エコの中で電源をどのように確保していくか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

災害時の電力確保でございますが、国の指針におきましても、72時間は非常用電源を稼働可能にする措置が望ましいとされております。こうしたことも踏まえまして、大規模な災害時には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、3日間外部からの供給なしに機能維持が可能な自家発電設備を設置する考えでございます。

また、災害時に活用可能な再生エネルギーや蓄電設備などにつきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはり電気の確保というのは難しいと思います。先ほど次長のおっしゃられたように、ためておくというと、やっぱりバッテリー、これが非常に高いんですよ。そういう面につきましても、なるべく昼間は太陽光を利用したりとか、そしてやっぱり今のご時世、電気がないと、先ほどのRPAの話じゃないですけど、ITもなかなか電気がないと動かさませんので、そしてそういう災害が起こったときに、被災証明を出すとか、そういうのも手で全部やらなあかんとなると、その控えはどうなるんだとか、管理はどうなるんだとか、全てが人的な対応になってくると思います。

そういう面につきましても、エコの庁舎だけではなく、電気も確保できるような、そのような庁舎を願って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時44分 休憩）

---

（午後 2時54分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

通告に従いまして、一般質問を2件だけさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

私のほうは2件、1件は、東海道五十三次のうち亀山宿、城下町亀山も兼ねていると思うんですけども、についてをまず最初に質問させていただきたいと思います。

私、先月の中頃、ちょっと天気もよかったので、運動不足の解消も含めて、亀山宿を歩いてみようかなと思って歩いてみました。参考になるものが何にもないので、過去に亀山市が発行されましたイラスト案内図、これを参考に逐一歩いたろうかなと思って歩きました。といいましても、実際は市役所から西の半分だけしかよう歩かなかったんですけれども。そんな中で、参考になった部分もあれば、非常に疑問に感じたことも多々ありましたので、それも含めて確認をしたいと思います。

本来であれば、この亀山市の場合やったら関宿が一番メジャーになっておりますので、そこを歩くのもということで、そこは何回でも行った記憶もありますけれども、亀山宿ってあまりにも身近過ぎてほとんど歩いたこともないので、実際どんなものかなということ歩いてみました。

このパンフレット、作ってもらってありますけれども、これについてまず最初に確認したいと思うんですけれども、このイラストマップについて、このマップの作成の経緯と、それからその目的について確認したいと思いますので、答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

亀山宿イラスト案内図につきましては、亀山宿を散策される方に亀山宿の旧東海道及び亀山城下の文化財等を総合的に紹介、ご案内する目的で、平成18年度に初版を作成し、必要に応じて内容を変更するとともに、毎年度、利用見込数を見ながら印刷、発行をしているところでございます。

また、3宿、亀山宿、関宿、坂下宿のイラスト案内図を一つに収納し携帯できる東海道亀山イラストマップホルダーを作成し、ホルダーには3宿以外の東海道沿いの文化財等の情報を網羅して掲載しており、これらにより東海道一帯の情報を把握していただけるものとして各種観光マップ等と併せてご利用いただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

それで、このパンフ、どのようなところに配布しているのかということと、どのように活用されているのか、これについてご答弁お願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

亀山宿イラスト案内図の配布ですが、主な設置場所といたしますか、これにつきましては本庁であったり関支所、また亀山城多門櫓や旧佐野家、歴史博物館、観光協会等々に設置いたしております、おおむね年間8,500枚ほど配布している状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

8,500枚、相当な枚数を広範囲に配布して活用してもらっているということは非常に意義があるんじゃないかと思うんですけれども、このマップを見てみますと、現在新たに復元とかをした施設

なんかもまだ載っていない部分もあるんですね。本当に結構規模の大きい復元作業をやっていた部分についても載っていない部分がありまして、いろいろ見直しをしているというご答弁をいただきましたけれども、この辺はどうですか。作成してから一度も見直しされていないのか、あるいは見直しされたのであれば、いつ頃されたかというのを、辻村参事、ひょっとしたら担当が代わって間がないので無理な部分があるか分かりませんが、把握している部分がありましたら、その辺のところのご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

現在、私では、いつというふうなことはちょっと認識しておりません。ただ、毎年基本的に増刷もいたしておりますもので、その都度検証するなり、見直しするなりして、新たに作成しているというふうに考えておりますが、先ほどご指摘がございましたように、まだまだ未掲載の部分もあるか分かりませんので、今後そういうところにつきましても十分、再度確認した上で掲載してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

このマップを実際に参考にして歩くと、参考になる部分もあったんですね。同じ亀山市内に住んでいても、こんなところもあったのか、こういうところをこうやって行ったら行けるんやなという道もありましたので、参考にはなったんですけども、こういうふうに表記されている場所、非常に分かりにくいところが多かった。ですから、せっかくこういうのを作るのであれば、案内看板とかサインをあちこちへ掲示というのはぜひお願いしたいなど、非常に残念でした。

特に、ここへ載っている寺院とか何かですね、屋根を見ておったら大体あれはお寺やなということで目標で行けるんですけども、どこのお寺、こんなところにこんなお寺があったのかなという部分も結構見受けられましたので、そういうのも含めてサインの作成、これはぜひお願いしたいというのがございましたので、ちょっとこれだけ指摘だけさせてもらいたいと思います。

それと、ちょっと細かくなりますけれども、多門櫓、加藤家屋敷、館家、この3件がメインになってくるんじゃないかと思うんですけども、たまたま私が行ったのは平日でした。3館とも閉館しています。入れないんですね。しょうがないと言うたらちょっと語弊がありますけれども、改めてまた、館家は時々寄らせてもらってもういいわと思って、多門櫓と、それから加藤家屋敷跡、中へ入らせてもらいました。

おかげさまで、ちょっと加藤家屋敷、入り口が狭いもので、ちょっと傷があるんですが頭を打ちましてな、思い切り頭を打って入っていったんですけども、入っていった一番私を感じたことは、暗い、寂しいというのがありました。というのは、確かに復元されて、修復されて、参考にはなると思いますけれども、何にもないんですね。年表とかそんな屋敷の説明は書いてありますけれども、じゃあそれを一般の方が入って、ああ、なるほどなということじゃじっくり見てみるための資料があまりにもないね。古文書とか、そんなのがコピーでいいですからあるとか、あるいはイラストで、そこで過去に働いていた方の字でも、あるいは写真でも大きくあればまた違うんですけども、入

っていったって、加藤家屋敷に、門のところをよく見たら「男部屋」と書いてあるだけですわ。何もありませんわ。それでちょっと歩いたら「うまや」とかしてあるだけで、雰囲気はさっぱり分からない。せっかくあるわけですから、ぜひそういう気配りがあったらいいんじゃないかなという感じがしないこともなかったんですけれども。

ついでに、同じような状況でもう一点、多門櫓、久しぶりに入りました。そこにもやっぱり絵図とか年表なんかは貼ってもらってあります。これはこれとして否定するわけじゃないんですけれども、多門櫓の上へ入って、メインのホールではないんですけれども、建物の真ん中に何かがあるんやといったら、修復、復元したときのかな、壁の構造が、このぐらいの厚さの、見本がでんと構えておりましたわ。何の意味があるのと私は思いました。

それから、その一番奥には、何年やったかな、火災に遭いましたね。あのとときの燃えた残骸という言葉を使ってええのかどうか分かりませんが、それが隅っこに展示してありました。何も火災の焼け跡の焦げた柱とか焼け跡のところをあそこへ出しておく必要もないんじゃないかなという感じがしないことはなかったの、ああいうのは即撤去してほしいな。確かにあそこに携わっている方については非常に興味があることか分かりませんが、一般の市外、県外からお越しの見学者の方が、あれに興味を持って見てくれるかといったら、決してそんなことはないと思うんですわ。ぜひそのところを検討してほしい。

それで、たまたま私、休館やったので博物館へ行ってジオラマを見て、このジオラマをあそこの中へ入れたらね、多門櫓へ、小さな窓から市内全域が見られて参考になるなどは思っていたんですけれども、大き過ぎて入らないということで、これはやむを得んなど思っていたら、たまたまその横に亀山城下復元模型ということで、こういう復元したのが横に置いてありましたわ。もう小さいちゅうたら、1メートル四方、2メートルもないかな。これやったら多門櫓の中へ入れて、そして窓際へでも置いたり、これを参考にして物すごくいい雰囲気参考になるんじゃないかなということで、こういう資料も、これも後でもらった資料ですけど、見て思うたんですけれども。

これは結構いいと思うたんですけれども、残念ながら亀山宿のイラストも、それからこれも亀山街道筋全域が載っておるわけじゃないんですわ。京口坂のところまでしかないんですわ、西のほうは。一里塚とか、私の知っておる拙い知識の中で、高橋道八の生誕地とか、ああいうのは全然、それから慈恩寺なんか載っていないです、せっかくあるのに。もう少し広げた形で地図が欲しいのと、それから亀山城復元図というこの伊勢亀山城というパンフ、下のほうにモデルコースと書いてあるんですわ。モデルコースと書いてある割に、コースは回るようになっています。普通、モデルコースをつくったら、時間とか距離を入れますわね。ここからここまでは何キロ、何百メートル、見学で大体5分必要なんかな、30分必要なんかなということで、それから所要時間も入れたらと思うんですけど、何もありません。ただ単にずうっと場所を書いて矢印しているだけ。あまりにもちょっと寂しいかなと、ちょっと不親切かなという感じもしないではなかったですわ。その辺も含めて、いろいろ言うてしまいましたけど。

もう一つ言います、ついでに。帯曲輪、北門の、あそこをのぞいてみました。看板、3つ、4つ上げてあります、案内が。全く字が消えて見えません。これもせっかくの施設ですからということも含めて、4点、5点ちょっと指摘させてもらいましたけれども、それについて、参事、何か思うことがありましたら、一言、二言いただくとありがたいんですけれども。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

たくさんご指摘をいただきまして、ちょっと整理もしかねておるんですけれども、まず多門櫓、そして加藤家屋敷等の文化財の建造物につきましては、現在はやはり文化財として最も価値のある姿で創建当初、また歴史的に最も重要な時代の姿に復しておると。そのため、建物そのものを見ていただきたいという考えでございます。また、昨今は本物志向ということで、見学者が本物を理解するために必要な展示物を行っている現状ではございますが、今後は、先ほども様々なご提案もいただいておりますので、工夫や充実をさせまして、来訪者の興味を引くように努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、多門櫓の中に、いろいろ展示の関係でもご質問をいただいたというか、ご指摘をいただいております。まず過去の火災の柱ということで、非常に大事な柱であったということで、文化財の防火の必要性も認識していただきたいという観点から現在設置をさせていただいております。そのほか壁につきましても、壁の構造というところで展示をさせていただいております。

あと、京口坂のほうに看板、この文化財史跡等の看板につきましては、その前に来客に対する誘導看板というのをご指摘をいただいたわけでございますけれども、これにつきましては、亀山宿に限らず、東海道一帯の中で大きな課題と、私ども課題として認識をいたしておりますので、その前にちょっとご質問がありました、今日ご紹介もしてございました第2期となる亀山市歴史的風致維持向上計画の中におきましても、この辺を課題と位置づけて今後整備を進めてまいりたいということで検討を今進めているところでございます。

あと、モデルコースの時間とか、そういうのをご指摘いただきました。またその辺につきましては、新たにパンフレットを作成する際に、ほかにもっといいコースがあるかも分かりませんし、そういうのも考えながら更新を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今ご答弁いただいた中に、文化財ということもあってというような言葉がありましたけれども、それはそれで別に私否定していませんね。文化財として、参考文献としてあるというのは非常に貴重なことか分かりません。

しかし、観光をある程度うたって、こういうのは造ってあると思うんですよね。であれば、一般の来場者、あるいは来客がやっぱり興味を示す必要性が絶対あるんですね。遠いところから見られて、何これというようなことではですね。ですから、文化財に興味のある方がお越しになるのであればサインも何も要りません、それが目的ではっきりして来てもらうわけですから。しかし、一般の来客者の場合は、あるいは来場者の場合は、そんなはっきりした目的もないですね。ただ単に亀山公園に行こうかと、亀山城に行ってこようかと、ちょっとあの辺を散策しようかというような形で来るわけですから、やっぱり一般の方の目線で対応できるような施設にしてもらわないと、もったいないんと違うかなという感じがあったので申し上げました。

それともう一点、佐野家跡の休憩場、これも立派なものを造ってもらいました。京口坂の下ですね。ところが、入るところが狭いんですね。幅が1メートルもないかな、あれ、階段を下りていくのが。そして、中へ入って、トイレは立派なのを造ってもらってありますから、前から街道筋のトイレが必要ということをお願いしておりましたので、あれはあれで結構なんですけれども、入り口が分からない。せっかく造ってもらってあっても、ちゃんと亀山宿休憩場とか、あるいはトイレとうたっていただいたら、景観はあまり、深く考えるとちょっと問題があるとおっしゃるか分かりませんが、やっぱりその辺のところ、はっきりした対応をしてほしいなと思います。

それと、開館日が土・日・祝日だけというのは、やっぱり寂しい部分もあるんじゃないかなと。確かにあそこを管理委託しているところが平日は無理ということもあろうかと思いますが、できれば平日なんかも利用できるようなになれば、また違った感想が来場の方から、あるいは亀山にお越しいただいた方から得られるか分かりませんので、ぜひそれも前向きに検討していただければ幸いです。

時間の都合もあるので、次へ行きます。

同じ亀山城絡みで、亀山、伊賀、津、松阪、鳥羽の5城郭、城跡巡りのスタンプラリーでございませぬ。そして、亀山も入っております、この5つの城跡を回ってご朱印をもらったら、それで応募したら何か記念品がもらえるということでPRされて、結構利用者も多いとお聞きしているんですけれども、こんなのを覚えてもらったことがあると思いますけど、職員の皆さんも、城郭巡りとして。

伊賀の上野城以外は全部城跡ですから、ふだんは誰も人がおりません。ですから、この5城を回って朱印をもらってこようと思っても、ふだんいないでするので無理です。鳥羽は、鳥羽の駅前に観光案内所があって、そこでいただくと、200円で。松阪も松阪の駅前にあるらしいです。津も津の駅前で朱印をもらえる場所があると聞いております。値段は全部一緒ですので構わないんですけど、亀山はどこかといったら、関まで行かなあかんわけですわ。それで、利用される方、JR、近鉄なんかを利用して回ってみえる方もおるみたいですので、亀山へ来て、亀山駅で列車を降りて、亀山城へ来て、朱印をもらおうと思ったら、ありませんと。どこですかと、関まで行ってくださいと。これはちょっと来た人に気の毒やと思いませんか。確かに亀山の駅前にも観光案内所がありましたので、そこで配付しておっただけですけども、あそこは今閉まっていますので、利用できませんので、関というのはやむを得ない部分もあるかと思いますが、近くでそういう場所を探して、いつでもそこで朱印がいただけるような努力をしてほしいなと。

確かに、200円ということで現金を扱うから難しいという声も聞きました。しかし、利用者の利便を考えたら、そんなところはちょっと難しい部分も目をつむっていただいて対応してあげればいいんじゃないかなと。

多門櫓から一番近いところで、ふだんずうっと開いているといったら博物館ですわ。あそこが一番便利じゃないかと思うんですけども。現金、朱印のお金200円を扱うのはちょっと問題あるということも聞きましたけれども、どうしてもそうやないといかんのかどうか、そんなところ、対応が難しいのかどうか。これは所管の参事の答弁は難しいか分かりませんが、市長、その辺のところ、お考えが何かありましたら。難しいですか、200円の現金を受領して朱印を発行するのを市でやるのは。これは観光協会の事業ですのですね。いかがですか、その辺のところ。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この城郭スタンプラリーは、先ほども少し答弁させていただきましたが、平成29年に松阪市観光協会さんのほうから当市の亀山市観光協会にご提案をいただいて、伊賀市さん、あるいは津市観光協会さん、鳥羽市観光協会さんとの連携の中で、この事業を展開いただいております。非常に広域連携によります城郭巡りをきっかけに近隣県、県内からたくさんの方がお越しいただく事業であろうというふうに考えております。

少し触れていただきました、この販売の方法につきまして、ご朱印の販売が、お話がありましたように本年1月末までは亀山駅前の亀山市観光協会の物産案内所で取扱いを行っていただいておりますが、観光協会としてこの案内所を廃止されることになりましたものですから、現在、関駅の売店でこれを扱っていただいております。現在、亀山市観光協会として、亀山城の近くでこのご朱印の購入ができますように、例えば亀山城近隣の観光協会員の店舗での販売等、早急に対応できるようにお進めをいただいております。現在、本市といたしましては、ぜひ最適な方法で、早い段階でこれが販売いただけるようお願いをしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

いずれにしても、利用者の利便性を考えて早急な対応を検討していただけなかったら、せっかくこういうような方法で亀山をPR、あるいは朱印を発行しておるのであれば、もったいないです。どうせなら来場いただいた方にいい評価を得られるような対応をお願いしたいと思います。

亀山市の場合、今回、歴史的風致維持向上計画の中間案が出されておりますけれども、あの中でたくさんの方が上げてもらっておりますけど、あまり幅広過ぎて、もっとポイントを絞って、あの計画にしても、本当に亀山城、あるいは亀山宿を中心に足元での計画の厚いものを進めていただければ幸いかと思いますので、よろしく願いしまして、この亀山城につきましては、あるいは亀山宿につきましては質問を終わりたいと思います。

次、2点目としまして、第68回東海高等学校総合体育大会登山競技の開催決定について確認したいと思います。

亀山市、登山競技の東海大会どころか三重県大会の開催の経験もない亀山市ですので、ここで今回急にインターハイの登山競技を亀山市、高畑山を中心にとすることで開催が決定したということらしいんですけれども、このインターハイ、県大会も東海大会も含めて、三重県のを振り返ってみますと、藤原岳とか、鎌ヶ岳とか、釈迦ヶ岳とか、御在所とか、大体北勢地区の山が中心に開催されておまして、その辺の地域、菰野とかいなべ、藤原のほうは開催経験もたっぷりあって運営も慣れてみえると思うんですけれども、亀山市がなぜというのが非常にうれしいというか疑問に感じる部分だったんですね。確かに亀山7座はうたっておりますので、これのPRにはいいか分かりませんが、この亀山市の開催に至った経緯についてご説明いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

ただいまご紹介いただきました、来年度開催されます第68回東海高等学校総合体育大会登山競技につきましては、令和3年6月18日金曜日から20日日曜日の3日間にわたり、本市で開催される運びとなりました。

亀山市で開催が決定した経緯でございますが、本年8月に三重県高等学校体育連盟登山部長より、東海高等学校総合体育大会登山競技を亀山7座の高畑山周辺で開催したい旨、事前にご連絡をいただき、正式には10月20日付で東海高等学校体育連盟会長より亀山市での開催決定通知をいただいたものでございます。

競技会場となる高畑山周辺とは高畑山及び三子山の一部でございますが、その選定理由といたしまして、第1点目として、鈴鹿山脈南部山域、これは御在所岳より南ですが、これを代表する山として御在所岳、鎌ヶ岳、仙ヶ岳が有名でございますが、高畑山は高校総合体育大会の登山競技のコースといたしましては危険箇所が少なく、また山自体のボリュームや姿、標高、山としての品格に優れていることから高校生の競技会場にふさわしい山であること、それと第2点目として、亀山市が登山に協力的な自治体であることなど、総合的にご判断をいただき、選定いただいたとお聞きしております。

本市にとりましては初の登山競技の会場決定であり、これまでから進めてまいりました亀山7座トレイル整備・活用推進事業の活動の成果であるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

考え方によっては亀山を選んでいただいたというのは嬉しいことかもしれませんけれども、何せ初めての開催ですわね。戸惑うことも多いし、行政としてどう対応するのかというのが非常に心配なところがあるんですね。体育館とかグラウンドとかを使ってやるような大会であれば、どなたも1回や2回、目にしていますし、十分な対応は可能かと思うんですけれども、私も山に登ったことがないですから、この高畑山なんかね、どんなのか想像もつきませんけれども。ここで開催するというと、どうしても大会、登山競技の大体私も知っておりますけれども、大丈夫なんかなということを非常に心配しております。

それで、この大会、三重県高体連の登山部かな、中心になって多分動くと思うんですけれども、この大会の主催者と、それから後援とか協賛も含めると思いますけど、大会運営の詳細、どのような形で大会が運営されていくのか、把握している部分がございますたら、ご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

大会の主催者等でございますが、第68回東海高等学校総合体育大会登山競技の主催は東海高等学校体育連盟で、本市は東海4県教育委員会と並んで競技の開催会場市として共催という立場でございます。また、三重県体育協会は後援となるところでございます。

大会の主たる運営につきましては、三重県高等学校体育連盟登山部と三重県山岳連盟が主管として行われるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

ところで、この登山の競技というのは、具体的にどうやってやられるのかということが私は詳しく分からないんですね。聞くところによりますと、各県4チーム、1チーム4人の16チームが争う競技だということは確認しました。1チーム4人で16チーム、64人かな。そうすると、64人がこの亀山市高畑山に来て競技するのかなと思ったら、必ずしもそうじゃないですよ。競技である以上は、審判員もおれば役員も結構お越しになると思うんですけども、この大会への来亀者、亀山へお越しいただく方の人数とか、そんなのは把握されていますか。大体の数をつかんでおりましたら教えていただけますか。

それと、高畑山が中心ということですね。それで2泊3日。その方らの、例えば宿泊とか、あるいは食事、それから大会である以上、開会式もあれば、セレモニーもあると思いますし、それから閉会式もあるかと思えますけれども、その辺は具体的にどんなスケジュールで動いていくのかというのは何か報告をもらっておりますか、ありましたら。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

まず大会参加者でございますが、先ほどもご紹介いただきましたが、1チーム4名で、三重県、愛知県、静岡県は各県男女合わせて4チーム、岐阜県は男女合わせて2チームで、全14チーム、56名が参加し、各校の監督14名が加わり、70名の規模とお聞きしておりますが、それ以外にも大会関係者などはおられるというふうに考えております。

あと、大会の開会式とか、その辺のスケジュール的なことでちょっとご紹介させていただきたいと思うんですけども、まずこの大会が3日間行われる中で、第1日目は、鈴鹿馬子倶会館で開会式と登山隊の編成が行われます。その後、鈴鹿峠自然の家でテント設営をいたしました後に、登山計画とか装備計画、また炊事の審査等の審査が行われ、野営を行います。2日目につきましては、鈴鹿峠自然の家をスタートし、東海自然歩道を経由して鈴鹿峠を登り、三子山の一部と高畑山で登山行動が行われまして、再び鈴鹿峠自然の家をゴールとします。下山後は、2日目の夜につきましては市内のビジネスホテルで宿泊するとお聞きしております。3日目、最終日は、観音山からスタートし、筆捨山、羽黒山で登山行動を行い、ゴールの市役所関支所で表彰式と閉会式となる計画と現在のところお聞きしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

大体のスケジュールは今お伺いしましたけれども、しかしあそこの自然の家とか、あるいは高畑山へ行くには、交通機関を使われるのか、どうするのか。車で行かれると思うんですけども、送迎はどうするかとか、その対応についてはどんなお考えがあるのか。例えば、自然の家とかあの辺

やったら駐車所がありますから、車をあそこに止めておけばいいんですけども、翌日の競技が高畑山、あそこまで選手やら役員、審判も含めて、どうやって送迎するのか。まさか下からずうっと片山神社のほうを通って歩いて登るわけではないと思うんですけども、その送迎とか、そういうことの対応というのは主催者がするのか、例えば開催地の亀山がするのかというのも多分疑問はあると思うんですけども、それのお考えとか、具体的な計画というのはできているのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

現在のところ、まだ詳細な計画というのは出ていないところではございますけれども、まず選手、監督等につきましては初日につきましては、直接鈴鹿峠自然の家の方へお越しになるというふうにお聞きいたしております。

それと、2日目の登山活動につきましては、鈴鹿峠自然の家をスタートいたしまして、そこからもう登山行動に入ります。ですので、そこから三子山、また高畑山、坂下峠等々を下りて、また鈴鹿峠まで帰ってくるということで、約16キロ、6時間をかけて登山活動が行われるということで、特にそこに関する送迎は必要はございません。

また、2日目につきましては、先ほども申し上げましたが、2日目の夜はビジネスホテルで宿泊というふうにお聞きしております、その辺で送迎の協力依頼はあるものというふうに認識いたしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大体概略を確認させていただきましたけれども、ほとんどが主催者、高体連の登山部、あるいはその上部団体があると思いますけれども、そこが中心になってフォローしていくと思いますけれども、それだけでは絶対スタッフが足りないと思うんですね。特に専門的なことにつきましては県内の加盟団体、数は県内少ないみたいだけれども、大体6団体あるのかな、今。それでメンバーは650人ぐらい見えるのかな、団体と活動チームというのが。その辺から多分ある程度の動員はあろうかと思いますが、地元ですからね、地元が横を向いておるわけにはいかないの、何らかの形の対応は亀山市としても必要になってくるんじゃないかと思います。

でも、まだ半年も先の話やからというようなことになってくるか分かりませんが、今までの国体とかインターハイであれば1年も2年も前から準備に入っておるわけですから、半年先って決して早いことはないですね。だから、もう早急に対応していかないと、亀山市としても。

ただし、こんなことを言うて要らん心配と言われるか分かりませんが、コロナも心配な時期ですから、必ずしもこれが開催されるかどうかというのがありますけれども、準備は絶対しておかないといけないと思いますので、あえて申し上げているわけがございますけれども。

まず、その中で開催自治体としての対応というのは結構ついて回ると思うんですよ、必要なことがね。一般的に言われるのは会場案内、看板を出したりとか、そんなのも必要かと思われ、会場の横断幕とか垂れ幕とか、そんなのもきつと要ってきますよね、当然。自然の家の方へ出すのかということもあります。

それから、輸送、これも全てが参加チーム、あるいは関係団体がするかといたら、必ずしもそんなわけではないと思うんですよ。だから、その対応も、あるいは乗用車ですか、あるいはバスが必要かどうかも含めて、検討していく余地は絶対あると思います。

それから、先ほど言いました選手以外の宿泊とか食事の問題も、ちょっとお偉いさんが来て、自然の家で泊まってください、どこどこへテントを張ってくださいというわけにいきませんのでね。これは一旦ホテルまで送迎するかとか、そういう対応もついて回ってくるんじゃないかと思うんですわな。そういうことも考えてほしいなと思います。会場の駐車場だったら駐車場の担当の者が要りますし、きっちりした対応をせないかんと思いますしね。

それから、歓迎行事があるのかどうか。せっかく県外から含めて、たくさんの選手の皆さん、関係者がお越しいただくわけですから、歓迎行事をどうするのかとか、あるいはお越しいただいた方々への接待とかおもてなし、そんなもの関係ないんやということなのか、いや、ある程度は歓迎をしていく方向で対応せないかんの違うかなというようなことも検討の余地があるんじゃないかと思います。

山に登るんやから自由に登っていただいて下りてもらったらというようなことが一般的ですけども、登山であってもインターハイの競技ですので、結構ナーバスな部分もあるかと思います。特に選手、監督の皆さんね、それからチームの部員なんかも多分帯同してくる方も結構あるかと思えますので、その辺のことも考えていくと、やっぱりそれなりの対応は絶対必要じゃないかと、かように思います。

競技の中身なんかにつきましても、私もちらっと聞いた話でしかないので詳しいことは分かりませんが、結構厳しい登山競技だということに聞いております。例えば装具のチェック、これも点数に入るとか、天気図の読み方とか、テントの設営、タグがずれてへんかとか、きれいに張れているかどうかとか、炊事、炊飯のごみをどれだけ出してあるかとか、出していないかとかですね、量の問題とか、そんなのも含めて。それから、体力、登山中の。体力というのは、聞きましたら、例えば4人のチームで歩いていて、3人が普通に1メートル間隔、50センチ間隔で歩いていて、1人が2メートル離れたら減点やとか、あるいは途中で、ああ、疲れたと膝へ手を置いたら、それも減点とか、全部そない審判がチェックするらしいですわ。それから歩き方、ふらふら歩くんか、真つすぐ歩いておるかというような歩行技術のチェックとか、あるいは山岳地図の読み方とか、それからマナー、歩いておる最中の、ちょっと山の木をこうやって折ってみたりとか、葉っぱを切ってみたりとか、こんなのもマナー違反やと、植物を傷めたというようなことで。そんなのが結構あるらしいです。それから、気象、天気図の作成とかね。それから、地形の知識とかというようなペーパーテストの結果も入って競技が行われると。まあ高校生ですから、今言うたようなこと全てが採点基準になるとは限らないと思うんですけれども、その辺のところまで結構山岳の競技というのは厳しい内容やということは聞いております。

いずれにしても、開催は決定して、やらざるを得ないわけですから、きちっとした対応を亀山市としても行ってほしいと、このように思います、無理のないように。それには担当部署だけできずして全市一丸となって対応するのが当然のことやと思いますし、頑張ってもらいたいと思います。

それで、この開催が決定した時点で市長は、新聞にも載ってございましたけれども、コメントが書いてありました。こういうことをおっしゃったんやと思いますけれども、大会の成功に向け鋭意努

力するとか、あるいは大会を通じて、亀山7座トレイルや東海道関宿の魅力を発信し、本市の知名度向上に取り組むというような、決意と言っているのかどうか分かりませんが、そのようなコメントがあったということも読ませていただきましたけれども、市長として、このインターハイ開催について、その辺の決意とかお考えがありましたらお示しいただければありがたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の東海高等学校の総合体育大会登山競技が亀山市として初めてこの市内で開催をされるということについては、誠に本当に光栄に思いますし、今日まで関係者、本当に努力を重ねてまいりました。例えば、少しお話がありましたが、7座トレイルはもちろんであります、この鈴鹿山系の山に対する本市としての様々な取組に対する評価、あるいは消防における山岳救助隊を編成し、県内でも少ないわけではありますが、こういう取組等々、総合的に高校総体の事務局はご判断をいただいたものというふうに思っております、ぜひ、そういう中で開催されますので、選手の皆さんが思う存分すばらしい競技の機会となりますよう、私どもとしても精いっぱい努力をいたしてまいりたいと考えておるところであります。ご指摘の様々な幾つかのご提言も含めまして、全庁挙げて、また関係する観光協会や関係する団体、連携を深めまして、臨んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

ちょうど来年度は、この高校総体の山岳競技をはじめ、ご案内の三重国体のウエートリフティングと軟式野球の競技が本市で開催をされます。さらに、4つのデモンストレーションの競技も開催をいただきますので、ぜひこの山岳の競技大会と併せまして、来年度、このスポーツでしっかり地域が盛り上がり、また未来へつながるような、そんな機会に、これは市として全力で臨んでまいりますので、議員各位におかれましては引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今、市長からも決意をお聞きしましたけれども、最後に1点だけですけども、この大会はインターハイですから、一般的であれば、先ほど市長おっしゃられた体育協会、スポーツ協会ですね、絡んでくるのかと思ったんですが、亀山市の場合、登山・山岳関係は体育協会の傘下の団体になっておりませんので、これはどうやって関連していったらいいのか、もう関係ないのかどうかも含めて、ここでじっくりと確認して、体育協会、スポーツ協会が絡む必要があるのかどうかも含めて、確認だけをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時44分 休憩）

---

（午後 3時52分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回、大きな項目としまして、空き家・空き地対策についてということと、学校給食に関するアンケート調査についてということ、あともう一つ、人事院勧告と特別職の期末手当についてということでやらせていただきます。一応、この順番でやらせていただきます。

まず、空き家・空き地対策についてということなんですけれども、通告のほうでは、市内の所有者不明土地の現状についてということで通告をさせていただいております。これにつきまして、まず所有者不明土地の状況、現時点の状況を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市内の所有者不明土地につきましては、6月議会におきまして、岡本議員の議案質疑にご答弁の際には5件というふうにご答弁をさせていただいたところでございます。

その後、9月に国から示されましたガイドラインによりまして、所有者不明土地につきましては、住民票、戸籍等、公簿上の調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかでない案件に加えまして、相続放棄や相続人不存在による案件も対象となったところでございます。このことから、現在本市におきましては、住民票、戸籍等、公簿上の調査を尽くしても所有者が明らかにならない案件及び相続放棄や相続人不存在による所有者不明土地案件が28件あるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

現在の状況を聞かせていただきました。

先ほども青木次長のほうから話ありましたけれども、6月議会の岡本議員の議案質疑への答弁に関する、それも実際、繰り返しのようにはなっておるんですけども、はっきり言いまして、そのときに私たちは非常に衝撃を受けたという記憶がありまして、もっともっと多いんじゃないかというふうに思っておりましたもので、5件と言われて何かの間違ったんじゃないのかなあというふうに思いまして。

ちょっと今、資料とかでも配らせていただいておりますけれども、国交省の本部会で扱う「所有者不明土地」についてというので、そこにある定義づけもあるんですけど、これは国交省の国土審議会土地政策分科会特別部会というところの資料でして、そこでの定義づけもいろいろ書いてあるんですけども、とにかく所有者不明土地、所有者と言ってしまえば一義的には法務局とかのいわゆる不動産登記がなされている、その登記簿の名義人が所有者ではあるんですけども、実際その所有者が亡くなられたりとかそういうこともあって、もうどうなっているかわからないような、実際所有者が替わっていなかったとしても、移転されたまま、その後法務局の登記簿には全然反映されていないとか、そういったこともありまして、極めて不明な状況が続いておる

と、そんな形ではありました。

ただ一方で、これに対しまして、それ以外に税務情報ですね、税務に関してはそれをかなりトレースできる部分があると。ただ、その税務で知り得た情報、税務の情報はほかの情報には使えないとかいうことがありまして、そういったこともあるもので、非常に税務以外の部分では難航しているというのがあるとは聞いております。

先ほど、岡本議員へ示されたときから、そのとき5件ではあったんですけども、今の定義では28件みたいなことを言われましたけれども、5件から28件に増えておるんですけども、増えたというのはガイドラインによる、その辺の定義づけ、これを一応変更して市として換算した結果、市の換算基準が変わったんで増えたのか、あるいはそれ以外にもさらに不明土地が増えてしまったのか、純粋に。その辺はどうなんでしょうか。その辺まず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

6月議会でご答弁させていただいたときの考え方、定義でございますが、所有者不明土地でございますが、住民票、戸籍等の公簿上の調査を尽くしても固定資産の所有者が明らかにならないものというのが対象でございます。その後、国からガイドラインが示されまして、その要件に加えまして、相続放棄及び相続人が不存在のものも対象となったところでございます。このことから、5件から28件となっておりますところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そうすると、やはり相続放棄とかその辺も加えたことによって23件も増えたということで、傾向としてはそこまで急激に増えたわけではないというような、そもそも岡本議員が質疑されたときにも、そういう意味では28件ぐらいあったということですね。それを思っても28件というのはかなり少ないなあというのが正直なところではあります。

ちょっとそれはそれで一旦置かせていただきまして、先ほど税務とか言いましたけれども、やはりこの土地にまつわることで非常に行政としても大きな問題としては、やはり固定資産税の問題があると思います。この固定資産税につきましては、当時も岡本議員、どれぐらいが収納できていないのかとかという話があったと思いますけれども、そもそも市内の全ての土地は市が把握しているんだというふうな前提ではあるんですけども、まず税についてお聞きしたいんですけども、免税点以下と一般に言われますけれども、評価価値が低くて税金がかかっていない、課税されていないような土地が市内でどれぐらいあるのか、さらにそれに対する所有者不明土地というのは大体どれぐらいあるのか。まずその点、聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

申し訳ございません。ちょっと全体の中の免税点以下の件数というのは、今資料のほうをお持ちしておりませんが、28件の所有者不明土地の中の免税点未満につきましては、1件でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

免税点以下の土地の状況を知りたいわけじゃなくて、要は所有者不明土地の中に免税点以下のものがあるのかないのかを確認したかっただけですもんで、要は税金がかかっていないということで把握していないということではないんだということは確認させていただきました。

それでも、やはり非常に少ないんだなあということにはちょっと実感としてあるんですけども、その中で、もう一つ固定資産税の話なんですけれども、当然免税点以下の土地以外は課税対象になる土地になるわけなんですけれども、その中に所有者不明土地と所有者がちゃんと特定できている土地がある。所有者が特定できている土地に関しては、当然固定資産税が課せられるわけで、それが納付されている土地、これは普通そうなんですけれども、一方で納付されていない土地、いわゆる滞納物件ですね、滞納されている。その滞納されている土地に関して、これのちょっと傾向をお聞かせ願いたいんですけれども、税金が滞納されている土地の所有者、これは市内、市外どれぐらいの割合なのか、その辺把握されているのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和元年度の固定資産税の滞納件数でございますが、全体で675件ございます。そのうち市外にお住まいの方の滞納件数が125件で18.5%でございます。逆に市内の方は550件で81.5%ということになっております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

滞納に関しましては、やはり市内の方が非常に多いんだと、固定資産税につきましては、ということを示していただいたと思いますけれども、なぜこんなことをお聞きしたかということ、まず市内、市外と考えたときに、市外の方に納税通知を送って、それを実際無視されるかどうかという部分なんです。今回税金がどうのというよりも、その土地に対してどれだけの意識を持ってみえるかという、それをどういうふうに市が把握しているのかというのがちょっと私としては確認したかった部分でして、やはり市外の方が少ない、18%を多いと取るか少ないと取るかではあるんですけども、やはり市内に比べて少ないということは、傾向としては税金はきちっと払われている傾向にあると、市外に関しては。

ただ一方で、昨年9月にもちょっと質問させていただいたんですけども、私もちょっと関係している関ヶ丘という団地で、団地内で本当にほったらかしの土地が大量にあって、正直この辺も、私も自分の住んでおるところから出口まで車で走っただけでも20件近く放置されているというような土地がありました。本当に分譲以来、全然手がついていないんじゃないかというぐらい大きな木が生い茂ってやぶになっている、そんな状況で、当時も道にその辺の草木が倒れていたのも、何とかならないのかというふうに、当時服部さんですかね、お聞きしたところ、こればかりはどうしようもないですと、相手に連絡を取ろうとしても取れないんです。実際に、でも、税務としては

相手の情報はつかんでおったということなんですね。これは、法律上も税務の情報はほかに使えないんだというのがあるもので、これはやむを得ないという部分で、一方でそれに対する国も特別措置法とかつくっているいろいろ対応しようとはしているんですけども、それでもまだ法整備もままならないような状況であるということなんですね。

そんな中で、当時こういうふうな状況をどうするんだということで、空き地管理をちゃんとしてくださいというようなことを納税通知のところに、全員に配付するんやったら別にオーケーやということやったもので、そういうふうにはできないのかと言われてたら、山本部長も尽力していただいたと思いますけれども、納税通知にそういったチラシを入れてもらえるようになったというふうなことではあるんですね。

実際は所有者不明土地というのが現時点で28件と、正直関ヶ丘の話を書かせてもらったら、少なくとももう五、六十件は、草ぼうぼうの完全にほったらかしやろうという土地はあるんですけども、それに関してはきちっと納税はほぼされているような様子なので、そうすると、やはり所有されている方というのは、一定の税金という責任は果たそうとはしているんですけども、じゃあ実際管理という部分になっては、管理に関してはやはりほったらかしみたいな状況が発生しておることが分かってくるんですね。

その中でちょっとお聞かせ願いたいんですけども、空き家バンクの活用についてということで通告をさせていただいております。まず空き家バンクの活用について、9月議会でもちょっと今岡議員の寄附物件の質問のときに、寄附のお申出があった、その中には家屋の物件もあったらしいんですけども、これが空き家バンクへ登録するかそういう話がなかったような感じなんですけれども、なぜそのときに空き家バンクへという話にならなかったのかという、その点まず確認させていただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

空き家の寄附を申出いただいた場合の対応といたしまして、申出者の意向を聞き取りさせていただいた上で、必要に応じて現場確認を行い、物件の利用が見込まれる関係部署へ照会するなどして取得の意向を確認しているところでございます。

今議員がおっしゃいました物件、寄附の申出がありました物件につきましては、建物の案件でございましたが、市有財産としての有効な活用が見込めない、関連部署と協議を行いました、有効な活用が見込めないことから申出をお断りしたところでございまして、その申出者のご意向を確認いたしましたところ、市や自治会などで活用を希望されておりましたことから、空き家情報バンクへの紹介には至らなかったというところでございますが、今後につきましては、その制度の紹介も含めまして丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

その件につきましては、その話を聞いたとき、なぜ空き家バンクとかそういう話にはならないのかなあというふうには思ったんですけども、当事者の方のご意向で、空き家バンク等にはそぐわ

ないと判断されたということやと思います。

要は、空き家バンクというのは役所の中でそれなりに機能しているのかどうかという、その認識をちょっと確認したかったもので、その点は多分心配ないんだなあということは確認させていただいたんですけれども、そこでちょっとこれは前回私が質問した際に山本部長にもちょっと触れた部分はあったんですけれども、やはりこの空き家バンクとかこういうふうなものは、結構移住者とかにとっては必ずと言っていいほど見に行くようなページやと思います。やはり、行政の信用性というか、不動産屋とかが信用できんということはないんですけれども、やはり行政ということだけで安心感があるという部分があります。

先ほどもちょっと空き地の話を出しましたけれども、やはりある程度きちんとそういった納税をしてくれているような市外の、特に遠隔地の方なんかには、土地があるところの状況は分からんけれどもという部分が非常に強いと思います。そういう意味では、地元の者がそのことなんて知らんというふうじゃなくて、やはりきちっと務めを果たしたいという方も結構大勢いらっしゃるんじゃないかなあと思うんですけど、そういう意味で、そういった方々の思いの受皿になり得る可能性があると思うもので、空き家バンクを空き地バンクというふうな活用もできるように展開できないのかというふうに思いますけれども、そういったことを考えられないのかどうか、その点聞かせていただきたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

大澤産業建設部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

現在、空き家バンクに取り組んでおりますけれども、それを空き地バンクに活用できないのかというご質問でありますけれども、空き地の売却、賃貸に関しましては、まずは不動産といたしまして宅地建物取引業に基づきます事業者によって仲介業務をしていただくことが基本と考えておるところでございます。ご提案ありました空き地バンクでありますけれども、宅地建物取引業協会とか全国不動産協会等の関連機関の意見も参考にして検討したいと考えております。

ただ、最近の国のほうの流れといいますか、空き地ということで管理不全の土地、これの増加とか、先ほどからの所有者不明の土地というようなこともありますけれども、生活環境を悪化させていくというような原因とか、あと社会基盤とか防災上の事業推進には支障になってくると。その対応は必要であると認識もしておりますので、まずは空き地バンクについては検討したいと思いますけれども、現在固定資産税の納税通知書に空き家の活用のチラシというのをここ2年入れさせていただいておまして、空き家情報バンクについても登録者が増えてきておる状況でございますので、本年度も7件成約があったというような状況でございますので、来年度もまた同じように納税通知書のほうにチラシを入れる予定でありますけれども、その中で土地に関しても、当然土地の管理というようなこと、また売却等があればその宅地建物取引業に基づく事業者への相談とか、そういう部分について記載をして進めていきたいなあと考えておるところであります。

**○議長（中崎孝彦君）**

伊藤議員。

**○13番（伊藤彦太郎君登壇）**

検討いただけるということで、ぜひ検討いただきたいと思います。もちろんこれが全ての特効薬

になるわけではないのはもう重々承知しておるんですけども、やはり何らかのきっかけというのが必要で、こういうのは、そのきっかけづくりの一つにでもなれば、そういうのは非常に重要だと思っていますもので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、学校給食に関するアンケート調査についてに行きたいと思います。

この結果につきまして、これに関しましては、先日の全員協議会で示されたアンケート調査ではあるんですけども、このアンケート調査の結果につきまして、ちょっと服部議員と話していたら、これ、驚異的な数字があったよなということで、あれ、そうでしたっけというような感じだったんですけど、何かというと、要は関中の保護者に関しての今後の給食の意向調査で、現在のような給食というふうを選択された方が100%やったという話であったんですね。

それは確かに驚異的やわなということで、ちょっと今回資料を配らせてもうておるんですけども、自分なりにそのアンケート結果を、あくまでも関中2年生の保護者に関する部分をもうちょっと自分なりに分析というか、もう一回見直してみたんですけども、これ、問いに関しましては、保護者の方から見て、お子さんにとっての中学校給食はどんな昼食がいいかということで、4つ、現在のような給食、いわゆる完全給食だとか、関中の場合は給食センターから持ってこられるような給食なんですけれども、2番目がデリバリー給食、3番目が家から持ってくる弁当、4番目がデリバリー給食か家から持ってくる弁当の選択制ということで、1つじゃなくて2つまで選んでいいというふうなことなんですけれども、結果、1番の現在のような給食ということに丸が振られたのが100%で、デリバリー給食に丸を振ったというのが20%、3. 家から持ってくる弁当が2.9%、選択制が5.7%であったんですね。

実は、これは回答のパターンというのが2つまで選んでええということだと全部で11通りありまして、2つ選択する場合、これが6通り、1つしか選択しない場合は当然1・2・3・4のどれかですので4通り、これはさすがにないと思うというか実際なかったんですけども、どれも気に入らんというので全く選択しないということもあり得ると。この11通り、全部で回答パターンがある中で、発生した回答パターンが4通りしかなかったんですね。何かというと、全ての方が現在のような給食というのに丸を振ったもので、そうすると4パターンしかなかったということではあるんですけども、実際、その中でデリバリー給食でもええよ、家から持ってくる弁当でもええよ、選択制でもええよと言われた方が28.6%で、残り71.4%の方が、今の給食以外は考えられやんぐらいの数字を出したわけですね。

正直、僕もここまでの数字が出るとは思わなかったんですけども、ちなみに生徒の意向としてはもうちょっと違って、今のような給食がいいというのが93%、デリバリーが30.2%、家から持ってくる弁当が16.3%で、選択制が14%と。どっちかということ、お子さんのほう、生徒のほうが今の給食じゃなくてもいいというような意向ではあったんですけども、この調査で、今の亀中、中部中の給食どうするのやという話で、その辺うちの会派では、明日、櫻井議員のほうから言われるんで、その点については私としてはお聞きする気はないんですけども、私はむしろ、この関中ですね、これをどうしていくのかという話のほうにちょっと目を向けたいんですけども、この調査自体、そもそも亀中、中部中だけではなくて、関中や小学校の給食の在り方、これにも関係するということであったもので、この関中について、今後の給食の在り方、このアンケート結果を踏まえた上で市としてどうされるのか、福沢議員の質問の中では3月にこの辺示しますというこ

とではありましたが、現時点でこのアンケート結果を踏まえて、関中における昼食の形態が変わる可能性があるのかどうか、この点について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この10月に実施いたしましたアンケート調査におきまして、関中学校の2年生とその保護者の方から大変今提供しております給食についての高い満足度を感じていただいているところを、私どもとしてもひしひしと感じておるところでございます。

それを踏まえて、今教育委員会としてはどうかというお尋ねでございましたけれども、まず教育委員会といたしましては、平成28年に策定いたしました学校給食に関する方針についてでございますが、ここにつきましては、関中学校におきましては関学校給食センターによる提供を継続するとしてきたところでございます。それも踏まえてでございますが、関の学校給食センターは、およそ築15年というまだ比較的新しい施設でございますので、今給食の在り方について検討はしておりますけれども、今後につきましても、関中学校につきましては給食センターの方式というものの継続ということを考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

関中における給食は現在のままでいく可能性が高いというようなことだとは思いますが。

この結果を見る限りでも、やはりそういうことになるんだろうとは思いますが、もちろん私もそれでええと思えます。当然そういうふうなことにはなるんだろうと思うんですけども、一方で、実は今回の議論の中で置き去りとは言わないですけども、あまり議論されていないのが、給食が食べれやんとか、関中において給食がちょっとというような意向の方が出てきた場合どうするんやということやと思うんですね。そもそもアレルギーとか、最近では宗教上の理由で駄目な食材もある、こういったこともありますし、そういった個別なケースですね。給食自体は非常にこんだけ満足度が出ている場合で、そんな話が出るとはちょっと考えられないとは思いますが、なかなか。ただ、そういったことが発生してきた場合、現在どういうふうな対応をしているのか、あるいはそういったことが出てきた場合、うちは弁当の主義なんやという方が、何としても弁当でいきたいんやというふうな人が関中で出てきた場合、こういったことに対してどういうふうな対処をされるのかという点を確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、関中学校におきましては、入学前の説明会におきまして、全員が給食の提供を受けるということのご説明を申し上げ、これをご理解いただいているというふうに認識しているところでございます。したがって、先ほど議員おっしゃられましたように、アレルギーなどの医学的な理由、または宗教上の事情など、特別な理由以外については原則給食を召し上がっていただくということになろうかと思っております。

その中で、もしそういった、どうも給食についてはというお話があった場合につきましては、先ほど申し上げましたような考え方に沿って、保護者などと十分な話し合いを重ねて学校給食についてのご理解をいただくものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

おっしゃったような感じですね、十分な話し合いをというようなことやったと思いますけれども、やはりそれはまず一番大事やと思います。最近ではあまり聞かなくなりましたが、ちょっと前、肉食主義者、ベジタリアンとか、そういったこともありましたけれども、これを実は子供も同じ思いでおるかどうかというのはまた別問題ですし、実際そうであったとしても、一番大事なやはり子供にとっての発育がちゃんとなされるかどうかではあるんですね。やはりこの辺が親の価値観を押しつけることが本当にええのかどうかという部分もありますし、でも親の価値観が正しいこともあるでしょうし、やはりこの辺はこうじゃないと駄目だというふうな思い込みで双方が向き合っただけではいけないことやと思いますので、十分話し合いをして、それでもこれはやむを得んなあというようなケースでは考えていただくというか、個別の状況に応じてやっていただかなあかなあと思います。やはりその辺は今後も検討していただきたいと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に人事院勧告と特別職の期末手当についての項目をさせていただきます。

今回、人事院勧告に基づいて、一般職の職員の期末手当が引き下げられることにはなったんですけれども、今回特別職の期末手当の改定はなかったわけですが、この理由につきまして、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、先議で一般職の期末手当については引下げをさせていただきましたが、特別職の期末手当については、今回改定の提案は行っておりません。

その理由といたしましては、これまでの特別職の期末手当を含みます給与の考え方としましては、国の一般職の給与改定の取扱いに準じる市の一般職の給与との均衡を図ることとしており、現在もこの考え方を基本として進めているところでございます。しかしながら、平成27年度以降、一般職につきましては期末手当の増額改定が続けられてきたところでございますが、特別職につきましては期末手当の改定がなされていないことから、現在の特別職の期末手当と一般職の期末勤勉手当との均衡は既に図られていない状態となっているところでございます。そのような中で、特別職において今回期末手当の支給月数の引下げを行いますと、一般職の期末勤勉手当の支給割合とさらに乖離が大きくなるということから、今回改定をしない判断をいたしましたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

特別職に関しましては、最近上げてこなかったというのがあるんで、下げるときだけ下げるとい

うのはどうなんやという、そういうことなんだろうと思うんですけど、ただ、人事院勧告自体が争議権を持たない職員に対する措置という部分もあるという中で、特別職というのは自分たちで報酬なり手当を決められる、議決なり提案なりで、そういう立場にあるということなんですね。乖離するというふうなことを言われましたけれども、上への乖離は確かにちょっと問題やとは思いますが、下への乖離、これはやはり当然決める人たちがそれでええんやというふうに決めるんやから、これに関しては市民の理解とか、その辺は得られるとは思いますが、そもそも。

今回、乖離するというのの理由で改定がなされなかったわけですがけれども、今回、若干ではありますけれども、その乖離が少し減ったわけですよ。次の人勧がもし下げるといふ人勧が出たときに、次はどうするのかという部分ですね。これから、じゃあどこまでの乖離やったらええのか、その辺の基準をちょっと考えていかなあかんのじゃないのかなあという部分はあるとは思いますが、次のときはどうするのか。次、下げるといふ人勧があった場合はどういふふうな判断をするのか。もちろんそのときに、一応市長4期目と言われてはいますがけれども、まだ4期目というのが確定したわけではないので、なかなか説明はつかんとは思いますが、その点について聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、市の一般職に準じるような形でご答弁を申し上げましたが、それ以外にも特別職の期末手当というのは、議員の報酬でございましたり、例えば県内の他市の状況、こういったものを総合的に判断して決められていくものというふうにご考えております。

そうした中で、議員報酬との均衡につきましては、議員の報酬につきましても平成27年度以降引上げをされていない状況ということで、特別職と同じ率で据置きをされておるといふ状況でございます。また、県内14市の状況を勘案してみますと、県内14市の特別職の状況、5市が一般職と同じ率、今4.45になりましたが、それまでは4.5という支給月数で支給されておるところもございまして、それ以外にも亀山市よりも高い率で支給されておる市もございまして、次の人事院勧告に対してどのような判断を行うかということにつきましては、今の段階では少し申し上げにくいところではございますが、一般職の給与、議員の報酬、また県内の各地の状況、こういったものを総合的に判断して決められるものと、そのように認識をしております。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時31分 休憩）

---

（午後 4時40分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、亀山中学校、中部中学校における昼食の在り方についてでございます。

既に福沢議員、伊藤議員の質問の中にもございましたので、アンケート結果については触れませんが、自由回答の記述ですとか、またアンケート以外でも、生徒全員で食べる給食を実施するに当たっては、教員の負担が増えるのではないかという話をよく聞きます。

そこで、今現在、生徒にしわ寄せができていないのか、今後小学校のような給食が実施されるときにしわ寄せが来ないかどうかということを確認していきたいと思っております。特に、アンケートでも昼食の時間が少ないという記述がございました。まず、昼食の時間について、現在市内の3中学校での昼食の時間はどのくらいかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中学校における昼食の時間は市内30校とも20分間となっております。この昼食時間の後、5限目が始まるまで、各校とも20分の休憩時間を設け、合計40分の時間で個々の状況に応じた時間の使い方ができるように設定しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

給食を食べる時間、20分ということなんですけれども、私、7月にデリバリーの試食をさせていただいたんですけれども、私、そんなに食べるのは遅いほうではないんですけれども、食べるだけでも15分程度かかりました。これにやっぱり配膳の時間ですとか移動の時間を考えると、もう少し時間が必要なんじゃないかなあと思います。特に、今衛生面については十分気をつける必要がありますので、さらに時間がかかると思います。

給食の形態に関わらず、5分、それから10分延ばすことは可能かというか、延ばす必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどご答弁を申し上げましたように、給食の時間を20分、そしてその後の休憩時間も合わせて合計40分の時間というものを想定しております。それぞれ時間の使い方ができるように設定しておるところでございますので、こういった中で多少の調整はできるのではないかと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

私はそれでも、やはり短いかなあとと思います。やっぱり早く食べる習慣というのはつける必要ないと思いますし、食べるのが遅い子に至ってはプレッシャーがかかることになりますので、それから先生も、働いている時間中トイレに行く暇もないということも聞きます。今までそうだったから見逃してもいいという状態ではないと思います。時間を少し延ばすだけで働く環境の改善になるのではないかと考えております。

また、給食の指導について、担任の負担が増えるのではないかという声も聞きますけれども、子供たち、もう既に小学校6年間給食の時間を過ごしていますし、関中の生徒たちもやっているわけで、指導が大変になるというイメージがちょっと湧かないんですけれども、中学校だから大変ということはあるんでしょうかね。例えば担任でなくてもほかの職員の方が交代で入ったりとか、時には地域の方が入ったりしてもいいんじゃないかなあと思うんですけれども、担任である必要というのはあるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、中学校における学級担任は、小学校と比べて教科での関わりが少ない分、ホームルームや昼食の指導における生徒との関わりというのが非常に重要になってまいります。また、給食指導につきましても、学習指導要領の特別活動として位置づけられ、その解説におきましても、学級担任の教師による指導が原則であると記されております。そういったこと、アレルギー対応や安全管理に関する指導も行うこととなっておりますので、昼食の指導は担任であるというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

原則担任の先生で、特別活動、担任の先生にとっては休憩時間ではないということなのかと思うんですけれども、休憩時間ではないから落ち着いてご飯を食べられないとか、そういうふうにはならないんじゃないかなあとと思います。担任の先生が教室で食べる必要があるのであれば、もちろん食べてもらうのはいいと思うんですけれども、ただ担任の先生だけじゃなくて、チームで働くということが担任の先生の負担を減らすということになるんじゃないかなあとと思います。今、先生方一人一人の責任感、そこに頼って仕事をするという、そういう時代ではなくなっているんじゃないかなあとと思います。そういう観点でも検討をしていただく必要があるのではないかとと思います。

それから、今回中学校の給食について質問させていただくのは4回目になりますけれども、私が議員になって最初の定例会、2年前の平成30年12月の定例会で質問した際に、教育委員会は平成28年3月に亀山中学校、中部中学校において完全給食が望ましいという方針を取りまとめた。その後、平成29年度から第2次亀山市総合計画前期基本計画で5年かけて検討するという答弁でした。2回目は、長く検討しているんですけれども、市長に実施するつもりはあるんですかというふうにお伺いしたんですよね。教育委員会の多面的な検討を踏まえて総合的な政策判断が必要だと

いう答弁でございました。3回目は、今年の3月でした。小学校のようなみんなと一緒に食べる給食を実施していく方針で、方向で間違いないかという質問に、市長は今の前期基本計画の期間において、小学校のような給食がいいのか、あるいは今のままがいいのか、別の方式がいいのか、その検討をしていくことが必要とおっしゃいました。

先ほど、福沢議員も確認していらっしゃいましたけれども、関中学校ですとか、小学校のようなみんなと一緒に食べる給食を実施していく方針で進んでいるとして間違いはないでしょうか。教育長は、平成28年3月の方針は変えないとしています。しかし、最終的な判断は市長であると、予算を持っていますので。市長は、教育委員会の検討から判断をするという話に今なっていると思うんですけども、これはやるということによろしいんですね。やるという方向があるから検討をしているということによろしいですね。どの方法でやるのか判断をするために、今検討をしているということによろしいですね。

なぜやります、やると言い切れないんでしょうかね。やると言った上で、こういう検討をしていきますと言っていたら、市民のほうも検討が進むのを待てると思います。でも、先ほど紹介しました今までの答弁ですとか、9月に提出された署名、それから要望書、その市長ですとか教育長からの発言ですとか態度へ多くの方から疑問の声をいただきました。市民は不信感を抱いております。

市長、それから教育長は、優先順位がとおっしゃいますけれども、じゃあその給食というのはどういう優先順位なんですかと。市民から何でやらないの、誰かが反対しているの、やる気がないと聞かれるんです。具体的に、これがあるから5年間検討だったんです、これがあるから今すぐというふうにはならないんですというご説明をしていただきたいと思っています。ただ、前期基本計画に検討と位置づけたからという話は結構でございます。何で5年間検討と位置づけたのかということをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本日の午後に福沢議員さんのご質問にご答弁をさせていただいたところでございますけれども、基本的に現在の状況については、教育長、教育委員会からもご答弁させていただいておりますし、市としての公式の考え方も当然今検討しておりますので、その上でそれを尊重し、判断をさせていただくということを申し上げてまいりました。

今、議員がお尋ねのこの5年間の取組についての説明を求めるとのことですが、これもご紹介いただきましたが、平成28年の3月に教育委員会として、この学校給食に関する方針の取りまとめをいただきました。この内容はご案内のように、亀山中学校及び中部中学校において完全給食の実施が望ましいとされたところであります。また、その実施には経費や施設用地の確保などから十分な検討が必要とされたところであります。

このことから、私は前回4年前の政策公約の中でもこれらを受けまして、地産地消かめやまっ子給食の充実と中学校の完全給食への検討を始めると、このようにお約束をさせていただきました。これを受けまして、平成29年度よりスタートいただきました現在の亀山市第2次総合計画の前期

基本計画の中に中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うと、これを明記し、しっかりこの亀山市の総合計画に位置づけをしながら現在に至っておるところでございます。

先ほどもお話ありました福沢議員にもお答えをさせていただきましたけれども、現在教育委員会で進められております検討が取りまとめられましたら、その妥当性や政策の位置づけ等について適切な判断を行わせていただきたいと思いますと考えています。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

1月27日の全員協議会に途中経過が示されましたけれども、その中で現状の課題の整理が示されました。自校式の場合であったり、センター方式の場合、それからランニングコストですとか施設の改修だとか、たくさん項目を上げていただいて、それを検討して、今年度末までに一定の方向性を出示しますとしておりますけれども、今年度末まであと3か月ほどなんですよ。これまでどんな検討をしたのか、施設費のとか、ハード面の試算をしたのかということ、私、2年前に、一番最初に聞いていますし、私とその質問をする前の段階からもう既に検討期間には入っております。何をしていたのかと言われてもやっぱりおかしくはないと思うんですね。

あと、センター給食のほうも検討課題に上がっておりますけれども、先ほど伊藤議員の答弁の中で、関中においては今の状態を残すということだと私は理解したんですけども、これは小学校においても堅持ということよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

少し意味を確認させていただきたいんですけど、小学校についても堅持……。

（「反問権を使うんやったら、反問権を使うと言ったらええ」の声あり）

○教育長（服部 裕君登壇）

では、反問権を使わせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

ただいま、服部教育長より反問の申出がありましたので、議長においてこれを許可します。

○教育長（服部 裕君登壇）

小学校については維持ということですかというようなお尋ねだったんですが、どこの、旧亀山の小学校の維持を言われているのか、関小や加太小のセンター方式の維持を言われているのか、確認します。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

言葉が足りず申し訳ありません。

小学校の今の自校式についての堅持、それから旧関町のセンター式ですね、こちらのほうの今の現状の堅持ということです。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

それも含めて検討を今進めているところでございます。

3月とよく言われるんですが、くれぐれも誤解のないように。今年度末を目途にと申しておりますので、4月1日になるかも分かりませんし、4月5日になるかも分かりませんので、そこはよろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

4月はもう今年度ではございませんけれども、今年度末で一定の方向性を出すということではないんですか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

今年度中を目指したいと強く思っておりますが、今年度末を目途にというのが公に言わせていただいていることですので、4月に入ったから約束を破ったと言われると、それは困ります。今年度末を目途に頑張ります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今年度末までをお願いしたいと思います。

それから次に参ります。

関の給食センターですけれども、関の給食センターというのは、一般的な大規模なセンター調理とは違って食数も少なく、調理も小学校の自校式とほとんど一緒という認識でおります。まだ検討中ではあるとは思いますが、そのこの区別はきちんとしていただきたいなあと思っております。最低でも今の自校式、それから今の関のセンターの給食の水準を守っていただきたいと思っておりますけれども、このセンターの考え方について、その辺りのご理解はいただいているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員お示しのとおり、センターにつきましては亀山中学校、中部中学校2校分でありますとか、関の学校給食センターのような要するに規模、いろんなものが想定されるかというふうに考えております。今、私どもの検討といたしましては、亀山中学校、中部中学校の2校分であったり、また場合によっては全ての小・中学校での区分であったり、それからまた小・中学校を区分けして導入する方法など、1つのセンターという言葉の中にもいろいろな方法が考えられますことから、長期的な展望も含めた給食の提供方法として検討しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

## ○2番（中島雅代君登壇）

先ほどの答弁とちょっと変わってきているような気がするんですけども、関もセンターだから、亀中、中部中もセンターでと。でも蓋を開けてみたら全然違うセンターだったということにならないように、亀山の給食の水準は保っていただきたいと思います。

それから、何年も検討としてテーブルの上に置いておくだけで手をつけないということに市民は疑問を感じております。自分たちの願い、そういったものは届かないのかとがっかりしております。市民の関心はとても高いです。この問題の関心は子供を持つ親だけでなく市民全体に広がってきております。ぜひ決断をした上で、実行に向けて動き出していきたいと思います。

みんなが亀山で幸せに暮らせることを願っております。子供たちが幸せに生活できるようにするためにできることは何か、それは私たち保護者であったり、学校の先生はもちろん、それから地域、そして教育委員さん、それから市の職員さんもそれぞれの立場で考えています。市長ももちろんそう考えて公約をされていることと思います。その公約を信じて市民は投票に行くんです。多くの市民の方が関心を持って今聞いています。自分たち市民の声はちゃんと届いているのかと。

そこで、市長に力強く進めていくと、市民の声はちゃんと届いているんだよということを一言お伺いしたいと思うんですけども、何かございますでしょうか。

## ○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

この中学校給食の問題も含めまして、いわゆる子供たちの給食、それから学びの場である学校の様々な環境の充実、このことは教育委員会も私自身も議員の皆さんもそうであろうと思いますが、しっかり最優先の課題として取組を進めていこうということで今日を迎えております。それは、給食以外にも様々な子供を取り巻く課題や教育行政としての政策、あるいは状況がありますので、これらを本当に個別最適だけではなくて、全体としてその質を上げたいというのが私どもの考え方があります。

市民の皆様、あるいはいつもそうなんですが、PTA、それから教育関係者の皆さん、そして議員の皆さん、多くの皆さんの様々な思い、あるいはご要望、そういうものを段階的ではありますが、しっかりそれを具現化していく作業が我々に課せられた責務でございます。そこは、そのように取組を進めてまいっておるということでもあります。

今回、ちょうどこの署名活動を展開されましたじゃがまる会の皆さんとも、署名活動を教育委員会に提出された当日でありましたが、これは議会、議長のほうにも要望をされたと思っておりますが、私自身も直接ご要望をお受けさせていただいて、面談の機会を取らせていただきました。触れられませんでした。例えば亀山の小学校の自校方式を堅持しておる、こういうことに対して高い評価をいただいております。あるいは中学校給食に対する様々な率直な思いもしっかりお受けをさせていただいたところであります。

議会の議員の18名の皆さんの中にも、さっきくしくもおっしゃられましたが、センター方式でも様々な考え方が違うようなことであってはならんというお話がありましたけれど、多分多くの考え方がこの議会の中にもあろうかと思っております。そういうこともしっかり理解をさせていただ

いた上で、今回のこの中学校給食の問題につきましては、現在教育委員会として最善の努力を重ねておりますので、これを尊重させていただいて、一定の方向が示されました中で、しっかり次の段階へ進めさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

私は最近、市の主催する市民向けの講座で、人は幸せに暮らしている人のところに集まるという言葉を見ました。亀山市は健康都市連合に三重県で唯一加盟をして、食育も推進しています。小学校での自校式を堅持すると。本当においしい給食を提供できるすばらしい栄養士さんですとか調理員さん、いらっしゃいます。今後、SDGsの視点も取り入れて、いろんな計画を推進していくということですが、このSDGs、誰一人取り残さないということを原則としております。言葉だとか計画だけじゃなくて実行されることを私たち、期待をしております。亀山市に住んだら幸せだ、そう実感できるまちになるように、どうぞよろしくお願いします。

次に参ります。

コロナ禍における生活支援についてです。

まず、高齢者の支援について。言うまでもなく新型コロナウイルスによって厳しい生活が続いております。特に高齢者の方ですね、重症化しやすいということで、日々命の危険にさらされながら日常への影響が続いております。高齢者の方、特に持病のある方ですとか、自家用車に乗れない方というのは、病院ですとか買物以外にあまり外に出ない、出られないという閉じ籠もりみたいな状態が以前から、このコロナ禍の前から問題視されていて、それを地域活動ですとかサロン活動で外に出てもらおうという工夫をしていたところに、今活動が制限されています。地域でも運動会ですとか敬老会といった交流の場が中心になって、地域のお年寄りの楽しみも少なくなっているんですけども、私たちが元気な顔を見る機会というのも少なくなってきています。

それぞれが運動不足にならないように、個人的にお散歩をされるという方も見かけますけれども、自分で意識をして体力づくりをするというのは本当に大変なことです。ふだんあまり外に出ないという方は、あまり訪ねてくる人もいないし、寂しいわという声も聞きます。このまま自粛生活することで外出が減って、体力、それから気力も衰えて健康に大きな影響が出てくることになりまして、既にそういう方もいらっしゃいます。

市では、新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージ第2弾、免疫力アップ大作戦を出されております。この免疫力というのはやっぱり気力だとか体力だとかそういうものを支えるものだと思っておりますけれども、免疫力アップ大作戦ですね、これについて閉じ籠もりとかそういったことを考慮してつくられているのかどうかということと、今の進捗状況というのを併せて伺いたします。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

緊急政策パッケージ第2弾で補正予算で上げさせていただきました免疫力アップ大作戦でございます。

議員ご指摘のとおり、今現在、免疫力アッププログラムのリーフレットを作成中でございます。このリーフレットにつきましては、家庭でできる簡単な運動でありましたり、免疫力アップにつながるような食材、あるいはそれを使ったレシピを掲載する予定でございます。現在、制作業者が決まり、その制作業者との打合せを進めております。

それとは別にですけれども、既決予算の中で、実は亀山健康体操を、亀山独自の体操を今制作中でございます。今年度中の完成を目指して、できれば今年度末に皆様にご披露できればというふうに準備を進めております。

**○議長（中崎孝彦君）**

中島議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

リーフレットと体操ということなんですけれども、このリーフレットも配るだけじゃなくて利用していただかないと意味がないですね。利用してもらうことのほうが難しいと思うんですけれども、配ってからの活用法、体操もそうですけど、そういうのもしっかり考えていただきたいなあと思っております。

それから、ごめんなさい、聞き漏らしてしまったんですけど、リーフレットの完成はいつ頃でしたでしょうか。すみません。

**○議長（中崎孝彦君）**

古田部長。

**○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）**

リーフレットは2月中の完成を目指しております。3月1日付の広報と同時に全戸配付をさせていただきます予定でございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

中島議員。

**○2番（中島雅代君登壇）**

ありがとうございます。3月1日号の広報ということなんですけれども、これから本格的に冬になって寒くなるんですけれども、そうすると、また余計外に出にくくなるんですよ。例えばこの冬3か月間も閉じ籠もってしまうと、もう足腰も本当に弱ってしまいますし、それを、じゃあその体操で、リーフレットで取り戻せるかという、なかなか難しいと思うんですけれども、それができるまで、最低でもですけれども、体の面だとか心のケアについて、何か対策というのはお考えでしょうか。

**○議長（中崎孝彦君）**

古田部長。

**○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）**

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議員もご指摘ございました地域活動や地域行事といった高齢者の介護予防につながる活動については、各団体の判断により自粛されるか、感染防止対策を徹底した上で開催されるかを今決めていただいております。現在、市が介護予防教室を委託している事業所につきましては、ほぼ活動を自粛されている状況でございます。

4月にまたその事業所と契約をいたしました在宅高齢者フレイル予防支援事業業務委託というが

ございます。自宅でできる介護予防に関するチラシの送付や電話による体調等の状況確認、助言等を行っていただいております。これにより、活動自粛を余儀なくされた高齢者の生活不活発によるフレイルの予防に努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

先ほど電話による確認とおっしゃったんですけれども、これはどういう方に電話をしていくものなんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

基本的にはそれまで介護予防教室にお通いいただいていた高齢者を中心に、介護予防教室に通っていただけない方となりましたので、そこに電話による訪問をしていただきまして、生活状況や体調等の確認をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今まで介護予防教室に通っていた人ということなので、そもそもそこに通えていない人は置いてけぼりなのかなあという感じがしているんですけれども、今後、体も心もですけど不調を抱える高齢者が増えるということは、医療費の問題もありますし、経済とか地域の活性化というところにやっぱり大きい影響が出てきます。

それから高齢者の方だけじゃなくて、介護の問題とか、私たちの世代にやっぱりすごい大きな問題なので、高齢者の方が出たくないとか動きたくないというのを無理やり外出させたりとか活動させたりというのは、やっぱり家族にはすごく難しいんですね。特に、遠方に住んでいてすぐに駆けつけられないという人はなおさらだと思うんです。

やっぱりそういうときに頼りになるのは、地域の高齢者の方を見守っていただいている民生委員の方だと思っております。やっぱり第三者の方に入ってもらって、そうすると、じゃあ頑張ってみようかなあというところもあると思うんです。特に、民生委員さんなんて地域ですごく頼りになる方なので、やっぱりお話も聞いていただきやすいですし、なので、民生委員さんの活動についてちょっとお伺いをしたいと思います。

民生委員さんは、基本的に地域の方を訪問していただいて、相談に乗っていただくという活動をしていただいていると思うんですけれども、民生委員さん自身にも感染のリスクがありますけれども、そういう訪問活動がそもそも今できているのかということと、民生委員さん、報酬などほとんどないというふうに聞いているんですけれども、感染予防ですね、マスクだとかアルコールだとか、そういうものの支援みたいなことはされているんでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

民生委員さんの活動につきましては、地域の高齢者の見守り活動や、市の高齢者敬老祝い品の贈呈に関しまして毎年ご支援をいただいております。毎年10月に高齢者の世帯状況を確認する高齢者実態調査を民生委員・児童委員の皆様にご自宅訪問により行っていただいております。調査で得られた情報については福祉サービスに適切に利用させていただいたところでございます。

しかしながら、今年度につきましては、このコロナ禍でもございますので、できるだけ自宅訪問は避けていただいて、電話での訪問でありますとかいうことになっていただいたところでもございます。また、高齢者の敬老祝い品に関しましては、いつも民生委員さんが手渡しでご本人にお渡ししていただいていたものを、今年度は直接市のほうから対象者の方にお送りをさせていただいたところでもございます。

今後もこのコロナ禍が続く、高齢者の外出機会が減ることで、民生委員さん、児童委員さんの無理のない範囲でご活躍をいただきたいと思っております。

また、感染の予防物品でございますけれども、今年につきましては、民生委員さんが先ほど申し上げました高齢者の実態調査で回っていただくためのためにマスクの配付を行ったところでございます。また、民生委員組織活動費補助金というふうなものがありまして、その使途範囲が拡大されまして、感染防止用品等の購入費用が認められるようになりましたので、必要に応じて各地区の民生委員児童委員協議会のほうで物品購入などを行っていただいているところでございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

#### ○2番（中島雅代君登壇）

民生委員さんにはできる範囲でということなんですけれども、やっぱり困っているということは言いにくいんですよね。なので、全体像をできるだけ把握していただいて、本当に必要な支援というのを構築していただきたいなあと思っております。

それから、先ほども高齢者の見守りという話もありましたけれども、高齢者の方は訪問していただいているので、誰かというのは分かっていると思うんですけれども、特に若い世代の人というのは、自分の地域の民生委員を知らないという方もやっぱり聞きます。それに、民生委員さんはどういうことをする人なのかということも十分に知られていないというのが現状なんですけれども、民生委員さんの働きを十分に生かすためには、広報というのはやっぱりすごく大事だと思っております。

今、どうやったら地域の民生委員さんのことを調べられるかなあと思って、ホームページとか探してみたんですけれども、去年新しい方に替わった後に今年の2月に広報で顔写真とか載っていたんですけど、それぐらいしか発見できなかったんですけれども、周知という点で不十分かなあと思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

#### ○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

#### ○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員ご指摘のとおり、民生委員・児童委員の改選に伴い、本年2月に市広報とともに全戸配付されました民生委員・児童委員だよりにおいて、各委員を顔写真入りで紹介させていただいております。また、広報の5月1日号では民生委員月間に合わせ、民生委員・児童委員の活動内容等を掲載させていただいたところでございます。

民生委員各位におかれましては、改選後において、各地区の個々の引継ぎ業務の中で、相談継続中の案件の引継ぎを行っていただいたり、中には新旧委員がそろって訪問を行うなど、遺漏のないよう交代の周知についても活動していただいているところでございます。さらに、その諸活動において、各地区まちづくり協議会の会合や、地域の行事などにご参加いただいている民生委員さんも見えますので、各地域の住民と顔の見える連携について努めていただいているというふうに認識しております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

民生委員さんというのは、3年に1回ですかね、替わると認識しているんですけども、今回たまたま去年新しい人に替わったので、今年の2月に広報が出ているんですか。これって、改選ごと、3年に1回しか出ないものなんですか。それとも毎年出ているのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今年2月に発行された民生委員・児童委員だより、顔写真入りのものにつきましては、改選時期のみですので3年に1回となっております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

3年に1回広報を出して、それから民生委員月間ですか、それは毎年かなあと思うんですけども、その後はお任せということなんだと思うんですけど、地域の重要な役割を民生委員さん、担っていらっしゃいますので、活動しやすい環境をつくるというのは必要があるんじゃないかなあと思います。

民生委員さんって、本当に命を守る大切な役割を担っている方だと思うんですね。極端な話ですけども、その存在を知っているか知らないかで生死を分けるかも分かりません。地域のつながりを守るという意味ですごい大切な存在ですので、3年に1回とか、そういうのではやっぱり不十分じゃないかなあと思いますので、十分な周知、広報だけでなく、広報を見るかどうか分かりませんので、十分な周知というのをお願いしたいと思います。

それから、民生委員さん、もちろん寄り添って見守っていただいておりますけれども、新型コロナの感染を恐れて病院に行くことをためられることもあるんじゃないかなあということも思っているんですね。体力だとか気力の低下で、鬱だとかセルフネグレクトというので病院に行かないということもあります。そういった場合の見守りですとか、医療へのつながりについてなんですけれども、亀山ではお医者さん、それから看護師さんとか介護職の方もだと思うんですけど、多職種で連携をして在宅診療、そういうのをを行うホームケアネットという仕組みがあると思うんですけども、本人が病院にかからないという場合でも使える仕組みなのかどうか伺います。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

かめやまホームケアネットでございますが、これは平成27年2月よりスタートしました制度でございます。ケアマネジャーが中心となり、医師や看護師、薬剤師などの医療職種とヘルパーなどの介護職種がチームを組み、高齢者が安心して在宅での生活ができるよう、患者さんやその家族の在宅療養を支援する仕組みでございます。

利用対象者としましては、病気や障がいや寝たきりの方や、認知症などにより医療機関への通院が困難な方で、訪問診療を利用し、介護保険サービスを受けてホームケアネットに登録をいただいた方でございます。したがって、ホームケアネットは、医療や介護の中での仕組みでございますので、病気とは関係なく、単なる閉じ籠もりがちな方の利用はできないものとなっております。現在このホームケアネットの利用者の方は31名の方々にご利用をいただいております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

登録が必要ですぐには使えないということかなあとと思うんですけども、そういう自発的に医療だとか介護につながらない場合の見守りですとか医療についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、在宅での診療がどういう方が可能かということでございますけれども、医師や看護師が在宅で診療や看護をするには、その方が身体的な原因や認知症などの疾患で医療機関への通院がどうしてもできない方の場合に可能となります。その場合は、医師が在宅での診療が必要と認めなければなりません。そのことから、身体的な原因や認知症などの疾患がない方につきましては、現状ではご家族等のご支援により医療機関に通院をしていただくことになります。

また、別の方法としまして、ちょっと先ほど議員も言われましたけれども、心身の状況により介護保険の介護認定を受けた方につきましては、介護保険のサービスにより、訪問看護や訪問介護などを受けることが可能となります。

コロナ禍で閉じ籠もりがちな高齢者の方は筋力が低下して、先ほどちょっと議員も言われましたけれども、歩行も困難な状態になる方、いわゆるフレイルになる方がお見えになります。そのような状態になることを予防するためにも、様々な支援策をご利用いただくとともに、感染予防対策を徹底し、できれば最近再開されましたサロン等にも積極的にご参加いただきたいというふうを考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

少しずつですけども環境整備していただけて、ちょっとずつですけども進んできてはいますけれども、やっぱりこういう非常事態になると、今まで見えていなかったとか見えにくかった問題というのが浮き彫りになってまいります。それは、やっぱり今まで我慢してきた本当に

困っている人たちだと思いますので、そういう方を支える仕組みというのが必要になってくると思います。

それから、親の世代の介護ですね、私からしたら親の世代ですけど、介護についてどうしたらいいのかという相談を最近受けることができます。やっぱりそういう介護を担うというのは女性であることが多いんですけども、生活ですとか収入、それから介護にかかるお金だとか時間だとか、本当にたくさんのが、心配事が本当に一遍に押し寄せてきて、本当に目に涙をためて相談してくださいんですけども、やっぱり今のコロナの状況という現状ではなおさらだと思うんです。やっぱり相談するところはたくさんあったほうがいいと思う。民生委員さんですとかの役割の周知だとか、それから体制の整備というのをきちんとお願ひしたいと思います。

それから、高齢者だけに限らず、経済的に困っている方も大勢出てきていると思います。コロナで生活に困っている人が増えているかどうかという現状と、その現状分析についてお伺ひしたいと思うんですけども、ちょっと時間がございませんので、生活保護、生活の困窮となりますとやっぱり生活保護なのかなあと思うので、生活保護だとかほかの経済的な問題に対しての相談の状況というのをまとめてお伺ひしたいと思います。

#### ○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

#### ○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、生活保護でございます。本年度4月から11月までは相談件数が53件、昨年の同時期に比べて5件増えております。申請件数は16件で、これも昨年同時期に比べて2件の減、減っております。今のところ、コロナの影響でということで顕著な増減は見られないということが、これで分かってくると思います。

また、生活保護に至らない方に対しまして、社会福祉協議会を窓口とする緊急小口貸付けや総合支援金などの支援策が現在実施されております。その相談件数におきましては、11月末日で1,608件の相談がございます。なお、この緊急小口貸付け、1件20万円がまず貸付けができるんですけども、その申請件数は552件でございます。うち半数以上は外国籍の方でございます。

#### ○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

#### ○2番（中島雅代君登壇）

生活保護の件数はそう大きくということだったんですけども、貸付けの相談ですか、それが1,600件、それから申請も552件とすごい数字だと思うんですけども、生活保護までではないけれども、やっぱり生活が立ち行かなくなっているという方がすごい増えているということだと思っとうんです。やっぱり災害だったりとか、社会全体が弱ってくると、どうしてもふだんから苦しい思いをしている人のところに直撃して、さらに苦しい状況になるんですね。そこを支えていくというのが行政の役割だと思っています。

それをどれだけ想定して準備ができるかということだと思っとうんですけども、例えば鈴鹿市のホームページですと、市内の求人情報を出したりだとか、キャリアカウンセラーによるオンラインの就職相談、そういうのも行ったりしています。市民の生活を支えるというこういう動きというのは、今のコロナだけじゃなくて将来にもやっぱり生きてくることだと思っとうんです。やっぱりすぐには就労

だとか収入にはつながらないかもしれないんですけども、そういった資格だとか職業訓練なんか、そういうできることがあると思うんですけども、そういった就労に向けた支援策みたいなものは考えているかどうかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

生活困窮者への、例えば資格取得や就労の支援でございますけれども、社会福祉協議会に委託をしております自立相談支援事業におきまして、離職された生活困窮者に対しましてハローワークなどとの関係機関と連携し、就労に向けた支援を行っておるところでございます。今後も生活困窮者の増加が懸念をされる中、就職に有利な資格取得も視野に入れた自立支援事業強化を図っていく必要があるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね、生活保護には至っていなくても、今生活に困っているという方が、まずこの申請されただけで500人以上、500件なのかも分からないですけども、以上いらっしゃるってことは、のんびりしている場合じゃないと思うんですね。今、もう少しで多分生活保護に相談をしようかというところだと思うんで、やっぱり急務だと思うんですよ。

こういう雇用だとか高齢者の問題というところは、やっぱり弱いところ弱いところにしわ寄せが行きます。今までぎりぎりの状態で何とかやってきたという方々だけでも、どれか一つがうまくいかなくなると、途端に全て回らなくなってしまうんですね。何とか踏みとどまれるように、市民の生活を支えていかなきゃいけないと思っています。本当に必要な支援を必要となるようにつなげるようにしていく必要があります。市民は、実効力のある政策を期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時29分 散会）



令和 2 年 1 2 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和2年12月9日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井 義之 君	副 市 長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	佐久間 利夫 君
健康福祉部長	古田 秀樹 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	宮崎 哲二 君	危機管理監	服部 政徳 君
総合政策部次長	青木 正彦 君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	伊藤 早苗 君	産業建設部次長	亀淵 輝男 君
生活文化部次長	谷口 広幸 君	産業建設部参事	久野 友彦 君
産業建設部参事	田所 学 君	健康福祉部参事	豊田 達也 君
会計管理者	米津 ひろみ 君	消 防 長	平松 敏幸 君
消 防 部 長	豊田 邦敏 君	消 防 署 長	原 博幸 君
地域医療統括官	上田 寿男 君	地域医療部長	草川 吉次 君
教 育 長	服部 裕 君	教 育 部 長	亀山 隆 君
教育委員会事務局参事	桜井 伸仁 君	監 査 委 員	渡部 満 君
監査委員事務局長	木崎 保光 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松村 大 君

---

●事務局職員

事務局	長	井分信次	書	記	水越いづみ
書	記	村主健太郎	書	記	西口幸伸
書	記	大川真梨子			

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

会派結の草川でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

アフターコロナを見据えたDX（デジタルトランスフォーメーション）による亀山版Society5.0の実現についてということで、テーマを上げさせていただきました。

まず1つ目、DXによるスマート自治体の実現について伺ってまいります。

DX、デジタルトランスフォーメーションの略であります。いわゆるデジタル技術による行政サービスの変革であります。このデジタル変革が亀山市にどのように波及していくのか、単にデジタル化されて終わりではなく、デジタル変革によって便利になった、人生が豊かになった、住みやすくなったということを、市民お一人お一人にリアルに実感していただかなければならないと考えております。その可能性を探ってまいります。

まず、1枚目の資料をご覧ください。

DXにおける主な視点ということで、私なりに3つ、大きな視点でまとめました。住民接点、行政業務、社会課題でございます。これに沿って議論を進めてまいりたいと思いますが、まず伺いたいと思います。

亀山市の自治体DXについての方針を、まず伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

本市におけるDXの方針ということでございますが、まずDX、行政におけるデジタル変革の取

組につきましては、業務効率の向上、コスト縮減などを主眼とするICT化とは異なり、デジタル技術を活用して仕事や組織を変革させ、住民本位の行政、地域、社会の実現を図ることを目的とする考え方であると認識をしております。このような考え方からも、行政手続のオンライン化でありますとかワンストップサービスなど、DXを推進して市民の利便性の向上を図ることは、住民本位の行政を目指す上で大変重要な要素であり、今後このDXを用いて市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ、その住民本位のサービスを期待したいと思います。

まず1つ目の住民接点、市役所とのやり取りを便利にと資料には書かせていただいておりますが、こちらについて伺っていききたいと思います。

先ほどもご答弁がありましたオンライン化、ワンストップサービスに関わるところでございます。

アフターコロナの新基準を踏まえて、3密を避けるための市民のニーズ、これはできる限り手続や申請で市役所に訪れなくてもいい、1つ、行かないという視点、そして行ったとしても、すぐに手続、申請が終わって待たない、この2点が大きいところだと思います。

まずこの行かないですけれども、これはまさに行政手続のオンライン化でございます。オンライン手続を前提にするのであれば、政府が進めております押印の廃止を本市でも積極的に進めるべきだと考えますが、市の方針と現在までの取組について伺います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず行政のオンライン化を進める上で、解決しなければならない課題として、やはり押印の廃止という問題がございます。これにつきましては、行政手続における押印廃止に対する考え方で、国におきましては、現在各種手続の押印廃止に向けて、関連法の改正準備が進められているところでございます。本市におきましても、先月20日の全員協議会における市長報告のとおり、法令で定めているものを除き、押印を求めています約1,000種類の申請、届出などの書類について、原則押印廃止に向けて現在作業を進めているところでございます。

この押印廃止は、今後の各種手続のオンライン化を推進しやすい環境づくりにもつながるものと考えており、関係する例規を年内に整備をいたし、来年1月1日から実施する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと確認したいんですけれども、1,000の廃止に関しては先ほどご答弁いただいたとおりですけれども、どうしても法令の定めで現状廃止できない、約300あったと思いますけれども、これに関しては法令が定められ次第積極的に廃止していくのか、それともどうしても廃止できないものというものはやっぱり幾つかあるのか、この辺り少し確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、申請書類を確認いたしましたところ、全体で1,350の文書、届出があるという、これも全員協議会の中でお示しをさせていただきました。

その中で、ただいまご答弁申し上げましたように1,000につきましては1月1日現在で廃止を進めるということで、残り350のうち50につきましては、もう既に押印を求めているものでありまして、例えば公文書公開請求でありますとか、住民票、印鑑証明、戸籍関係、給水申込み、納税証明交付申請、こういった50の書類については、既にいち早く押印を求めているところでございます。

それで、今ご指摘のありました残りの300につきまして、法令の改正が必要であり、今の段階で市の判断のみで見直すことができないものということで、例えば行政不服審査法における審査請求でありましたり、市・県民税の申告、児童手当の認定申請、住民監査請求等々ございまして、これにつきましては法令の改正を見まして、市といたしましては極力こういった文書につきましても押印廃止の方向で進めてまいりたいとそのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

押印廃止の方針ということを確認いたしました。

では、先ほども少し説明がありましたけれども、今後どのような行政手続がオンライン化されていくのか、市民サービスにとって身近なところなど、ぜひ教えていただければと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市におきましては、これまでに特別定額給付金の申請や児童手当の現況届など、マイナンバーカードを活用して既にオンライン申請を可能にしてきたところでございます。

今後におきましても、市民の皆様がスマートフォンやパソコンから24時間いつでもどこでも申請できる環境をより多く提供できるように、特に子育て関連手続を中心に、マイナンバーカードを活用した電子申請のオンラインサービスの拡充に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

子育てなど、若者の利用は特に多くなるのではないかなと思います。どうしても平日来られないという方が多いということもあると思います。

一方で、高齢者の方にもぜひ利便性を実感してもらいたいなと思うところです。しかしながら、今のところスマホをお持ちでない方もいらっしゃいますけれども、近年中ガラケーが廃止されるという情報も聞いておりますし、ますますスマホが普及していく中で、デジタルディバイドといいまされども、できる限り高齢者の方々、デジタル端末を使うためのサポート、そういった視点も含めてオンライン化、ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

それでは次、再度資料1をご覧ください。

次に、待たないためということで、ワンストップサービスの推進についてでございます。

ワンストップサービスの代表格は、ワンストップ窓口でございます。自治体での各種手続の際の窓口を複数から1つに集約し、ワンストップで手続が完結する総合窓口とも言います。この総合窓口の必要性についてどのように考えるか見解を伺うとともに、導入の可否についても伺いたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

山本部長。

**○総合政策部長（山本伸治君登壇）**

総合窓口につきましては、各種手続におきまして利便性向上を図ることが期待されるため、市行政といたしましては、非常に効果的な方策の一つであるというふうに認識をしております。

現在におきましても、来庁される市民の皆様の手続の際、なるべくご不自由をおかけすることがないように努めているところでございます。また現在、亀山市ICT利活用計画において、妊娠、出産、育児等に係る負担軽減を図るため、マイナポータルを通じて利用できる子育てワンストップサービスを推進しており、本年6月から児童手当の手続についても導入をいたしたところでございます。

今後も、行政の様々な手続において必要に応じてオンライン化を進めるべきであると考えております。また、国におきましてもデジタル庁設置の動きなど、デジタル化を強力に推進している状況にありまして、市の内部だけではなく、国、県及び市町村間にわたる手続についてもオンラインを活用してワンストップサービスの拡充が急速に進展するものと考えているところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

草川議員。

**○1番（草川卓也君登壇）**

そのワンストップサービスの一つの形として、まさに今、このコロナウイルスの感染予防にも重要だと思うんですけども、書かない窓口というものが普及してきております。市民が申請書を書く必要がなく、申請内容を職員が聞き取ってパソコンに入力するだけで申請が完了する、迅速に行えるというものでございます。三重県では松阪市が導入していると聞いております。待ち時間短縮になり接触も避けられる、書かない窓口の設置について検討の余地ありと思っておりますけれども、方向性について伺います。

**○議長（中崎孝彦君）**

山本部長。

**○総合政策部長（山本伸治君登壇）**

いわゆる書かない窓口につきましては、市民の方にとって窓口手続の利便性向上だけではなくて、業務の効率化の観点からも非常に効果的であると認識をしております。

本市におきましても、市民課の窓口カウンターにおきまして、証明書窓口受付システム、こういった端末を設置いたしまして、マイナンバーカードをお持ちの方は、申請用紙に記入することなく住民票の写しや印鑑証明書などの交付申請ができる仕組みでございまして、亀山市といたしましても既に運用を開始しているところでございます。

今後もこのような業務の拡充を鋭意進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひよろしく願いいたします。

では、再度資料1をご覧ください。

続いて2つ目の、行政業務、生産性向上について伺ってまいります。

A I・R P Aに関しては、昨日の議論でありましたので割愛します。ぜひモデルプロジェクトとして推進していただければと思います。

その下、DXによってどこでも業務ができるようになる、こういった生産性を追求するテレワークについて伺っていきます。

育児や介護の方のための在宅勤務を可能にするワーク・ライフ・バランスの観点や、これからの時期、最悪の事態を想定して、いつ市役所内でもこの新型コロナウイルス感染拡大が発生してもおかしくないウイズコロナの今、柔軟な働き方を求めるのはB C Pの観点からも重要であります。

このテレワークの導入に向けて、市の考え方を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

テレワークの有意性につきましては、今議員がご説明いただいたとおりでございます。

本市におきましても、テレワークの導入に向け、自宅から安全に接続ができ、サーバー等の情報を一切外部に持ち出せない仕組みとして、現在検討を進めているところでございます。

また一方で、行政におきましては、住民の皆様からお預かりをした個人情報などを取り扱う業務も多数ございますので、そのような業務については情報セキュリティの観点からも慎重に対応すべきものであろうと考えているところでございます。

また、庁内におけるウェブ会議につきましては既にシステムを導入いたし、職員の研修事項や会議等についても活用しており、今月の経営会議におきましてもウェブ会議方式を実施をいたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

こういった新しいことは、まずはやっぱりできるところから始めるということもとても大切だと思いますので、ぜひリーダーシップを持って始めていていただきたいと思います。

次に、若干DXからちょっと離れるんですけども、公共施設の新型コロナウイルス対策でございます。これも昨日議論がありました。サーモグラフィーの検温器の設置についてでございますけれども、昨日の議論によりますと、医療センター、あいあい、中学校での購入手続は進められているということでした。本庁舎などでも検討しているということでしたけれども、私が気になるのは、ほかに大勢の人が集まる公共施設として、文化会館については検討されていないのかを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

文化会館は、指定管理者の亀山市地域社会振興会が管理を行っておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な事業が中止または延期となっておりますが、最近で申し上げますと、市民参加型の亀山ミュージカルや歳末コンサートなどのイベントを、対策を施しながら実施いただいたところでございます。

議員おっしゃったとおり、文化会館は市内最大の集客施設で不特定多数の方もご利用あるところでございますので、私どもといたしましても、文化会館でより安全にイベント等が開催できますよう、新年度に向けまして集客量等に見合うサーモグラフィカメラの設置についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほどご答弁ありましたとおり、最大の集客施設ということで、文化会館はほかの公共施設とは少々異なり、短時間に不特定多数の方がぎゅっと集まってくる施設ということですので、例えば同時に複数名検温できるような、多少高性能なものも含めて多面的な検討をお願いしたいと思えます。

次に、新庁舎整備事業とDXについてでございます。

先日の議論によりますと、DX、デジタル変革によって、行政サービスや住民との接点、業務の在り方、働き方は大きな変化が想定されるので、新庁舎の在り方を多面的に検討し直すということでありました。

では具体的に、業務のオンライン化やテレワークの導入など、今まで議論してきたことが新庁舎整備基本計画の内容に具体的にどのような影響を与えると見込んでいるのか、ご所見を伺いたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎整備基本計画策定への影響ということでございますが、DXの普及、浸透やアフターコロナを踏まえました庁舎機能の見直しにつきましては、影響が想定されるものとしましては、ペーパーレス化や行政サービスの申込み、手続のオンライン化、庁内での横断的なデータの共有や活用などが想定され、市民サービス機能や執務機能に影響があるものと考えております。

また、職員の働き方につきましても、テレワークの導入や働き方改革の観点から、執務空間のレイアウトや職員配置につきましても計画の見直しを含め、検討する必要があるものと考えております。

さらには、新庁舎に求められます性能につきましても、安全性の確保としまして、換気機能などによります感染症対策や、情報セキュリティー対策につきましても検討する必要があると考えております。

いずれにしましても、新庁舎の機能や性能に限らず、規模や建設場所などあらゆる面におきまして、アフターコロナ時代の新庁舎の在り方を検討する必要があるものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

いろいろご説明いただきました。これから議論をしていくところだと思いますので、そういった視点、またそれに加えて、デジタル変革によって押印廃止、ペーパーレス、これは先ほどもお話ありましたけど、それによって例えば書類を収納しておくスペースというのが、多分想定よりも少なくなくて済む時代というのが来るのではないかなと考えております。その分、スペースを省略化できた分、それを単純にコストダウンとするのか、それとも例えば新庁舎に想定されている防災機能とか、また市民の交流の場所であるとか、そういったものを拡充することができるのかとか、ぜひそういった視点も含めて議論をしていただきたいなと思います。

昨日、市長の4期目の意気込みという質問が幾つかありまして、その中で新庁舎に対する思いというのを市長に直接あまり具体的に伺えなかったので、ここで伺いたいなと思います。

これまでの議論を踏まえて、何を優先してDXによるスマート自治体にふさわしい新庁舎を整備していきたいか、市長の方針を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今日、将来を見据えたご提言としてご質問いただいておりますこのDXは、今後、もう既に始まっておるといふふうに認識いたしておりますけれども、極めて重要な、行政経営上もそうですし、地域社会における視点からも重要なキーワードというふうに思っております。また、そのDXへの対応によってまちが選ばれたり、そこに暮らす皆さん、あるいは事業所が非常に実感をいただけるような、そういう領域のテーマであろうというふうに認識いたしております。

お尋ねの新庁舎は、当然今回少し状況を見てもう一度仕切り直しをさせていただいて、このコロナ禍での状況、それから将来のあるべき姿をDXの視点から、そして不足しておる要素がないのか、そういう視点も加えながら、この新庁舎の基本構想は出来上がっておりますけれども、しっかり基本計画の中で、再度積み上げてまいりたいというふうに考えておるところであります。

市長は何を優先してこの庁舎を進めるのかというお尋ねでございますが、私といたしましては、今までの基本構想で申し上げております、当然防災力の強化とか、あるいは市民サービスの向上とか、これは極めて重要な要素であります、DX対応を可能としますような市民サービスの提供、これは文書管理とか情報公開にもつながる話であろうと思いますが、ここは重要な要素と思っております。

さらにもう一つ付け加えるならば、環境配慮並びに将来も含めたライフサイクルコストの縮減、こういう視点も極めて重要な新庁舎整備の視点であろうというふうに思っておりますので、しっかりとこの令和3年度の中で、基本計画で新庁舎の具体的な計画として取りまとめを進めてまいりた

いというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

あらゆる分野にDX関係してまいりますので、多面的、高所から、ぜひ市長のリーダーシップで新庁舎基本計画の策定を期待したいと思います。

それでは、次に移ります。

再度資料1をご覧ください。

DXにはスマート自治体の視点だけではなく、デジタル変革によって社会課題を解決するという視点が欠かせません。少子化、高齢化が進む社会において、子供を育て、高齢者を見守っていくために、これからますます人のぬくもりが大切になり、人が人に寄り添うことが重要になってきます。

しかし、これから人口が減っていく社会で人のぬくもりを大切にしていくためには、デジタル化、オンライン化によって人がやらなくてもいいことはロボットやAIに任せなければいけないと思います。その結果、人がやるべきことに人手を集中させることができるようになります。DX、デジタルトランスフォーメーション、無機質な言葉の印象があるかもしれませんが、この言葉の目的は、これまで以上に人のぬくもりに価値を置く、これまで以上に人に寄り添う社会なのだと強調しておきたいと思います。

それらを踏まえまして、まず公共交通システムについて伺ってまいります。

市政の現況報告にもありましたとおり、乗合タクシーがスマホ対応されるのは、DXの第一歩として期待しております。これからまさに新たな地域公共交通計画を検討する時期でありますけれども、今後亀山市の公共交通はDXでどのように市民の交通利便性を改善していくことができるのか、展望を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーでありますけれども、県の高齢者等の移動手段の確保に向けた地域モデル事業費補助金を活用いたしまして、AIの配車システムによる自動配車やスマートフォンからの予約などの実証実験を、令和3年1月12日から2月27日にかけて行いまして、効果を検証してまいりたいと考えておるところでございます。

今後の公共交通へのDXによる展望、方向性というようなご質問でありますけれども、近い将来DXによりまして、生活や働き方など様々な場面におきまして変革がもたらされるということが予測されまして、公共交通においても例外でないと考えておるところでございます。

例えば電車やバスを利用する際に、これまでのルート検索だけでなく、予約から運賃の決済までを一度に行えるような、マイカー以外の全ての交通手段による移動を一つのサービスとして捉えてつなぎ目をなくす仕組みというMa a Sというサービスがありますけれども、その実用化に向けた実証実験も進められておるところでございます。こういったサービスを実施することで、単に利用者の利便性の向上や路線運営の効率化が図られるだけではなく、全ての人にとっても安全で簡単に利用できる輸送システムが確立されるということで、持続可能な都市にもつながっていくと考え

ておるところでございます。

本市におきましても、地域公共交通計画の計画期間が来年度末までになっておりますことから、次期計画の策定におきましては、D Xの視点も取り入れながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

資料2をご覧くださいと言いたいところなんですけれども、せっかく作ったんですけれども、時間がないので飛ばさせてもらうんですけれども、先ほどM a a Sの視点というものを言っていただきました。これはぜひ、この資料2に込めた思いなんですけれども、亀山市内だけで完結するのではなく、広域で連携していくことによって乗り継ぎというものが生きてくると思います。今後、リアの時代を迎える中でも、他市から公共交通で人を呼び込むという視点も踏まえて、M a a Sによって他市連携、広域連携での公共交通システムの確立、こういったものを期待したいと思います。

また、これは産業建設委員会でもこれから議論をしていくことになると思いますので、ぜひとも活発な議論をしていきたいと思っております。

次に、鳥獣被害対策についてでございます。

平成27年度から令和元年度まで、事前に調べた情報によりますと、獣害による農作物の被害は年々増加傾向にあると聞き及んでおります。一方で、有害鳥獣駆除を担う猟友会は高齢化、後継者不足で年々会員の負担が増加傾向にあります。

持続可能な獣害対策、抱える課題に対して、D Xによる解決策についてお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の市の獣害対策でありますけれども、まず猿に電波発信機を装着いたしまして位置情報を知らせる位置情報システムや、猿の大型おり遠隔監視捕獲システムにおきまして、I C Tを活用しておるところでございます。

そのほかの有害鳥獣対策といたしまして、電気柵等の設置補助や花火の配付、有害鳥獣捕獲につきましては猟友会に委託をしておりますけれども、豚熱の感染拡大予防対策といたしまして、野生イノシシを例年以上捕獲いただいております。

しかしながら、先ほど議員もご紹介いただきましたけれども、有害鳥獣による被害額も増加傾向にございますし、また長期的に見ますと猟友会の会員数も減少しております、また高齢化も進んでいるという現状でございます。

こうした課題を解消するために、I C T技術を浸透させまして、人や物を便利にしていくための変革、D Xを進めていくということが重要になってくると考えておりました、今後獣害対策における猟友会との連携したD Xの促進の方法について検討をしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

猟友会と連携したDX、これはとても大切なことだと思いますので、ぜひその視点をお願いしたいと思います。

ちょっと1点だけ確認したいんですけども、遠隔監視システムを導入されているという話だったんですけども、資料3をご覧ください。

これは私が調べてきた遠隔システムで、猟友会が高齢化していく中で何が負担かという、わなを、幾つも設置しているものを毎日見回りに行かなければならないということが一つあります。このシステムがあれば、無線で捕獲しましたという通知を電子データで通知してくれるという、なので事前準備した上で必要なわなにだけ行けばいいということができるようになるんですね。これ、電波が到達するのは最大200キロに及ぶ通信範囲で、電話回線じゃないので通信料は無料ですし、導入維持コストも圧倒的に少ないといえます。こういったものが導入されているのでしょうか。こういったものが導入されているのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

大型おり遠隔監視捕獲システムでございますけれども、平成27年度に導入をしたものでございまして、現在羽若町地内におりを設置しておるといようなことでございます。

仕組みでありますけれども、産業振興課のパソコンでありますけれども、そちらのモニターでおりの中を監視できるというようなことになってございまして、おりの中に動物、猿が侵入した、入ったというのを感知いたしますとメールが届くようになっております。さらにそのモニターで監視をしながら、パソコン上で捕獲ボタンというのがございまして、それをオンというような形で押すと扉が落ちるとい仕組みになってございまして、その後のおりに入った捕獲については猟友会にお願いをしておるといような形でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

非常にシステムとしてはDXのはしりかなと思いますけれども、これ今、何か所設置されておりますか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在羽若町地内に1か所だけでございまして、基本的には移動は可能でございますので、電波については携帯電話のアンテナを活用しておるといようなことで、そのエリア内であれば移動もできるというようなことであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

1か所のみということなんで、もう少しこれも使い勝手をご検討いただければなと思います。  
そして、4枚目の資料をご覧ください。

先ほどの答弁でもありました、サルどこネット、猿の群れの位置情報を知らせてくれるシステムでありますけれども、これもよい仕組みだと思います。ただ、問題意識として持っているのは、把握している猿の群れですね。これ見ていただくと分かるんですけども、南部、東南部、昼生辺り全く考慮されていないんですよ。たくさんいます、猿。把握できている猿の群れが地域的に偏っているんじゃないかなと思います。地域ぐるみで猿の追い払いとかを推奨しているので、ぜひ市内全域で猿の群れの位置情報を把握できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この位置情報システムでありますけれども、議員ご指摘のとおり、現在市街地のC群というのと、白木町のD群のみで今は運用しておるといような形になってございます。

基本的に捕獲した猿に発信機をつけるということになりますので、まずはその作業から入っていくということになってまいります。巡視員といたしまして、5名の方に巡視員をしていただいております。そのことによって情報を発信しておるといことでもありますけれども、これについても導入から時間がたっておりますので、さらに見直しと言うとあれですけど、今後のもう少し運用についても検討が必要かと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

先ほども答弁ありましたように、巡視員の方を毎年雇っているのですが、ぜひご協力いただいて進めていただければなと思います。

それでは次に、不登校児童への支援についてでございます。

教育行政の現況報告によりますと、ICT機器及び通信教育についても学習支援等に活用し、学習計画に沿って課題を行った場合には出席として認めるなど、個に応じた柔軟な対応をしておりますと、不登校児童支援に関する項目ですけれども、とても画期的なことだなという印象を受けました。

ICT機器の活用というところにDXの兆しも予感させますけれども、これの現状に関してまず伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず令和元年10月に、文部科学省は不登校児童・生徒への支援の在り方についての通知を発出し、その中では義務教育制度を前提としつつ、自宅において教育委員会や学校等が提供する学習を行った場合、一定の要件を満たした場合において該当の児童・生徒を出席として扱い、その成果を評価に反映することができるというふうに記載されております。

本市におきましても、G I G Aスクール構想による1人1台端末の整備やオンライン学習の取組を進めてまいりましたが、これを不登校児童・生徒の学習補償にも活用し、学校が作成した学習計画に沿って自宅で課題に取り組んだ児童を出席としている事例がございます。

具体的には、教育委員会が作成いたしました動画やNHK for Schoolなどの学習動画を視聴し、レポートの提出をする、また始業式や終業式など学校行事をリアルタイムで配信し、それをもって式への参加とする、またロイロノートを活用し、担任と本人、保護者とのやり取りを行うなど児童・生徒の実態に応じたきめ細やかな支援を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今後、特に教育関係に関してはG I G Aスクールが進められるということで、1人1台タブレットの活用によってDXの進展に期待をしております。

当面タブレット端末は学校での利用と認識しておりますけれども、例えば不登校児童・生徒だけでもタブレットを自宅へ持ち帰って活用させてあげるなど、そういった運用も可能ではないかと思っておりますけれども、こちらだけちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員ご指摘のとおり、タブレットの端末につきましては、当面は学校での運用というところを進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、適応指導教室においても学校と同じようにタブレット端末を整備する計画を考えております。これが導入されれば、適応指導教室と在籍校とを端末でつなぎ、授業の様子の配信を受けることができるようになってまいります。また、学校へ別室登校している児童・生徒にも同様の支援が可能となってまいります。G I G Aスクール構想による1人1台端末の整備につきましては今年度中に完了する見込みでございますので、そういったものに対して柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

文科省によれば、オンラインによる授業の配信も含めて不登校児童・生徒への支援の充実を図るよう求めておりますので、様々な検討を期待したいと思います。

続いて、健康管理、介護予防、生活支援と項目をつくっておりますけれども、主に亀山QOL支援事業について伺ってきたいと思います。

これは、今までいろいろと聞いてきましたけれども、こちらは私が思うに亀山DXの本丸ではないかなと考えております。QOLも、DXの兆しが見える非常に先進的な取組と評価しておりますけれども、現状利用者が100名にも満たない非常にもったいない事業だなと認識しております。

タブレット端末の利用だけではなく、スマホアプリ化したりだとか、月額3,660円の比較的高価な利用料の見直しなどが必須だと思いますけれども、改善に向けた取組の進捗を伺いたいと思

います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

亀山QOL支援事業につきましては、平成27年度に株式会社シャープを中心とした複数の企業が参加し、当市においてビジネスモデルの展開を経済産業省の事業採択を受け開始した事業でございます。当初は高齢者100名程度を募集し開始したもので、認知症予防のゲームや血圧等をタブレットで登録することにより、ご自分の健康状態を把握していただき、健康寿命を延ばしていくことを目的とした事業でございます。

事業開始時からシルバー人材センターの協力を受けて、シルバー人材センターによる高齢者へのタブレットの使用方法的説明や、加入者が集まる例会の開催を実施しております。しかしながら、議員も先ほどご指摘いただきました、加入者には毎月タブレットの使用料、通信費、健康状態を把握するアプリの使用料等で3,000円以上の経費が必要となっております。この経費が加入者の負担となり、例えばタブレット機器の更新時や携帯電話をスマートフォンに変更したタイミングなどに加入を解約する方が、今のところ多数お見えになっております。その結果、現在では60名程度に加入者が減少しておる結果でございます。

ただ、現在も毎月例会を開催している加入者もお見えになりますし、ご自分で登録した健康状態を医師等専門家が判断し、毎月レポートとして出力されるサービスも継続しておりますことから、健康管理ツールの一つとして喜んでお使いいただいている方も見えることから、市としても健康寿命延伸のための重要な事業の一つとして捉えております。

また今後ですけれども、先ほど議員言われましたように、加入者の減少に歯止めをかけるために、やはり使用料を少しでも安くしたいというのが一つございます。その上で、ご自分のスマートフォンからも今現在あるアプリが使用できるように、現在シャープを中心としたところで開発も進めていただいております。利用者のニーズに少しでも応えられるような事業にしていかなければならないと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひよろしく申し上げます。

そういった改善と併せて、直感的に、ああこれは使いたい、このサービスいいなと思っていただけるようなものにもどんどん変えていく必要があるかなと思います。

そこで、DXの進展を見据えて、QOLの有効活用について市長にちょっと伺いたいなと思います。

かつて市長のマニフェストにもありました、健康長寿食の開発というものがたしか書かれておりました。非常に面白い政策だなと私思っております。しかしこれ、スローフードと名前を変えたまではよかったんですけれども、2回目、3回目とマニフェスト上で少しずつトーンダウンしているのが非常に残念というかもったいないという印象で、今まで目立った取組がないというのは、これはもう本当にもったいないと思います。4期目の重点施策にぜひ加えていただきたいなと

思っております。

そこで、資料5をご覧ください。

これは提言です。右上からご覧ください。

スローフード亀山ブランドと書いてありますけれども、これは地元産の農産物を加工した亀山ブランドの健康食でございます。スローフードです。その下に書いてありますように、市が提携した企業が地元産の農産物を加工して健康食、スローフードを開発します。それをQOLの利用者に継続的に食べてもらって、QOLシステムで健康データを採取してデータの推移を分析します。その情報を基にオープンデータ化して、企業とか医療機関と共有して、その情報を基にさらなるスローフードを企業は開発、医療機関は個々の利用者に最適な医療サービスを提供できるという、まち全体で市民の健康増進につなげるという、DXを踏まえた新たなQOL支援事業の提言です。

マイナンバーカードに保険証がくつつくような時代でありますので、ビッグデータの活用というDXのメリットを存分に生かして、緑の健都にふさわしい地域産業活性化につながる、こういったQOLの活用についてご検討いただきたいと思っておりますけれども、市長のご所見を伺いたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、今このシステムもそうですけど、亀山QOLというのは本当に健やかな健康づくりを支援していく意味で、民間の企業も含めたコンソーシアムで展開をしております。なかなか前へ進んできておりませんが、ご提案のような、これを健康維持、増進のためのさらなる仕組みとして高めていくことはDXの視点からも重要であろうというふうに思っておるところでありますし、スローフード、本当にあれはネーミングとしてはばっちりやと私は思いましたが、なかなか役所の中でその言葉がうまく具体的な事業に展開してまいりませんでした。健康都市連合の取組、あるいは免疫力アップ大作戦の取組、あるいはこういう仕組み、これらがしっかり機能する中で、ぜひ健康都市のDXの視点の仕組みのバージョンアップとして展開ができたというふうに考えるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、最後の項目に移りたいと思います。

DXで創造する亀山版Society5.0の方向性ということなんですけれども、まさに今お答えいただいた内容も、その方向性の一つだろうと考えております。

まず市長に伺いたいと思います。重複する部分もあると思います。

DXで創造する亀山版Society5.0、これに関してどういった考えを持つか。1つの視点として、私思いました。昨年開かれました市制施行15周年の記念式典。大勢いらっしゃった来賓の方々のほとんどが亀山市のことを交流のまちと表現していたのが、私はとても印象的でした。交通拠点性と将来のリニアを見据えた、それを想定しての亀山市は交流のまちとしての期待が高いんだということ、その場で実感しました。

ではその交流のまちというのは何なのかということも、同時に頭の中をよぎりました。これからDXの時代を迎える中で、交流のまちとして、この亀山市の交通拠点性をますます評価していくという視点でも、どういった亀山版Society5.0、どういった亀山市の未来像を描いていくかということも市長に大きな方針としてご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

幾つかお答えをさせていただきましたが、このデジタル技術の進展によって、これをしっかりまちとして受け止めていくことができるか否か、それは都市の盛衰でありますとか、あるいは住みやすさやいわゆる活力につながっていくんだらうというふうに思っております。ウイズコロナやポストコロナの時代にも、新たな日常を構築していく上で必要不可欠だというふうに考えております。

今ご指摘の、いわゆる交通の要衝プラス将来のリニアによります広域の、いわゆる交流拠点としての機能をいかに高めていくのかということも含めて、やはりそのポイントにこの亀山市という都市が非常に大きなターミナルといいますかハブといいますか、そういう役割を果たしていくときには、当然交流の人の流れの拠点でもありますし、当然情報でありますとか、あるいはお金の流れでありますとか、そういうものの交流のハブになっていく必要があるかというふうに思っております。

そこが今回のご質問のデジタル技術を活用したDXの対応によります、まちとしての都市としてのさらなる暮らしやすさ、あるいは魅力、あるいはそういう先進性等々につながるものであらうというふうに思っておりますので、将来の亀山の交流拠点都市は、人流もそうですし、情報もそうですし、お金の流れもそうであらうかと思いますが、そういうものも含めた交流拠点都市として機能するためにも、DXは極めて重要な切り口だというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、最後に資料6をご覧ください。

官民連携のプラットフォームということで、私が先ほどQOLを提言するために参考にした概念図でございます。市民から収集するビッグデータや医療情報や国保情報などの行政のビッグデータも含めて民間企業、当然セキュリティーはしっかりしなきゃいけないんですけど、オープンデータ化で横展開することによって新しいサービスの実証実験を行っていただける、こういった官民連携のまちづくりでございます。

DX時代の交流のまちの一つ、先ほど情報やお金、人流、こういったものを上げていただきましたけれども、一つの形としてこういった共通プラットフォーム、ここに書いてあるのは埼玉版ですけど、こういったものを参考に共通プラットフォーム亀山版をつくって、実証実験の場として、官民の連携のまちであるという、これも一つの交流のまちの在り方かなと思っております。

こういった実証実験の場を求める企業、研究機関、少なくないと思います。これから亀山市の生命線となる企業誘致でありますけれども、こういった企業を相手に戦略的に誘致を進めていくという必要があると考えますけれども、最後に市長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

産業立地上も産業政策上も、おっしゃるようにこのデジタル技術をいかに活用し生かすか、あるいはまたそういうスキル、ノウハウを持たれた、ネットワークを持たれた企業と協働する、共創することも含めまして重要なテーマというふうに考えておりますので、そこらも踏まえて亀山市としてもその対応や研究、調査、しっかり進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひそうした当市の魅力、当市のポテンシャルを高めていく中で、リニアの誘致によってその効果、波及効果を最大化していくことができると考えております。

20年、30年先、今度1月に成人式ありますけれども、今の若者に対して20年、30年後、仮に大都市で働いて生活をして、いつかこの亀山市をふと思ったときに戻ってみたいなと思ってもらえるような、そういう時代に合った最先端の都市、小さくともきらりと光る、そういったDXをしっかりと活用したポテンシャルの高い都市として、今の若者に対してしっかりと夢を語るような、夢を示すことができるような亀山市をつくり上げていくという気概を持って、ぜひ市政運営を期待したいと思えます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時57分 休憩）

---

（午前11時06分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問します。

まず、バスの運賃体系の見直しによる運賃の値上げについてです。

10月の産業建設委員会協議会で、バス運賃体系の見直しについてという文書が配付をされました。内容は、自主運行路線の運行経費に対する運賃収入の割合である収支率がこの3年間8.9%、8.4%、8.0%と減少を続け、収支率の改善も課題の一つと。見直しの方向性としては、自主運行路線は均一運賃とするが、受益者負担の適正化に関する基準等に準じて運賃を改定する必要があるとして、現在中学生以上を1回100円、小学生は1回50円の運賃を15歳以上を1回200円、小学生、中学生、65歳以上を1回100円にそれぞれ値上げをするというものであります。あわせて、サービスの付加として運賃の値上げに合わせて定期券と交通系ICシステムの導入、回

数券を見直しする。見直しの時期は来年4月1日から値上げ及びサービスの付加を開始する。およそそういう内容であります。

そこでまず、なぜ運賃の値上げをしなければならないのか、これについてお聞きしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

運賃体系の見直しにつきましては、平成29年10月に策定をしております亀山市地域公共交通計画の中で、市内全域で活用できる合理的な公共交通ネットワークの形成、地域の利用者ニーズを踏まえた効果的運行方式の導入と財政負担の軽減に向け、その一つの施策として運賃体系の見直しを掲げておるところでございます。

現在の市内のバスの状況につきましては先ほど議員からご紹介いただきましたとおり、対キロ運賃制または均一運賃など多様な運賃体系が存在しておりますし、定期券や回数券、交通ICシステム導入状況も路線によって異なっておるところでございます。また、収支率につきましても先ほどご紹介いただきましたように令和元年度は8%ということになっておりまして、あまりにも低過ぎる収支率も課題の一つと考えておるところでございます。

このような状況を踏まえまして、今回、各バス路線の運賃体系を各路線の機能に合わせて再整備を行い、運賃改正におきましては、令和3年4月1日からでありますけれども、料金を現在の100円から200円としておりますけれども、中学生や65歳以上または乗合タクシー登録者は100円に据え置いておるところでございます。また、定期券の新規発行によりまして、1回当たりの運賃は実質据え置いておるところでありますし、さらに65歳以上または乗合タクシー登録者を対象といたしました年間5,000円の定期券の導入のほか、6路線共通の回数券の発行や交通系ICシステムの導入によりまして、利用者の利便性を高めて利用率を向上させてまいりたいと考えておるところでございます。

この運賃体系の見直しにつきましては、道路運送法で定めます亀山市地域公共交通会議におきまして3回にわたり協議をされた結果、今月の1日に承認をされたところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

服部議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

幾つかの値上げをする理由が答弁されました。

私は今回、この値上げは本当に妥当なのかどうかということを議論したいと思います。

この文書の中に、鈴鹿市のC-BUSのことが載っています。いわゆるさわやか号のようなものですが、これが100円から200円に値上げをした結果、利用者が16.2%減少して、今も減り続け、収支率も運賃値上げで一時的には改善したけれども、利用者の減少で下がっているという報告がされております。

もともとこのコミュニティバスというのは、営業路線が成り立たなくなったものを引き受けるということですので、はなからもう収支は合わないというようなものであります。それを収支率の改

善を理由に値上げをすると、一時的には改善するかも知れませんが、利用者が減って鈴鹿市のようにになっていく。結局どういうことが起こるかという、利用者が減るということは、高齢者が出ないようになるわけですね。そうすると、移動手段を奪うことにもなるし、閉じ籠もりというようにことにつながっていくということですね。だから、非常に私は問題だろうと思っています。

そこで2点目に聞きたいのは、収支率を問題にしていますけれども、値上げで改善すると思ってみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

収支率でありますけれども、地域公共交通会議の中での議論の中で、ご意見といたしまして、収支率が亀山市は鈴鹿市と比べてなぜこれほど低いのかというご意見もあったところでございまして、そのような中で、令和元年度8%と年々減少してきている状況である中で、先ほどもご説明をさせていただきましており運賃体系の見直しを行うということでもありますけれども、単純に全ての料金を倍にしたのではなく、中学生や65歳以上、または乗合タクシー登録者の方は100円に据置きをしておるとともに、定期券、交通ICシステムの導入、回数券の利用拡大というような付加サービスの見直しを行うことで利用者の利便性を高めて、利用率の向上をさせてまいりたいと考えております。こうした運賃体系、サービスの見直しによりまして、運賃体系改定後の収支率でありますけれども、約10%を見込んでおるところでございまして、約2%と僅かではございますが、上昇を見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今言われたサービスの付加というのは確かに役に立つと思うんですね。それがやっぱりまだ利用者の中では一部であろうというふうに思いますので、これによって利用が増えるというのは僅かな部分であろうと。それよりも値上げすることによって利用者が減るほうが、私はやっぱり大きいらしいというふうに思います。何よりも今バスを利用できる人が、200円になったがために利用できなくなる、移動手段を奪うことになるという、この問題をやはりもっと重要視しなければならぬのではないかと私は思います。今年度からタクシー券を全員配付から一部の人に限定してしまったというようなことと併せて、今の櫻井市政が高齢者いじめの第2弾ということになるのではないかとこのように思います。

そこで、3つ目に聞きたいのは、値上げによって利用者が減少して高齢者の移動手段を奪って閉じ籠もりを促進するというふうには考えないのか、そういう懸念はないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年度に実施した乗降調査を基に分析をいたしますと、定期券の利用が想定されるほぼ毎日利用される方、さらに料金を現行のまま据え置く65歳以上の高齢者、中学生、小学生未満の方を合わ

せますと、全体の利用者の4分の3程度になりますことから、その影響についてはそれほど大きくはないと考えております。特に高齢者65歳以上の方、先ほど外出しないようになるのではないかというお話ございましたけれども、全体の52%程度が65歳以上の高齢者の方が利用されておまして、その方におきましては100円にそのまま据置きをさせていただいておるところでございますし、65歳以上の方で週2回以上利用される方が3分の1見えるというようなことでもありますので、年間5,000円の定期券を購入いただければ、現在の100円よりもさらに安い運賃で、値段でご利用いただけることになりますので、影響については外出については控えられるというような、そんなような影響はないものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると高校生とか、そういうところに影響が出るということですよ、値上げが。中学生は除く、65歳以上は除く、現状の100円だということになると、そういう部分に値上げが行くと、こういうことですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

学生につきましても定期券を発行いたしますので、影響はないものと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

収支をとにかく改善するという理由で値上げをするというのは、今回いろんな例外をつくられたので、即、鈴鹿市のようになるわけではないですけれども、やっぱり値上げによって収支率を改善させるという方法は、多分これは悪循環を招くんだらうというふうに思いますので、やっぱりこういうことはするべきではないだらうと思います。

それからもう一点、値上げの理由で、私こちらのほうが問題だと思うんですけれども、受益者負担の適正化に関する基準等に準じてという理由を適用しています。この文書でいくと、バス事業というのは選択的で民間で類似サービスの提供がないものに該当するというので、原則負担率は50%だとなっています。それでいくと、さわやか号は現在100円ですけれども、500円になるんだというふうな試算も出されています。

この受益者負担の適正化というのにサービスを基礎的なものと選択的なものに分けている。基礎的というのは、市民生活の基盤となるサービスで、生活形態に応じて日常生活を営む上で最低限必要なサービスだとされております。選択的とは、基礎的なもの以外で生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービスということですね。だから、生活をよりよくするためにというのが選択的だと、こういう規定であります。

そういう点でいくと、私は高齢者にとってバスというのは、市民生活の基盤となるサービス、基礎的なものであらうというふうに思うわけです。そうすると、基礎的で民間に類似がなければ、こ

これは原則無料というのがこの基準の考え方だと思うんですが、こういう考え方ではないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

受益者負担の適正化に関する基準に基づきます、その原則によりまして4つの区分に設定をしておるところでございまして、コミュニティバスが基礎的か選択的なサービスか、議員は基礎的ということでおっしゃられました。その点につきましては、自家用車、タクシー、鉄道、様々な交通手段がある中でどれを選択するかという選択的なサービスであるという考え方でございます。

また、営業路線バス、廃止代替バスはありますものの、現在の6ルートを運行するコミュニティバスに代わる民間の類似サービスはないところでございます。このことから、この4つの区分の中で、選択的で民間で類似サービスの提供がないものに相当するということで、個人の価値観によって必要性が異なるため選択性が高く、サービスに係る費用は原則として50%を受益者に負担をしていただくものと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

驚くべき答弁です。あなた、選択的って本当に分かっていますか、これ。

あのね、基礎的というのは、絶対生活に必要なものですよ、これ。選択的というのは、必ずしも必要ではないけれども、よりよい生活をするために使うサービスだというんです。そういう意味ですよ、選択というのは。要するに、バスがあって、タクシーがあって、それを選ぶというのと違いますよ。使っても使わなくてもいいようなサービスだという意味ですよ。よりよく生活をするために、選択して使うというサービス。バスは違うでしょう。基礎的なサービスですよ、そういうことを私は言っておる。的外れな答弁はしないでいただきたい。

このバスというのは、多くの高齢者、病院へ行ったり、生活必需の買物、こういうのに使われています。これというのは、生活をする上で欠かせないものですよ、これ。だから基礎的なんですよ。だから、それは基礎的なもので類似がないということであれば、やはり原則無料なんですよ、これ。違いますか。聞きましょうか、財務に。私の解釈が合っているか間違っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

受益者負担の適正化に関する基準につきましては、私どものほうで所管し策定したところございまして、この基準に従いまして個別に判断するということになっております。そのような形で判断された基準でありますので、その基準でいいものだというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、基礎的だと言っているんですよ。大澤部長は選択的だと言っておるんですよ。それは選択的ではない、基礎的と違うかと言っておるんです。その解釈で合っているかと聞いているんですよ、私は。基礎的で合っているのかと聞いているんですよ。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

この基準に照らし合わせますと、その選択的であるか基礎的かということでありましたら、選択的であるというふうに考えております。今、大澤部長のほうからご答弁ありましたように、タクシーでありますとか鉄道でありますとか、そういう他に選択するものがあるという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く話にならん。自分でつくったんですよ、これ。はっきり書いてある。基礎的、市民生活の基盤となるサービス、生活形態に応じて日常生活を営む上で最低限必要なサービス。まさにこれやないですか、バスは。で、選択的というのは、この基礎的なもの以外に生活や余暇をより快適で潤いのあるものにする。つまり、行かなくてもいいけど、例えば観光に行くとかね、そういうときに使うのが選択的だと言うんですよ。だけど病院へ行ったり、買物したりというのは、これはもう日常生活絶対必要なもの、欠かせないもんやから、基礎的ですよ、これ。そういうことがうたってあるんですよ、あんたらのほうで。それを曲げてしまったら、議論になりませんよ、これ。選択的というのは、バス、タクシー、いろんな交通機関、選べるという選択的ではないですよと言っておるんですよ、これ。初歩の初歩ですよ、この解釈の。そこを曲げられたら議論できませんよ。答弁を求めます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今回の区分については選択的で民間で類似サービスの提供がないものということで、その負担の考え方でありまして、この基準におきましては個人の嗜好や価値観によって必要性が異なるものであり、選択性が高いが非採算的サービスであるもの、サービスに係る費用は税と受益者が負担をするということで、原則50%の負担割合としておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう議論になりませんね、これ。

あなた方がつくった基準を私は正当に解釈したんですよ。そのことを言っているんですよ。違うなら違うと言ったらいいやないですか。私の解釈が違うなら、どういう点が違うのか。言ってみてください。バスは基礎的なもの、日常生活に欠かせないもの、観光に行くとか何とかというような

ことが主たる目的で使うなら選択的も分かるけれども、今、高齢者が使っているのは、日常生活に欠かせないことにほとんど使っているわけです。だから基礎的だと言っているんですよ。この私の論理に対して違うと言うんだったら、反論しなさいよ。あなたら、自分の書いた答弁書を読んでおるだけじゃないですか。話になりません、これ。答弁をもう一回求めます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のバスの見直しが、先ほど申した料金見直しについては、そしてそれはサービスの在り方も含めて利便性、サービス向上をともに高めようという中で公共交通会議の議論を経て判断したものでございます。

今、議員のおっしゃる論理で、バス料金がいわゆる基礎的で選択性のないものとしてこの運賃を無料にというようなお考え方であろうかと思えますけれども、当然、今日までもそうですが、私どもの受益者負担の適正化の原則、2つの原則がございますが、1つは負担公平の原則、これは特定の方が行政サービスを利用して受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定を行う、こういう考え方が1つ。もう一つは負担均衡の原則、行政サービスの公共性の程度に基づきまして、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要であるということでございます。

今回のバスの運行に、税金から毎年1億円弱の投入をいたしております。収支につきましては、先ほどご答弁させていただいた約8%ということで、900万前後ということになるかと思えます。そういう中で、このバスの事業、サービスの向上も含めて維持、継続していくと。そして、ご懸念の65歳以上の方や学生さんの負担は変わらない、そしてサービスを向上させるという視点での今回の判断でございますので、そこは一定の合理性があるかと思えます。議員の今のご指摘の受益者負担の原則との関係で申し上げれば、2つの原則と照らし合わせて現状と判断をさせていただく中で、一定の合理的な政策判断というふうに考えるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く話にならないと思う。私が言ったことに対する反論になってないですよ。あれやこれや言うだけで。基礎的か選択的かをはっきりさせよと私は言っておる。文書を読む限り、大澤部長の解釈は正しくないんですよ、こんなもの。一遍ね、議長、財務のほうにきちっと一遍この受益者負担の適正化に関する基準の基礎的というのと選択的というものの解釈をきちっと出すように言ってください。でないと、これ以上、議論進みませんので。それで今回終えたいと思います。お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員の質問におきまして、選択性か基礎的かというようなところで議論が分かれておるわけでございますけれども、その基礎的であるか選択性であるかということをご理事者側のほうで、もう一度はっきりとした答弁をしてもらえますか。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいまの受益者負担の適正化の原則の中で、まず基礎的なものについての解釈といたしましては、市民生活の基準となるサービスということで、生活形態に応じて日常生活を営む上で最低限必要なサービスを指します。続きまして、選択的なものにつきましては、今申し上げた基礎的なもの以外の生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービスという、そういうような区分をしております。今回のバスにつきましては、生活に必要な基盤となるサービスの部分もございますし、生活余暇で快適に潤うという両側面があるものということの中で、利用者の中にも様々な利用者が見えることから、選択的なものとして判断されたものと認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、私が言ったことと一緒になんですけれどもね。大半の高齢者は、病院へ行ったり、買物したりという生活に必要な欠かせないもので利用しているということで、基礎的だということを私は言っておるんですよ。だから、決して選択的な利用の仕方をしていないと言っていないんですよ。そのことをはめるほど選択的な活用の仕方をしていないと言うんですよ。一部だと言うんですよ、これは。だから、そこをきちっと踏まえて、やっぱり基礎的な方が圧倒的に多いんだから基礎的なサービス。それから、市長が、私は無料にせいと言っていないんですよ。あなた方の資料でいったら原則無料になりますよと言っているんですよ、私は。だから、基礎的にすることによって原則無料ということが基本になって考えるのと、選択性で50%の負担だというふうに考えるのとは答えが違ってくるんで、ここをはっきりさせよと言っているんですよ。この辺がやっぱりはっきりしていないと、私は今回の値上げの問題はやっぱり認められないというふうに思います。

もう時間ありませんので、次行きます。

次は、新型コロナウイルス感染症により生じた社会、市民意識の変化に応じて大規模事業を見直せと、こういうことであります。

資料をお願いします。

6月21日に内閣府が調査結果を公表しています。これはどういうことかということ、新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査結果ということでもあります。非常に興味深いので紹介させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症により重要性を認識するようになったことのうち、一番上のグラフは家族についてのことであります。「家族の重要性をより意識するようになった」というのが49.9%と半数を占めています。それから真ん中のグラフ、仕事について、「仕事の重要性をより意識するようになった」は21.9%と少なく、「仕事以外の重要性をより意識するようになった」というのが31.5%で多いということですね。それから一番下、これは「社会とのつながりの重要性をより意識するようになった」、これが39.3%で最も多くなっていますということですね。

それからもう一枚、資料をお願いします。

これの上のグラフが、家族と過ごす時間の変化です。時間が増えたという人が7割を超えています、トータルで。それから下のグラフは、今後もその増えたことを保ちたいのかということに対して、「保ちたい」もしくは「どちらかというとなりたい」を合わせると8割の人が家族との時間が

増えてそれを保ちたいと、こういう意識が読み取れるわけでありまして。こういう傾向というのは、一時的なものじゃなくして、やっぱりこれから先、大きな変化として出てくるんだろうというふうに思います。今までやともう仕事重視で、住むところも住む家とかも、そんなも含めて仕事を優先して決めておったんですけれども、そうではなしに家族やとか、そういうことを考えるようになったということですね。

それでもう一つ、私、コロナ禍で考えさせられたのは、国と地方が一体で推進してきた効率重視の施策というものがございます。これはよく新自由主義というような言葉で言われますけれども、政府の社会への介入は最小限にして、全て市場原理に委ねて、公的サービスを縮小して自己責任をと、こういうものであります。こういう新自由主義によって何が起きているかという、今コロナ禍で医療であるとか福祉であるとか教育などのもろさ、弱さが明らかになっています。これは世界的にそうですね。イタリアのコロナなんかは医療を切り詰めたということが言われています。特にやっぱり医療費削減という名で、医師、看護師が減らされた。公的医療サービスの縮小がされ、特に保健所のリストラなんかやられたということで、今、本当に保健所は疲弊しています。こういうような、いわゆる効率重視の施策をずうっとやってきたことが、今コロナ禍で対応できなくなっているという問題がやっぱりあるんだと思う。1つは内閣府のこういう意識調査、それから今言ったような問題。あわせて、やっぱり新型コロナウイルス感染症でこういう変化が生じている、こういうことが起きているということについて、市長は効率重視の国の姿勢や施策を推進してきたということについても含めてどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、新型コロナに関して今、内閣府の調査のご紹介がございました。

恐らく様々な変化がご指摘のように生じておりますし、またこの感染症の影響を受けまして、生活意識、行動の変化は多分もう既に始まっておりますけれども、今後もその基調が続いていくものというふうに考えております。特に若い世代におきまして、家庭への意識でありますとか、いわゆる都市部から地方への回帰、田園回帰のような流れでありますとか、関心が高まっております。働き方についてもそうであります。こうした傾向につきましては、今後も私どもはしっかり重視した行政経営や政策の展開が必要だというふうに認識をいたしております。

その一方で、今ご指摘のように、効率重視の新自由主義みたいな論調、多分この20年ぐらいで様々な海外と我が国とのいろんな関係とか構造的な課題を解消するために一部入ってきたような考え方があろうかと思っておりますけれども、その是非論については、国並びにそれぞれの世界で様々な議論があるのは承知をいたしており、ここでこれを論評するのはいかがかと思っておりますが、亀山市といたしましては、これは国の政策や考え方がどうあろうとも、本市としてしっかりその効率重視の政策のみならず、やはりそこはバランスの中で政策展開がなされてきておると思っております。行き過ぎた効率拡大路線ではなくて、合併のときもそういう議論があったと思っておりますが、大きけりゃいい、効率がいいということではなくて、小さくてもそのクオリティーというか、質を高めることは意義があるということも含めて、やっぱりそういう地域社会づくりや国づくりはバランスの中で展開されることが必要ではなかろうかと、このように思っておりますので、突然のご質問でございま

すが、効率重視については、私どもとしてはしっかりその効率も求めざるを得ないところもありますし、それ以外の質を求めることも含めたバランスが重視されるべきというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、ちゃんと通告していますよ。市長に答弁してもらおうと。

それから、今答弁いただきました。もうこれについて今やると、また時間ありませんので。

やっぱりこういうコロナ禍の中で、私は見直すべき大規模事業として、1つは新庁舎建設、もう一つはリニアの問題、この2つを上げさせてもらいました。

新庁舎については、7日の議案質疑の中で、一旦仕切り直して来年度に延期しますということと言われたんで、これは非常にいい判断だというふうに思っています。

この新庁舎については、私たちも意見を出しました。議員団として意見を出しました。

1つは、現在の財政状況や今後の公共施設の方針などを考えると、新庁舎の基本は理想的な庁舎づくり、つまり集約をして全て賄うと、1つの建物でというのではなくして、現在ある、あいあいであるとか、そういうような庁舎を有効活用して長寿命化を図って、必要最小限の庁舎だけを建てるといようなことで、建設費をできるだけ抑えるということだというふうに私たちは提言をさせていただきました。それで聞きたいのは、もうこういう時代に入ってきましたんで、集約型ではなく分散型で庁舎は考えるべきではないかと思うんですが、見解をお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

現在の基本計画の中間案におきましては、新庁舎は市民の利便性や業務の効率性、維持管理経費等の中長期的な将来費用などを考慮しますと、分散する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備すべきものと考えておるところでございますが、DXの活用やアフターコロナ時代にふさわしい新庁舎の在り方について、行政機能も含めて改めて検討する必要があると考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、市庁舎は数世代にわたって利用される市民共通の財産でありますことから、市民サービス機能や防災機能など、庁舎に求められる機能は十分確保しますとともに、現在のコロナ禍による税込減や歳出増が予想される中、可能な限り事業費の精査を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題は、これから見直しをされるということですので、ここで幾つか言うても多分そういう答弁しか返ってこない。

もう一点だけ強調しておきたいのは、ICTを活用して様々な取組をするということが書かれています。そうであるなら、いわゆる集約型にするということは、1か所で全部賄えるようにすると

いう意味ですよね。ところが、今さっき草川議員も言われましたDXをどうのという話も含めて、こういうことを活用していくなら、分散をしてもそれほど市民に不便をかけずに業務がこなせる、サービスができるということも考えられるのではないかと思うんですね。だから、いかにも1か所に全部集めないといけないというのは、何かそういう時代とちょっと私はずれているような気がします。だから、そういうことも含めて分散型で十分、ICTというものを活用すればできるのではないかということも申し上げておきたいと思います。

もう一点、リニアの問題を取り上げたいと思います。

6月議会のときに、私は実現性と必要性を問うということをやりました。実現性については、まずコロナ禍でJR東海の収益が大幅に減っているということ。それから、静岡県の大井川の水問題で工事がストップしている問題。それから、トンネルを掘ったときに出る残土の処理が多くのところ確保できていない。だから、実際には工事にかかれないという、トンネル掘削にかかれないということですね。さらに、最近起こっているのは、東京のほうで住宅地の陥没事故がありました。これは何かというと、地下40メートルの深いところでトンネルを掘る、そのことによる影響があるのではないか、いわゆる大深度地下という工事の方式、これに問題が出てきている。リニアはまさにこれなんですね。9割がトンネルで、そのやり方がこういう大深度地下というやり方。だから、これも今後リニアを進めていく上では大きな問題になってくるんだろうと思います。

こういうふうに見ていきますと、実現性で幾つかの課題が今、出てきています。だからやっぱりこの問題も、そういう意味ではリニア計画そのものをやっぱり見直していく、推進するというだけじゃなくして、見直すべき時期に来ていると思いますけれども、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のリニア、特に東京一名古屋間のリニアの静岡県内建設工事等々についてのご懸念については、当然国並びに関係者において解決すべき課題であるというふうに認識をいたしております。しかしながら、国家的プロジェクトとして展開される事業でもございますので、現在、国の有識者会議をはじめ、的確にご判断ご対応をいただけるものというふうに考えておるところであります。

それから、コロナ禍におけますJRのいわゆる鉄道需要の減少影響についても、中長期的に見れば、これは改善されていくものというふうに認識をいたしております。

一方で、これも先ほどお話ありましたコロナ禍において、都市部の過密状態から地方回帰であるとか、田園回帰の兆候でありますとか、あるいは2拠点生活、2拠点居住のような新しいライフスタイルの流れについても、今後増えていくものというふうに考えておまして、地方の移住とか暮らし方については再評価が大きくなされていくものというふうに考えております。

こうした中で、リニア中央新幹線のプロジェクトについては、今後、産業立地、あるいは居住の2拠点化あるいは関係人口の創出とか、いわゆる観光の視点でありますとか、新たな人流・物流を生み出す国家としての変革的なプロジェクトでございますし、私どもも四半世紀にわたって進めてまいりました、これは官民挙げてオール亀山で展開してきたと認識をいたしておりますけれども、

この停車駅誘致の活動につきましても、今後の将来の本市のまちとしての盛衰、あるいは魅力化、持続性にもつながる事業として認識をいたしておりますので、今回の問題の解決はしっかり早期に解決をいただいて、この事業が展開できますように強く期待をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、コロナ禍で見直すべきだということを言いましたけれども、市長の答弁というのは、相変わらずコロナ前にされたのと何ら変わっていないですね。だから、その視点が入っていない。

例えば静岡の問題で言うと、中日新聞、これは12月6日の中日新聞ですけれども、静岡がなぜあれほど強硬に反対するのかということについて、これ、ちょっと読んでみたいと思います。一部ですね。掘るのは、いわゆる静岡で掘るのは1億から6,500年間眠り続け、詳しい地質が不明な2,000メートル級の山々が連なる山脈の地下深く、掘削するトンネルの地表からの深さは、最大で東京タワー約3本分の1,400メートルに達し、国内最大級の深さで、トンネルの位置がね、現在の技術ではそれほど深い地下の地質の構造を詳細に把握することはできない。トンネル技術者は、結局は実際に掘ってみないと何が起こるか分からない。地質の専門家は、事前のリスクを全て明らかにすることは不可能と明かす。つまり、こういう問題があって、万が一水がかかる、水が減るとなったら、もう立ち行かなくなるんですね、産業から、生活から。だから、うんと言えないんですよ。こういう問題というのは、簡単に解決しませんよ。そういう問題が根っこにあるということですよ。

国会の議論も変わってきています。これは12月1日に、我が党の武田良介議員が参議院の国土交通委員会の中でやり取りした中ですがけれども、新型コロナの影響で働き方の変化が起こる下で、リニア新幹線の需要予測は再検証すべきだというふうに政府に迫りました。武田議員が言ったのは、交通政策審議会、いわゆる国交省の諮問機関ですがけれども、ここがリニアの需要予測を行ったのが2010年ですよ。だから、当然コロナは想定されていませんので、こういうことで想定をされた需要であって、テレワークが広がって出張客が減る、需要予測はやっぱりこういう時代に再検証すべきではないかというふうにただしたわけですね。これに対して赤羽国交相は、私は楽観的などと述べながらも、再検証の必要性は否定しなかったということですね。つまり、国のほうでもやっぱりこういう事態になってくると、再検証は必要ないとは言えないんですよ。そんな事態になっている中で、やっぱり亀山市も再検証すべきやという時期に来ているんじゃないかと思うんですけども、再度そういう現状のいわゆるこういう実現性、必要性を踏まえて、事業の再検証というのは考えられないのか、簡単にお答えいただきたいです。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国並びにその有識者会議、関係者が様々な検証をしていくということについては、ぜひ検証いただけたらというふうに思っておりますが、私どもとしても、先ほど申し上げましたように、この四半世紀以上に及びます様々なリニアの駅の誘致の活動、関西本線の複線電化等々を絡めた交通の鉄道のさらなるバージョンアップについては、長年の本当に活動を展開してきておるところでござい

ます。重要な局面でもあろうかというふうに考えておりました、そこは市としてもしっかりリニアに対する誘致の活動、これは関係機関、県はじめ関係機関としっかり連携をして進めていかななくてはならないというふうに考えておるところでありまして、今後も引き続いて関連する事業を展開をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長年やってきたことは事実ですよ。だから、それが出発点の段階で考えられたことと今とは違ってきていると、ここなんです。だから、当時は高度経済成長の中でそういうものが構想されてきたけれども、今は時代が変わってきている。状況が変わってきている。ましてコロナ禍やという中で、やっぱりこの事業をそのままずっと続けてきたから続けたいんやということでは、私は済まないだろうと思います。

特に今後の財政状況を見ると、本当に何かを優先しなきゃならない。昨日も4期目に当たって、あれもやります、これもやりますと盛んに市長言われたけれども、現実にはできないんですよ、そんなことは。だから、例えば今、駅前で図書館を造っている。だから、学校の建て替えはできないと、こういうことになっているんです、教育委員会。

だから、そういう意味でいうと、予算が限られている中で、優先すべきことを優先させてやらなきゃならんです。だから、やっぱり私は市として優先すべきは市民の命と健康を守ることだと。それから、いわゆる最低限、古くなった校舎は建て替える、保育園は建て替える、これはやった上で、それでもまだ余力があるんならほかの事業をやったらいいですけども、そこを放っておいてリニアだ、庁舎だと言われたら、これは順番が違いますよと言わざるを得ないんですよ、これ。

だから、やっぱりリニアも今、18億ですか、基金が積んであります。これなんかも、私はもっと廃止をしてね、基金を、これを今こそそういうところに充てるべきやと思うんですよ。優先順位が違うという意味ではね。だからやっぱりこういう優先順位を大きく見直す必要がある。あれもこれもできない中で、やっぱり何に集中するか。命と暮らしを守る、それから市民生活に直結する学校や保育園をきちっと建て替える、整備をする、計画を立てる。これをやった上で、さらに余力があるんなら、もっと新しい事業をやるというのは分かりますよ。それを放置しておいて、大規模事業だという話にはならないということなんです。この点について、市長の考えをお聞きしたい。これは通告なしでも答えてもらえると思う。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさに事業の優先順位をいかに考えていくのか、これはもうまさにおっしゃるとおりであります。そういうことを財源と照らし合わせ、そして現在だけではなくて、将来世代やその後への影響も当然考えて私どもはその政策判断、予算の判断をさせていただいておるところでございます。それは基本的にそのように思っておるところであります。

それから、命と暮らしを優先と、当然議員のご所見、思いは承知をいたしますけれども、当然私どもも命や暮らしを優先していくと、そのクオリティを高めるということで今日展開をいたして

まいりました。しかし、それプラス様々な将来の都市の活力でありますとか、あるいは経済、雇用、あるいは福祉、子育て、様々な政策領域がございますので、当然そういうものをこっちはいいとか、あっちは駄目だとかいうことではありません。しっかり政策の事業の優先度を決めて、あれかこれかという政策判断を将来にわたってもしていく必要があるかと思っておりますので、そこは基本的にそのように思っております。

リニアにつきましても、未来への活力を生み出す意味からも、本当に予算としては少ない額ではございますけれども、ここは地道にしっかり手を打っていくことが必要であろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

駅前です、もう100億近くになっています、事業費がね。庁舎もかなりのお金がかかりますよ。そういうことを進めながら、給食は予算がないのでできません、財源が確保できないのでできません、学校の建て替えもできません、保育園も建て替えできませんと、こんな話をしないようにしてくださいよ。それを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時56分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

森 美和子です。

一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

今回は、共生社会の実現に向けた亀山市の取組についてをテーマとし、その中で大きく2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、社会福祉法が改正され、令和3年度から始まる新たな福祉の体制（重層的支援体制整備事業）についてお伺いをしたいと思います。

少子高齢化・人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しており、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子供を養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化してきております。

私自身も市民の方からの相談を通して、誰も取り残さない、独りぼっちをつくらない、いつ自分の身に起こるか分からない我が事として捉えるといった観点から、高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮と各分野の質問を重ねてまいりました。こうした課題は、従来の高齢者は高齢者の問題、

障がい者は障がい、子育てなど制度・分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても、たらい回しにされた挙げ句、何も解決できないという事態が多く自治体で発生しております。

こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生社会の実現も、全ての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできないことから、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。

現在、亀山市では、高齢者の問題は地域包括支援センター、障がい者の問題は障がい者総合相談窓口、子育ての問題は子育て世代包括支援センター、生活困窮は生活困窮者自立支援制度など、それぞれの課題に対する総合的な窓口は整備されてまいりました。あわせて、複雑化、複合化する課題についての相談も社協に委託し、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、取り組んでいただいております。

平成29年の法改正には、公布後3年をめどに、全国に整備するための検討を国で行うこと、その結果、必要な場合は包括的な支援体制を新たにつくることが明記されており、来年4月からの重層的支援体制整備事業を創設することになりました。この問題については幾度となく取り上げてまいりましたが、特別な方だけの問題ではなく、誰もがなり得る可能性があることから、執行部のみならず議会中継をお聞きの皆様もお聞きいただきたいと思っております。

来年1月の市長選挙に4期目の出馬表明をされた市長に、改めて地域共生社会の実現に向けた思いについて見解を求めたいと思っております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

地域共生社会の実現に向けた市長の見解についてお尋ねでございました。

本市は、本年1月に市制施行15年の節目を迎えたところであります。この間、激動の社会情勢の中でありましたけれども、多くの英知と協働によりまして、暮らしやすいまちへとその歩みを進めてまいりました。この歩みを礎に、少子高齢社会の加速、超スマート社会への対応、そして包容力ある地域共生社会づくりという政策課題を克服して、緑の健都の次なるステージへ挑戦をしなければならないと考えておるところであります。

とりわけ、議員今ご所見をいただきました近年の地域福祉の分野におきましては、複雑化、複合化した課題を抱える世帯など、いわゆる既存の相談支援の仕組みでは対応できない、制度のはざまにある諸課題に対して、これはいかにそれに取り組めるのか、オール亀山市としての力量が問われているというふうに感じております。現在まで、これもご紹介いただきましたが、平成30年度に社協にCSWの配置、本年度からは健康福祉部に相談支援包括化推進員を配置するなど、県下をリードする、いわゆる多機関協働による包括的支援体制の構築を進めてまいったところでございます。

また、本市にもご縁があります、議員もご存じの勝部麗子さんの「ひとりぼっちをつくらない」、亀山市は「ひとりぼっちをつくらない」と言っておりますが、これを合い言葉に、多くの地域福祉に携わっていただく関係者や専門職の皆さんとともに、共生社会実現と地域福祉の充実への努力を

重ねてきているところでございます。

今般、少し今ご紹介いただきましたが、令和3年度より社会福祉法の改正によりまして、法定事業として新たに重層的支援体制整備事業が位置づけられることとなりまして、これまでのモデル事業の実績を踏まえつつ、新年度は事業実施に向けた移行準備の実施とされておるところであります。本市といたしましても、本市の培ってまいりました地域福祉力強化推進事業を、次なる段階へ引き上げていく契機にしなければならないというふうに考えるところであります。従来福祉制度に支援を求める人を合わせるのではなくて、複数の困難な課題を抱える人や世帯に合うよう、既存の制度を適切に組合せ支援するオーダーメイド型の仕組み、いわゆる亀山版の重層的支援体制を早期に確立して、安心の支え合いをさらに進化させていかななくてはならないというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

この事業では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することが求められております。

そこで、この3つの内容について順次確認をしていきたいと思っております。

まず、包括的な支援。これは高齢者、障がい者、子供、生活困窮といった分野別のどんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めます。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た親が息子のひきこもりのことを相談してきたら、そこで65歳以上の人しか支援できないと言って断るのではなく、しっかりと受け止め、必要な支援につないでいく、相談を断らない、たらい回しにしないということでもあります。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携し、家族全体が抱える課題を解決していきます。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐ見えないため、支援につなげられないことも多々ありますので、そうした場合も伴走型で本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、課題を一つ一つ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことも期待されております。

最初に申しましたように、亀山市ではそれぞれの窓口はできております。これが、国が求める包括的な相談支援体制にしていくというのは、窓口を一本化し、総合的な窓口をつくるのか、今の個別の窓口で対応していくのか、実施体制についてを伺います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員ご指摘のとおり、本市では現状といたしましては、子供、高齢、障がい、生活困窮など各分野の相談窓口でまずは対応させていただいております。複合的な福祉課題は、ケース概要や課題要因などの基本情報を関係機関の間で情報共有を可能とする「つながるシート」を作成して、CSWに集約する体制を整えているところでございます。また、社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業において、福祉に関するあらゆる相談を受け付ける福祉なんでも相談窓口を設置している状況でもございます。

令和3年度におきまして、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を進める中で、複雑化、複

合化した福祉課題を抱える人の傾向など、これまでの事業実績も踏まえ、必要に応じさらなる窓口の明確化についても検討を進めてまいります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうしますと、これから令和3年4月以降にまた考えていくということで理解をさせていただきました。

次に、社会福祉法に規定をされております多機関協働事業、このこともうたわれておりますし、またアウトリーチ等を通じた継続的な支援事業、これも規定をされております。このそれぞれについて、内容と期待される効果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、多機関協働事業につきましては、市全体での包括的な相談支援体制の構築に向け、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たしまして、支援関係機関の役割分担を図るものとなります。

期待される効果につきましては、単独の支援機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例の調整役を担うとともに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を有することにより、既存の相談支援機関をサポートすることで、本市における包括的な支援体制の構築につながるものと考えております。

また、現在社会福祉協議会を中心とした市内の社会福祉法人が、それぞれの分野を超えた連絡会の設立に向け協議を進めていただいております。こういった機関をはじめ、様々な支援関係機関との連携強化を図り、多機関協働の体制整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、アウトリーチについてでございます。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、これまで支援が届いていない人に支援を届けるために、本人と信頼関係の構築に向けた支援に力点を置くものとなり、各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つけるものとなります。

期待される効果につきましては、複数分野にまたがる複雑化、複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、相談者を早期に把握できるとともに、窓口に来られない方にアウトリーチで直接対面し、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、継続的な関わりを持てることにより、必要な相談支援につなげることができると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

しっかりと今体制をつくっていつている途中だと思うんですけど、なかなか福祉の分野は、行政側としては出ていくということまで、来る人はしっかりサポートしていただいておりますが、なかなか訪問をしていくというところまで視点がありませんでしたが、今それがしっかりとできつつあるということを確認させていただきましたし、今回の事業を通して、それも積極的に行われて

いくと考えられます。この制度のはざまに苦しんでいた方や、生きづらさを抱えて人生の方向性が定まらなかった方々を何としても救っていく、社会に戻していく、これは自治体の本気度が問われる事業だと私は感じております。

10月の教育民生委員会で社協と懇談した折、コミュニティソーシャルワーカーの方の事例を通じた活動内容をお聞きしました。本当に頭が下がる、何度も何度も対面をしながらしっかりと対応していただいているということに、本当にありがたいなあと思っております。

次に、地域につなぎ戻していくための参加支援についてお伺いをしたいと思います。

例えば、長いこと社会参加されていない方の相談を受けて、すぐに就労、自立とはなりません。また、相談内容もそれぞれ多岐にわたっております。この事業の参加支援がもたらす効果について、事例を通して説明をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

参加支援事業は、社会とのつながりをつくるための支援を行うものであり、利用者のニーズを踏まえた丁寧な制度とのマッチングや、支援メニューを構築し、本人の状態や希望に沿った支援を行うものとなります。

具体的な支援例を挙げますと、幼少期からの多動症状、衝動性により仕事も定着せず、多額の債務を抱え、家庭崩壊に陥ったケースに対し、CSWが関係機関と連携の上、本人やその家族と継続的に面会を重ねる中で関係性を構築し、家族間でのルールづくりや生活面への助言など粘り強く時間をかけ、サポートすることにより就労につながったケースもございます。

こういった事例からも、当該事業の効果は、制度のはざま等の理由により行政が主体的に関わりにくい案件について、CSWが主体となり継続的に関わり続けることができることで、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューにつなげることが期待されると考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当にこの一番のあれはCSWだなあと思うんですけど、また先ほどの多機関の協働というものがありましたので、CSWだけではなくて様々な機関とつながりながらやっていくために、先ほど市長のほうからも説明がありました包括化推進員が、亀山市には今1名置いていただいておりますので、非常に重要になってくるんだと思いますので、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

次に、地域づくりに向けた支援についてお伺いをしたいと思います。

これは、サロン活動や健康づくり、介護予防教室など、市民の方々が行っている多様な活動や居場所を増やしていくとありました。当市では、まちづくり協議会を中心に様々な事業も展開をされております。これは、既存の団体等に何か事業をお願いしていくようなイメージなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

地域づくり事業は、世代や属性を超えた交流ができる場や居場所を整備し、地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図るものとされており、参加、交流、学びの機会を生み出すために、個別の個人や人をコーディネートすることが主たる内容となっています。

事業展開のイメージといたしましては、地域の社会資源をアセスメントした上で、住民に身近な圏域を中心として、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせられるよう、例えば高齢者サロンに子供が参加できるなど、既存の資源と資源を融合させたり、世代や属性に関係なく参加できる居場所の創設などが考えられます。利用者のニーズを踏まえ、必要な機能をコーディネートできればと考えております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

森議員。

#### ○10番（森 美和子君登壇）

今回のこの事業で、やっぱり一番の問題であったのが財源の問題だったと思うんです。今までは縦割りの財源しか来ていないので、幾ら総合的にみんなを寄せてやっても、それはなかなか難しかったんですけど、それで社会福祉法が改正された29年以降にいろんな事業を展開している自治体も、元に戻さざるを得なかったような事例も出てきたと聞いております。これが、今回の事業によって、一括で交付金が下りてくるということも聞いておりますので、それこそ市長がおっしゃったオーダーメイドの亀山市に合った、また亀山市の中でも地域に合った様々な取組が展開できると非常に期待をされておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、次に移りますが、庁内・庁外との議論を踏まえた連携体制、人材確保についてお伺いをしたいと思います。

事業実施を進めていくためには、市役所内の関係各部署の連携体制、すなわち庁内連携体制が何よりも重要であり、そのためにはトップのリーダーシップが不可欠です。

先ほどご紹介いただきましたこの事業のモデルとなる豊中市では、今年8月1日、市長のリーダーシップで介護、障がい、生活困窮、子育て支援、生活保護、人権、住宅、教育委員会など多機関連携体制を構築するためのプロジェクトチームを立ち上げ、事業の実施に向け準備していくこととなったと伺いました。生活全般にかかってくる相談内容から見ても、単純に福祉に任せておけばいいという、そこが私は一番危惧するところであります。現行どおり福祉にそのまま事業がすぼんと持っていかれると、福祉の業務内容が非常に多くなり、適切に相談者に向き合えないとか、新たな相談支援のメニューが出てこないとか、地域からの不満が起こってくるなど、負の連鎖が始まっていく可能性が大きいと感じております。

日本福祉大学の田中優教授は、改正社会福祉法の描く地域社会づくりでは、職員の問題発見の余裕をつくり、政策形成能力を高めることが不可欠であると言われております。これからは、AIなどを活用した行政の効率化も図られていきます。

午前中の草川議員のDX、私は普通にデラックスかなあと思ったんですけどデジタルトランスフォーメーション、こういったことが市長の発言でもありましたが、しっかりとこれを亀山市の中に落とし込んでいくという非常に期待が持てる答弁も返ってきておりましたので、こういったことから行政の効率化はどんどん図られていくんじゃないかと思います。本当に必要な業務は何かという視点から、業務改善を超えた業務改革を行っていかなければならないと思います。そのためにも、

市長のリーダーシップで市役所が先頭に立ってこの事業に積極的に取り組み、コロナ禍においても誰一人置き去りにしないという姿勢を示していくべきだと考えます。市長のご見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさにご指摘をいただきました亀山市としての本気度、そしてリーダーシップで全庁挙げて、さらに地域をオール亀山ということで、庁内外含めてその力を結集できるように、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

また、先ほども少し勝部麗子さんのお話をいたしました。今も豊中市の事例をおっしゃっていただきました。3年前に勝部さんが亀山へお越しをいただいて、議員もご参加いただいたと思うんですが、直接お話をお聞きして大変感銘を受けましたし、一つ大きな示唆を与えていただいたと思っております。早速に、彼女の女史の著書「ひとりぼっちをつくらない」という著作でありましたが、経営会議で各部局長に1冊ずつ配付をして、その考え方について共有をしていこうというのを、3年前でありましたか、そのような記憶をいたしております。

今、触れていただきましたこと、また先ほど冒頭で申し上げましたこと、これはぜひ亀山市として、亀山独自の風土に合った今日まで培ってきたものに、さらにこれが進化できますように、全庁挙げて、またオール亀山市でしっかりこれを確立していくということが大事だというふうに思っておりますので、現時点でそのような考え方を強く持たせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

しっかりとお願いをしたいと思えます。福祉だけの問題ではありませんので、全庁挙げて取組をどうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

また、庁内のみならず、庁外との連携体制も極めて重要であります。市役所を中心に民間も含めた各支援機関、地域住民などを含め、市全体での包括的な支援体制の整備が必要であり、その体制整備に当たっては、関係機関等との地道な議論を積み重ね、意識の共有を図り、ワンチームになることが求められております。

神奈川県座間市では、市役所が中心となってチーム座間を結成し、社会福祉協議会、ハローワークの担当者らが参加し、弁護士も交え、課題の共有や支援の方向性を決めております。

また、この新たな事業の成否を左右するのは、支援を担う人材であります。人材の育成、確保、専門性の向上、処遇改善を図り、支援者を孤立させない、元に戻さない取組が必要ですが、本市としてどう取り組んでいくのか、現状と併せて今後についてお伺ひをしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、国におきましては、社会福祉法の改正により、従来の属性別の支援体制では複合課題やさまざまなニーズへの対応が困難であることや、永続的な人材確保の難しさの観点から、属性を問わな

い包括的な支援体制の構築を求めています。これに対し、自治体が創意工夫を持って円滑に実施できる仕組みが、この重層的支援体制整備事業であると認識しているところでございます。

今後、事業の実施に当たりましては、既存の子供、高齢、障がい、生活困窮などの縦割りの枠組みにとらわれない相談支援等の事業の整備や、必要に応じた人材の配置や役割分担の見直しによる体制強化など、検討を進めながら、市長も言いましたように亀山版重層的支援体制整備の構築を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

どうしても職員の方は異動がありますので、せっかく培ってきた様々な知識や経験なんかは異動によってまた一からということにならないように、それは裏を返せば、どんな方がその部署に行ってもきちっと対応できる体制を、幅広いいろいろな知識を持った職員を育てるということにもなろうかと思っておりますので、そこは上手に運営をしていていただきたいと思っております。

また、地域の中でもしっかりと相談ができる専門的な方を置くということも非常に大事なことで、最終的には専門的な方、専門職につなげるということが重要やと思っておりますけど、地域の中でまずは取っかかりでしっかりと支援ができる体制というのは、市役所だけじゃなくて民間の方々もそれはできると思っておりますし、そういうノウハウを蓄積していくということも大事だと思っておりますので、この人材の育成というか人材をつくるということは、市役所だけではないということも併せてお願いをしたいと思います。

最後の質問で、各分野別計画と、重層的支援体制整備事業に係る実施計画についてお伺いをしたいと思います。

この事業を進めるに当たって、実施計画が必須条件となっていると聞いております。この実施計画について、どうされるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

重層的支援体制整備事業の実施計画の策定につきましては、社会福祉法に既に位置づけられているものであり、当該事業の実施に当たっては、国に当該計画の提出が必要となることが想定されております。策定に当たりましては、相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、参加支援、地域づくり支援に関する体制等について、令和3年以降に発出される国の策定ガイドラインに即して整備する必要があると考えており、当該実施計画の策定につきましては、令和3年度の第2次亀山市地域福祉計画の策定作業の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今回、高齢者福祉計画の中間案も教民のほうに提出をされておりましたので、この重層的支援体制整備事業のこともきちっと明記をされておりましたので、また各分野に様々な計画もございますので、またそれがしっかりと連携されていくようお願いをしたいと思います。

国連の定めた目標であるSDGsに示された多くの課題を含んでいる、この重層的支援体制整備事業の実施は、相談者のみの利益に終わらず、地域社会のつながりや支え合いの精神、お互いさまの意識の向上に大きく反映され、亀山市のまちづくりの基本方針である市民力・地域力が輝くまちづくりの具現化につながっていくと確信いたします。市長の強いリーダーシップを期待して、次の質問に移らせていただきます。

大きく2点目、障害者差別解消法に規定されている合理的配慮についてお伺いをしたいと思います。

12月3日から9日まで——今日までですが——は障害者週間であります。毎年、広報かめやまでも啓発がなされております。12月1日号の広報に載っておりますが、当初は字ばかりが書いてあって、もう読むのが嫌やなと思うような広報でしたが、現在ではイラストや写真を工夫して入れていただいて、非常に分かりやすくなっております。

障害者差別解消法が施行され、合理的配慮については議会で何度か取り上げてまいりました。市民や事業者に対する周知、とりわけ市の職員に対する研修や周知について対応を求め、新人研修も含め対応していただいていると理解しております。

先日、市民の方から関B&G海洋センターのプールについて相談がありました。障がい者、障がい児が利用しており、プールに入っていくための通路に問題があるということで、早速見に行ってみました。そのとき、体に障がいを持っておられる方と一緒に訪問をさせていただきました。この施設は、三幸・スポーツマックス共同事業体が指定管理されている施設であります。体育館や屋内温水プールなど、多くの市民が利用されている施設であります。

屋内プールを利用する場合、ちょっと写真を出していただいてもいいですか。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、左側の写真で、写真でいう上と下側のところが男女の更衣室から出てくる場所です。それは階段を下りて、それからまた右側に上がっていく、それが右の写真になって、その右の写真の奥がプールに入る入り口になっております。ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

この蛇腹を通してプールに入っていくということなんですけど、さっきの写真の段差の下にあったものが腰洗い槽で、腰洗い槽というのは高い塩素濃度によって肌への刺激等を訴える利用者もおり、プールの水の浄化設備も向上し、平成13年、プールに係る衛生基準に関する指針から削除されている場所です。今はもう使われていないということなんですけど、私が以前、子供の頃にはプールでも使用しておりましたが、現在では使われておりません。BGが開設された頃は必要だったこの場所は、現在は必要ではなくなっておりますが、施設はそのまま利用されております。

何と言ってもこの高さであります。階段を下りて上る、身体に障がいがある方と一緒にいったとき、その方は後ろ向きでゆっくりゆっくり下りていかれましたけど、ご存じの方はいらっしゃるかもしれませんが、あの場所というのは本当に寒いんですよ。プールに入るところの通路というのは、きちっとした暖房というか暖かい状況ではない、物すごく外気が入るような場所です。この施設を利用されている方は、高齢者も障がい者もいらっしゃって、そのときに聞きましたけど車椅子の方もご利用されているということで、その方は別のドアからスロープを通して外を通過してプールの室内に入っていくんです。だから、冬はもう利用されておられません。それはもう裸で外に行くようなもんですので、行けないということでお聞きをしております。

そこで1点目、外郭団体及び指定管理者等への啓発についてお聞きしたいと思います。

市民、事業者、市職員への啓発はされていることは確認いたしました。外郭団体や指定管理者への啓発はされているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員ご紹介いただきました2016年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法において、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を的確に行う、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修、その他必要な環境の整備に努めなければならないというふうに規定されてございます。こうした法令の遵守につきましては、各施設の所管部署において留意されているところでございます。

先ほど議員からもご紹介いただきました市職員の研修につきましては、毎年継続をさせていただいております。今回改めて、外郭団体や指定管理者へも、法の趣旨や実際の対応等について理解を深めるための、もう一度周知を図ってまいりたいと考えております。

ご紹介いただきましたB&G海洋センターのプールでございますが、そこを含めて全ての公共施設において、必要に応じ施設の改修等のときには合理的配慮に即したバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に取り組んでいるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

最後、取り組んでいるものでありますと言われてこの状態というのが非常に苦しいところではあります。ぜひとも合理的配慮というのは、一見聞くとお金がかかって、非常に行政側というか施設を管理する側としてはちゅうちょする部分があるかと思えますけど、いろんな工夫の仕方があると思うんです。きちっとした工事をしなくても、移動できるような状況とか段差の解消とかというのはできると思いますので、ぜひともそういう場合には障がい者の方とかに立ち会っていただきながら、いろんなご意見を聞きながら改善をしていただきたいなあと考えております。

次に、飲食店等への財政支援（公的助成制度の導入）についてお伺いをしたいと思います。

この公的助成制度、一度質問をさせていただきました。事業者や地域の団体が障がいのある方に必要な合理的配慮を提供するために、かかる費用の助成をするものであります。飲食店のメニューを点字表記したり、コミュニケーションボードの作成費やチラシの音訳経費、さらに折り畳みのスロープや筆談ボード、手すりの取付けや段差の解消などです。市民や事業者に対する分かりやすい合理的配慮の啓発になると考え提案しましたが、その後の動きがあればお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

以前には、議員から明石市の先駆的事例を基にご提言をいただいたと思います。

合理的配慮に関する公的助成制度につきましては、中小零細事業者の飲食店や商店などに手すりやスロープなどの設置の際に助成を行うことで、誰もが住みよいユニバーサルデザインのまちづく

りを進め、事業者や店舗を訪れる様々な人に、障がいのある方への合理的配慮の理解を深める効果も期待できるものと認識しております。

今、第2次障がい者福祉計画の中間見直しに合わせまして、現在実施している障がい福祉サービスに対する市民の意向、ニーズの把握に努めまして、現在実施しているサービス等も含めて、法の趣旨を踏まえて各種福祉サービスの整備あるいは見直しを進めていく中で、このことについても考えてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

様々な観点で、地域共生社会の実現に向けた亀山市の取組について確認をさせていただいてまいりました。

市長が3期目に当選された後の、私も代表質問をさせていただいたときに、障がい者に対する記述がマニフェストの中になんかいないんじゃないかというような質問をさせていただいたこともありました。本当に障がいとかそういうことが、バリアがあって障がい、高齢、子供とかということではなくて、もう誰もがこういうことも当たり前になる世の中にならなくてはいけないんじゃないかなあと思っております。今後の共生社会の実現に向けた市長のリーダーシップに大いに期待をして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時41分 休憩）

---

（午後 1時51分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。5項目ぐらい一般質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、通告させていただきました学校給食についてです。

この学校給食についてですけれども、さきの9月の定例会で請願に対して議会が全会一致という形で採択をしました。その中で市長は、その後どのような形でこの請願に対する取りまとめをやられたのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

請願のさきの議会での第5号の亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書が全会一致で採択をされまして、教育委員会に送付されました。

その後、教育委員会からもご答弁をいたしておりますが、現在、中学校給食については教育委員会において、その実現に向けた事務をしっかりと行っていただいております。そういう段階でございます。また、私といたしましては、それを尊重させていただいて、一定の方向性について整理いただきましたら、その後の対応をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、この間の対応につきましては、さきの全員協議会でも教育委員会のほうから報告をいただいたところでございますが、議会で様々なご意見があることにつきましても承知をさせていただいております。

#### ○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

ほんなら分かりました。市長がその程度しか考えていないと、教育委員会任せという理解をさせてもらってもよろしいかな。

ちなみにですが、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということがあります。これは教育長の立ち位置を変えていくと。それまでは、教育長というのは教育委員会からの互選という形で選任されておりました。それで議会の議決と。基本的にその教育長というのは、いろんな形で教育長を任命するのに、まずはその改正案でいくと首長が直接教育長を任命することにより任命責任者が明確になったということで、市長が教育長を任命すると。それで、教育長は首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になったというような形で、この改正案が平成27年4月にできました。それで、今の教育長が議会の選任同意を受けて選任されました。

基本的に、教育委員会の改革によって、5項目あるんです。その中で特に上げたいのは、地域の民意を代表する首長との連携の強化ということです。これが教育長の立ち位置です。教育委員会の立ち位置です。分かりますか。地域の民意を代表する首長との連携の強化ということが書いてあるんです。それで、政治的中立性の確保ということもありますけれども、首長と協議・調整を行うが、最終的に執行権は教育委員会に留保されておるといようなことも書いてあるんですけれども、基本的には議会が全会一致した中で、当然市長として庁議というものを開いて、そしてやっぱりその議会全会一致の請願に対して、亀山中学校と中部中学校の完全給食にするという請願に対しての庁議を行ってやっぱり調整すべきだと。

庁議と申しますのは、市長が主催した下に副市長、教育長及び地域医療統括官をもって庁議を行っています。そういうような場でこういうような協議を行う気持ちはなかったのか。議会の請願全会一致という重みをどこまで感じられておるか。感じられておったら庁議を開いてそれぞれの考え方を聞くのがあなたの仕事やないかと私は思うんですけれども、そういうようなお考えはなくて、あくまでも教育委員会任せで、前日もいろんな方が質問をされたその答弁すらもしどろもどろの答弁で、3月末がいつの間にか4月1日だ4月8日とか、そういうような答弁が出てくると、こっから。

というのは、あなたの12年前のマニフェストの中に、教育の形ということで5番目に全ての中学校への学校給食を導入しますと、期限は2年以内ということも書いています。さらに亀山コロッケの定番献立を加えるとともに、亀山コロッケを作りますよと、それで地産地消を50%にします

よと、現行は25%と。これは12年前にあなたがマニフェストに書いてあるんですよ。

ちなみに、学校給食について主に福沢君が質問されて、2005年8月からずうっと並べて過去十何回と質問されています。最終的に2016年3月に、教育委員会が亀山中学校及び中部中学校において完全給食の実施が望ましいという方針を取りまとめましたと。それからもう4年たっておるんですよ。それで、この間の2020年9月の全会一致と、請願に対する。九千数百名の方の署名の請願が全会一致で通ったと。

そうすると、5年間あなたは一体何を考えておったんか。いろんなこのマニフェストの中で、12年前は2年以内にそれを取りまとめるというようなことを言っておる。にもかかわらず、ずうっと10年たって、また次も臨まれるらしいですけども、市長に。明らかにここではっきり完全給食を実施しますというあなたからその声を私は聞きたいんですよ。検討するのは、あなたの指示をもってどのような規模にするかと、自校式にするかセンター方式にするかという協議をここでしたらいいんですよ。あなたが決定した中で教育委員会が動くという方針をここであなたが述べていただけませんか。あくまでも教育委員会が協議して、それを聞いて、それやったらどうやのという話ですか。

たまたま地域統括官が今医療関係でご苦労をかけていますけれども、財務関係も担当されたちよほどいい人材、上田統括官が見えますのやで、財政的な経費のことも十分そのことも議論できると。なぜ庁議をこの課題として取り上げて、学校給食に臨まれんだんか。そのことについて、ちょっともう一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この件で庁議は行っておりません。あくまで庁議は方針の最終の決定機関でございますので、当然そういう局面は今後来ようかというふうに思いますけれども、この件で庁議を行ってはございません。

それから、おとついででしたか昨日でしたか、福沢議員さんの、教育委員会との関係につきましてはその折にも申し上げましたが、教育委員会の独立性は尊重した上で、当然この教育委員会のほうからも方向性が示されておりますが、現在進めておる事項についてはアンケート、それから様々な多面的な検討を現在進めておるということでございます。しっかりこれを年度末をめどに進めていくというふうに、これは尊重してまいりたいと思います。

その上で、これは申し上げてまいりましたけれども、現在この教育委員会で進めております検討がまとまりましたら、その妥当性や政策等々の位置づけ等について適切な判断を行わせていただくことになろうというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、あくまでも教育委員会の判断に委ねると、議会でのその請願に対する九千何百人の方の請願、全会一致の重みというのは感じてみえないと、そういうふうに理解してもいいですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

冒頭、最初にも答弁させていただきましたが、9月議会でみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書、これについて議会で議決をされたことは承知をいたしておりますし、尊重をいたしておるところであります。いわゆる請願の関係者の皆様とは懇談もさせていただいてございます。そのご趣旨などについてもお伺いをさせていただいたところでございます。また、教育関係者あるいはPTA、様々なご意見があること、また議会におきましても全員協議会ははじめ教育民生委員会、あるいはここ3日間のご議論でも少し様々なご所見がございますこと、そのことも承知をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、現在そういう様々な要素も踏まえまして検討が多面的に行われておりますので、それを踏まえて今後の判断がなされるべきものというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、市長としてこの請願の、一番私、合併して15年が経過しましたが、義務教育である中学校全ての学校においてみんなで食べる給食を実施し、税の使い方や教育の内容、食育について公平にさせていただきたいと強く要望しますというこの文面があるんですよ。これを決断するのは市長しかおらんのですよ。教育委員会がどういうふうな判断をするよりも、教育委員会に指示を出すのはあなたですよ。教育委員会やら財政的な見地とかうんちく言いましたけど、いろんなところでやっぱりこういうのは市民の皆さんの公平な税の使い方、教育の内容、食育を公平にさせていただきたいということの要望を議会として全会一致になったんですよ。それを認識してみえたら、あなたは教育委員会の意向調査どうの関係ないです、訳の分からんアンケートをやっておると私は思うんですよけれども。あなたが教育委員会に完全給食をするから、亀山中学校と中部中学校の完全給食を実施するので、その手法を考えてくれとあなたが指示を出せばよろしいやんか。そうしたら教育委員会としては検討されますよ。それをあなたは逆を言っておるんですよ。教育委員会がいいと言ったら私はしますよと。

首長とは一体何ぞやということですよ。首長とは、この教育基本法の改正の中で教育長の任命権者です。ましてやその庁議に入る。庁議の内容は、庁議に対する事項はおおむね次のとおりとする。市行政運営に関する基本方針、重要な施策等に関する事項に予算の編成及び執行に関する事項、その他市長に関する重要な事項と、こういうようなものが庁議の課題なんですよ。そこに教育長も入っておるんですよ。だから、あなたが指示を出せば、これは簡単に教育委員会はどうしたらいいのかという協議ができるんですよ。違いますか。そういうようなことをしなさいよ、あなたは。それが亀山の首長で市長である職務なんですよ。あなたの判断が亀山市の市民の安心・安全な食のとか生活、安心・安全なまちづくりの基本になってくるんですよ。それをあなたは人に任せると、あなたの判断は人から聞いて、それから判断すると。俗に石橋をたたいてもなお渡らんという者もおりましたけどな、以前には。そういうような指示を出すのがあなたの仕事やないですか。それが首長の仕事なんですよ。議会は審議するのが仕事です。だけどあなたは、どういうような事業を選択し

て執行していくのがあなたの仕事なんですよ。それがしていないと思いますので。こればかりやっておってもあきませんけど。

極力3月までに、あなたは次もう一遍出はるらしいけれども、当選しはったら、当選する前にも、今でも遅うないですよ。学校給食の完全給食について協議をしてもらいたいと。予算については何とかするというように腹をくくってもらわないかんです、ここで。たまたま物事が進んでいったら、この差は明らかなもんですよ。次に移りますけれども、またこれは教育民生委員会でやります。

次にプレミアム商品券ですけれども、基本的にちょっと資料をもらいました。今日現在、58.9%という率が出てきておると。60%に近づいて、果たして12月9日の段階で締切りが12月30日やったかな、販売の。この失効が2月末やと思うんですけれども、この1億8,000万の一般財源を使って、果たしてこれに対して現在の段階で58.9%、果たしてそれが、あなたは1億5,000万で6億5,000万の経済効果があると言うんですけれども、市民の皆さん方にその動向を聞かせてもらいました。9月には2万877冊、10月には5,647冊、11月には2,312冊、12月は今日まで706冊という2万9,542冊が出ていっておると。それで大体60%弱やと。これを今の段階でどのようにあなたは評価されておるのか、いかがですか。ちょっとその見解をお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のコロナの緊急対策としてこの事業を展開いたしておるところであります、今触れていただいたように、9月1日から販売と使用を開始いたしましたプレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」であります、12月1日現在で商品券の販売冊数は2万8,836冊、購入引換券の交付件数は5万155件ですので、販売率が57.5%という状況でございます。また、これを活用いただいて商品券の利用状況につきましては、金融機関での換金金額が2億3,149万6,000円となっております、販売金額で3億7,486万8,000円に対する利用率として61.8%となっております。

いずれにいたしましても、地域の事業者、これをみんなで支える。あるいは市民の皆さんにとってもこの商品券のプレミアムでぜひ消費をサポートしていくと、生活支援をしていくと両面の思いで事業を組み上げ進めてきておりますので、ぜひ過去にない経済効果として6億5,000万という、こういう経済効果が期待できますので、ぜひ市民の皆様にも、これは眠らせてしまうことなくご利用いただく、そして、まち全体で消費が展開されたり事業者の皆さんが本当にそれによってしのいでいただいたり、そういうことにつながっていくことを強く願っていただいております。

議員はご理解いただけませんが、眠ってしまいますとこの趣旨が本当に実現できませんので、ぜひ市民の皆様方にも、今12月末までが購入引換券の交付が期限がありますので、ぜひ引換えをいただいてご利用いただきますように強く期待いたしておりますし、私どももその促進のためにできることをしっかりPRしてまいりたいというふうに思いますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は、このプレミアム商品券をよう理解せんもんで、反対もさせてもらったんですけども、もっとインフルエンザの予防接種の補助金とか、それから学校給食の、それから水道基本料金の何か月の減免というようなことも言わせてもらいました。トータル1億七千八百何十五万という数字をこの場で提示させてもらいました。そうやけど、あなたが言われるプレミアム商品券になったと。

基本的に試算しますと、仮に今市長が61.8%と言いましたけれども、60%として、1億5,000万の残金で60%執行で9,000万です。6,000万の残金が出てくるんです。

それから換金ですね。それから用具等々、固定経費は1,200万ぐらいあるんですけども、販売手数料が販売金額総額の1.5%、それから換金手数料が換金金額の1.5%という形で、975万と750万のお金が出ます。60%換算すると、大体私の予測で、61%になっても6,500万ぐらいの残金が出てくるんですよ。仮に60%とすると6,690万のプレミアム商品券事業に対する残金が出てくるんですよ。にもかかわらず、経費は2,725万でしたかな、そのお金を使っておるんですよ。その代わり換金は別ですよ。その換金を引いたら1,200万の固定経費があるわけですから、印刷代とか郵送とかいろいろなもろもろが。果たして60%利用だったら、65%でも70%でも、100%利用やったらこれは大成功やと思いますよ。そうやけど、根本的にやっぱりここまでの見込みがなかったもので、固定経費の消耗品、通信運搬、委託料、賃金、印刷製本、システム、会議費、通信費、需用費、消耗品費と予備費というこれを含めたら1,275万という固定経費がかかっておるんですよ。その分をもっと市民の皆さんが喜ぶ、こんなことやったら1億5,000万を、今、鈴鹿市も5万円を追加するというようなことを、この間末松則子君が昨日記者会見をやっていましたわ。1件当たり3,000円ずつ交付すれば手数料は郵送料だけです。そんなら皆さんが自由に使って100%の効果があつたと思うんですけども、だけど、このざっと計算で6,600万の残金が出ると。それはどういうふうに処理されるつもりですか、市長。そういうようなことは考えませんでしたか。考えていなかったら考えていないて言ってくださいよ。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、今6,600万とおっしゃられました、いわゆる商品券の販売が予算総額に達しなかった場合のお尋ねと理解をさせていただきますけれども、そういう場合は、最終は3月補正で減額をすることになろうかと思えます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、本市としてはこのコロナの状況の中で、地域の市内事業者への支援を含めまして、市内経済の循環を図ることを目的として過去最高額の6億5,000万の経済効果を目的に、それを見込んで実施をさせていただいた事業でございます。こうしたプレミアム商品券の経済効果については、先ほど申し上げましたが、活用されないことで当初見込みより縮小することになってしまうわけでありまして、ぜひ私どももしっかりPRをしてまいりますし、商工会議所はじめ各関係機関、本当にそれに努めていただいております。議員各位におかれましても、このプレミアム商品券の「TAKERU」「たちばな」を少しでも多くの方にご利用、ご活用いただけるように、ぜひ側面的にまた周知

についてのご協力をお願いいたしたいというふうに思っております。眠らせてしまうということは非常に残念でありますので、ぜひそこはよろしく願いをいたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

恐らく減額補正で大体5,800万ぐらいにはなるだろうと思います。最終的にはね。その辺のことはあれしてください。そうやけど、これはあくまでも固定経費1,275万を使って、そこにざっと計算で1,000万換金して、2,200万の金を使っておるんですよ。60%の場合ね。これは経費として。6億5,000万の売上げと言いますけれども、60%で大体4億9,000万ですよ、経済効果としては。だけど、そんなことを言っておったらもう時間がないですから、しっかり市長がほんなら旗を振って、できたら75%に上がるようにあなた独自でしてください。

次に移ります。

関認定こども園アスレの送迎バスについてちょっと聞きたいんですけども、これもさきの中止を7月22日に出しました。それで市長に尋ねたところいろいろ答弁をもらったんですけども、アスレの児童に対して、こういうようなアンケートが出たんですよ。認定こども園アスレにおける園児バスの運行に関するアンケート、これは皆読んでおったらえらいことですから。

この関地区、加太まで入れて、送迎バスを利用していますか、していませんか。朝夕うんちくと。それから、最後のほうにもう一つ、2枚目に年間総事業は280万で、1人当たり月約1万5,000円から2万円利用料金無料という項目が入っておる。それで一番最後に、もし園児バスを有償である場合、送迎バスを利用しますか。該当する番号に丸を囲んでくださいと。金額に関わらず利用する、金額により利用を考える、有償なら利用しない。それで、その2のところは金額により利用するというので、月額幾らまでだったら利用するという、こういうようなアンケートを取っておるんですよ。

市長、これは知りませんか。そうすると、知らんところでこういうようなアンケートが取られておると。そうすると、一体アスレのバスはどうするんですか。確かに今、小学校の代替バスをやっていますよ。確かに11名の保育園児が利用しています。こういうようなアンケートをされた。これ、さっきの服部君の話やないけれども、受益者負担の原則というようなものが出ていましたけれども、ただここに平成17年1月11日、教育委員会告示第1号から亀山市亀山地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱、それから交付申請書、バス代は持ちますよ、自転車で通う形になったら7,000円支給しますよというこの補助金があるんですよ。

加太のところは、福祉バスで皆下加太の子供たちは加太保育園へ行っておるんですよ。通園しておるんですよ。こういうのは、このアンケートもそうですけれども、利用者が少ないからこんなアンケートを取っておる。何を考えておると私は思っておるんですけども、市長が知らんところでやっておるということは、庁内協議がしっかりなされておらんというふうに思いますけれども、月幾ら払ったらしますよと言ったら、ほかの地区でも月幾ら払ったらこのバスを出しますよとなったらどうするんですか。

アスレのバスは、何で旧関町のときにあの幼児バス、それから小学校のスクールバス、それをつくったか。その意味をあなたも県議会議員として関地区を14年ばかり回ってみえたと思うんです

けれども、関の事情でよく知っておると思うんですけれども、これはこの規定にありますように、園児は2キロ以内は通園バスをしますよと。それから小学校は4キロ、中学生については6キロ以上の場合には補助金を出しますよと、こういうふうな制度なんです。そして、集落の園の周辺部のところにも、あなたはよく若者定住のことを言われますけれども、おじいちゃんおばあちゃんがおつて子供を連れて帰ってくると。例えば、関のこの該当するところはこういうような送迎バスがあるので安心して帰ってこいよという制度なんですよ、これは。これに基づいてやっておるんですよ、関町の折から。それをあなたになってバスが悪くなったからやめます、やめやん代わりにあれやったら金を出しますかと、こういうようなアンケートをされておるんですよ。それを聞いてあなたはどう思われますか。一遍ちょっと感想を聞かせてください、そういうような行為を。市長の知らないところでこういうのが起こっておるんですよ。

やっぱり首長の役割というのは、全ての部分に目を光らせてもらって全ての報告を上げてもらうと。自分の判断で物事を決めていくのが首長の役割なんです。そういうような思いはございませんかな、いかがですか。君が判断してもしょうがない、俺は市長に言っておるんですよ。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前日も9月にもご答弁をさせていただきましたけれども、そのような考え方を基本的に持たせていただいているのでございます。

健康福祉部としては、このアンケート調査の意味というのは、送迎バスの利用状況とか、送迎バスの必要性とか見直しに関する考え方などをお伺いするという内容となっております。当然今後の検討のために保護者のご意見を伺うこと、これは欠かせないことだというふうに認識しております。実施を健康福祉部においてしてくれておると。当然ながら報告は頂戴をいたしております。

バスの運行に関しては、この9月にもお答えをさせていただきました。もう前段は抜きますけれども、バスの購入を早うせいというご意向でございますが、現在の園児の送迎の状況など社会状況とともに変化もしてまいっております。また、他の公立施設と民間施設の違いもございますことから、こうした状況を踏まえて、またこのアンケートの結果を踏まえて検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたの答弁の二言目には必ず検討という言葉が出てくるの。結論が出てこないですね。検討ばかりしておいたらもう顔がぼこぼこになるわ。やっぱりそういうような報告を受けたときに、なぜこのような料金を記入するように指示をしたんやという、こんなことは当然首長として怒らなアカンですよ。そして、公平性というのはどういうことですか、公平性というのは。それやったらさっきの学校給食でもそうですよ。そうですね。亀山中学校と中部中学校だけけて、ほかは全部完全給食ですよ。公平性に欠けていますやないか、それを言うんやったら。

特異な地域やからこういうような状況でこういうような形でやっておると。だから、先ほど説明させてもらったように各遠距離の児童に対する補助金が交付されておるんですよ。これが公平なん

ですよ。やはり弱者と言うと怒られますけれども、遠距離から通う子供たちも安心して学校で、また園で皆と、友達と遊べる、学べる。そういうような機会をつくるためにこういうような事業がされておるんですよ。それに対して、どれだけ金を使っても別に公平性に欠けているとは言われませんと私は思う。こればかりやっていると時間もありませんから、何はともあれ、あなたの答弁には検討検討と言うけど、検討結果が出てこんのですわ、いつも。そして物事するのは皆あなた任せ。これは教育委員会やと。そういうような判断をきちっとしてもらいたい。

そうやけど、今から質問させてもらう市長選挙についてはあなたの判断ですから、ほかの部局は関係ないと思うんですけども、さきの11月10日には全協でいみじくも4選の出馬を言われましてけれども、ちょっと確認で、この間何やらマニフェストレポートというのができました。これは誰がつくって、誰がこの5点、4点、1点、誰が評点をつけたんですか。まずここから行きましようか。もう時間がないもんで簡潔に頼みまっせ。

マニフェストレポートというのは、あなたが12年前に選挙に出はったときに、経歴は12年に、市長ですからあれですけども、12年前はプロフィールに書いてあります。2008年10月、新たな志により議員の辞職、県議会議員ですな。現在三重県うんちくと書いてあります。これは個人ですよ、公職者やなしのマニフェストですよ。

それで、いろんなことがあるけれども、まずほんならこの市長になったら前回のマニフェスト、新生亀山クオリティ88の新定番、これは誰がつくったんですか、このマニフェストレポート。お答えください。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

マニフェストレポートにつきましては、市長3期目の就任に先立ち取りまとめられたマニフェストの実施状況を表すものでございまして、このマニフェストの内容は、現在市が進めております第2次総合計画前期基本計画と、その大部分が一致しております。そのため、この市民にとって高いマニフェストの実施状況という形で、前期基本計画の実施状況をお示しするために市が実施状況を取りまとめたところで、総合政策部のほうで作成をいたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなら、櫻井市長が市の担当山本君のところが出したんやったら、この表題ですな、亀山市議会議員各位、別添のとおりマニフェストレポートをまとめましたので送付をいたします。令和2年11月10日、櫻井義之。亀山市長と入っていないですよ、どういうわけですかこれは。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

前回のマニフェストレポートにつきましては全員協議会のほうで出ささせていただいたところでございますが、前回出ささせていただいた全員協議会でのご議論の中でも、今議員おっしゃられるようにこれが公職のものなのか、それとも個人のものなのかというご議論もございましたので、今回は

全員協議会でお配りをするのではなく、各議員の個人のところに送付をさせていただきまして、そもそもマニフェストそのものは櫻井市長個人のものでございますので、そのマニフェストの総括ということでございましたので、櫻井市長の名前で送付をさせていただいたというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、櫻井義之さんの個人のレポートですやろう。違いますの。そういうように理解させてもらってよろしいかな。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

マニフェストそのものは、議員おっしゃるように櫻井市長の個人のマニフェストでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、このマニフェストを基に総合計画の様々な事業を立案しておりますので、それに対する総括については大きく市が進める事業とも関連しますもので、これは市の公としてつくらせていただいたというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

公のものやったら、上に亀山市長櫻井義之と書いておけばいいですよんか。そうでしょう。

改めて聞きますよ。所管に、私はこれは度々よう聞くんですけれども、いまだにちょっとよう理解せんのですけれども、12年前に櫻井義之さんが県議会議員を4期務められて、10月に議会被辞職されて市長選挙に出られた。それで今亀山市長の責をして市民のためにいろんなご活躍をいただいておりますけれども、そのときにこのマニフェストレポートが櫻井義之さん個人の総合計画うんちくの前にですな、個人のものやったら、12年前に市民の皆さん方にお約束をしたこの公の形、信頼された行政、一番最初のやつです。ここにもう一遍、僕がこれを言うのは4回目ぐらいかなあ。絶対的な権力は絶対に腐敗するというイギリスの歴史家アクトンの言葉による。これを書かれたのはあなたが、市長が県議会議員を退職されて12月に作られた資料なんです。このマニフェストなんです。今のことでもこんなことについては、山本部長がこれについての見解をよく、どういう心理で、再度市長選挙に出られるという意気込みを語られたわけなんですけれども、行財政改革の推進とか、顧みますと、私、12年間あなたの市政を見させてもらっておったら、確かに身の丈財政175億ですか、それがまず最初のご答弁でした。身の丈の予算は幾らやと言ったら175億だと。だけど、初年度組まれた予算が200億を超えていました。確かに今年度はコロナの中で285億以上の予算を組んでおると。それでもろもろ、私が市長になってから借金を減らしたと。だけど、あなたが就任されたときは確かにリーマンショックの最たるものなんですけれども、シャープの撤退もあったんですけれども、財政調整基金が四十五、六億あったと思うんですよ。それがもう既に20億を切ろうとしておると。そのような中で、合併特例債の活用も庁舎建設を凍結されて、駅前再開発に今77億になっていますよ。そのときの77億に今国の補助金もありますけれども、

合併特例債は十四、五億入っていますよ。財政調整基金の繰入れもやっていますよ、これに。いろんな事業で。

そういうことで財政健全化を図るんやったら、やっぱり金がないときにない袖は振れませんけれども、借金を減らしたけれども、財政調整基金を20億以上減らしておったら、当然借金をせんでも、その基金を潰したら借りやんでもいいんですよ。今まで借りた事業もありますよ、ほかに。あるけれども、財調を半分以下にさせておいて財政健全化を目指しましたと、その代わり借金を返しましたと、そんなふうに大きなことを言ってもらったら困るんですわ。それが12年間たつ。

そのときに、12年前に言われたこの言葉、絶対的な権力は長いことやっておると腐敗しますよということ言われて、また出はると。これはやっぱりどういうことですか。公人じゃない、私を書いた公約ですよ。それを覆してまた出馬されると。このことをやっぱりちゃんと、私、解明させてもらいたいんですわ。どういような意味合いでか。確かに前期基本計画とか第2次総合計画とかいろいろありますよ。今から膨大な事業があります、亀山には。だけど、一遍ちょっと聞かせてください、簡潔に。私がもう頭に入るように。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず政策公約、マニフェスト、そしてマニフェストレポートについては、市民の皆さんにお約束をしたものがこの4年間どのような事業として具現化できたか、このことをきっちり分かるようにするという意味から政策公約と併せてマニフェストレポートを今回もそうですが、前回、前々回ともに同様の取扱いをさせていただいてまいったところでございます。

その上で、12年前のことで触れられました。多選の制限、どのような考え方かということで過去にも申し上げたところでありますが、地方自治体の首長は大きな権限を有しますことから、行政の硬直化やなれ合い、権力の腐敗につながりやすいという側面があると考えまして、平成21年の市長選挙における公約の中で、地方自治体の首長については多選を制限するべきと、このように考え方を申し上げたところでございます。ちょうど21世紀に入りまして、全国地方自治体、高齢多選とか様々な課題が生じておりました中で、いわゆるアメリカ大統領選挙のような多選を、いわゆる3選は禁ずるといような法律、もしくは条例でこれを制限するようなことが必要だと考えておったところであります。この信念は変わりございませんが、地方自治体の首長の多選の制限につきましては、以前から様々な議論がなされて、国会へ提出された法案も廃案、あるいは神奈川県での条例は制定されましたが、法律上の根拠がない等々で法制化には至っていない状況が続いてきております。

一方で、これは前回議員からお尋ねもございました。地方分権時代におきまして、多選による政治的実行力の向上や長期的な政策推進のメリットも指摘をされておるところであります。いずれにいたしましても、公選職であります首長につきましては、これは議員の皆さんもそうではありますが、4年間の与えられた任期の中で何をなすべきなのか、あるいはその公の責務を全うできるか否か、ここが問われておるものというふうに考えております。

今回、この4年間の政策の総括もお示しをさせていただいておりますが、これまでの取組を基に亀山市に置かれたこの状況の中で、さらに市政の発展のために全力を尽くす考えでございます。

有権者である市民の皆様にご判断を最終はいただくものであろうというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。私はその選挙で有権者の皆さん方の、有権者の皆さんというより市民の皆さんのご理解を得てこの壇上に立たせてもらっておると。お互いに亀山市をいかによくしようかという形でいろんな発言もさせてもらっています。

だけど、今の答弁では、この3期12年の答弁になっていないと思うんですよ。市民の皆さん方に判断を委ねると言っておるけれども、やはり私も100%約束を守っておるというふうな人間やないと思うんですけれども、やはり自分が次も出るときにはそれなりのやっぱり態度を示していただきたいと思います。

ちょっと時間がないもので、駅前関係についてちょっと質問を付け加えさせて、議長、お許し願いたいんですけれども。

○議長（中崎孝彦君）

簡潔にお願いします。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

駅前各事業のやっぱり数値を出してください。以上です。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時43分 休憩）

---

（午後 2時53分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

スクラムの前田でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、亀山駅周辺整備事業についてということで、現在工事が順調に進んでおるようでございますけれども、その内容について1つずつ聞いていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

まず、亀山駅周辺整備事業の中での今進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業につきましては、3月19日の権利変換計画認可以降、権利者の皆様に土地の明渡しを進めていただきまして、7月より施設建築物敷地内の建物を中心に、建物の解体除却工事を進めているところであります。残る1棟についても、12月中には解体除却工事が完了する予定でございます。また、施設建築物新築工事につきましては、おおむねの建物の解体が完了いたしましたことから、11月6日に施工者による起工式が開催されまして、その後工事に着手したところであり、現在、地下を掘削するための土留め工事が行われているところであります。

次に、道路や駅前広場を整備する公共施設工事については、10月より工事に着手いたしまして、市道亀山駅前線の亀山新橋及び周辺道路を全面通行止めとしております。また、県道である旧国道1号線についても、夜間通行止め等を行うことで亀山新橋の撤去を進めております。なお、現在橋桁の撤去を終えたところであり、早期の完成に向け工事が進められているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今話を聞いていますと、おおむね順調に進んでおるようですし、コロナの影響でちょっと解体の作業とか遅れてくるのかなあとというふうに思っておりましたけれども、今の話の中では順調に進んでいるということで安心はしておるところなんですけれども、その亀山の周辺2ブロック地区の第一種市街地再開発事業について、工事発注において一部遅れはあったけれども工事の大きな遅れはないということで、これに向けて、次に建設費用についてちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、市街地の再開発事業についての事業費が増加しておるよう思うんですけれども、現在の資金計画の内訳を教えてくださいなんですが。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

資金計画の内訳ということでございますけれども、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業の事業計画につきましては、10月27日に第2回の事業計画の変更認可を三重県知事より受けたところでございます。

この事業計画におけます資金計画では、総事業費を77億8,700万円としております。資金計画の内訳といたしましては、支出金として道路や駅前広場に加え、電線共同溝の整備に係る公共施設工事費が11億5,100万円、施設建築物新築工事が38億3,900万円、設計等に関する測量試験費が1億1,500万円、建物の解体除却に係る土地整備費が4億7,400万円、地区外転出等への補償費等が12億7,900万円、権利変換計画作成等に係る権利変換諸費が4億6,800万円、その他に事務費が3億8,400万円、銀行からの資金借入れに係る借入金利息が7,700万円となっております。

また、支出金に対します収入金でございますが、国、及び市からの補助金でございます市街地再開発事業補助金が17億6,900万円、道路等に係る費用を国及び市が負担いたします公共施設管理者負担金が25億7,800万円、公益施設として市が取得いたします図書館の購入費や、マンションの住戸のうち権利者が取得する住戸以外の住戸を株式会社マリモが取得するための購入費

等を含めた保留床処分金が34億4,000万円であり、収入金の合計は支出金の合計と同額となっております。なお、国の交付金等の活用により、市の実質負担額は図書館保留床購入費を含めまして、24億円程度と見込んでおります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

総事業費が77億8,700万ということで聞かせていただきまして、補助金が17億6,900万、それから、そういった形の中で国の交付金などを活用して図書館の保留床購入費を含めて24億円ということで、これは予定しておった建設費用で賄われとるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

工事費が増額等になって、その分賄えるのかというご質問だと思いますけれども、支出金におけます工事費の増額等に対する収入金につきましては、組合におけます資金計画により、市街地再開発事業補助金や公共施設管理者負担金の対象額増加に伴う補助金等の増額や、権利変換計画の確定に伴う株式会社マリモが取得いたします住宅住戸の増加等による保留床処分金の増額により確保できているものでありまして、事業費の増額による事業に対する資金不足等の影響はないものというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

影響はないものと考えている、ただ、保留床は図書館、これは市が入ることなんですけれども、その住宅というかその賃貸のマンションというか、そこについてはまだ決定はしていないけれども、その部分もマリモが全て補償するというところでよろしいんですか。確認だけしたいんですけれども。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

権利変換計画の中で、今のマリモの部分、要はマリモが受け持つ部分というのが、総戸数56戸のうち50戸というふうに確定しております。従来からの計算でいきますと、四十数戸という部分の受持ち分というのがございまして、それから、実際はその分も増えたというところで収入金としては増えておるというところございまして、その分、マリモについては50戸については責任持って参加組合員としてそれを購入するというところございまして。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

住宅部分については、間違いなくというかこれで採算が合うようなということなんですけれども、

もう一つ商業施設ありますよね。この商業施設についてはどのように考えておられますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

保留床の中の亀山市が受け持つ分、マリモが受け持つ分、今ご指摘の商業部分ですね。これにつきましては、今現在3区画の商業施設がございます。図書館に隣接した1階、2階部分。また、マンションの1階部分のほうに隣接した部分ということで、3区画がございます。そのうち2区画につきましては、権利床として地権者の方がお持ちになっておるという状況でございます。残り1床については、現在公募をした状況でございます、その公募が、申込み等もございましたけれども、その協議の中でまだ現在決まっておるという状況にはございません。これにつきましては、今現在各方面でこの処分についての組合として、鋭意検討を進めながら販売先を今進めておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

商業施設も1床だけしか残っていないという逆にそういう意味でございますので、もうほとんど売れているということなので、契約されるということで、1個だけしかあと残っていないということでもよろしいんですね。確認ですけど。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、3区画のうち2区画については権利者が保有しておりますので1区画について、今ご指摘のとおり、今現在まだ最終決定はしておらんということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

完成予定時期についてお伺いしたいんですけれども、ちょっとコロナの関係でとかいろいろあって、当初の予定より遅れてきておると思うんですけれども、今現在での完成予定時期というのはいつになりますか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

完成時期がいつかというところでございますけれども、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業の事業施行期間につきましては、事業計画の変更に伴いまして、当初、令和4年3月31日であった完了期間を、新型コロナウイルス感染症の影響や、国におけます働き方改革によります適正な工事期間の確保等に配慮いたしまして、令和5年3月31日に1年間延長をされております。この事業の施行期間につきましては、工事完了後の組合の解散手続等の期間も含めまして、期間として延長したものでありますが、施設建築物等の完成、引渡しにつきましては、現時点では令

和4年10月21日を予定しております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

完成時期は令和4年10月21日ということでした。もう一つ、この建物の所有権というのはいかになるのか教えていただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

建物の所有権というところでございますけれども、今現在は組合の所有となっております。ただし、先ほども申し上げました権利変換の中で権利床等も発生しておりますので、その部分については権利者の方が当然お持ちになられますし、亀山市も今回議案の中でお認めいただければ、亀山市の分も当然乗りますし、マリモのほうも所有権が発生してまいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

市も所有権があるし、マリモもあるし、組合もあるということですが、この3者が所有権を持つわけなんですけれども、その割合というのは何かありますか。何対何とかそういう。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

主にその3者が持つわけなんですけれども、亀山市の所有分については43%程度の所有となっております、あとの商業施設の部分、また住宅の部分についてはちょっと今数字を持っておりませんが、その部分で商業につきましては小さいものというふうを考えておまして、住宅のほうは規模的には大きいかなあというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、橋梁とか市道、駐車場、駐輪場について、市街地再開発事業以外の整備状況と今後の予定を教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

公共施設工事につきましては、10月より着手いたしまして、現在、旧国道1号線に架かります亀山新橋の解体除却工事を進めているところでございます。橋桁の撤去を終えまして、橋桁の架かっていた橋台の撤去に向けた準備に取り組んでいるところでございます。今後につきましては、引き続き橋台の撤去を進めるとともに、撤去完了後には新たな橋の構築を行うとともに、亀山駅前線全線の拡幅工事や、駅前広場内の整備についても順次工事を進めていくこととなります。なお、市

道御幸線と駅前広場をつなぎます亀山駅前線や駅前広場の整備に当たりましては、原則通行を確保しながら整備を進めていく予定でございます。

その他の部分でございますけれども、現在の組合施行によります市街地再開発事業と併せまして、市におきまして事業を進めております市道の整備の現在の状況につきましては、3、4ブロック内の市道御幸7号線の道路整備に関しましては、本年度の国の交付金の内示状況を勘案いたしまして、道路拡幅により用地確保及び補償が必要となる物件について権利者と補償等の契約を締結したところでございます。補償物件である建物について解体がおおむね完了した状況でございます。また、1ブロック内の市道御幸1・6号線の道路整備に関しましては、権利者と用地取得に係る用地交渉を行っているところであります。さらに、駐輪場の整備につきましては、1ブロック内に4月1日より仮設駐輪場を供用いたしまして、多くの利用をいただいている状況であるとともに、3ブロック内への駐輪場確保に向け地権者との交渉を行っているところであります。バスバースの整備に関しましては、1ブロック内へのバスバース確保に向け、地権者との交渉を行っているところであります。

今後の予定につきましては、国の交付金の内示状況を勘案いたしまして、早期の供用が図られるよう市道や駐輪場、バスバースの整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

駐車場についての整備はどうなっているのか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺への駐車場の整備につきましては、現時点では市街地再開発事業における施設建築物の地下部への公益施設用駐車場以外には、具体的な計画はない状況でございますが、周辺の民間経営の有料駐車場等の供用状況等を加味しながら、駅利用者の利便性確保に向けた駐車場の確保の有無についても検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

こういった駅前に大きなビルが建ってくると、商業施設もできてきて駐車場が足りなくなってくることも想定されますけれども、そういう形の中で将来的に駐車場が不足した場合、どのようにされていくのかお考えがあったらお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

現在、亀山駅の利用者を対象とする有料駐車場につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響からか、空きスペースが増加している状況でございます。今後、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業による整備が完了いたしまして、にぎわいの創出に向けて周辺の土地利

用において空き地の有効活用が進むことが期待されておりまして、そのような状況において駐車場の確保等への対応が必要になるというふうには考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

分かりました。

では最後にもう一回、このマンションの売れ残りにより組合への負担が生じるということはないのかどうかというのを確認したいんですが。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業により整備するマンションにつきましては、組合において整備後に権利者が取得することとなる権利床以外の住宅保留床を参加組合員である株式会社マリモが取得することとしております。このように、事前にマンションの住宅保留床を取得する全国規模のマンションディベロッパーを選定いたしまして、参加組合員として参画いただくことで、事業のリスクを最小限にする取組を組合では行っていますことから、マンションの売れ残り等により組合が債務を負担することはない状況でございます。

また、現時点では、先ほども申し上げましたが住戸56戸のうち6戸を権利床として権利者が取得しておりまして、残り50戸を保留床として株式会社マリモが取得する参加組合契約を組合と締結されております。なお、マンションの販売については、準備が出来次第、株式会社マリモにおいて行われることとなります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の答弁ですと、売れ残ることがないということなので、そのところはきちっと保留床が売れ残った場合はマリモが責任を持つということで確認させていただいてよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

マンションについては、先ほど申し上げました総戸数56戸を計画しておりまして、そのうち権利者が6戸を取得することから組合との参加組合員契約に基づきまして50戸を参加組合員であるマリモが購入することとなっております。このことから、株式会社マリモが責任を持ってユーザーに対し販売することとなります。全国でマンション事業を展開しておる会社でございまして、県内でも数多くの販売実績のある株式会社マリモといたしましては、国及び市の補助を受けて実施された市街地再開発事業におけるマンションであるという高い信頼性と、図書館を敷地内に有し、駅前という好立地での高い利便性等の理由により十分完売できるものとお聞きしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の答弁のようになることを願っております。

そうしたら次の質問ですけれども、鈴鹿関跡についてということで、国史跡に指定された後の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

今回、鈴鹿関跡が新指定ということで、国史跡への新指定の答申がなされましたことで、これで国史跡となることはほぼ確実ではございますが、答申後、文化庁におきまして諸手続がなされた上で、令和3年3月頃に官報告示がなされ、正式に国史跡になると伺っているところでございます。正式に国史跡となりますと、文化財保護法に基づく史跡等保存活用計画を策定する必要がございますので、次年度以降におきましては、国と県と調整の上、当該計画の策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

3年の3月に指定されるということなんですけれども、これが万が一取り消されるということはないですね。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

そのようなことはございません。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

確認をさせていただきました。そうしたら、今後の取組とか課題、問題点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

今後の取組並びに課題ということでございます。

まず、今後の取組につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、今後史跡等保存活用計画を策定していく中で、遺跡の整備や公有地化を行いつつ、公開・活用するための新たな事業展開等につきまして検討・整理してまいります。また、今回、国の史跡の指定範囲は鈴鹿関の遺跡の僅か一部分でございますので、今後は鈴鹿関を象徴する築地塀がどのように南方、現在のところから鈴鹿川方面へ延伸しているのかといったことの確認をするための発掘調査を継続して行い、国史跡の追加指定を目指してまいります。

なお、これまでに判明しているのは鈴鹿関の西端、西側の一部分の築地塀だけであり、その築地

堀の東側である関の内部については、遺跡の状況が全く分からないことから、鈴鹿関の全体像の解明に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後の課題でございますが、先ほど申し上げましたが今回の指定は遺跡の西端の一部でございますので、まず全体像を解明していく必要があります。また、鈴鹿関の遺跡の範囲は広範囲に及ぶと考えられ、先ほども申し上げましたように、関の内部というのは遺跡の中心部と考えられる地点につきましては関宿の町並みが良好に残っている亀山市関宿伝統的建造物群保存地区内にごさいます。発掘調査が困難な場所にごさいます。このため、伝建地区の保存修理修景事業と併せまして、地域住民のご理解とご協力を得ながら発掘調査を少しずつではございますが進めていく必要がございます。また、史跡の全体像解明には、長い期間が必要と考えられますので、専門職の確保及び人材育成を図りながら進めていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

本当に、森川君やったかなあ、私、同級生なんですけど、彼が本当にちっちゃな瓦の破片を見つけて、そこからこういうふうになっていったので、すごいことやなあと思って。彼も何か表彰されたと言っていましたけれども、本当に表彰に値することやったなあというふうに思っています。

そんな中で、そのちっちゃな瓦1つが、これからの亀山の宝物になっていくということなので、この悠久の歴史を感じるすばらしい遺跡になっていくんじゃないかなあというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、令和3年度の税収見込みについてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和3年度の税収見込みにつきましては、特に本市の税構造上、大きく影響を及ぼします法人市民税及び固定資産税の償却資産につきまして、現在、主要事業所に対して、来年度の業績予測や、本年度中の設備投資の状況調査を行っているところでございます。このことから、現段階での税収見込みにつきまして、予想し難いところではございますが、法人市民税につきましては、昨年10月1日以降に開始した事業年度から法人税割の税率が9.7%から6.0%へ引下げになっております。このことから、各法人の決算時期に合わせて順次影響が出ておりますが、4月から3月の事業年度の申告時期を迎えます令和3年度の減収は大きいものと見込んでおるところでございます。また、固定資産税の償却資産につきましても、既存企業の新規設備投資等のここ数年の動向を鑑みますと、減収傾向で推移していくものと見込んでおるところでございます。

次に、個人市民税でございますが、本市において約8割を占める給与所得者の収入は、国が実施しました給与実態調査によりますと、昨年と比較して大きな変動はなかったことから、横ばいと見込んでおります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた飲食業などの個人事業主の皆さんなどにつきましては、事業所得の減が予想されますことから、個人市民税全体では減収傾向になるものと見込んでおります。

また、固定資産税の土地、家屋につきましては、令和3年度は3年に1度行う評価替えの基準年

度に当たり、評価替えによる家屋等の評価額の低下や、地価の下落、その他新型コロナウイルス感染症における税制上の措置としまして、中小事業者等を対象とした事業用家屋等に係る固定資産税の軽減措置などによりまして、減収になるものと見込んでいるところでございます。

このようなことから、令和3年度の税収見込みにつきましては、市税全体で減収傾向になるものと見込んでいるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今話聞いていましたら全部マイナスのことで、全然プラスになる要素はないということで、令和3年度は非常に厳しい財政状況になるなということを確認させていただきました。

私の質問はこれで終わります。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時28分 休憩）

---

（午後 3時37分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

昨日から先ほどもですけれども、鈴鹿関についての質問が続いておりますが、私もこのホットな話題についてはぜひともお聞きしたいという個人的な気持ちもございまして、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目に、これまでの市の取組についてですが、昨日の答弁で鈴鹿関という言葉は、古代文献の中、日本書紀、続日本紀に記述があったというお話でございました。そういった文献から鈴鹿関のある程度の位置、存在はおおよそ見込まれてきたであろうとは思いますが、その発掘はいつ頃から始まり、またどのような経緯を経てきたのか、また亀山市がこの間に国や県に対して何か働きかけてきたのかということについて、まずお聞きをいたします。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員に対する答弁を求めます。

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

鈴鹿関跡の調査につきましては、合併後の平成17年度に旧関町地内の遺跡地図を作成するための詳細分布調査を実施した際、関町新所地内観音山南西部で土塁状の高まりと古代瓦の散布が見つかったことがきっかけでございます。このことにつきまして、学識経験者を交え検証を行いましたところ、鈴鹿関の痕跡である可能性が示唆されましたことから、翌18年度に発掘調査を行ったと

ころ、これらが瓦ぶきの屋根を持つ土塀である築地塀の痕跡であることが確認されたものでございます。

さらに、築地塀の痕跡の周辺からは、多数の丸瓦や平瓦とともに、奈良時代の文様の特徴を持つ重圏文軒丸瓦1点が出土したところでございます。その後、令和元年度まで9次にわたり発掘調査を続けてまいりましたところ、新たに観音山南西部から南方へ続く築地塀の痕跡を確認いたしましたので、これまでの調査結果に基づき、文化庁に国史跡の指定に向けた申請を行い、このほど国史跡の新指定の答申がなされたところでございます。

なお、国や県との関係でございますけれども、財政的な支援、補助金でございますが、これはもとより、発掘や測量調査、報告書作成などの段階から文化庁及び県教育委員会に助言、指導をいただきつつ、あらゆる場面でご支援を賜ったところでございます。

**○議長（中崎孝彦君）**

豊田議員。

**○8番（豊田恵理君登壇）**

この国史跡の指定を受けた鈴鹿関の歴史的価値というのはどのように捉えられるものなのか。また、亀山市としてはどのような価値があると考えているのかについてお聞きいたします。

**○議長（中崎孝彦君）**

辻村参事。

**○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）**

歴史的価値ということでございます。

鈴鹿関の歴史的価値につきましては、観音山南西部において、奈良時代中頃と考えられる瓦ぶきの屋根を持つ土塀である築地塀の痕跡の一部が確認されたことにより、これまで実態が不明であった鈴鹿関の存在を示す関連の施設が初めて明らかになった点でございます。

三関の中で唯一検出された鈴鹿関の築地塀の痕跡が、これまで実態不明であった鈴鹿関の位置や構造、また関の管理などを行う施設等を考える上で重要であると評価されたものでございます。

今回、鈴鹿関という日本古代史の実像を明らかにする国家的な発見が当市でなされたということは、三関のうち唯一国の史跡指定を受けていることなどからも、これまでの市の取組を含め、非常に意義深いものであると考えております。

**○議長（中崎孝彦君）**

豊田議員。

**○8番（豊田恵理君登壇）**

先ほどからも築地塀のお話がよく出てくるんですけども、このニュースの中でも築地塀の一部を国史跡に指定されたとございました。

記述を読んでいるだけでは、なかなかピンとこないところがあるんですけども、そもそもこの築地塀とはどのようなものなのかについてお聞きいたします。

**○議長（中崎孝彦君）**

辻村参事。

**○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）**

築地塀とはどのようなものかといったご質問です。

築地塀とは、瓦ぶきの屋根を持つ土塀でございます。

今回判明した痕跡からは、鈴鹿関跡にあったとされる築地塀の大きさは、基底部で幅が約1.8メートル、高さ約3メートルと考えられております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

見た感じの説明をいただいて、どういう働きがあるのかなというのをちょっと知りたかったんですが、この場所に築地塀が発見されたことによって、どのようなことが分かるのか。築地塀とは鈴鹿関遺跡の中でどの部分に当たり、先ほどでも言ってもらいましたが、この発見によって鈴鹿関の全体像というのは分からないのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

先ほどちょっと築地塀の働きという点もあったんですが、鈴鹿関の西の端に当たりますこの築地塀につきましては、都で反乱を起こした者が東国へ出て、兵力を蓄えることがないよう防御する壁として、観音山南西部から南方、鈴鹿側方面へ約650メートル延伸していたと考えられます。

しかしながら、その築地塀の東側、いわゆる関の内部につきましては、関の中核をなす役所などがあるものと思われましても、これらについては全く分かっていないことから、今後は鈴鹿関の全体像の解明に努めていく必要があるということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

以前に文化財の質問の中とか、あと歴史博物館の質問の中でいろいろ調べている中で、亀山市IT市史の中にもこの鈴鹿関のことが結構詳しく載っておりまして、私も読ませていただいて、築地塀といいますか、関所の関の役割というのがすごく詳しく載っていたので、その関係のことを知りたいなと思ひまして質問させていただきました。

最後の3番目、今後の予定及び遺跡の取扱いについての質問なんですけれども、調査、先ほどの前田議員の質問の中でも、まだ本当に初期段階といいますか、これからまた調査が行われるということであったんですけれども、今後の調査に関するスケジュールというものはある程度分かっているのか、あれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

今後の調査のスケジュールでございますが、これまでもご答弁させていただいておりますが、今回の国史跡の指定範囲が鈴鹿の遺跡の一部分でございますので、築地塀がどのように南方へ延伸するのか確認するための発掘調査を継続して行っていく必要があると考えております。

なお、これまでに判明しているのは、鈴鹿関の西端部分、西側の築地塀の痕跡だけでございますので、この築地塀の東側、いわゆる関の内部が全く分かっていないことから、鈴鹿関の全体像の調

査にも努めてまいらなければならないと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほどの前田議員の質問の中でも、今後の課題とかございましたが、鈴鹿関の今後の保存と活用についてはどのようにお考えかについてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

鈴鹿関跡の今後の保存と活用でございますが、国史跡に指定されることにより、文化財保護法の規定に基づく史跡等保存活用計画を策定する必要がありますので、次年度以降におきまして、国・県と調整の上、当該計画の策定を進める中で遺跡の整備や公有地化を行いつつ、公開・活用するための新たな事業展開等につきまして、検討・整理してまいります。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

公開ということで、現在も歴史博物館のほうで鈴鹿関については展示がされていると思いますけれども、どのような取組がなされているのか、また歴史博物館はネット上でも情報発信を行っておりますが、今後も鈴鹿関を多くの方に知ってもらうためにも歴史博物館との連携は重要だと考えますが、市のご見解をお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

まず、現在行っております歴史博物館1階ロビーでの展示でございますが、これにつきましては、鈴鹿関跡国史跡指定記念速報展といたしまして、鈴鹿関が国史跡に指定されることになったことについて、市民の方に知っていただくためのものでございます。

この速報展では、今回の国史跡指定対象地における発掘調査で出土した古代の瓦や土器などの遺物、写真や図などで遺跡を紹介しておりますほか、鈴鹿関に関係の深い遺跡から出土した古代瓦も紹介しているところでございます。

また、今後の歴史博物館との連携でございますけれども、歴史博物館におきましては、鈴鹿関跡の発掘調査段階から連携を図っておりまして、先ほどもご案内いたしました速報展のほか、令和3年度には職員の連携も行いまして、鈴鹿関跡の史跡指定記念シンポジウムや研究フォーラムの開催を予定しております。また、秋の歴史博物館企画展では、鈴鹿関跡に関する展示や歴史講座などの開催も予定しているところでございます。

一方で、歴史博物館では市の歴史や文化財に関する調査及び情報発信に努めているほか、市内小・中学校へ歴史教材や学習の場の提供を行っていることから、今後、鈴鹿関跡の発掘調査が進展するにつれ、鈴鹿関跡の情報発信の拠点として大変重要な役割を担うものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

鈴鹿関が国の史跡の指定を受けたことによりまして、ほかの三関、不破関、愛発も含めて、この影響というのは今後大きな広がりを見せていくのではないかと個人的には思っております。といっても、その影響力というのはどれほど多くの人に興味を持つか、関わるかということにも左右されますし、やはり見せ方や話題づくりも重要であると思っております。

特にこの三関の時代は、古代日本最大の内乱の壬申の乱であったりとか、皆さんもご存じの元明天皇、聖武、桓武といろいろな小・中学校でも出てくる有名な人物たちが時代背景にも関わっておりますし、先ほども子供に対するという教育の観点もありましたけれども、小・中学校にも出てくる有名な人物ということで、地元の子供たちにとっても大変興味深く歴史を学ぶきっかけになると思います。

このような大変貴重な遺跡が市内にあることについて、市内小・中学校などでも子供たちに知ってもらって、愛着を持ってもらうことで、亀山市全体で機運を高め、鈴鹿関を愛着ある我がまちの遺跡となるよう働きかけてほしいと思います。

あと、歴史博物館のホームページやI T市史を見せていただいたんですけども、特に亀山I T市史は、とても詳細な鈴鹿関に関する解説だけでなく、3Dアニメーションとかも見られまして、どういう感じかなというのを見られるようになっていきますので、そこまで行きつくのがすごく大変なんですけれども、こういったことも亀山市だからこそ、あるからこそできる情報発信に今後も力を入れていただきたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。

「住めば、ゆうゆう。」についてです。

亀山市のホームページを見ると、一番最初のトップ画面に「住めば、ゆうゆう。」というキャッチコピーが出てきます。そのため、ホームページを多く利用する人にとってはこの言葉はなじみが深いものになっているのではないかと私は思っているのですが、実際はどうか分かりません。

そこで、今回この「住めば、ゆうゆう。」とは何か。「住めば、ゆうゆう。」では、どのような取組が行われているのかをお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市は平成27年度に人口減少対策に重点を置いた亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この重点プロジェクトの一つとして、シティプロモーション推進プロジェクトを掲げ、本市が暮らしたいまち、訪れたいまちとして選ばれることを目的に、市の地域資源や魅力を効果的に情報発信するため、平成29年2月に亀山市シティプロモーション戦略を策定いたしましたところでございます。

このシティプロモーション戦略の一環として、本市が持つ良質な都市イメージを確立させるため、キャッチコピーを「住めば、ゆうゆう。」と設定いたしましたところでございます。それに基づいた情報発信を継続的に行うことで、本市で暮らしたいという定住人口の増加や本市に訪れたいという交

流人口の増加につながることを目的に、様々なシティプロモーションの取組を展開しているところでございます。

それと、「住めば、ゆうゆう。」の取組でございますが、主な取組といたしまして、平成29年に開設をいたしましたシティプロモーション専用ホームページにおいて、親しみやすい分かりやすいデザインで年間を通じてイベントやニュース情報を発信しております。また、亀山で自分らしく暮らす人にスポットを当てたライフスタイルインタビュー、こういった取組や、映像を通じて本市のイメージを実感いただけるようなプロモーション動画の配信を行っているところでございます。さらには、子育て分野におきまして、子育てLINEとシティプロモーション専用ホームページを連携させ、スマートフォンなどから生活に便利な情報やイベント情報を取得してもらいやすい環境を整えたほか、移住分野におきましては、亀山暮らしインタビューなどを紹介するパンフレットを配布し、まちの魅力や暮らしの満足度などを伝える取組など、それぞれ関係部署とのタイアップをしているところでございます。

このように良質な都市イメージを確立させるため、各種の情報発信を行うことで本市が暮らしたいまち、訪れたいまちとして選ばれるよう、プロモーションの取組を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私、以前からシティプロモーションについて、まちの見せ方についての質問を何度かしてまいりましたが、答弁にもたくさんございましたように、この「住めば、ゆうゆう。」は平成28年2月に作成された亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略から使われ始めたと思うんですけれども、当時の質問の中で、この質問、シティプロモーション戦略として、ホームページ作成予算をほぼ委託費、委託先に丸投げでよいのかということをお願いしました。シティプロモーション専用ホームページ、キャッチコピー、今の「住めば、ゆうゆう。」ですけれども、それとロゴマークで合わせて1,296万円という大がかりなものでしたので、今回はその効果検証をしていきたいと思っております。

その前に確認ですが、この「住めば、ゆうゆう。」サイト内では、先ほどたくさん取組、庁内の連携の中での取組がありました。今申された子育てや市内行事、住まい探し、ライフスタイルを紹介するインタビューや亀山市の歴史、地域情報、ムービーギャラリーなど様々なコンテンツがそろっておりまして、先ほどパンフレットも用意されているとありました。なかなか全体像が見えないんですが、このテーマ「住めば、ゆうゆう。」とはどのぐらい大きな範囲で使われているのかどうかの確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

「住めば、ゆうゆう。」のキャッチコピーは、特定の範囲や分野にとどまらず、市ホームページ、広報紙、ケーブルテレビや記者会見ボード、職員の名札のストラップ、こういうものもそうですけど、あと名刺のPRなど、非常に幅広く様々な分野において活用いたしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では、2つ目の質問に移りまして、その効果と実績についてお聞きしていきます。

その前に確認すべきこととして、「住めば、ゆうゆう。」効果を検証するのにおいて、実績をどう捉えているのか。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、このシティプロモーションのターゲットは、主に若い世代の定住促進という答弁がありましたので、指標は移住人口ということではないのかどうか、まず確認をいたします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、シティプロモーション戦略におきまして、長期的な定着が期待できる出産による人口増加につながる20代から40代の若者子育て世代をまずターゲット世代といたしまして、また本市に隣接して比較的人口の多い津市・四日市市・鈴鹿市に亀山市を加えたエリアをターゲットエリアとして移住・定住プロモーションを重点プロモーションとして設定しておりまして、議員おっしゃられるように、指標といたしましては、近隣からの転入者につきまして、これが指標となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、改めてその実績についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

その実績でございますが、都市間での年間の人口移動を見てみますと、例えば平成28年度におきまして、鈴鹿市と亀山市の間の20代から40代の人口移動では、鈴鹿市から亀山市へ転入する方、転入者数に対しまして、亀山市から鈴鹿市への転出者数、転出する方のほうが多くて、いわゆる28年度は33人の鈴鹿市への転出超過でありました。それが、令和元年度におきましては、逆に亀山市へ27人の転入超過ということになっておりまして、転入転出状況につきましては好転をいたしておるといふふうに考えております。こうしたことから、一定の効果につながっているものと捉えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほどの事例として、鈴鹿と亀山の移住人口を言われたのですが、なかなかそれを「住めば、ゆうゆう。」効果なのかというのは、なかなか難しいところかなと思いますので、改めて分かりやすい指標として、ホームページの閲覧数などは分かると思いますので、その辺りの推移をお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成29年3月に開設をいたしました「住めば、ゆうゆう。」の専用ホームページの閲覧数でございますが、3か年の推移を申し上げます。

平成29年度につきましては約3万6,600件、平成30年度におきましては約6万8,100件、令和元年度におきましては約7万8,600件と、年々増加傾向にあるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

経年聞きましたけれども、閲覧数は増えているということで、これはいいことなのかなと思います。

分かる範囲の効果実績と思われる数値をお聞きしたところで、ちょっとこの「住めば、ゆうゆう。」について、このキャッチコピーで言っていることについての、これがよかったかどうかというお考え、それとあと、その中で課題と思われることや、また平成28年度から4年間見えてきた目標みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、今の取組でよかったのかということでございますが、今後暮らしたいまち、訪れたいまちとして本市が選ばれるためには、今申し上げたような実績で満足することなく、一層の取組が必要であるというふうに考えております。

その中で、具体的には情報発信の効果を高めていくため、行政のみのワンサイドによる発信だけではなく、市民や市民団体、事業所の方などの協力を得ながら、ターゲットの方々に共感してもらえるような情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

また、課題と目標ということでございますが、魅力的な情報発信を展開していくためには、庁内での連携強化と職員の意識向上も課題であるというふうに考えております。

今後は、関係部署間での十分な連携により、話題性やストーリー性を意識した発信内容の魅力化に努めるとともに、職員一人一人がシティプロモーションの意識を持ち、ターゲットの方々に応じた広報媒体の選択などを行うことで、移住・定住の促進や交流人口の増加、市の知名度の向上につなげていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、最後の項目に移ります。

今後の取組についてですが、この「住めば、ゆうゆう。」を4年間使ってきたわけですが、今後このままこのキャッチコピーでいくのか、それともまた新しい思考や方向性を変えていくのかについてお聞きをいたします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今後の方向性でございますが、現在策定中の後期基本計画並びに第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しに合わせて、現行のシティプロモーション戦略の見直しも行ってまいりたいと考えております。

その中で、「住めば、ゆうゆう。」というキャッチコピーも含め、本市の都市イメージや具体的な取組、庁内連携の在り方につきましても、再度、鋭意検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確認しました。

もともと、「住めば、ゆうゆう。」は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で生まれてきたものでありますが、現在国の予算措置、大変厳しいものになってきております。今後、この事業を続けていく中での予算措置はどうしていくのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

このシティプロモーションの取組は、議員もご指摘ありましたように、平成28年度に国の地方創生加速化交付金、これ財源10分の10でございましたが、これを活用してシティプロモーション戦略の策定や専用ホームページの開設を行ったところでございます。

今後は、この専用ホームページの閲覧数が年々増加傾向にありまして、市の魅力や情報発信する重要な基盤となっていることから、引き続きそのサイト更新やイラスト制作作業等を行う広報専門員に係る費用や新たな動画制作など、コンテンツの充実に関する委託費用などを予算計上してまいりたいと思っております。

ちなみに、令和2年度に掲げました予算につきましては、約280万円でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では最後に、主に子育て世代の定住促進に向けた「住めば、ゆうゆう。」ですが、ホームページを見ますと田舎暮らしであったり自然との共存、ムービーでは加太の暮らしや亥の子行事など、地域動画も配信されております。

どちらかという、田舎暮らし、まちなか以外の地域への移住の勧めというイメージがサイト全体に強い印象を受けますが、一方で亀山市は、都市計画の中でコンパクトシティーを推進しており、まちなか居住へと誘導する施策を進めているはずですが。この都市計画と「住めば、ゆうゆう。」施策のギャップが気になりますが、この辺の整理は必要ではないでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

シティプロモーションの取組は、東京一極集中の是正という地方創生の視点を踏まえまして、かつ戦略的にターゲットエリアを定めながら、都市圏や近隣市にお住まいの方に本市のよさを知っていただき住んでいただく、あるいは住み続けていただくことを狙いに様々な取組を行っているところでございます。

一方でご指摘の市の土地利用上は、立地適正化に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方の下に、居住誘導区域内への誘導施策も展開をしております。今後も移住・定住人口や交流人口の増加を目指し、本市にお住まいいただく、あるいは住み続けていただく、市内を訪れていただくことを目的とした取組を展開してまいります。その中で、本市でお住まいになられる方に対し、居住誘導区域における補助制度など、必要な情報を円滑に提供できるよう、庁内関係部署間での連携強化を図り、より効果的な取組を行ってまいりたいと考えております。

**○議長（中崎孝彦君）**

豊田議員。

**○8番（豊田恵理君登壇）**

それでは、次の質問に移りたいと思います。

最後に、空き家対策についてということで、これもまた検証になるんですけども、まず最初に、亀山市空家等対策の推進に関する条例、通称空き家条例、これも平成28年にできてから4年ほどたちますけれども、その後に着々と動きがあるようですので、この際、この検証ということで質問をさせていただきたいと思います。

空き家条例では、特定空家、また管理不全状態の空き家など、空き家について定義分けをしておりますが、これら特定空家や管理不全状態の空き家の現状について、今までの実績についてお聞きいたします。

**○議長（中崎孝彦君）**

大澤産業建設部長。

**○産業建設部長（大澤哲也君登壇）**

本市は空家等対策の推進に関する特別措置法及び亀山市空家等の対策の推進に関する条例に基づきまして、亀山市空家等対策協議会に諮り、特定空家等及び管理不全状態の空き家等の認定をしておるところでございます。

倒壊などで、周辺的生活環境や著しい悪影響を与えるおそれのある特定空家等につきましては、これまで8件を認定いたしまして、その後、助言・指導によりまして、その解消に努めてまいったところでございます。本年度、残り3件となっております特定空家が順次、所有者の方によりまして解体をしていただいたということから、現在全ての特定空家の解消に至っておるところでございます。

一方、特定空家等の状態まで至りませんが、管理不全状態の空き家につきましては、これまでに18件認定をしております、そのうち5件が解体や修繕によりまして解消していただいております。

解消されていない空家等につきましては、木造住宅耐震補強事業の解体の補助金を活用いただくなど、引き続き相談、また助言もさせていただきながら解消につながるよう努めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

着々と解消に向けて進んで行っているということは確認をさせていただきました。

それでは、特定空家や管理不全状態の空き家だけでなく、空き家問題としてこの4年間の空き家の傾向、増加傾向、減少傾向、減少はないと思うんですが、その傾向はどうかをお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家の数の推移ということで、その傾向はということでもありますけれども、空き家の実態調査でありますけれども、平成27年度から28年度にかけて、市内の自治会にご協力をお願いいたしまして実態調査を行っております、その際一般住宅の空き家が1,107戸ということございまして、その後高齢化の進展などによりまして、現在、空き家につきましては増加傾向にあるものと、そのように思うところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、空き家対策について、今までも随分議論をしてきたわけですが、条例をつくるまでに特に問題になってきたのが、特定空家のようなそのまま放置すれば倒壊著しく保安上危険となるおそれのある物件を所有者が管理や何らかの対策をしない場合の代執行、つまり行政が代わりに執行するかどうかということが問題になっておりました。

亀山市では、今所有者により解体をしてもらったという事例を上げられておりましたが、今までに代執行をしたことがあるのか、またもし代執行が今後必要になってきた場合の財源というのはどうするのか、そういったお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

行政代執行の対象となります特定空家につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、所有者の方によりまして全て解消していただいておりますので、これまで行政代執行ということは行っていないところでございます。

そのような中で、空き家の行政代執行につきましては、仮に執行した後で、所有者の方に費用請求にに応じてもらえないというようなおそれもありますことから、今後もこれまでのように行政代執行に至らないように事前指導をしっかりと行わせていただきまして、所有者の方と解体や、また解体後の土地活用などに関する相談もさせていただきながら、引き続き早めの対策、また改善を図ってまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

そうですねという答弁でした。早めの対策が大事と思います。

空き家条例には、空き家等の所有者等の責務、それから市民の役割という項目もございますが、空き家には所有者が存在し、また空き家問題を解決するためには、当然市民の理解が必要になってきます。今までにも広報や行政番組など様々な方法で、市のほうから市民へ空き家に対する啓発をしてきたと思いますが、市民の空き家に対する意識は向上したと考えるかどうかお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市民の空き家に対する意識というようなことでありますけれども、昨日までもご答弁申し上げておりますけれども、令和元年度、2年度とここ2年間、固定資産税の納税通知書の発送時に、空き家の活用に関するチラシを同封させていただいております。そのような啓発を行ったところで、やはり市外、また市内、当然県外からも多くの問合せをいただいております、空き家情報バンクにつきましても登録も増加をいたしまして、本年度7件成約というようなことにつながっておりますし、また現在商談中も3件というようなところでございます。

さらに、先ほどもご答弁申し上げました特定空家につきましても、8件あったものを全て所有者の方に解体していただいたというようなことから、所有者の空き家に対する意識、市民の方の意識につきましても、一定程度向上しておるものと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確かに、実績値としてきちんと上げられておまして、その辺は評価するところかなと思います。

続きまして、今度、活用について、いつもセットで聞くんですけれども、活用については主に空き家バンクに登録されている市内各地に点在する、まだ活用のできる空き家、そして文化財的な価値を持っているが管理がなされていない空き家などがあると思います。

まず最初に、そのうちでも空き家バンクについてお聞きしますが、空き家バンクの現状として登録数、相談数や傾向などについて、まずお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家情報バンクの現状ということでもありますけれども、現在、市のホームページ上にアップをしておるのが27件というような形でアップをさせていただいておりますけれども、そのうち成約済みというものを表示しておりますのが先ほどの7件ございまして、商談中が3件ということでございます。

といいますと、あと残りは17件が今特に商談もないというような、そのような現状でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最初の頃に空き家バンクができた頃に、本当に物件自体も少なく、今27件の登録があって、成約があったり商談中があるということで、大分空き家バンクというのにも知られるようになってきたのかなという感想でございます。

空き家情報バンクですけれども、亀山市のホームページの中で紹介されておまして、何度も私も見にくいとか扱いにくいというお話を提言したりとかしてきましたけれども、そのたびに改良していただいている、今回もまた最近また改良されていまして。今では、物件を見るために、今までPDFファイルを一個一個クリックしていかなきゃいけなかったのが、一目で分かるようになっておりました。

それで、次に文化財などの空き家について、文化財の空き家っておかしいですけど、お聞きいたします。

文化財の活用という意味でちょっとお聞きしていきたいんですが、これは昨年にもちょっと質問させていただきまして、昨年4月に文化財保護法の改正がありまして、その後6月に質問したんですが、様々なところで最近文化財を生かした運用をしている事例が見られます。

近いところだと、お隣の伊賀市さんでも、NIPPONIA HOTELというのが開業していますけれども、こういった古民家を高級宿泊施設に変えて、再生、活用する等の民間の連携、こういった取組が見られますが、亀山市は東海道沿いの町並みを残した風情のある土地であります。

実際に亀山市でも、そのような考え方があるのかどうか、またこういった民間との連携というのは考えているのかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

**○議長（中崎孝彦君）**

辻村参事。

**○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）**

亀山市、特に関宿、伝統的建造物群保存地区におきましても、空き家問題というのは、伝統的建造物の保護、防災、防犯上からも課題であると認識しているところでございます。

現在、特に関宿に特化した空き家対策は実施しておりません。ただいま少しお触れになりました伊賀市とか、また丹波篠山市では、まち全体をホテル化といった観光のまちづくり事業に取り組んでおり、空き家の解消や古民家を再生しようとしているところでございまして、これは主に民間の事業者が主導になってやっておられますけれども、現在、亀山市のほうではそのような計画はございません。

現在、関宿におきましては、修理修景事業を進めておまして、基本的には所有者からのお申出により補助金を交付しているところでございます。その中で、関宿内での居住や店舗での活用を行いたいということで、関宿の魅力を感じ、空き家を購入し、修理修景を行いたいとの相談が例年のようにございまして、市では様々なご意向に応じながら補助金の活用も含め、相談をお受けしているところでございます。

一方で、民間との連携ということでございますけれども、関宿内には地域に密着した不動産販売店がございまして。当該不動産販売店が取り扱います伝建地区内、関宿内の空き家につきましては、関宿における保存の方針とか考え方などをお伝えしており、購入された方と市をつないでいただくなど、ご協力をいただいているところでもございまして、間接的な働きかけとして効果的であると考えているところでございます。

こういった取組の成果といいますか、空き家の解消、また活用実績を少し紹介したいと思いますけれども、平成29年度から今年度の完了見込みを含めまして、4年間で小さい事業は除きまして、大きく計18件の修理修景事業を行っております。そのうち空き家の活用実績は、住居の目的が4件、店舗目的が4件で、8件ございます。

また、次年度以降につきましても、空き家活用のご相談について、もう既に6件ほどございますので、関宿の魅力そのものが空き家の活用や解消につながっているものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

事例を紹介していただきました。

もう既に、地域密着型の亀山市の現状、重伝建地区であることを理解していただいている民間業者もいるということで、理解いたしました。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

課題と今後の取組ということですが、まず空き家対策として現在抱えている課題とは何か、またその課題も踏まえて今後取り組んでいく予定の計画などあるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空き家対策としての現在の課題ということでありまして、まず空き家の所有者の方や購入希望者の方からご相談や問合せの際に、適切にそれぞれのニーズに応じた流通、改修、また解体などの各種の方策や、また支援メニュー等の提供をしておりますけれども、その解決とか解消に、場合によっては時間を要するときがあるといった、そういう課題がございます。そのほか、空き家の所有者の方へより効果的に情報を伝達していくということも課題であるかと考えておるところでございます。

そのような中で、今後の取組ということでありまして、引き続き固定資産税の納税通知書に、空き家活用に関するチラシを同封していくということによりまして、土地建物の所有者の方に空き家活用の啓発も行っていくとともに、少しでも早い段階から空き家の活用や管理にも取り組んでいただけるような、新たな啓発方法の検討もしていきたいと考えております。

また、空き家を売却、賃貸などのご意向のある方には、空き家情報バンクをはじめといたします活用面について、また空き家を継続して保有をされていくという方には、管理面でのアドバイス、助言もさせていただきまして、宅地建物取引事業者とも連携をしながら状況に応じたきめ細やかな相談や対応に今後も取り組むことで、空き家の解消に努めていきたいと、管理にもつながるような形に努めていきたいと考えておるところであります。

○8番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。以上です。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問でございますが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

明日10日から20日までの11日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご異議なしと認めます。

明日10日から20日までの11日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（中崎孝彦君）**

ご異議なしと認めます。

休会明けの21日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 4時29分 散会)

令和2年12月21日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和2年12月21日（月）午前10時 開議

- 第 1 議案第 80号 亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 82号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 84号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 6 議案第 85号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 第 7 議案第 86号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第 87号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第 88号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 10 議案第 89号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第 90号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第 91号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 第 13 議案第 92号 財産の取得について
- 第 14 議案第 93号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 15 議案第 94号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 16 議案第 95号 市道路線の認定について
- 第 17 議案第 96号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第 97号 市道路線の認定について
- 第 19 議案第 98号 市道路線の認定について
- 第 20 議案第 99号 市道路線の認定について
- 第 21 議案第 100号 市道路線の認定について
- 第 22 議案第 101号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第 102号 市道路線の認定について
- 第 24 議案第 103号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について
- 第 25 閉会中の継続調査について
- 

●追加日程

- 第 1 緊急質問
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	教育長	服部裕君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

なお、草川地域医療部長は都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号より取り進めます。

それでは、去る7日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第80号から日程第23、議案第102号までの23件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第80号	亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第82号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第84号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決

令和2年12月15日

総務委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

---

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

令和2年12月14日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

---

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 83号	亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 93号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第 94号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第 95号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 96号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 97号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 98号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 99号	市道路線の認定について	原案可決
議案第100号	市道路線の認定について	原案可決
議案第101号	市道路線の認定について	原案可決
議案第102号	市道路線の認定について	原案可決

令和2年12月11日

産業建設委員会委員長 伊 藤 彦太郎

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第85号	令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について	原案可決
議案第86号	令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第87号	令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第88号	令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第89号	令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第90号	令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第91号	令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について	原案可決

令和2年12月18日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

初めに、前田 稔総務委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第80号亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について、議案第81号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について及び議案第82号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、租税特別措置法の一部改正がされ、令和3年1月1日から延滞税における特例基準割合が延滞税特例基準割合に改められることから所要の改正を行うものです。

審査の過程では、延滞金の状況に関する質疑があり、これについては、令和元年度の決算で約10件、徴収額は34万9,492円で、ほとんどが保育料の延滞金であるとの答弁でありました。

次に、延滞金の処理に関する質疑があり、これについては、最終的に徴収できなかったものにつ

いては不納欠損となるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号亀山市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、令和3年4月1日から急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が見直されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正内容の周知に関する質疑があり、これについては、改正内容はホームページ等を通じて周知していくとの答弁でありました。

次に、既存の設備の届出に関する質疑があり、これについては、市内の既存設備で今回の条例改正の対象になるものはないが、今後、50キロワットを超える設備が令和3年4月までに設置される場合は、現行の条例に従って変電設備として審査するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

#### ○10番（森 美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第92号財産の取得については、亀山市立図書館の施設の用に供するため、図書館保留床の取得について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、今回2億8,820万円で取得する図書館の保留床にはどこまでのものが含まれるのかとの質疑があり、これについては、図書館に対する共有持分の土地代と、図書館の専有部分と共有部分である。その中で、図書館の専有部分には床の仕上げや内装仕上げ、エアコンを含む空調設備、照明設備、作りつけの椅子や家具、館内の看板等が含まれるとの答弁でありました。

次に、図書館は区分所有となるが、100%市の所有でない財産を行政財産として位置づけられるのかとの質疑があり、これについては、図書館は専有部分が行政財産になるとの答弁でありました。

次に、土地・建物の区分所有の考え方について質疑があり、これについては、土地は公益施設として44.3147%を市が所有する。また、建物は土地の比率にするものではなく、公益施設の専有面積割合として52.8%を市が所有するとの答弁でありました。

次に、区分所有の場合、将来、増改築等の必要が生じた場合はどうなるのかとの質疑があり、これについては、区分所有法において、建て替えの決議には特別決議として区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成が必要と定められているとの答弁でありました。

次に、区分所有として取得するため制約の多い財産になるが、将来的に対応できるのかとの質疑があり、これについては、一般的な再開発事業においては区分所有は全国各地で行われ、都市再開

発法や区分所有法等、様々な法律の中で一定程度確保されており、同様の行政事例は多々あるとの答弁でありました。

次に、公益保留床取得に係る負担金の額に対する市長から再開発組合への承諾は財産取得の議決後に行うべきではないのかとの質疑があり、これについては、財産取得の議案を提出するに当たり、参加組員協定書に基づき負担金の額について協議する必要があるとあり、再開発組合からの額の提示を受け、市から承諾書を出したが、なお書きで負担金の額については議案が可決された場合に確定するとしているとの答弁でありました。

次に、公共施設白書では更新時期まで10年もある現在の図書館の建て替えを優先することについて質疑があり、これについては、駅前再開発という大きな目的のために教育委員会も図書館の移転新築について良としたとの答弁でありました。

次に、再開発組合と市が締結する参加組員に関する契約書における守秘義務の条項の必要性について質疑があり、これについては、契約で知り得た相手方の情報等を漏らしてはならないという一般的な条項であり、議会への資料提出を制限するというものではないとの答弁でありました。

次に、この議案については、亀山駅前への新図書館建設は市民の理解を得られていない事業であること、また耐用年数が10年以上も残っている現図書館を建て替えることは優先すべき事業ではないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

#### ○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、11日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第83号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正については、管内町地内に計画である事業用地の造成に伴い給水区域を拡張する必要があることから、水道法に基づく変更の届出を行うに当たり、事業計画における給水人口及び1日最大給水量を見直したことにより所要の改正を行うものです。

審査の過程では、1日最大給水量の見直しは、新しく拡張した管内地区の6.7ヘクタールとシャープの水量のみを勘案し、テクノヒルズの拡張やほかの企業系の水道量等は勘案していないのかとの質疑があり、これについては、1日最大給水量は工場用水だけで算出したわけではなく、生活用、業務営業用、工場用についても北中勢水道以外の工場と北中勢水道に関する工場とに分けて算出しており、北中勢水道の分の工場用が大きく増加することから3万1,500立方メートルとなったとの答弁でありました。

次に、管内町地内の当該地区における都市マスタープランでの位置づけに関する質疑があり、これについては、今回の事業予定地の土地利用の配置方針としては、関インターチェンジから交通の利便性が高い県道鈴鹿関線の沿道であり、近隣の鈴鹿市の土地利用に合わせた物流系土地利用の誘

導を検討する幹線道路沿道ゾーンに隣接したエリアになっており、都市マスタープランとの整合は図られているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第93号及び議案第94号損害賠償の額を定めることについては、田村町地内の農業集落排水処理施設田村地区浄化センターにおける汚水流出事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第95号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である川合44号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第96号及び議案第97号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である和田31号線及び和田32号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第98号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である能褒野51号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第99号、議案第100号、議案第101号及び議案第102号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である西町3号線、西町4号線、西町5号線及び西町6号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、西町3号線から駅前2号線に出るところは左への一方通行となっているが標識が見えにくく、誤って右折する可能性があるのではないかとの質疑があり、これについては、開発協議の中で一方通行の標識を設置することで防げるとの考えから開発許可になったとの答弁でありました。

なお、この一方通行の標識については、事故があつてはいけないので、今後、様子を見ていただきたいとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

次に、新 秀隆予算決算委員会委員長。

#### ○5番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で当委員会に付託のありました、議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正

予算（第9号）について、議案第86号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第87号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第88号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第89号令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第90号令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について及び議案第91号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）についての令和2年度各会計補正予算の7議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、11日に産業建設分科会、14日に教育民生分科会、15日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、18日に関係部長等の出席を得て、当委員会を開催しました。

まず、各分科会の会長から審査の経過について報告を受け、これらの報告に対する質疑はありませんでした。

次に、議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）については、債務負担行為補正の図書館保留床購入費（追加分）において、亀山駅前への新図書館建設は市民合意が全く得られていない事業であり、指定避難所である東小学校体育館の雨漏りをはじめ、最低限やらねばならない学校の環境整備が後回しにされ、優先順位が低い図書館の建て替えが優先されることは市民の理解が得られないなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第86号から議案第91号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、予算決算委員会として、執行部におかれましては、委員の質疑には的確に答弁できるよう十分に準備した上で審査に臨まれたいとの見解を申し添えます。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第80号から議案第102号までの23件について討論を行います。

通告に従い発言を許します。

16番 服部孝規議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）及び議案第92号財産の取得についての2議案に反対の立場で討論します。

まず、一般会計補正予算です。

債務負担行為補正のうち、図書館保留床購入費追加分です。

これは、図書館の新築工事の工事期間が令和3年度から令和4年度に延長になることに伴い、図書館保留床の取得価格21億8,820万円のうち、令和4年度に支出することになる9億8,820万円を追加するものです。

そもそも、今回のJR亀山駅の新図書館建設は、市民合意が全く得られていない事業です。

2018年8月に、教育委員会は市民の意見を全く聞くことなく勝手に駅前への図書館移転を決めました。しかし、圧倒的に多くの市民は現在の緑豊かな亀山公園内に図書館をと求めており、移転には市民合意がありません。

また、現在の図書館は、市の公共施設白書によれば建て替えの時期まで10年以上あり、多くの教育施設の中で建て替えの優先順位は低いものです。例を挙げれば、亀山中学校の体育館は建て替え時期が2005年とされながら、いまだに建て替え計画すらありません。また、教育民生分科会で議論が集中した亀山東小学校は、指定避難所となっている体育館の雨漏りをはじめ、漏電のおそれがある分電盤や地下で漏水している家庭科室、給湯管、さらに防災上重要な非常階段の扉など、修繕箇所が山積みです。

こうした、最低限やらなければならない学校の環境整備が後回しにされ、建て替え時期で言えば優先順位が低い図書館が優先されることは、到底、市民の理解が得られません。

次に、同じく教育民生分科会で議論になりました放課後児童クラブ運営費のうち、放課後児童健全育成事業560万円です。

社会福祉法人日の本福祉会による放課後児童クラブ新設に対する補助ですが、現在の施設のまま指導員のスペースを潰すなど、改修で40人2単位から40人3単位、合計120人の定員にするというものです。

市は、1人当たり1.65平方メートルという基準は満たされており、問題ないとの答弁でした。しかし、遊び場もなく、学校から遠い施設、コロナの時代に現在の1人当たりの面積基準はあまりにも劣悪です。

井田川小学校区にはミニ団地の開発が多く、子供の数は増える一方、市は毎年幼稚園や保育園も含め調査をして入所のニーズを把握しているにもかかわらず、安全で適切な場所を探して整備してこなかったのは怠慢です。

以上の理由により、問題のある予算を含むこの議案には反対するものです。

次に、財産の取得についてです。

この議案は、図書館整備事業で保留床の購入を進め、来年1月に亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合と参加組合員契約の締結を予定していることから財産の取得をするというものであります。

この議案が可決されれば、21億8,820万円を公益保留床の負担金として市街地再開発組合に支払うというものです。

この議案は、約22億円という金額が妥当かどうか以前に、駅前への新図書館建設が妥当なのかどうかの問題です。先ほど、一般会計補正予算の反対理由で述べましたので詳しくは言いませんが、反対する理由の一つは、移転に市民合意が全くないこと。2つ目に、老朽化し、建て替えを急ぐべき学校施設が多い中で、建て替えまで10年以上ある図書館を優先すべきではないということです。

以上の理由により、この2議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第80号から議案第102号までの23件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第85号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第92号財産の取得について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第92号財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第80号から議案第84号まで、議案第86号から議案第91号まで及び議案第93号から議案第102号までの21件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第80号 亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金に関する条例の一部改正について

議案第81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第82号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第83号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

議案第84号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第86号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第87号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第88号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第90号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第91号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第4号）について

議案第93号 損害賠償の額を定めることについて

議案第94号 損害賠償の額を定めることについて

議案第95号 市道路線の認定について

議案第96号 市道路線の認定について

議案第97号 市道路線の認定について

議案第98号 市道路線の認定について

議案第99号 市道路線の認定について

議案第100号 市道路線の認定について

議案第101号 市道路線の認定について

議案第102号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24、議案第103号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第103号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ3,078万円を追加し、補正後の予算総額を283億4,273万3,000円といたしております。

今回の補正予算は、今月11日、政府において独り親に対する臨時特別給付金の再支給が閣議決定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている低所得の独り親世帯を支援する制度として、さきの6月定例会で計上いたしましたひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の再支給を年内に行うため、必要な経費を計上いたしましたものでございます。

まず、歳出でございますが、第3款民生費の児童扶養手当給付費にシステム修正委託料や再支給する交付金など、合計3,078万円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、今回の補正財源として、第15款国庫支出金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金3,078万円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、今議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第103号に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。

したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

議案第103号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）、児童扶養手当給付金の増額補正について伺います。

（1）番としまして、補正予算の概要についてでございます。

まず、この補正予算が必要となった経緯と目的、また給付金の対象者や積算額の内訳など、概要について伺います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

今回の補正予算につきましては、今月11日、政府において閣議決定され国の予備費に盛り込まれましたひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の年内再支給について、これに必要な経費として案内通知に伴う通信運搬費3万円、口座振替に係る手数料4万8,000円、システム修正に係る委託料13万2,000円、給付費として交付金3,057万円の、合わせて3,078万円を計上いたしました。

このひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、本年6月に国の第2次補正予算に盛り込まれた制度でございますが、本市におきましては6月定例会に補正計上し、8月から基本給付及び追加給付を支給しているところでございます。

こうした中、ひとり親世帯はその生活実態が依然厳しい状況にあることを踏まえ、今回、基本給付を再支給するものでございます。

その対象者につきましては、原則8月からの支給を受けている初回受給者の方となりますが、まだ手続をされず支給されていない方につきましても、今回、申請をいただくことで対象となるもの

でございます。

それで、支給額につきましては、初回と同様に児童扶養手当受給対象者等に対し1世帯当たり5万円、第2子以降は1人当たり3万円を支給するものでございます。

なお、初回給付との違いとして、追加給付はございません。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、少し細かいところを確認したいと思いますけれども、今回の再支給において申請が必要な方というのはどういった方になるのかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

6月の給付をした後、その後、児童扶養手当の対象者となった方等につきましては、本当は申請なしで行くということなんですけれども、そういうことをまだ、そのときの対象者であるにもかかわらずまだ申請をしていらっしゃる方ということになってきます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

初回の給付を申請すれば受けられた方がまだ申請していないという、そういった方は、今回申請をすれば受けることができる。それはつまり、初回の申請分の初回の給付金も受けられる、それで追加も受けられる、両方受けられるということによろしかったですか。これを確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員おっしゃったとおり、そのとおり今回のも前の分も、合わせて支給されるということになります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

初回分と追加分、両方受けられるということで、かなり大きいことだと思いますので、もし自分は対象ではないかというような方がいらっしゃったら、ぜひ問合せしていただきたいなど、申請していただきたいなと思います。

それで、もう一点伺いたいんですけれども、初回の特別給付を受けた世帯には申請なしで自動的に支給されるという説明がありましたけれども、今回の再支給までに、例えば再婚をされて独り親ではなくなったとか、そういったふうに世帯の要件とか条件が変わった場合というのはどうなるのか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

初回の給付から要件が変わった場合ということで、例えば議員がおっしゃっていただいたように、初回の給付以降にご結婚された方、あるいは事情により子供さんの人数が変わられた方など、世帯構成に異動があった方につきましても、今回は初回の基本給付と同様の金額給付となります。

また、初回の給付以降に市外へ転出された方につきましても、本市から支給することとなっております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

いろいろと概要を確認させていただきました。

ちょっと少し質問の趣旨を変えたいと思いますけれども、今回もこれに関しては国の施策でございますけれども、亀山市は独り親世帯の実情についてどこまで把握しており、この特別給付によってどのような影響、効果があると期待するかというところ、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

まず、独り親世帯の実情把握につきましては、これまでからも児童扶養手当支給事務において世帯数等の把握をしております。世帯数に関しましては、今回の給付金が児童扶養手当の対象者をベースとしておりまして、これまで約360件の実績となっております。

一方、市の課税資料から寡婦控除の対象も約360件であります。未申告の方も見えると考えられますので、正確な世帯数の把握は難しいところでございます。

次に、その効果につきましては、コロナの影響が続く中、生活実態が依然厳しい状況にあることを踏まえ、今回の再支給は時期的にも生活支援として効果があるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そういった効果を期待するところでありますけれども、今回、対象としては児童扶養手当の方が大多数であるかなと思います。ということは、この市内にはこの特別給付金の対象にならない独り親世帯の方もいらっしゃると思います。

支援すべきその独り親世帯の範囲であったり、給付額については今回追加分はないということですが、けれども、どのような認識であるか。つまりは、今回の再支給に関して、国が定めた対象者の範囲や給付額で支援を必要とする独り親世帯に対して十分な支援ができる、できているという認識か、そこについてちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の再支給は年末年始に向けた支援であることから、年内に支給することを第一にしております。

す。そのため、支給に係る事務手続等も非常にタイトな期間で速やかに対応する必要がございますので、原則、初回給付の対象者と範囲や金額を変えずに実施するものでございます。

したがって、再支給の対象や金額は必ずしも十分とは言えないかもしれませんが、今回はまずは年内にお届けすることで年末年始の生活支援としてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

まずは確実に年内に早急に対応していただく、確かに大切なことだと思います。

また、先ほども少しありましたように、初回のやつを受けていない方にも正確に今回の再支給分とともに確実に支給していく、こういったことを徹底していただくことがまず必要かなと思います。

その中でもあえて、ちょっと1つ問題提起をしたいのは、これは今回の再支給に限った話ではないんですけれども、離婚調停中の方、DV避難の方。特殊な事情で夫婦別居されている、いわゆる独り親に対する支援についてはどのように見ていくのかであります。戸籍上は独り親ではなく、児童扶養手当の対象にならないケースもあると思います。しかしながら事実上は独り親世帯と同じ、もしくはそれ以上の支援が必要な家庭もあると推察します。

そこで伺いますけれども、低所得でありながらも児童扶養手当の対象とならない、例えば離婚調停中の独り親、DV避難の独り親に対する支援についてはどのように認識した上で、今回、この予算計上をされたのか、対応できるのかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

まず、DV避難者や離婚調停中の独り親につきましては、その実態把握が難しいといった状況がございます。そうした中、DV避難の独り親につきましては、裁判所の証明や申立てに対する認定などにより対象となるもので、本市におきましても実績がございますので、予算計上に含めております。一方、離婚調停中の場合につきましては、制度上、原則的には対象とはならないものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

DV避難の方に関しては、一定の条件を満たせば今回の対象にもなっているということでしたけれども、離婚調停中の方は対象にならないということでありました。

これはやっぱり実態を、なかなか全て把握するのは難しいと思いますけれども、こういった方々が一定数市内にいらっしゃるということはある程度想定した上で、先ほどから申し上げているように、今回、国のこの施策でございますので、そこを確実にやることは大切ですが、やはり基礎自治体としてはそこでは救い切れなるところをしっかりと制度として予算計上していくということが大切ではないかなと思います。

例えば、四日市市の事例など少し調べたところによりますと、その離婚調停中、協議中の方に関しては、配偶者と別居し、かつ婚姻を解消した際には受給資格者と、児童扶養手当の受給資格者と

ということだと思いますけれども、受給資格者となることが想定される児童と同居する父、または母、つまり離婚、婚姻解消した際に対象となる方に関しては申請いただければ支給しますよ、これは市独自に支給しますよという、そういった制度を設けているということでもあります。

こういったところに関してももう少し検討できなかったのか、そういったことを検討されたのかというところ、ちょっとなかなか難しいところだと思いますけれども、そういったところのある程度柔軟な対応ということは今回のところでも可能ではないのか、できないのかというところをちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員に紹介していただいたように、他市ではそのようなことを考えた例もあるとは聞いているんですけれども、本市としましては、これまでからもまあまあ「けいぞく」「はぐくみ」等、亀山独自の取組を進めてきたところでございます。今後も様々な支援策が必要となつてまいりますことから、そのとき国の第3次補正等の内容も見極め、本市としてもしっかりと独自の取組を検討してまいりたいと考えているところです。

今回につきましては、最低でまずは年内支給をというところを考えたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

あくまで国の施策というところでもありますので、なかなか難しいというところ、確認させていただきました。その分、しっかりとこの決められた部分、年内支給というところに関して確実にお願いしたいなと思います。

次に、少し経費についてを、給付金についていろいろと伺ってきましたのでそれ以外のところについても確認したいと思います。

通信運搬費等、手数料、システム修正委託料ということで、合計約21万円計上されておりますけれども、特別給付に関わる業務がこれで増加することによって時間外の勤務手当みたいなものも出てくるのではないかなと思いますけれども、それは国庫補助という形で見てもらえないのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員がおっしゃられるように、今回の再支給に際しましては事務負担の増加による時間外勤務手当等も発生しております。こうした人件費につきましては、既決予算で人をまず対応することとし、国への補助金申請時に計上することで財源としてまいります。国のほうへは上げていく予定です。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは（2）番、対象者への通知と申請時期についてというところに移りたいと思います。

給付金の対象者は申請の手続が要らない方と必要な方に分かれるというところを確認させていただきましたが、対象者への通知はどのように実施されるのか確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

まず第1回、初回の基本給付を受給している世帯につきましては、既に口座情報等支給実績があり状況を把握しておりますので申請は不要となります。そういう方がほとんどなんですけれども、こうした方につきましては直接個別に案内を通知するとともに、市ホームページでも周知してまいります。

また、初回の基本給付の対象者でまだ申請されていない方につきましては、あまり見るとは考えられないんですけれども、再支給分の基本給付と合わせて今回申請していただくことにより支給するものでございます。

そうした方につきましては、引き続き申請資格や給付期間等、広く市広報やホームページにて周知してまいります。お早めに申請を行っていただきたいと考えているところです。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

申請が必要な方は決して数としては多くないと思いますけれども、ホームページ、広報をなかなか隅々まで見るとは限らないので、できる限り広報に載せるにしても分かりやすく載せていただくなど、工夫をお願いしたいと思います。

先ほどから年内にお願い、年内にお願いと言ってきましたけれども、国は初回の特別給付を受けた方々、つまり自動的に支給する方に関しては、可能な限り年内支給をということで求めております。

亀山市ではこの年内が本当に可能なかどうかというところをちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員お話しいただきましたように、本再支給の趣旨は独り親世帯の、主に年末年始に向けた財源支援でありますことから年内にお届けできるよう手続を進めてまいります。

具体的に申しますと、この補正予算をお認めいただいた後は対象者への案内通知、支払い手続等を速やかに進め、今月25日をめどに口座振込により支給する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

年末業務量が大変なところだと思いますけれども、25日をめどということで、ぜひ気合を入れてお願いしたいと思います。

では、先ほどのその初回の給付を受けた方のお話だと思うんですけれども、先ほどから申したように申請がまた必要な方に関して、これから申請をしてくる方に関しては年内支給というのは可能

为什么呢。これはどれぐらいになるんでしょうか、一応確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

これから申請される方につきましては、件数的には初回給付の実績から見て非常に限定的な世帯件数になるとは想定しております。そうした場合、認定や振込等の事務手続が必要となりますので、年内支給は難しいものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

なかなか難しいところだということは理解いたしますが、できる限り迅速に支給ができるように努めていただきたいなと思います。

最後にまとめますけれども、初回給付を受けた方々への年内支給、これはまず確実に実施していただくことと、新たに申請していただいた方に対してもできる限り迅速かつ初回支給と再支給、これを正確に実施していただくことを特にご留意いただきたいなと思います。

広く独り親世帯の支援のために広報をしっかりとされて、市民の声にしっかりと耳を傾けながら、また今回課題が残るところも少し私は感じましたけれども、今後ぜひ対応を、そういった方々の声もしっかりと耳を傾けながら、柔軟に亀山市として引き続き今後対応していただくことをお願いいたしまして質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第103号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第103号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第103号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（中崎孝彦君）

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前10時58分 休憩）

---

（午後 1時15分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、予算決算委員会にその審査を付託しました議案第103号を議題とします。  
予算決算委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

### 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

議案第103号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について 原案可決

令和2年12月21日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

#### ○議長（中崎孝彦君）

新 秀隆予算決算委員会委員長。

新委員長。

#### ○5番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました、議案第103号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）についての審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳入の国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業費補助金の増額補正において、支給のための職員人件費は国からどのように支払われるのかとの質疑があり、これについては、国庫補助率は10分の10であり、今年度の国庫補助金申請の対象とされているとの答弁でありました。

次に、歳出の民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、児童扶養手当給付金の増額補正において、申請が必要な方の要件について質疑があり、これについては、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方で、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方であるとの答弁でありました。

次に、支給要件のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した場合の基準日はいつになるのかとの質疑があり、これについては、児童扶養手当は前年度所得を基準とするが、今回の取扱いは幅を広めて取っていく考えであり、本年度の直近の収入で11月や10月がよかつたときや、その前月と比べて下降度合いが大きいという場合は、計算上12か月相当に置き換え児童扶養手当の水準と見比べて判断するとの答弁でありました。

次に、前回の給付実績の世帯数と今回の給付対象世帯数が違うのはなぜかとの質疑があり、これについては、今回の再支給には追加給付がないため、給付対象世帯数が異なっているとの答弁でありました。

次に、申請をすれば給付金を受給できることが伝わっていない場合があるのではないかとの質疑があり、これについては、対象者全体の把握が困難なため、ホームページや広報で周知していくとともに、2月末までの期限のため、対象者への確認のアナウンスも行っていく。また、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合の対象者の方は自己申告となるので、まずは相談していただくことになるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

**○議長（中崎孝彦君）**

予算決算委員会委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中崎孝彦君）**

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第103号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第103号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中崎孝彦君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第103号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第25、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づきお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「消防力の強化」について
2. 理 由 安全・安心なまちの実現を目指し、地域の実情に応じた消防力を維持していくため、消防設備や資機材の充実、機動力の強化、消防活動体制の整備など、災害対応力の向上に向けた取組について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和2年12月22日～令和3年9月30日

令和2年12月18日

総務委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「環境への配慮とコスト削減を踏まえた将来のごみ処理の在り方」について
2. 理 由 「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」の実現に向け、環境負荷の低減とコスト削減を目指したごみ処理について、将来の処理施設のあり方も含め、調査・研究を行う。
3. 期 間 令和2年12月22日～令和3年9月30日

令和2年12月18日

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「次世代の公共交通政策」について
2. 理 由 交通サービスの課題を解決し、利用する全ての市民が効率的で快適に移動可能となる公共交通について調査・研究を行う。
3. 期 間 令和2年12月22日～令和3年9月30日

令和2年12月18日

産業建設委員会委員長 伊 藤 彦太郎

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

先ほど、小坂直親議員から、年末・年始に向けての新型コロナウイルス感染症対策についての緊急質問の通告がございました。

小坂直親議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席ください。

起立全員です。

したがって、小坂直親議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定しました。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

(午後 1時23分 休憩)

---

(午後 1時48分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緊急質問を行います。

通告に従い、発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

まず、議長はじめ議員の皆様方にご賛同いただき、緊急質問の場を与えていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

多くの市民が不安を持っております。年末・年始に向けて新型コロナウイルス感染症対策について、緊急質問をさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、12月に入り、全国的に新型コロナウイルスの感染者数は増え続け、毎日のように各都道府県の感染者数が更新をされております。いつ、誰が感染してもおかしくない状況が続いております。

亀山市でもこれまで9人が感染し、また三重県本庁舎、また病院等でクラスターが発生しており、亀山市としても最大限の警戒感と危機感を持って感染防止対策を行っていかねばならないと思っているところであります。

このような中、年末年始を控え、各医療機関も休みに入っているところが多く、もし発熱などの症状が出た場合に市民はどうしたらいいのか、どこへ相談したらいいのか、どこの医療機関を受診したらいいのか、PCR検査はいつどこで受けられるのかなど、市民も大変不安に思っているところでもあります。

そうしたことから、今質問にあります年末年始における市、それから保健所、医療機関等への対応をどのように、今この年末年始に取り組む予定であるのかというのが1点。

それと、例年の年末年始とは違います。早くから市民に対して周知を図るとともに、市の体制も万全を期すべきだと思います。いまだに市の広報紙には、ホームページにも何ら周知が図られていません。市はどのように考えてみえるのか、市民への周知について。

2点併せてお尋ねいたします。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、年末年始におけます緊急の対応のお尋ねでございますが、今の現状を踏まえまして私どもがしっかり対応してまいりたいと考えております。

それで、年末年始におけます緊急の対応につきましては、先般の広報12月16日号でお示しをさせていただきましたとおり、亀山市医師会のご協力と、市立医療センターによりまして救急医療当番医の対応とさせていただいております。その上で、市民の皆様方には新型コロナウイルス感染症対策につきましても様々な不安やご懸念もあろうかというふうに存じますので、来る12月29日から1月3日までの6日間、市総合保健福祉センター「あいあい」におきましてコールセンターを設置いたしまして対応に当たってまいりたいと考えております。

なお、市民の皆様への周知につきましては、現在作成をいたしております今週末から来週にかけて配付となります広報の1月1日号及び亀山市ホームページ等で行ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは今までと何ら変わりはないんだ、それだから不安に思っておるんですよ。周知できているんか。市民に対して広報でって、12月の広報は去年どおりですよ、当番医が載っておるだけで何もそんなに詳しいことは何も書いていないんです。1月号って、もうほとんど原稿は出来上がっておるじゃない。そんなPRをすることすら不十分ですよ、やっぱり。だから今不安がっておるわけですよ。

それはちょっとおかしいと思うんです。それからまたホームページでと言ったけど、ホームページですのやったら、何をどういうふうにするのかということをも市民に分かってもらわんことには、ホームページでやりますと言うだけでは、市民はどのようにしてやられるのかを知りたいわけです。何として周知してもらえるのかと、そういうことが全然書かれていないので対応が不十分ですよということを言うておるんですよ。

もし発熱したら、例えば38度の熱が出たらどうしたらいいの、どこへ相談して何をしたらいいのかということですよ。だから、12月16日の当番医でも、皮膚科とか産婦人科とか、そんなところで抗体検査ができるはずがないです。何ぼ当番医で医者を開けてもらっておっても。

やはりもし発熱したらどうするのか、発熱してもコロナなのか、単なるインフルエンザなのか、それすら判定ができへんのに、どこで判定してもらうんですかということですよ。それによって、家族もあるわけです。だから、それについてどこへ誰に言っと。

「あいあい」で対応するんやったら何人、どのような相談でもコロナに関することは全て「あいあい」で何時から何時まで、夜間についてはどうやという。休みですから、こういうふうにして相談を全て受けますという具体的な対応を出してもらわんことには市民は分からんわけですよ。だから不十分だと言うんですよ。

だからもう少し具体的に。陽性になった場合、陽性になるかならんか、インフルエンザかコロナか分からん。だから市民はどこへ行ったらいいのかと。コロナであればすぐ保健所の人に対応してくれると思うけど、それすら分からんそれ以前の問題でどのように市民は。

全部休みですよ、だからどこへ相談して対応してもらえるのかということを知っておるんです。もう少し具体的に質問に答弁していただきたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご案内だと思いますけれども、発熱等の症状がある場合につきましては、これは年末年始に限らず、私どもも三重県のほうも、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関へ受診前に電話でご相談をください。そして、もしその医療機関等々、いわゆる相談する医療機関等に迷われる場合につきましては、三重県の保健所にあります受診相談センター、並びに救急医療情報センターにお問合せをくださいと、こういう大きな仕組みが出来上がっておるところであります。

それで、私どもは先ほど少し申し上げましたが、この年末年始に向けてこれに併せまして12月29日から1月3日までの6日間につきまして、「あいあい」にこのコールセンターを設置させていただこうと、このように今準備をさせていただいておるところでございます、具体的なことということなんですが、基本的にはそういう関係機関とも連携の上、市としてもそういう窓口を設置してこれに対応させていただくと。これにつきましては、今からの印刷、それから配付ということになります、広報の1月1日号でしっかりお示しをさせていただくということになるかと思っております。

ただ、今おっしゃっておられる、もし発熱等が生じた場合、従来の仕組みも当然、年末年始においてもしっかり機能していくわけでありますが、ただおっしゃるように医療機関が極めて制限をされますので、この間の救急対応につきましては先ほど申し上げましたように、医師会、それから関係機関と連携の下に対応させていただいておるところでございますので……。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

詳細につきましては、担当部長からお答えをさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

市長が申し上げました健康福祉部内にコールセンターを設置して市民の皆様からのお問合せに対応する窓口でございますけれども、12月29日から1月3日まで、普通の執務時間ですので、朝の8時30分から夕方17時15分までの間、コールセンターを開設させていただいて、職員が交代で出勤して対応させていただく予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

コールセンターは急遽今つくられるようになったと、そんなものは遅いです。それなら、それを

したのも市民にどうやって周知するんかということですね。結局、1月号でっていうことやけれども広報はほとんど出来上がっておるんですよ、29日に配付するものは。

それと今市長も、高熱のときは保健所やとか、それから医師会やとかそういうところと協議するって、そういうことすら市民の人は知らんわけですよ、そんなことはひとつも。

だから、市民の人はやっぱり、市は今コールセンターをつくるということですけど、そういうことを一々保健所や県に聞かんでも市で第一歩を対応するという体制が必要やないかと言っているんですがな。

コールセンターをするのやったらそれでいい。そうやけど、時間は昼ばかりやなしにやっぱり夜間もある。それと、かかりつけ医についても、今の広報に載っておるのは担当医だけですよ。そこにそんなら抗体検査ができるところとできんところがありますよ。抗体検査ができるのは内科ぐらいですよ。ほかはほとんどだけ当番医を胃腸科や眼科がしておったかて何も役に立たんわけです。実際、機能は果たさんわけです。そのことすら市民は知らんわけですよ、どこの医者へ行ったらいいのかということも。

抗体検査をしてもらわんことには分からんわけですがな。それすら、どこができるのかできへんかということも市民は知らん。そんなことをもう少し、市民に分かりやすく対応する必要があるんやないかというふうに思うんですよ。

県やとか保健所やなしに、市民はたちまち熱が上がったらどうしたらいいんだと。だから「あいあい」のコールセンターへ来てくださいということを周知する。広報があかんのやったら、もう年末年始回ってでもやるべきやというふうに思うし、また、もう一つ大きな意味では、PCR検査は医療センターでは今までの開業のときと合わせてしてくれると。やっぱりこんな非常事態であれば、公的病院がうちはあるわけですよ。それぞれ市にも市民病院があるわな。やっぱりこういう緊急の事態のときには救急の二次救急で受けるべきですよ。

コロナに対しても、この場でせっかくの公的機関が十分に相談に乗っていけると。「あいあい」とコールセンターと医療センターがお互いに、せっかくの公的医療機関があるんだから、それを大きく開放して対応するというような考え方はあるのかないのか、伺いたいです。

#### ○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

今日に至りますまでに、亀山市としてのこの一連のコロナに対する対策につきましては、今ご指摘のように、市本庁、それから当然「あいあい」も含む本庁、それから医療センター、ここが一体的に総合対策を展開いたしてまいりました。

これは基本的にそのように思っておりますし、今、くしくもおっしゃられたような思いでもって本市としては県内最速のPCRセンターの設置でありますとか、あるいは発熱外来の設置でありますとか、それと今の「あいあい」との医療福祉部門とのしっかりした連携も体制としてはそのようにつくり上げてきておるところでございます。

この年末年始におきましても、当然、我々としては今ご指摘の広報等は今から印刷でございますので、今申し上げたようなことをしっかり中に具体的なことも書き込ませていただいて、本週末以降、年内、市民の皆さんのご自宅のほうへ配付をさせていただく段取りでございますので、そら

はしっかり対応させていただきたいと思います。

併せて、関係機関と連携の上、しっかりこの年末年始の対応を図ってまいりたいというふうを考えているところであります。

○議長（中崎孝彦君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

対応してきたという、その具体的な対応が市民に見えてこないから、私は再三質問をしているんです。もう少し市民に分かりやすくしていただきたいというのと、今の亀山市の医療センターは同じような休みやなしに。PCR検査の開設はしたというものの、29日から3日まで休みですね、できないわけですね、結局。せっかく開けても。それは、そこでPCR検査をしてもそれを解析するところが休みであるからできないということやけど、それすらやっぱり市民はどうしたらいいのかということを知るべきやと思うんです。

もう少し具体的にもっとしてほしいのと、今、広報でほぼ出来上がったやつを校正をかけるということやけど、こんな事態であれば市民に広報の前に号外でも出して、緊急事態宣言ですよというぐらい市長が広報に挟んででも、このコロナ対策についてはこのように対応しますと。広報の細かい字を読んでも分からんようなところの隅っこに書かんと、号外を入れてでも緊急対策とでも入れて市民に周知する。それぐらいの対応をしないとなかなか、市民はどうしたらいいだろうかということだと思うんです。

そんなことから、市長の答弁はどうしても……。総合的な判断とか県とか国とかやなしに市独自としてどうするべきやと、今のままやったら私は不十分だと思うんです、対応が。そんなことも含めてもう少し市民に分かりやすい、危機感を持って対応をしていただきたい。

市民はますます不安がっておるので、周知徹底は広報に今から修正をかけて隅っこへ書くんやなしに、号外でも挟んで緊急対策というぐらいのを挟んで、コロナにかかったり、インフルエンザにかかったり、高熱が出たらどうするんやということを市民に分かりやすく、折り込みでも入れて周知徹底をするぐらいのつもりで、市民に周知徹底していただくというふうをお願いをしまして、緊急質問とさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で緊急質問は終了しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

令和2年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時05分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。  
令和2年12月21日

議 長                      中 崎 孝 彦

8 番                        豊 田 恵 理

15 番                      前 田 稔